

令和元年 5月 16日 判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官
平成 27年（行ウ）第312号 政務活動費返還請求事件（住民訴訟）
口頭弁論終結日 平成 31年 1月 31日

判 決

5 大阪府富田林市

原 告

大阪府富田林市

原 告

大阪府富田林市

10 原 告

同所

原 告

大阪府富田林市

原 告

15 大阪府富田林市等

原 告

大阪府富田林市

原 告

大阪府富田林市

20 原 告

大阪府富田林市

原 告

同所

原 告

大阪府富田林市

原 告



同所

原 告

原告ら訴訟代理人弁護士

同

同

原告ら訴訟復代理人弁護士

大阪府富田林市常盤町1番1号

被 告

富 田 林 市 長 美

吉 村 善 美

同訴訟代理人弁護士 俵 正 市

同 寺 內 則 雄

大阪府富田林市錦織中1丁目13番24号

被 告 極 助 參 加 人 沖 利 男

主 文

1 原告中山佑子の訴えのうち、自由民主党、とんだばやし未来議員団、市民会派議員団、公明党、日本共産党、京谷精久及び吉年千寿子が平成25年度に交付を受けた政務活動費に係る部分を却下する。

2 被告は、とんだばやし未来議員団に対し、720円及びこれに対する平成27年6月15日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

3 被告は、公明党に対し、1万6524円及びこれに対する平成27年6月15日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

4 被告は、京谷精久に対し、84円及びこれに対する平成27年6月15日から支払済みまで年5分の割合によ

る金員の支払を請求せよ。

5 原告中山佑子の1項から4項までを除く請求をいずれも棄却する。

6 被告は、とんだばやし未来議員団に対し、1万6524円及びこれに対する平成27年6月15日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

7 被告は、京谷精久に対し、1010円及びこれに対する平成27年6月15日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

8 原告中山佑子を除く原告らの2項から4項まで、6項及び7項を除く請求をいずれも棄却する。

9 訴訟費用及び補助参加によって生じた費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

15 第1 請求

被告は、別紙1相手方欄記載の相手方らに対し、それぞれ別紙1金額欄記載の各金員及びこれに対する平成27年6月15日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

第2 事案の概要等

20 本件は、富田林市の住民である原告らが、富田林市議会の会派であった自由民主党、とんだばやし未来議員団、市民会派議員団、公明党、日本共産党（以下「共産党」という。）、蒼政富田林、京谷精久、吉年千寿子及び被告補助参加人（以下、併せて「本件9会派」という。）が平成22年度から平成27年4月までに交付を受けた政務調査費及び政務活動費（以下、併せて「政務活動費等」という。）に関し、本件9会派による政務活動費等の支出のうち、別紙7から13までに記載の各支出（以下「本件各支出」という。）は違法であるから、本件9会派は政

務活動費等として交付を受けた金員の一部を悪意で不当に利得しているのに、被告は当該不当利得の返還請求権の行使を怠っていると主張して、地方自治法24条の2第1項4号に基づき、富田林市の執行機関である被告を相手に、本件9会派に対してそれぞれ別紙1金額欄記載の各金額の利得金の返還及びこれらに対する弁済期の経過した後である平成27年6月15日（原告らが監査請求をした日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を請求するよう求めた住民訴訟の事案である。

1 関係法令等の定め

(1) 政務調査費に関する法令等（平成24年法律第72号による地方自治法の改正前における法令等）

ア 地方自治法

地方自治法（平成24年法律第72号による改正前のもの。）100条14項前段は、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる旨、同項後段は、同項前段の場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない旨規定する。

同条15項は、同条14項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする旨規定する。

イ 富田林市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年富田林市条例第15号）（乙16・41～46頁、乙17・41～45頁）

（ア）平成24年富田林市条例第36号による改正前の富田林市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年富田林市条例第15号。以下、同改正前のものを「旧条例」といい、同改正後のもの（同改正後の題名は「富田林市議会政務活動費の交付に関する条例」。）を「新条例」と

いう。) 1 条は、この条例は地方自治法（平成 24 年法律第 72 号による改正前のもの。）100 条 14 項及び 15 項の規定に基づき、富田林市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする旨規定する。

5

(イ) 旧条例 2 条は、政務調査費は、富田林市議会における会派（所属議員が 1 人の場合も含む。以下「会派」という。）に対して交付する旨規定する。

10

(ウ) 旧条例 3 条 1 項は、会派に対する政務調査費は、毎月 1 日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額 10 万円を乗じて得た額とする旨規定する（ただし、その額は、平成 22 年 4 月 1 日以降、富田林市議会政務調査費の特例に関する条例（平成 22 年富田林市条例第 16 号。平成 24 年富田林市条例第 2 号により廃止。）又は富田林市議会政務活動費の特例に関する条例（平成 24 年富田林市条例第 2 号。平成 25 年富田林市条例第 1 号による改正前の題名は「富田林市議会政務調査費の特例に関する条例」。）の規定により旧条例 3 条 1 項に定める額から一定の額を減じた額とされていた。）。

15

旧条例 3 条 2 項は、政務調査費は、各半期の最初の月（4 月及び 10 月）の 15 日までに当該半期に属する月数分を交付し、ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する旨規定する。

20

(エ) 旧条例 5 条 1 項は、会派及び所属議員は、政務調査費を別に定める用途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない旨規定する。

25

(オ) 旧条例 7 条 1 項前段は、政務調査費の交付を受けた会派の代表者は、別に定める政務調査費の収入及び支出の報告書（以下「收支報告書」と

いう。) を作成し、前年度の交付に係る政務調査費について、毎月 4 月 30 日までに、議長に提出しなければならない旨、同項後段は、同項前段の場合において、出納簿及び支払伝票の写しを添えて、提出しなければならない旨規定する。

5 同条 2 項は、同条 1 項の支払伝票には、領収書又は支払証明書を添付しなければならない旨規定する。

10 (カ) 旧条例 8 条は、政務調査費の交付を受けた会派の代表者は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を減じて残余があるときは、当該残余の額を市長に返還しなければならない旨規定する。

(キ) 旧条例 11 条は、この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める旨規定する。

15 ウ 富田林市議会政務調査費の交付に関する規則（平成 13 年富田林市規則第 11 号）（乙 16・51～57 頁、乙 17・51～57 頁）

(ア) 平成 25 年富田林市規則第 5 号による改正前の富田林市議会政務調査費の交付に関する規則（平成 13 年富田林市規則第 11 号。以下、同改正前のものを「旧規則」といい、同改正後のもの（同改正後の題名は「富田林市議会政務活動費の交付に関する規則」）を「新規則」という。）

20 1 条は、この規則は、旧条例 11 条の規定に基づき交付される政務調査費について必要な事項を定めるものとする旨規定する。

(イ) 旧規則 6 条 1 項は、旧条例 5 条に規定する政務調査費の使途基準は、同規則別表（以下「旧別表」という。）に定めるとおりとする旨規定する。

25 同規則 6 条 2 項は、政務調査費は、交際費に関する経費（1 号）、党員その他政党活動に関する経費（2 号）、選挙活動に関する経費（3 号）、

後援会活動に関する経費（4号），議員個人の私的なものに関する経費（5号），前各号のほか調査研究の目的に該当しない経費（6号）に充てることができないものとする旨規定する。

5 (ウ) 旧規則9条2項は，会派は，書類等の保存を明確にし，その経理については同項各号に定めるところにより処理するものとする旨規定し，同項2号は，会派が先進地行政視察等を行うときは，富田林市職員旅費支給条例（昭和52年富田林市条例第5号。以下「旅費支給条例」という。）の基準に従い行うものとし，議長に視察届を提出しなければならない旨規定する。

10 (エ) 旧規則12条は，この規則に定めるもののほか，政務調査費に関し必要な事項は別に定める旨規定する。

(2) 政務活動費に関する法令等（上記地方自治法の改正後における法令等）

ア 地方自治法

15 地方自治法100条14項前段は，普通地方公共団体は，条例の定めるところにより，その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として，その議会における会派又は議員に対し，政務活動費を交付することができる旨，同項後段は，同項前段の場合において，当該政務活動費の交付の対象，額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は，条例で定めなければならない旨規定する。

20 同条15項は，同条14項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は，条例の定めるところにより，当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする旨規定する。

同条16項は，議長は，同条14項の政務活動費については，その使途の透明性の確保に努めるものとする旨規定する。

25 イ 新条例（乙1・41～46頁）

旧条例からの改正点は，「政務調査費」を「政務活動費」に改める他，

概要、以下のとおりである。

(ア) 新条例1条は、新条例は地方自治法100条14項から16項までの規定に基づき、富田林市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする旨規定する。

(イ) 新条例5条1項は、政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（同条2項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する旨規定する。

同条2項は、政務活動費は新条例の別表（以下「新別表」という。）で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする旨規定するところ、新別表の定めは別紙2のとおりである。なお、新別表は、旧別表に「9 要請・陳情活動費」の項目及び内容を加え、「会派又は議員」を「会派」とする他は、概ね、旧別表と同一の内容である（以下、旧別表と併せて「本件各別表」という。）。

ウ 新規則（乙1・51～55頁）

旧規則からの改正点は、「政務調査費」を「政務活動費」に、「富田林市議会政務調査費の交付に関する条例」を「富田林市議会政務活動費の交付に関する条例」にそれぞれ改める他は、概要、以下のとおりである。

(ア) 新規則6条は、政務活動費は、交際費に関する経費（1号）、党员その他の政党活動に関する経費（2号）、選挙活動に関する経費（3号）、後援会活動に関する経費（4号）、議員個人の私的なものに関する経費（5号）、前各号のほか新条例5条に規定する経費に該当しない経費（6号）に充てることができないものとする旨規定する。

(イ) 新規則9条3項は、会派が先進地の行政視察等を行うときは、旅費支

給条例の基準に従い行うものとし、議長に視察届を提出しなければならない旨規定する。

(3) 政務調査費のてびき（乙1.6、17）・政務活動費のてびき（乙1）

ア 富田林市議会は、平成19年7月以降、政務調査費のより一層の透明化と使途の具体化を図ることを目的に、新たな使途基準と富田林市議会政務調査費の取扱要領を策定するとともに、経理を明確にし、適正な取扱いを期するために政務調査費の運用指針を策定し、同年10月、これらを取りまとめた「政務調査費のてびき」を作成した。

イ 富田林市議会は、その後、上記「政務調査費のてびき」に関し、平成22年4月1日に第1次改訂を、平成24年4月1日に第2次改訂を、平成25年4月1日に第3次改訂を実施した。

本件各支出のうち、平成22年度及び平成23年度の支出については「政務調査費のてびき（第1次改訂）」（以下、これに掲載された使途基準等を「第1次改訂基準」と総称する。乙1.7）が、平成24年度の支出については「政務調査費のてびき（第2次改訂）」（以下、上記同様に「第2次改訂基準」と総称する。乙1.6）が、平成25年度から平成27年4月までの支出については「政務活動費のてびき（第3次改訂）」（以下、上記同様に「第3次改訂基準」と総称し、第1次改訂基準及び第2次改訂基準と併せて「本件使途基準」という。乙1）が、それぞれ適用される。

ウ 第1次改訂基準から第3次改訂基準までの主な定めは、それぞれ、概要、別紙3の1から別紙3の3までのとおりである。

(4) 旅費支給条例（乙2.1～2.3）

ア 旅費支給条例1条1項は、富田林市職員が公務のため旅行するときは、同条例の定めるところにより、同条例別表第1及び別表第2に掲げる旅費を支給する旨規定するところ、同条例別表第1のうち市長に係る部分の定めは別紙4のとおりである。

イ 旅費支給条例4条は、旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、順路によりこれを支給する旨規定する。

ウ 旅費支給条例5条本文は、旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の計算による旨規定する。

エ 旅費支給条例7条は、視察又は講習を受ける等のため旅行するとき、市長は、同条例により計算した旅費額の範囲内で、この旅費額を減じて支給することができる旨規定する。

オ 旅費支給条例8条1項前段は、鉄道旅行には鉄道賃、水路旅行には船賃、空路旅行には航空賃及び陸路旅行には車賃を支給する旨規定する。

10 同条2項は、鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する旨規定する。

同条4項は、航空賃は、公務上特別な必要又は天災その他やむを得ない事情により市長が航空機の利用を許可した場合に限り、路程に応じ旅客運賃により支給する旨規定する。

15 同条5項は、車賃の額は、現に支払った旅客運賃により支給する旨規定する。

カ 旅費支給条例9条は、公務上の必要により、急行料金、特別急行料金、座席指定料金又は寝台料金を必要とした場合には、同条例8条に規定する旅客運賃のほか現に支払った急行料金、特別急行料金、座席指定料金及び寝台料金を支給することができる旨規定する。

キ 旅費支給条例11条1項は、公務による旅行で宿泊を要する場合の1日当たりの日当は、同条例別表第1(別紙4)に定めるところにより支給し、公務による旅行(大阪府外への旅行に限る。)で宿泊を要しない場合の日当は、同条例別表第2に定めるところにより支給する旨規定する。

25 同条2項は、宿泊料は、旅行中に宿泊施設を利用する夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する旨規定する。

ク 旅費支給条例 16 条は、職員が旅行の出発前に旅行命令を変更若しくは取り消され又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず、当該金額のうちその者の損失となった金額を同条例に定める旅費額の範囲内で旅費として支給することができる旨規定する。

2 前提事実（当事者間に争いがない事実、証拠（書証番号は特記しない限り枝番号を含む。）により容易に認定することができる事実及び当裁判所に顕著な事実）

(1) 当事者等

ア 原告らは、いずれも富田林市の住民である。

イ 被告は、富田林市の執行機関たる市長である。

ウ 自由民主党は、富田林市議会の会派であり（その会派名は平成 26 年 4 月頃まで「清心クラブ」であったが、以下、改名の前後を問わず「自由民主党」という。），平成 22 年 4 月から平成 27 年 4 月までの所属議員は、左近憲一（以下「左近議員」という。），林光子（以下「林議員」という。）及び山本剛史（以下「山本議員」という。）の 3 名であった。

エ とんだばやし未来議員団（以下「とんだばやし未来」という。）は、富田林市議会の会派であり、平成 23 年 5 月の結成時から平成 27 年 4 月までの所属議員は、辰巳真司（以下「辰巳議員」という。），尾崎哲哉（以下「尾崎議員」という。），川谷洋史（以下「川谷議員」という。）及び南齋哲平（以下「南齋議員」という。）の 4 名であった。

オ 市民会派議員団（以下「市民会派」という。）は、富田林市議会の会派であったものであり、平成 22 年 4 月から平成 23 年 4 月までの所属議員は、永原康臣（以下「永原議員」という。），西川宏朗（以下「西川議員」という。），大西剛（以下「大西議員」という。），辰巳議員，尾崎議員及び川谷議員の 6 名であったが、平成 23 年 5 月から平成 27 年 4 月まで

の所属議員は、永原議員及び西川議員の2名であった。

市民会派は、平成27年4月30日をもって解散した。

カ 公明党は、富田林市議会の会派であり、平成22年4月から平成27年4月までの所属議員は、高山裕次（以下「高山議員」という。）、草尾勝司（以下「草尾議員」という。）、來山利夫（以下「來山議員」という。）及び司やよい（以下「司議員」という。）の4名であった。

キ 共産党は、富田林市議会の会派であり、平成22年4月から平成27年4月までの所属議員は、奥田良久（以下「奥田議員」という。）、岡田英樹（以下「岡田議員」という。）及び上原幸子（以下「上原議員」という。）の3名であった。

ク 蒼政富田林は、富田林市議会の会派であったものであり、平成22年4月から平成23年4月までの所属議員は、京谷精久（以下「京谷議員」という。）、鳴川博（以下「鳴川議員」という。）及び被告補助参加人の3名であった。

蒼政富田林は、平成23年4月30日をもって解散した。

ケ 吉年千寿子（以下「吉年議員」という。）は、平成22年4月から現在に至るまで、所属議員1名の富田林市議会の会派に所属している。

コ 京谷議員は、蒼政富田林が解散した後の平成23年5月から現在に至るまで、所属議員1名の富田林市議会の会派に所属している。

サ 被告補助参加人は、蒼政富田林が解散した後の平成23年5月から平成27年4月まで、所属議員1名の富田林市議会の会派に所属していた。

(2) 政務活動費等の交付等

富田林市は、別紙5の政務活動費等交付額欄記載のとおり、平成22年度から平成27年4月までの間、旧条例及び新条例に基づき、本件9会派に対し、政務活動費等をそれぞれ交付した（なお、同別紙中「平成23年度」とあるのは、平成23年5月から平成24年3月までの期間である。以下、本

文においても同じ。)。

本件9会派は、平成22年度から平成27年4月までの間、別紙5の支出欄記載のとおり、経費を支出して、これに上記交付を受けた政務活動費等を充て、その収支につき収支報告書を作成するとともに、別紙5の残額欄記載(数字の前に▲が付記されていないもの)のとおり、別紙5の収入欄記載の金額から当該会派がその年度において経費として支出した総額を減じて生じた残余の額を被告にそれぞれ返還した(なお、被告補助参加人は平成24年度から平成26年度までの間も政務活動費等の交付を受けたが、これらの政務活動費等については、原告らが本訴において違法の主張をしていないから、別紙5においては記載を省略した。)。

なお、各会派が、年度の途中であるのに、平成23年4月1日から同月30日まで及び平成27年4月1日から同月30日までの収支報告書を作成するとともに、上記残余の額を被告にそれぞれ返還したのは、平成23年4月30日及び平成27年4月30日に、富田林市議会議員の任期が満了したことに伴うものである。(以上につき、甲8の1、8の3、11の1、11の3、14の1、14の3、17の1、17の3、20の1、20の3、23の1、23の3、26の1、26の3、29の3、32の1、34の1、36の1、38の1、40の1、42の1、44の1、48の1、50の1、52の1、54の1、56の1、58の1、60の1、64の1、66の1、68の1、70の1、72の1、74の1、76の1、78の1、80の1、80の3、83の1、83の3、86の1、86の3、89の1、89の3、92の1、92の3、95の1、95の3、弁論の全趣旨)

(3) 本件訴えに至る経緯

ア 原告中山佑子(以下「原告中山」という。)は、平成27年1月14日、平成25年度における自由民主党、とんだばやし未来、市民会派、公明党、共産党、京谷議員及び吉年議員による政務活動費の支出に違法なものがあ

るにもかかわらず、被告が是正措置を怠っている旨主張して、富田林市監査委員に対し、同市長に当該違法な支出により富田林市が被った損害を補填するための必要な措置を探るよう勧告することなどを求める住民監査請求（以下「本件監査請求1」という。）をした（甲1）。

5 イ(ア) 富田林市監査委員は、平成27年3月13日付けで、本件監査請求1のうち一部に理由があると認め、被告に対し、以下のとおり勧告するとともに、その余の部分は理由がないとしてこれを棄却し、原告中山に対し、その旨を通知した（甲2、弁論の全趣旨）。

10 a 平成25年度に交付した政務活動費のうち、充当が認められない額である京谷議員に係る会議・広聴費（4万2000円）及び市民会派に係る人件費（40万5400円）について、前者に関しては平成27年4月30日までに返還を求めるなど必要な措置を講じ、後者に関しては本勧告書交付後1か月以内に適正な按分割合に基づく返還を求め、それが行われない場合には同月30日までに上記金額の返還を求めるなど必要な措置を講じられたい。

b 期間内に必要な措置を講じた時には、地方自治法242条9項の規定に基づき、速やかにその旨を通知されたい。

15 イ これを受け、被告は、京谷議員及び市民会派に対し、上記勧告の内容どおりの返還をするよう通知した（甲3）。

20 ウ(ア) 京谷議員は、上記通知を受けて、被告に対し、求められた全額を返還した（甲3）。

イ 市民会派は、平成27年4月10日、被告に対し、「住民監査請求に
25 関し、監査委員の勧告に基づく市長の措置に対する市民会派議員団の見
解」と題する書面を提出するとともに、上記支出内訳及び雇用実態を裏
付ける資料として、補助職員の勤務表及び雇用契約書を提出し、求めら
れた返還をしなかった。

上記市民会派の見解を示した書面には、要旨、上記イの人件費に係る補助職員の勤務内容は「調査研究活動補助」であり、新条例等の規定に則り、政務活動費から支出したものである；本来、当該職員に対し支払った給料等全額について政務活動費から支出し得るものであるが、市民会派独自の基準として、政務活動費からの支出上限額を月額8万円と設定したものである旨の記載がある。（以上につき、甲6の2）

5

エ 被告は、富田林市監査委員に対し、市民会派の上記見解に一定の妥当性があると考える旨報告し、その後、市民会派に対し上記返還を求めることが等をしなかった（甲3）。

10

オ 原告らは、平成27年6月15日、平成25年度及び平成26年度における政務活動費の支出に違法なものがあるにもかかわらず、被告が是正措置を怠っている旨主張し、上記違法な支出額は追って書面を提出するとして、富田林市監査委員に対し、被告に当該違法な支出により富田林市が被った損害を補填するための必要な措置を探るよう勧告することなどを求める住民監査請求（以下「本件監査請求2」といい、本件監査請求1と併せて「本件各監査請求」という。）をした（甲5の1）。

15

原告らは、平成27年7月14日、同月31日、同年8月7日、富田林市監査委員に対し、請求の要旨の補正及び追加申立書等をそれぞれ提出し、これらにより、本件監査請求2の対象は、平成22年4月から平成27年4月までの間にされた政務活動費等の支出に違法なものがあるにもかかわらず、被告が是正措置を怠る事実とされた（甲5の3、5の5、5の6）。

20

カ 富田林市監査委員は、平成27年8月21日付けで、本件監査請求2のうち、①平成22度分から平成25年度までの政務活動費等に係る部分は、監査請求期間を徒過しており不適法である、②本件監査請求1と重複している部分は、住民訴訟を提起すべきであるから不適法である、③岡田議員

25

5

が発行した広報紙に係る部分は、当該広報紙に係る費用が政務活動費から支出されていないことは原告らも自認しているから、そもそも本件監査請求2の対象に含まれていない、④自由民主党の平成25年度の看板代及び広報費代（合計79万5310円）に係る部分は、既に全額が富田林市に返還されているため、監査の対象とすることはできず、不適法であるなどとして、上記各部分を却下するとともに、その余の部分は理由がないとしてこれを棄却し、原告らに対し、その旨を通知した（甲7、弁論の全趣旨）。

(4) 本件訴えの提起等

10

原告らは、平成27年9月18日、本件訴えを提起した。

15

原告らは、被告の答弁を受けて、平成28年2月19日付け訴えの変更申立書をもって、本件訴えのうち、既に解散した市民会派及び蒼政富田林に対する利得金の返還及びこれらに対する法定利息の支払を請求するよう被告に求める部分について、市民会派に所属していた永原議員及び西川議員、蒼政富田林に所属していた京谷議員、鳴川議員及び被告補助参加人に対する利得金の返還及びこれらに対する法定利息の支払を請求するよう被告に求める訴えに変更した（以下「当初の訴えの変更」という。）が、その後、同年6月16日付け訴えの変更申立書をもって、上記訴えの変更は不要であったとして、当初の訴えどおりとする再度の変更をした（以下「再度の訴えの変更」という。）。（以上につき、顕著な事実）

20

3 爭点

(1) 本案前の争点

ア 平成22年度から平成25年度までの支出に係る請求について

適法な監査請求の前置の有無（地方自治法242条2項の適用の有無、
争点1）

25

イ 平成26年度の支出に係る請求について

監査請求権の濫用の有無（争点2）

ウ 市民会派及び蒼政富田林を相手方とする請求について

- (ア) 訴えの利益の有無（争点3）
- (イ) 出訴期間遵守の有無（争点4）

エ 全請求について

訴権の濫用の有無（争点5）

（2）本案の争点

本件各支出の対象が、新条例あるいは旧条例等所定の経費（以下、政務調査費であるか政務活動費であるかを問わず、該当する条例等に所定された経費を「条例所定経費」という。）に該当しない違法なものであるか否か（争点
10 6）

4 当事者の主張

（1）争点1（適法な監査請求の前置の有無）について

（原告らの主張）

本件監査請求2は、いわゆる真正怠る事実に係る監査請求であるから、
15 地方自治法242条2項は適用されない。

したがって、本件訴えのうち平成22年度から平成25年度までの支出に
係る部分についても適法な監査請求が前置されているから、同部分について
も適法な訴えである。

（被告の主張）

本件監査請求2のうち平成22年度から平成25年度までの政務活動費等
を対象とする部分については、地方自治法242条2項本文所定の監査請求
期間を超過したものであり不適法であるから、本件訴えのうち上記年度の部
分については適法な監査請求の前置を欠いている。

すなわち、本件各監査請求の対象は、富田林市が本件9会派に対して有す
25 る政務活動費等に係る不当利得返還請求権等の行使を怠る事実であるところ、
新条例及び旧条例は、政務活動費等の交付に関する手続に関し、①富田林市

長が当該年度に各会派に交付すべき政務活動費等の額を決定する，②上記①の決定額に応じ，各半期の最初の月の15日までに，各会派に対し，当該半期に属する月数分を交付する，③各会派及び各議員が当該政務活動費等を支出する，④当該年度が終了した際，同政務活動費等に残余金がある場合には，同市長に返還するという手続を規定する。このような手続からすれば，政務活動費等に係る公金の支出は，その残余金を同市長に返還するという精算の手続によって完了するものであるから，この精算の手続は，同市長が上記残余金の返還を受けることにより，各会派の支出が適正であったか否かを確定する手続であるということができる。したがって，仮に新条例等に反して政務活動費等が政務活動以外に使用された場合，単に各会派及び各議員によって違法不当な支出がされたというにとどまらず，同市長が精算において適法な支出であると誤って確定したことにより，公金の支出自体が違法になると解することができる。

そうすると，上記不当利得返還請求権等が発生するか否かは，財務会計上の行為である上記精算の違法・不当に基づくことになるから，本件各監査請求の対象である怠る事実はいわゆる不真正怠る事実に該当し，上記精算が終わった日，すなわち遅くとも出納閉鎖期間の終了日を基準として，1年間の監査請求期間の制限が及ぶと解するべきである。

しかるに，原告らが本件監査請求2をしたのは，上記日から1年を経過した後である平成27年6月15日であり，同項ただし書の「正当な理由」に関する具体的な主張・立証もないから，本件訴えのうち平成22年度から平成25年度までの政務活動費等を対象とする部分は適法な監査請求の前置を欠いており，不適法な訴えである。

(2) 争点2（監査請求権の濫用の有無）について

(被告の主張)

本件訴えのうち，平成26年度分の公明新聞及びしんぶん赤旗の購入費並

びに平成26年度分の吉年議員の「見てある記」89号に係る広報費を除く部分は、適法な監査請求の前置を欠いており、不適法である。

すなわち、原告らは、本件監査請求2において、3度にわたり請求の要旨の補正や追加等をすることにより、その対象を当初のものから大幅に拡大した。上記の拡大した部分については、当初の監査請求に併合して監査請求をする必要性もないものであった上、具体的な理由を詳細に示すことなく、網羅的に政務活動費等からの支出が違法であるなどと主張していたことから、富田林市監査委員が監査期限内に適正な判断を行うことが事実上不可能であった。

このような本件監査請求2の経緯に鑑みれば、同監査請求のうち、当初の監査請求書に記載されていた平成26年度分の公明新聞及びしんぶん赤旗の購入費並びに平成26年度分の吉年議員の「見てある記」89号に係る広報費を除く部分については、適法な監査請求が行われたということはできない。

(原告らの主張)

争う。

(3) 争点3（訴えの利益の有無）について

(原告らの主張)

富田林市議会の会派は、富田林市議会議員によって構成される権利能力なき社団であるところ、同社団が解散した場合においても、旧条例及び新条例上の一定の義務を負担しており、かかる義務を全て履行し清算が終了するまでの間は権利能力なき社団として存続する。そして、違法な政務活動費等の支出があった場合における返還義務は、会派の所属議員全員に1個の義務として総合的に帰属するものと解するべきである。

したがって、本件訴えのうち市民会派及び蒼政富田林を相手方とする部分についても訴えの利益が認められる。

(被告の主張)

市民会派は平成27年4月末日に、蒼政富田林は平成23年4月末日にそれぞれ解散し、現在は存在しない会派であって、被告が政務活動費等の返還を求めるることは不可能であるから、本件訴えのうち市民会派及び蒼政富田林を相手方とする部分は訴えの利益を欠き不適法である。

5 (4) 争点4（出訴期間遵守の有無）について

(被告の主張)

訴えの変更は、変更後の新請求に関する限り新たな訴えの提起にはかならないから、地方自治法242条の2第2項所定の出訴期間の遵守は、新旧訴訟物に同一性のある場合等の特段の事情がない限り、訴えの変更がされた時10点を基準に判断すべきである。

前記前提事実(3)のとおり、原告らは、平成28年6月16日付け訴えの変更申立書をもって、本件訴え（同年2月19日付け訴えの変更申立書により変更後のもの。）を再度変更し（再度の訴えの変更），請求の相手方に市民会派及び蒼政富田林を追加しているが、当該変更の前後で請求の相手方が異なるため新旧訴訟物に同一性が認められない。また、原告らは、当初の訴え提起の段階で市民会派及び蒼政富田林を相手方とすることにつき何ら支障はなく、現にこれらの者を相手方としていたのであるから、出訴期間を徒過した新請求を適法とすべき必要性はなく、上記特段の事情は認められないというべきである。

20 したがって、本件訴えのうち、相手方を市民会派及び蒼政富田林とする部分は、出訴期間の徒過により不適法である。

(原告らの主張)

争う。

25 (5) 争点5（訴権の濫用の有無）について

(被告の主張)

地方自治法が住民訴訟を認めた趣旨からすれば、住民訴訟の提起の経過、

内容及び応訴に伴う相手方当事者の負担等に鑑み、当該訴訟を提起することが住民訴訟の制度趣旨に照らして相当性を欠き信義に反すると認められる場合には、当該訴訟は訴権の濫用として却下されるべきである。

本件訴えの対象は、平成22年度から平成27年4月までに支出された政務活動費等全般であるところ、原告らは具体的な違法事由を主張することなく、数年度にわたる政務活動費等からの支出の適法性を審理の対象としていることからすれば、実質的には富田林市における政務活動費等の制度そのものを否定するために本件訴訟を行っていると解ざるを得ない。このような訴えは、被告の業務や相手方である会派及び議員等の業務にいたずらに混乱を生じさせるものであるし、審理の遅滞を招き、地方財務行政の適正化に関する方策として実効性を欠くものであるから、住民訴訟の制度趣旨を逸脱するものである。

したがって、本件訴えは、住民訴訟の制度趣旨に照らして相当性を欠き信義に反するため、訴権の濫用として却下されるべきである。

(原告らの主張)

争う。

(6) 争点6（本件各支出の対象が条例所定経費に該当しない違法なものであるか否か）について

(原告らの主張)

ア 立証責任等について

政務活動費等に係る支出の具体的な使途は、収支報告書を提出する議員が最もよく知る事柄であることからすれば、住民において、当該支出が本件使途基準に適合しないことを推認させる一般的、外形的な事実を主張立証した場合には、当該支出が本件使途基準に適合しないことが事実上推認されるというべきである。したがって、被告が上記推認を覆すに足りる主張立証をしない限り、本件使途基準に適合しない使途に充てられたことが

認められるというべきであるから、被告が上記主張立証責任を負う。

イ 本件各支出は、別紙7から13までの各「原告らの主張」欄記載のとおり、違法である。以下、補足して主張する。

(ア) 自由民主党の支出について

a 平成23年度に「資料作成費」として支出された調査代（岩田測量設計）は、測量費用として31万5000円が支出されたものであるが、そもそも測量は政策・立案のための調査研究活動とは無関係であり、その金額も高額であるから、上記支出は違法である。

b 平成24年3月29日に「広報費」として支出された議会報告紙N_{o.}9に係る作成・印刷費は、河内新聞社に発注した3万7000部のちらしの作成・印刷費であると認められるところ、富田林市の世帯数や配布実態に加え、同じ構成の議会報告紙N_{o.}8に係る作成・印刷費が、同N_{o.}9に比して9000部少ないにもかかわらず、費用が同額であることからすると、実際には3万7000もの部数の印刷がされていないとみることが自然である。したがって、上記支出は違法である。

c 平成24年10月10日に「広報費」として支出された切手代及び同年12月7日に「会議・広聴費」として支出された切手代は、議会報告のために80円切手を500枚購入したものであるが、上記議会報告の内容は富田林市議会作成の「富田林市議会定例会会議録」のコピーの一部を切り貼りしただけのものにすぎない。しかも、前者の支出に係る支払伝票に添付された資料（甲49・支払伝票番号84）のタイトルが反転していること、上記会議録は市役所や図書館等に配架されていることからすると、上記議会報告を実際に市民に郵送したとは考えられない。そもそも、切手は換金性が高く、その使途を明確にすべきであることからしても、上記各支出は違法である。

d 平成22年度に「事務費」として支出された象印マホービンは、政策・立案のための調査研究活動とは無関係であるから、上記支出は違法である。

e 平成23年度から平成25年度までの各年度末に「事務費」としてそれぞれ支出された政務調査事務会経費(ないし政務調査事務会計費。以下同じ。)は、何のために支出されたものであるか不明であるし、支払伝票とそれに添付された領収証の筆跡が同じであるから、調査研究活動に使用されたとは認められず、上記各支出は違法である。

(イ) とんだばやし未来の支出について

a 「事務費」として支出されたGMOインターネット株式会社に係るプロバイダー料金に関しては、支払伝票及び同添付の支払証明書によれば、同会派がウェルネット株式会社に対し、平成26年5月まではコンビニエンスストアにおける店頭支払の方法により、同年6月以降は銀行口座からの自動引落しの方法により、支払をしたことが認められる。

しかし、ウェルネット株式会社はいわゆるコンビニ収納代行サービス事業を主としていることからすれば、プロバイダー料金の支払方法につき銀行口座からの自動引落しを選択した場合には、支払先はGMOインターネット株式会社となるはずである。それにもかかわらず、同月以降も支払伝票の支払先欄に「ウェルネット株式会社」と記載されていることからすれば、上記支払が実際行われたかについて疑問が生じるといわざるを得ない。

したがって、政務活動費等から支出することは許されないものであるから、上記各支出は違法である。

b 平成26年度に「広報費」として支出された川谷議員の「川谷ニュース」折込代及び印刷代について、多くの市民が上記ちらしを見てい

ないことからすれば、同ちらしを実際に配布したのか疑問である。さらに、上記ちらしの作成費が高額であること、支払先の会社の所在地が軒々としており、その全てがマンションの一室であることからすると輪転機がない可能性が高いことからすれば、そもそも上記ちらしを印刷すらしていないのではないかとの疑問を抱かざるを得ない。したがって、上記支出は違法である。

c 平成24年度に「事務費」から支出されたパソコン代等について、パソコンの性質上、必要に応じて適宜使用することができるという一般的、外形的事実からすれば、調査研究活動以外の議員活動、選挙活動、政党活動及び後援会活動等の目的で、日常的に頻繁かつ容易に使用されていることが推認されるというべきである。したがって、2分の1を超えて政務活動費等から支出することは許されない。

実際に、とんだばやし未来では、平成28年度からパソコン代等に関する政務活動費から支出する金額を5万円のみに制限していることからしても、従前、調査研究活動以外の目的でパソコン等を使用していた事実がうかがわれる。

(ウ) 共産党の支出について

「広報費」として支出された岡田議員のちらし及び奥田議員のちらしに係る費用は、これらのちらしの1枚目の大半を各議員の顔写真と氏名が占めており、当該紙面構成から受ける印象は政党と議員個人の周知に他ならないことからすれば、選挙運動を目的としたちらしに係る費用であると認められる。したがって、政務活動費等から支出することは許されず、上記各支出は違法である。

(エ) 蒼政富田林の支出について

平成22年度に「会議・広聴費」として支出されたコンゴーの回数券は、日常的に議員個人のコーヒ一代として使用されていたことが認めら

れるから、政務調査費から支出することは許されず、上記支出は違法である。

(イ) 京谷議員の支出について

平成26年度に「資料購入費」として支出された国際地図は、政策立案のための調査研究とはおよそ考えられないから、少なくとも2分の1を超過して政務活動費から支出することは許されない。

(被告の主張)

ア 判断枠組み・立証責任について

(ア) 政務活動費について

a 判断枠組み

政務活動費の使途は、調査研究活動に限られるものではない。このことは、平成24年の地方自治法の改正により、政務調査費が政務活動費に改められたことに端的に表れている。

そして、地方自治法100条14項が政務活動費の使途を「調査研究その他の活動」と規定し、政務活動費の交付対象、額、交付方法及び政務活動費を充てることができる経費の範囲に関する具体的な定めを全て条例に委ねていること、政務活動費の透明性の確保は会派、議員及び議長に委ねられ、執行機関による厳密な審査が予定されていない政務活動費の制度自体、その使途の適正さは立法府たる議会が自律的に確保すべきものであり、執行機関からの干渉を防止する趣旨に出たものと考えられることからすれば、執行機関が、政務活動費の支出が違法であることを理由に会派に対しその返還又は損害賠償を求め得るのは、当該支出の違法性が明白な場合、すなわち、新条例、新規則及び本件使途基準の定めに照らして、会派又は議長の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用がある場合に限られるというべきである。

したがって、本件各支出が適法である否かについては、新条例、新



規則及び本件使途基準の定めに照らして、会派又は議長の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるか否かを基準に判断すべきである。

b 立証責任

住民訴訟において、審判対象とされた請求権の発生原因事実の主張立証責任は住民側が負うことからすれば、原告らは、政務活動費に係る個々の支出に関し、少なくとも適法性に合理的な疑いを生じさせる程度の具体的な事実を主張立証しなければならない。

(イ) 政務調査費について

a 判断枠組み

平成24年の地方自治法改正前における同法100条14項は、政務調査費は「議会の議員の調査研究に資するため」の経費である旨規定していたところ、政務調査費の制度は、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、会派に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せて政務調査費の使途の透明性を確保しようとしたものである。もつとも、同条15項が、政務調査費の使途の透明性を確保するための手段として、条例の定めるところにより政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出することのみを定めていることからすれば、同法は、その具体的な報告の程度、内容等については、各地方公共団体がその実情に応じて制定する条例の定めに委ねることとしたものと解される。

そして、政務調査費の使途の透明性の確保が会派、議員及び議長に委ねられ、執行機関による厳密な審査が予定されていない制度であるという点は、政務活動費と同様であること、会派の調査研究活動は多岐にわたることからすれば、個々の経費の支出が調査研究活動に必要かどうかについては会派の合理的判断に委ねることが相当である。

したがって、政務活動費の使途の適法性に関する判断枠組みは、政

務調査費においても同様に当てはまり、新条例、新規則及び本件使途基準の定めに照らして、会派又は議長の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるか否かを基準に判断すべきである。

b 立証責任

5 政務活動費の場合と同様、原告らが政務調査費の個々の支出に関し、少なくとも適法性に合理的な疑いを生じさせる程度の具体的事實を主張立証しなければならない。

イ 本件各支出は、別紙7から1・3までの各「被告の主張」欄記載のとおり、適法である。以下、補足して主張する。

10 (ア) 茶菓子代について

本件使途基準は、茶菓子代について1人1回2000円と定めているが、会派に複数の議員が所属する場合には、2000円に会派の議員数を乗じた金額を1回の上限とする取扱いがされている。すなわち、1回の市政相談に関する支出額から会派の議員数を除した金額が2000円以内である場合、あるいは、複数回の市政相談における茶菓子代をまとめて支出した場合において、当該支出額から会派の議員数を除し、さらに、市政相談の回数を除した金額が2000円以内である場合には、本件使途基準に基づく支出であるというべきである。

15

本件9会派が政務活動費等から支出した茶菓子代には1回2000円を超えるものがあるが、住民の市政及び政策等に対する要望・意見を聴取し、議員の調査研究その他の活動に反映させるために必要な支出である上、社会通念上相当な範囲内の金額であると認められるから、上記各支出は適法である。

20

(イ) 自由民主党の支出について

25

a 左近議員の15周年記念市政報告会について

平成26年度に「広報費」及び「会議・広聴費」として支出された

左近議員の15周年記念市政報告会に関する会場費等について、同報告会の第2部では落語家である桂文福氏の市政講談が行われたものの、同氏は、左近議員による市議会議員就任当初からの市政活動を理解している人物であり、そのような人物が講談という市民にとって親しみやすい方法により市政について伝えることは、市政に関する見識をより広め、理解を深める効果があること、約2時間にわたる上記報告会のうち第2部は10分から15分程度にとどまっていることなどからすると、上記報告会は全体として政務活動として行われたものであると認められる。したがって、上記各支出は適法である。

10

b 政務調査事務会経費について

平成24年度及び平成25年度の各年度末に「事務費」として支出された政務調査事務会経費は、平成22年度及び平成23年度に「人件費」として支出した経費と同様、主として政務活動に係る会計の帳簿付け、伝票整理及び資料整理の作業を担当している補助職員の人件費であり、それ以外の費用は含まれていない。上記各支出に係る支払伝票添付の領収証の内容、平成22年度及び平成23年度においては実際に「人件費」として支出していた経緯等を総合考慮すれば、本件使途基準に何ら反するものではなく、上記各支出は適法である。

15

(ウ) とんだばやし未来の支出について

20

a 手土産代について

「調査旅費」として支出された手土産代について、視察先への手土産代は視察への協力に対する謝礼としての意味を有するものであるから、社会通念上適正な範囲内であれば政務活動費等から支出することが許されるというべきである。

25

すなわち、富田林市における行政視察は、新規則9条3項及び旧規則9条3項に基づき、会派が市議会議長に対し視察届を提出し、これ

を受けた同議長が視察市の市議会議長に対して視察依頼文を送付するとともに、議会事務局において事前に調査研究活動に係る視察であると確認し、受入先との調整を行った上で実施されている。このような手続を経て行われる行政視察における手土産は、視察の実効性を高める目的の下、視察への協力に対する謝礼の意味を有するものであるし、本件使途基準においても手土産代の支出を禁止していない。

上記に加え、上記各支出に係る手土産代が 1 か所当たり 3000 円以内であることからすれば、社会的儀礼として相当な範囲内の金額であるといえるから、上記手土産代に係る各支出は適法である。

b 複数の議員による視察について

とんだけやし未来では、複数の議員により視察を実施しているところ、複数の議員が富田林市の今後の施策の参考となり得る先進地の施設や取組事例と共に確認・体験し、正確な情報を各々共有することにより、充実した検討や議論が可能となることからすれば、複数の議員による視察は、富田林市の施策の新たな提案や課題を提起するために有意義かつ必要性が高いものということができる。したがって、上記各視察に係る支出は適法である。

(二) 蒼政富田林の支出について

原告らは、平成 22 年度に「会議・広聴費」として支出されたコンゴーの回数券について、日常的に議員個人のコーヒ一代として使用されていたことが認められるから、上記支出は違法であるなどと主張するが、蒼政富田林が上記方法で使用された回数券に係る経費を政務調査費から支出したことを見す確たる証拠はないから、原告らの主張は失当である。

第 3 当裁判所の判断

1 争点 1 (適法な監査請求の前置の有無) について

(1) 地方自治法 242 条 2 項は、同条 1 項に規定された監査請求の対象事項の

うち財務会計上の行為については、当該行為があった日又は終わった日から 1年を経過したときは監査請求をすることができない旨を規定しているところ、監査請求の対象事項のうち怠る事実については、このような期間制限は規定されておらず、怠る事実が存在する限りは期間制限なく監査請求をすることができるものと解される。もっとも、特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法であって無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象として監査請求がされた場合には、監査委員は当該行為が違法であるか否かを判断しなければ当該怠る事実の監査を遂げることができないという関係にあり、当該監査請求は当該行為を対象とする監査を求める趣旨を含むものとみざるを得ないところ、当該監査請求が前記の期間制限を受けないとすれば、同条2項が期間制限を設けた趣旨が没却されることとなるから、当該行為のあった日又は終わった日を基準として同項の規定を適用すべきものである（最高裁判所昭和62年2月20日第二小法廷判決・民集41巻1号122頁、同平成14年7月2日第三小法廷判決・民集56巻6号1049頁参照）。

(2) 本件各監査請求に係る請求書等（甲1, 5の1, 5の3, 5の5, 5の6）の記載内容及び弁論の全趣旨によれば、本件各監査請求は、本件9会派による政務活動費等の支出に違法なものがあつたこと等により発生する不当利得返還請求権及び法定利息請求権の行使を怠る事実をその対象とするものと認められる。

そして、上記不当利得返還請求権等は、本件9会派が、条例所定経費に該当しない経費に政務活動費等を充てたことにより、当該年度に交付を受けた政務活動費等の総額が、条例所定経費に該当する経費に充てた政務活動費等の総額を上回り、交付を受けた政務活動費等に残余があることになる場合に発生する実体法上の請求権であるから、本件各監査請求は、特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法・無効であるからこそ発生する実体

法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実とするもの（いわゆる不真正怠る事実に係るもの）ではないということができる。

そうすると、本件各監査請求は、いわゆる真正怠る事実に係る監査請求といるべきであり、地方自治法242条2項は適用されない。

- 5 (3) 被告は、新条例8条及び旧条例8条を根拠に、政務活動費等に係る公金の支出は、その残余金を富田林市長に返還するという精算手続によって完了するものであり、上記精算手続は、同市長が各会派の支出が適正であったか否かを確定する手続であるといえるから、上記不当利得返還請求権等が発生するか否かは、財務会計上の行為である上記精算手続の違法・無効に基づくことになるとして、本件各監査請求は不真正怠る事実に係る監査請求である旨主張する。

しかし、新条例8条及び旧条例8条は、政務活動費等の交付を受けた会派の代表者は、その年度において交付を受けた政務活動費等の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を減じて残余があるときは、当該残余の額を市長に返還しなければならない旨を規定するにすぎず、上記規定を根拠として、富田林市長が、政務活動費等の残余金の返還を受けることにより、会派の支出が適正であったか否かを確定する権限を有すると解することはできない。他に、上記残余金の返還等の手続中に、上記精算手続を財務会計上の行為であると認めるべきものは見当たらない。

したがって、被告の上記主張は採用することができない。

2 争点2（監査請求権の濫用の有無）について

被告は、原告らが3度にわたる請求の要旨の補正やその追加等により本件監査請求2の対象を大幅に拡大した上、上記拡大部分について、具体的な違法事由を示すことなく、網羅的に政務活動費等に係る支出が違法であると主張していた本件監査請求2の経緯に照らせば、本件監査請求2のうち平成27年6月

15日付け富田林市職員措置監査請求書(甲5の1)に記載がなかった部分(平成26年度分の公明新聞及びしんぶん赤旗の購入費並びに平成26年度分の吉年議員の「見てある記」89号に係る広報費を除く部分)については、適法な監査請求が行われたとはいえない旨主張する。

5 しかし、住民監査制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置を監査委員に請求する権能を住民に与えたものであるところ、このような住民監査制度の趣旨に照らせば、単に網羅的に政務活動費等に係る支出が違法であると主張して監査請求をしたという事情のみをもって、監査請求権を濫用したものと評価することはできないというべきである。そして、本件全証拠に照らしても、原告らが、上記住民監査制度の趣旨に反し、富田林市監査委員や相手方である本件9会派を不适当に混乱させる目的で本件監査請求2をしたとか、当初から監査請求の対象や具体的な違法事由を特定する意思がないのに本件監査請求2をしたなどという事情はうかがわれない。

10 そうすると、本件監査請求2につき監査請求権の濫用として不適法であるということはできず、本件訴えについて、適法な監査請求の前置があったものと認められる。

3 爭点3(訴えの利益の有無)について

20 前記前提事実(1)才及びクのとおり、市民会派は平成27年4月30日に、蒼政富田林は平成23年4月30日にそれぞれ解散したものである。

しかし、市議会における会派は、当該市議会の議員によって構成される権利能力なき社団であると解されるところ、新条例及び旧条例が、政務活動費等の交付を受けた会派が半期の途中において解散したときは、会派の代表者であつた者は、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費等を返還しなければならない旨(新条例4条2項、旧条

例4条2項), 政務活動費等の交付を受けた会派の代表者は, その年度において交付を受けた政務活動費等の総額から, 当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を減じて残余があるときは, 当該残余の額を市長に返還しなければならない旨(新条例8条, 旧条例8条)規定していることに照らすと, 会派は, 解散した場合であっても, 新条例あるいは旧条例上の一定の義務を負担しており, かかる義務の履行が全て終了して清算が終了するまでは, なお権利能力なき社団として存続するものと解するのが相当である。

したがって, 本件訴えのうち市民会派及び蒼政富田林に係る部分について訴えの利益を欠くものとはいえない。

4 争点4(出訴期間遵守の有無)について

(1) 原告中山の訴えのうち, 自由民主党, とんだばやし未来, 市民会派, 公明党, 共産党, 京谷議員及び吉年議員が平成25年度に交付を受けた政務活動費に係る部分の出訴期間について

前記前提事実(3)ア, イ及び弁論の全趣旨によれば, 原告中山は平成25年度における自由民主党, とんだばやし未来, 市民会派, 公明党, 共産党, 京谷議員及び吉年議員による政務活動費の支出に違法なものがあるにもかかわらず被告が是正措置を行わないことを怠る事実として富田林市監査委員に対し住民監査請求(本件監査請求1)をしたこと, 同監査委員は平成27年3月13日付で被告に対し同年4月30日までに京谷議員及び市民会派に政務活動費の一部の返還を求めるなど一定の措置を講ずべき旨勧告したほかは, 本件監査請求1を棄却し, 同月末頃までには当該監査結果を原告中山に通知したことが認められる。

しかるに, 原告中山が, 上記怠る事実を対象とする本件訴えを提起したのは, 上記監査結果の通知があった日から30日が経過した後である同年9月18日であるから, 本件訴えのうち上記怠る事実に係る部分が地方自治法2

42条の2第2項1号所定の出訴期間の経過後に提起されたものであることは明らかである（なお、本件訴えのうち上記部分が、市民会派に係る人件費のみの違法を主張するものではなく、同年度における上記各会派による他の支出についても広く違法を主張するものであることからすれば、本件訴えのうち上記部分は、本件監査請求1に対する富田林市監査委員による監査結果に不服があるとして提起されたものというほかなく、出訴期間の起算日は原告中山に上記監査結果が通知された日であるというべきである。）。

したがって、原告中山の訴えのうち、自由民主党、とんだばやし未来、市民会派、公明党、共産党、京谷議員及び吉年議員が平成25年度に交付を受けた政務活動費に係る部分については、出訴期間を徒過した訴えとして不適法というべきである。

なお、原告中山は、上記怠る事実を対象として本件監査請求2を行っているが、同法242条1項の規定による住民監査請求に対し、同条4項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、上記監査の結果に対して不服があるときは、同法242条の2第1項の規定に基づき同条2項1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一の住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当であるから（最高裁判所昭和62年2月20日第二小法廷判決・民集41巻1号122頁参照），原告中山の本件監査請求2のうち、自由民主党、とんだばやし未来、市民会派、公明党、共産党、京谷議員及び吉年議員が平成25年度に交付を受けた政務活動費に係る部分については不適法である。したがって、原告中山の訴えのうち上記部分に係るものについて、本件監査請求2の前置があったものとして適法という余地もない。

よって、原告中山の本件訴えのうち上記部分に係るものは、不適法なもの

として却下を免れない。

(2) その余の訴えの出訴期間について

ア 訴えの変更は、変更後の新請求については新たな訴えの提起にほかならないから、変更後の新請求に関する出訴期間（地方自治法242条の2第2項1号）の遵守の有無は、変更前後の請求の間に訴訟物の同一性が認められるとき、又は両者の間に存する関係から、変更後の新請求に係る訴えを当初の訴えの提起の時に提起されたものと同視し、出訴期間の遵守において欠けるところがないと解すべき特段の事情があるときを除き、上記訴えの変更の時を基準としてこれを決しなければならないというべきである。

イ 前記前提事実(4)のとおり、本件訴えのうち、既に解散した市民会派及び蒼政富田林に対し利得金の返還及びこれらに対する法定利息の支払を請求するよう被告に求める部分については、本件監査請求2に係る監査結果の通知があった日から1か月を経過した後に、再度の訴えの変更により、上記2会派に所属していた議員5名に対し利得金の返還及びこれらに対する法定利息の支払を請求するよう被告に求める訴えから変更されたものである。

再度の訴えの変更後の訴訟物は、富田林市の上記2会派に対する不当利得返還請求権及び法定利息支払請求権であり、他方、上記変更前の訴訟物（当初の訴えの変更後の訴訟物）は、富田林市の上記議員5名に対する不当利得返還請求権及び法定利息支払請求権であるから、変更前後の請求の間に訴訟物の同一性を認めることはできない。

しかし、本件訴状の記載及び弁論の全趣旨によれば、原告らは、訴え提起当初から、違法に支出された政務活動費等の返還義務を現に負う者を相手方として、被告が上記相手方に対する不当利得返還請求権等の行使を怠る事実を問題としていたことが明らかであることに加え、当初の請求から再度の訴えの変更後の請求に至るまで、その基礎となる事実関係に変更が

ないこと、当初の訴えの変更は上記2会派に係る訴えは訴えの利益を欠く旨の被告の答弁を踏まえて行われたものであること等に照らすと、再度の訴えの変更後の新請求に係る訴えを当初の訴えの提起の時に提起されたものと同視し、出訴期間の遵守において欠けるところがないと解すべき特段の事情があると認めるのが相当である。

ウ よって、本件訴えのうち上記(1)記載の部分以外の部分については、出訴期間の遵守において欠けるところがないというべきである。

5 争点5（訴権の濫用の有無）について

被告は、原告らが本件訴訟において具体的な違法事由を指摘することなく、数年度にわたる政務活動費等からの支出の違法性を網羅的に主張していることからすれば、被告や相手方である本件9会派の業務にいたずらに混乱を生じさせるものであるし、審理の遅滞を招き、地方財務行政の適正化に関する方策として実効性に欠けるなどとして、原告らが訴権を濫用している旨主張する。

しかし、上記2で説示したところと同様に、本件全証拠に照らしても、本件訴えが訴権の濫用として却下されるべきものであるということはできない。

6 争点6（本件各支出の対象が条例所定経費に該当しない違法なものであるか否か）について

(1) 本件各支出の違法性判断の枠組み等について

ア 判断枠組み

(ア) 平成24年法律第72号による改正前の地方自治法100条14項及び15項の規定による政務調査費の制度並びに同改正後の同条14項から16項までの規定による政務活動費の制度は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとするものである。

もっとも、上記改正前の地方自治法100条14項及び同改正後の同

条14項が、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として政務活動費等を交付することができる旨を規定するとともに、その交付の対象、額及び交付の方法（上記改正後においては、上記に加え、当該政務活動費に充てることができる経費の範囲）は条例で定めなければならない旨を規定していることからすると、具体的な政務活動費等の交付の対象、額及び交付の方法（政務活動費については上記に加え、当該政務活動費に充てることができる経費の範囲）については、各地方公共団体がその実情に応じて制定する条例の定めに委ねているものと解される（最高裁判所平成22年4月12日第二小法廷決定・集民234号1頁参照）。

10 (イ)a 上記委任を受けて、富田林市では旧条例及び新条例を制定しているところ、政務調査費に関しては、旧条例5条1項が政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならない旨を規定し、同条例11条の委任を受けた旧規則6条1項が同条例に規定する使途基準は同規則別表（旧別表）のとおりとする旨を、同条2項が政務調査費は同項1号から6号までのほか、調査研究の目的に該当しない経費に充てることができないものとする旨を、それぞれ規定する。

15 上記改正前の地方自治法100条14項、旧条例5条1項、11条及び旧規則6条の文言に加え、政務調査費の上記制度趣旨に鑑みれば、旧規則6条1項及び旧別表において政務調査費を充てることができる経費とされているもの（条例所定経費）は、会派として議会活動の基礎となる調査研究との合理的関連性が認められる行為に関するものとして、旧別表に定められた項目及び内容に該当する経費のうち、旧別表所定の調査研究活動の目的や性質に照らして、社会通念上、支出が相当であると認められる範囲のものをいうと解すべきである。そうすると、政務調査費の交付を受けた会派において政務調査費につき行

5 った支出が、条例所定経費に該当せず、不当利得返還請求の対象となるためには、①当該支出に係る行為が会派としての議会活動の基礎となる調査研究活動ではないなど、当該支出が旧別表所定の項目又は内容に該当しないこと、又は、②当該支出が、旧別表所定の当該調査研究活動の目的や性質に照らし、社会通念上相当であると認められる範囲を超えることが必要であるというべきである。

10 b また、政務活動費に関しては、新条例5条1項が、政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する旨、同条2項が同条例別表（新別表）で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする旨、同条例11条の委任を受けた新規則6条が政務活動費は同条1号から6号までのほか、同条例5条に規定する経費に該当しない経費に充てることができない旨規定する。

15 地方自治法100条14項、新条例5条及び新別表の文言に加え、政務活動費の上記制度趣旨に鑑みれば、政務活動費の交付を受けた会派において政務活動費につき行った支出が条例所定経費に該当せず、不当利得返還請求の対象となるためには、政務調査費の場合と同様に、上記①又は②が必要であるというべきである。

20 (ウ) そして、富田林市議会は、条例所定経費を具体化するものとして本件使途基準を定めたことが認められるところ（乙1、16、17）、本件使途基準は、本件各別表が列挙する項目ごとに、その費目及び支出基準をより具体的に定めたものであり、本件使途基準が上記地方自治法100条14項等の規定の趣旨・目的に沿わないものとみるべき事情はないから、本件各支出が条例所定経費に該当するか否かを判断にするに当たつ

ては、本件使途基準の定めを参酌し得るものと解するのが相当である。

イ 立証責任

(ア) 一般に、不当利得返還請求権の発生を基礎付ける具体的な事実（法律上の原因を欠くこと等）の主張立証責任は当該請求権を行使する者が負うべきものと解されるから、本件のように、地方公共団体の住民が、政務活動費等の交付を受けた会派において政務活動費等につき行った支出が条例所定経費に該当せず違法であることにより、地方公共団体が上記会派に対して不当利得返還請求権を有するのに、執行機関がその行使を怠っている旨主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、当該会派に対し不当利得返還請求をするよう求める住民訴訟においても、当該不当利得返還請求権の発生を基礎付ける具体的な事実（政務活動費等に係る支出が条例所定経費に該当せず違法であること）の主張立証責任は、当該請求権を行使するよう求める当該住民が負うものと解するのが相当である。

もっとも、住民が、情報公開請求等により、会派が議長に対して提出した政務活動費等に係る収支報告書等の内容を把握し得るとしても、上記収支報告書等に記載された内容を超えて支出の具体的な必要性やその原因となった行為等を把握することは困難であるといわざるを得ず、他方、会派は上記支出の具体的な必要性等を比較的容易に確認することができること等を考慮すると、原告らにおいて収支報告書等に計上された支出が本件各別表所定の項目及び内容に該当しないこと（上記ア(イ)①）、又は、本件各別表所定の当該調査研究活動等の目的や性質に照らし、社会通念上相当な範囲内の支出額を超えること（同②）をうかがわせる一般的、外形的事実を主張立証した場合には、被告において、本件各別表所定の項目及び内容に該当する行為に対する支出であることや社会通念上相当な範囲内の支出額であることを相応の根拠や資料に基づき主張立

証する必要があり、被告がかかる主張立証を尽くさない場合には、上記①あるいは②の事実が事実上推認されるというべきである。

(イ) 原告らは、本件各支出のうち多数の支出に関し、被告が調査研究活動等に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合を立証しない限り、各会派において2分の1を超えて政務活動費等を充てることは許されない旨主張する。原告らの上記主張の趣旨は、必ずしも明らかでないが、経費としての性質上、調査研究活動等以外の活動に利用される可能性があるものに係る支出については、被告が調査研究活動等以外に利用していないこと、あるいは上記活動等以外に利用した割合を具体的に主張立証しない限り、2分の1を超えて政務活動費等を充てることは違法である旨主張するものと解される。

しかし、上記説示のとおり、不当利得返還請求権の発生を基礎付ける具体的な事実の主張立証責任は、本来、原告らが負うことに照らすと、原告らにおいて収支報告書に計上された支出が本件各別表所定の項目及び内容に該当しないこと（上記アイ①）、又は、社会通念上相当な範囲内の支出額を超えること（同②）をうかがわせる一般的、外形的事実さえ主張立証していないにもかかわらず、単に、経費としての性質上、調査研究活動等以外の活動に利用される抽象的な可能性があるものに係る支出であると指摘するのみで、被告に主張立証責任が転換されるとか、条例所定経費に該当しないことが事実上推認されるなどということはできない。原告らの上記主張は採用することができない。

(2) 本件各支出について（以下では、本件各支出が行われた年度及び別紙7から13までの各番号欄記載の番号により判断の対象を特定し、例えば、平成27年4月分の番号1の場合には「H27.4-1」、平成26年度の番号100の場合には「H26-100」などと記載する。なお、H22-171、H23-222、444は、欠番である。）

ア 研究研修費 (H22-1, 2, H23-111, 112, 194, 195, 294, 295, H24-1~5, 311~316, 622~626)

(ア) 検討

a 本件各別表は、会派(旧別表においては「会派又は議員」。以下同じ。)が研究会、研修会等を開催するために必要な経費及び他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために必要な経費並びに外部に調査を委託するために必要な経費(会場費、機材借上費、講師謝金、出席者負担金、会費、資料作成費、委託料、交通費、旅費、宿泊費等)については、いずれも「研究研修費」として政務活動費等を充てることができるものとする旨規定する。

また、本件使途基準は、「研究研修費」に関して、概要、①旅費・宿泊費については、旅費支給条例を準用する旨、②講師謝金については、契約金額が適正な価格であること、③会費(他の団体の開催する総会の参加費)については、会派又は議員が所属していない他団体が主催する実質的な意見交換会あるいはこれに付随する研修会等であって会費の額が明確に定められており、その金額も社会通念上妥当な範囲のものである場合に充当することができる旨、政務活動費等を充当する場合は一人1回500円を限度とする旨規定する。

b 証拠(甲49, 55, 59, 67, 69, 71, 81)及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出のうち、京谷議員の竹本直一後援会に係る支出(H24-623)以外のものは、いずれも本件各別表所定の研究研修費に関する経費であると認めることができる。

c 他方で、京谷議員の竹本直一後援会に係る支出(H24-623)については、証拠(甲59・支払伝票番号14)によれば、上記支出に係る経費の支払先が竹本直一後援会であると認められるが、上記支出に係る支払伝票添付の領収書のただし書欄に「議員政策勉強会会費」

と記載があることに加え、支出額が2000円という金額にとどまっていることからすれば、竹本直一後援会が主催した議員政策勉強会の会費に係る支出であると認められる。

そうすると、上記支出については、旧別表所定の「他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために必要な経費」であると認めるのが相当である。したがって、上記支出に政務調査費を充てたことは適法である。

(イ) 原告らのその余の主張について

a 観察講師代 (H23-111)

原告らは、上記支出に関し、政務調査費に係る支出としてアイヌ民族博物館の入場料が計上されていないから、とんだけやし未来の議員らが実際にアイヌ民族博物館に行ったかは疑問である旨主張する。

しかし、上記支出に係る支払伝票（甲67・支払伝票番号12）添付の財団法人アイヌ民族博物館名義の領収証の体裁やその内容等に不自然な点は認められないことからすれば、原告らの上記主張は採用することができない。

b 都市問題会議キャンセル料 (H23-112)

原告らは、上記支出に関し、仙台高等裁判所平成22年（行コ）第8号平成23年5月20日判決の判示内容を指摘して、上記支出に係るキャンセル料の支払は調査研究活動とは無関係であるから、政務調査費を充てることは許されない旨主張する。

しかし、第1次改訂基準が準用する旅費支給条例16条は、職員が旅行の出発前に旅行命令を取り消された場合において、当該旅行のため既に支出した金額で所要の払戻手続を取ったにもかかわらず、当該金額のうちその者の損失となった金額を同条例に定める旅費額の範囲内で旅費として支給することができる旨規定するところ、原告らの主

張は、上記キャンセル料が同条所定の「旅費として支給することができる」代金に該当しないことを何ら指摘するものではないから、上記支出が条例所定経費に該当しないとの主張立証を欠いており、採用することができない。

5 なお、被告は、上記キャンセル料に関し、とんだばやし未来の議員
がウィルス性結膜炎に感染し重症化したことから、研修を取り止めた
ことにより発生したものである旨主張するところ、被告主張の理由に
より旅行命令が取り消され、所要の払戻手続を経て確定した損失のみ
に政務調査費を充てたこと、その金額が同条例に定める旅費額の範囲
10 内であること（本件使途基準によれば、市議会議員の旅費、宿泊料等
については市長について規定された金額（旅費支給条例別表第1（本
判決別紙4））が適用される。以下同じ。甲67・支払伝票番号39添
付資料2枚目参照）に関し、疑念を抱かせる事情は認められない。

c その他（H22-1, 2, H23-194, 195, 294, 29
15 5, H24-1~5, 311~316, 622, 624~626）

原告らは、上記各支出に関し、研修・視察に伴う代金が高額であること、交通費や宿泊費は実費が原則であるのに、領収証不要の定額支給とされていたこと、宿泊費等の明細がないこと、政策の立案・決定・提言の契機となっていないこと等から、2分の1を超えて政務調査費
20 を充てることができない旨主張する。

しかし、上記各支出のうち旅費・宿泊費に関するものについては、
いずれも旅費支給条例の別表第1（別紙4）の「市長」の欄に定める
支出基準を満たすものと認められる。また、上記各支出に係る研究研
修等が政策の立案・決定・提言の契機となっていないなどというべき
25 事情はうかがわれないから、上記各支出に政務活動費等を充てたこと
について違法性はないというべきである。原告らの上記主張は採用す

ることができない。

イ 調査旅費 (H22-137~140, H23-1, 113~124, 2
96~301, 584, H24-137~141, 627, H25-1,
133~137, 434~439, 609, H26-109~112, 5
70, 571)

(ア) 検討

a 本件各別表は、会派が調査研究活動のために行う先進地の行政視察又は現地調査に必要な経費（交通費、旅費、宿泊費等）については、いずれも「調査旅費」として政務活動費等を充てることができるものとする旨規定する。

また、本件使途基準は、「調査旅費」に関して、概要、①宿泊を伴う視察は、1泊2日の場合は2か所、2泊3日の場合は3か所の訪問を原則とする旨、②旅費・宿泊費については、旅費支給条例を準用する旨、③交通費については、レンタカー、高速バス、ガソリン代、タクシー、高速道路通行料及び駐車料金は実費弁償とし、領収書の徴収が可能なものは徴すること、ただし、やむを得ないものについては、会派の代表者発行の支払証明書をもって代えることができる旨規定する。

b 証拠（甲12, 24, 33, 35, 39, 43, 51, 59, 65, 67, 71, 75, 84）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出のうち、とんだばやし未来及び市民会派の手土産代に関する支出（H22-137, 140, H23-114, 115, H24-137, 140, H25-133, 136, H26-109, 112）以外のものは、いずれも本件各別表所定の調査旅費に関する経費であると認めることができる。

c 他方で、上記手土産代に係る支出については、本件各別表及び本件使途基準に政務活動費等を手土産代に充てることができる旨の明確な

規定がない。

しかし、上記 a のとおり、本件各別表は、調査旅費として政務活動費等を充てることができる経費に関し、会派が調査研究活動のために行う先進地の行政視察又は現地調査に必要な経費とした上で、かつこ書きにおいて、交通費、旅費、宿泊費等と規定していることからすると、政務活動費等を充てることが許される経費については交通費、旅費及び宿泊費のみに限定する趣旨ではなく、会派が調査研究活動のために行う先進地の行政視察又は現地調査に必要な経費であり、かつ、社会通念上相当な範囲内の金額である場合には、調査旅費として政務活動費等を充てることを許容しているものと解するのが相当である。

そして、証拠（甲12、35、51、67、84）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出に係る手土産代は、いずれも会派が行政視察をするに当たり、視察対象の訪問先に対する手土産を購入した際に発生した経費であると認められるところ、確かに、視察対象の訪問先に對して手土産を持参することは、調査研究活動を行う上で必要不可欠な費用とまではいえないものの、訪問先の相手方が、現実の応対やその準備のために相当程度の時間や労力を割く場合があることは否定し得ない面があり、調査研究を円滑に実施し、その成果をより充実したものにするために、社会的儀礼として手土産を持参することにも、一定の意義を見いだすことができる。そうすると、手土産代についても、会派が調査研究活動のために行う先進地の行政視察又は現地調査に必要な経費に該当するということができる。そして、上記各証拠によれば、上記各支出に係る手土産代は、いずれも1訪問先当たり3000円以内であると認められるところ、この程度の金額であれば、手土産代として、社会通念上相当な範囲内の金額にとどまっているということができる。

以上によれば、上記各支出は、本件各別表所定の調査旅費に関する経費であると認められるから、上記各支出に政務活動費等を充てたことは適法である。なお、原告らは、H23-114の支出に関しても、とんだけやし未来の議員が実際にアイヌ民族博物館に行ったかどうか疑わしい旨の主張をするが、上記ア(イ)aにおいて説示したとおり、原告らの上記主張は採用することができない。

① 原告らのその余の主張について

原告らは、上記調査旅費に係る支出のうち上記手土産代以外のものに關し、視察に伴う代金（経費）が高額であること、交通費や宿泊費は実費が原則であるのに、領収証不要の定額支給とされていたこと、宿泊費等の明細が記載された書類がないこと、政策の立案・決定・提言の契機となっていないことなどから2分の1を超えて政務活動費等を充てることができない旨主張する。

しかし、上記ア(イ)cにおいて説示したとおり、上記各支出のうち旅費・宿泊費に関するものについては、いずれも旅費支給条例の別表第1（本判決別紙4）の「市長」の欄に定める支出基準を満たすものと認められる上、交通費についても不相當に高額であるなどという事情はうかがわれない。

また、複数の議員が視察に参加した場合に視察に伴う経費が一定程度高額となっていることが認められるものの、本件各別表及び本件使途基準が視察を行う議員数について何ら制限していないことに加え、行政視察や現地調査は、複数の議員が先進地の施設や取組と共に現地で確認・体験することで、富田林市の施策の参考になる面があることは否定し得ないから、上記事情のみをもって不相當に高額であるなどということはできない。その他、上記各支出に係る視察等が政策の立案・決定・提言の契機となっていないとまでいべき事情は認めわれない。したがって、

上記各支出に政務活動費等を充てたことについて違法性はないというべきである。原告らの上記主張は採用することができない。

さらに、原告らは、H25-1, 134, 135, 137の各支出に5
関し、自由民主党ととんだけやし未来との親睦旅行の疑いがある旨主張するが、親睦旅行であることをうかがわせる具体的な主張立証を欠いている以上、上記主張は採用することはできない。

なお、H25-134, 135及び137に係る支出は、「研究研修費」に10
係る支出であるところ（甲35・支払伝票番号22, 30, 53）、原告らの主張は、上記各支出に関し、本件各別表所定の「研究研修費」に該当しない事情を何ら指摘するものではない。

ウ 資料作成費（H22-624～626, H23. 4-65, H23-2
～5, 608, 609, H24-668, 669, H25-647, 64
8, H26-1, 607, 608）

(ア) 検討

a 本件各別表は、会派が調査研究活動及び議会審議に必要な資料を作成するために必要な経費（印刷製本費、原稿料等）については、いずれも「資料作成費」として政務活動費等を充てることができるものとする旨規定する。

また、本件使途基準は、「資料作成費」に関して、①印刷製本費については、印刷物を会派で保存するとともに印刷部数が分かる書類（見積り又は納品書）を支払伝票に添付すること、②原稿料については、見積書等（納品書・請求書）を会派で徴収することを規定する。

b 証拠（甲9, 27, 45, 61, 65, 77, 96, 97）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、いずれも本件各別表所定の資料作成費に関する経費であると認めることができる。

(イ) 原告らの主張について

a 揭示用パネル等作成、各地区集会資料（H 2 6 - 1）

原告らは、上記支出に関し、パネルの作成そのものが調査研究活動とは無関係であるとか、左近議員が平成25年8月29日に支出して政務活動費を充てたパネル代全額をその後返還するに至っていることからすれば、上記支出に係るパネル（以下「本件パネル」という。）の代金についても全額返還すべきであるなどと主張する。

しかし、パネルの使用目的やその記載内容等にかかわらず、パネルの作成そのものがおよそ調査研究活動に無関係であるなどということはできない。加えて、本件パネルは、富田林市北部において交通渋滞緩和対策として進められていた府道美原太子線の栗ヶ池鉄道高架事業の進捗状況等を地元町会や周辺住民等に対し分かりやすく説明するために作成されたものであると認められる（甲9・支払伝票番号94、乙2）。これに対し、左近議員が政務活動費を充てた後に自らその全額を返還した上記パネル代は、交通安全啓発用のパネルの代金であると認められるから（甲2の1・20頁），そのパネル代が条例所定経費に該当しないとしても、その一事をもって、本件パネルの代金が条例所定経費に該当しないなどということはできない。

原告らの上記主張は、それ以上の具体的な主張立証を欠くものとして、採用することができない。

b 観察研修・冊子・プリント代（H 2 3 - 2）、①踏切幅、②旧国道170号線幅測量（H 2 3 - 3）、誉田活断層・ため池決壊による災害シミュレーション調査表（H 2 3 - 4）、防災避難地図（H 2 3 - 5）

原告らは、上記各支出が調査研究活動に関する支出であるか否か不明である旨主張するが、本件各別表所定の経費に該当しないこと、あるいは本件各別表所定の当該調査研究活動等の目的や性質に照らし、社会通念上相当な範囲内の支出額を超えることをうかがわせる事情を

何ら指摘するものではないから、原告らの上記主張は採用することができない。なお、H23-5に係る支出は、「広報費」に係る支出であるところ（甲65・支払伝票番号131），原告らの主張は、上記支出に関し、本件各別表所定の「広報費」に該当しない事情を何ら指摘するものではない。

5

c 議員複写手数料（H22-624～626, H23.4-65, H23-608, 609, H24-668, 669, H25-647, 648, H26-607, 608）

10

原告らは、吉年議員が何を複写したのか不明であるから、上記各支出につき2分の1を超えての支出は許されない旨主張するが、本件各別表所定の経費に該当しないこと、あるいは本件各別表所定の当該調査研究活動等の目的や性質に照らし、社会通念上相当な範囲内の支出額を超えることをうかがわせる事情を何ら指摘するものではないから、原告らの上記主張は採用することができない。

15

エ 資料購入費（H22-3, 4, 141～169, 273～289, 421～455, H23.4-11～13, 27, 28, 33～43, 59, H23-125～142, 196～218, 302～316, 460～500, H24-142～165, 212～237, 317～332, 493～533, 628～631, H25-2, 3, 138～162, 212～236, 304～344, 440～454, H26-2, 113～122, 181～205, 269～282, 439～482, 572, 573, H27.4-11, 14, 23～30）

20

(ア) 検討

25

a 本件各別表は、会派が調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に必要な経費（書籍、定期刊行物購入費、新聞購読料、追録料、映像資料購入費等）については、いずれも「資料購入費」として政務

活動費等を充てることができるものとする旨規定する。

また、本件使途基準は、「資料購入費」に関して、同一の新聞、機関紙、書籍等の複数購入は認めない旨規定する。

b 証拠（甲9, 12, 15, 16, 18, 19, 21, 22, 24,
5 33, 35, 37, 39, 41, 51, 53, 55, 57, 59, 6
7, 69, 71, 73, 81, 84, 85, 87, 88, 90, 91,
94）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出のうち、①市民会派、
公明党、とんだばやし未来及び蒼政富田林の住宅地図の複数購入に係
る各支出（H22-164, H23.4-27, 59, H24-23
10 5, H25-160, H26-280）及び②平成24年度における
とんだばやし未来のしんぶん赤旗9月分に係る支出（H24-153）
以外のものについては、いずれも本件各別表所定の資料購入費に關す
る経費であると認めることができる。

c(a) 他方で、上記①の住宅地図の複数購入に係る各支出に政務活動費
15 等を充てたことに関しては、同一の書籍の複数購入は認めない旨規
定する本件使途基準に形式的に違反するものと認められる。そして、
本件使途基準は、条例所定経費を具体化するため、富田林市議会に
による審議を経て定められたものであり（乙1, 16, 17参照）、地方自治法100条14項等の規定の趣旨・目的に沿うものであるこ
とからすれば、本件使途基準に形式的に違反するものである場合には、実質的にみて本件使途基準の趣旨が妥当しないなどの特段の事
情がない限り、条例所定経費に該当せず、政務活動費等を充てるこ
とは許容されないと解するのが相当である。

(b) 上記各支出のうち、とんだばやし未来による富田林市住宅地図1
25 冊・同バインダータイプ4冊等に係る支出（H25-160）及び
公明党による富田林市住宅地図4冊・同バインダータイプ1冊等に



係る支出（H26-280）について、前者は、とんだばやし未来が富田林市内の住宅地図5冊（そのうち4冊はバインダータイプのもの）を購入した際に、後者は、公明党が富田林市内の住宅地図5冊（そのうち1冊はバインダータイプのもの）を購入した際にそれぞれ発生した経費に係るものであると認められるところ（甲18・支払伝票番号214、甲35・支払伝票番号81），被告は、上記住宅地図を複数購入した理由として、同会派の各議員が住宅地図を持ち出して使用することを想定したものである旨主張する。

確かに、議員が調査研究活動等のために同時に住宅地図を持ち出して使用することも考えられることに鑑みれば、住宅地図を複数購入する必要性自体は肯定することができるから、住宅地図に関しては、同一の書籍の複数購入は認めない旨規定する本件使途基準の趣旨がそのまま妥当せず、当該会派に所属する議員数の限度においては、複数購入のための支出に政務活動費等を充てることも許容されるというべきである。しかし、平成25年当時のとんだばやし未来の議員は4名であったと認められるから（前提事実(1)エ）、同一の住宅地図について4冊を超えて購入する必要性があったとは認められない。したがって、H25-160の支出に係る住宅地図のうち1冊分の購入費用（1万6524円（税込））については、条例所定経費に該当せず、かかる支出に政務活動費を充てたことは違法である。

また、平成26年度当時の公明党の議員は4名であったと認められるから（前提事実(1)エ）、上記同様に、H26-280の支出に係る住宅地図のうち1冊分の購入費用（1万6524円（税込））については、条例所定経費に該当せず、かかる支出に政務活動費を充てたことは違法である。

(c) 他方で、市民会派による富田林市住宅地図6冊に係る支出（H2
2-164）、公明党による富田林市住宅地図4冊及びCD-ROM
に係る支出（H23.4-27）、蒼政富田林による富田林市地図2
冊に係る支出（H23.4-59）及び市民会派による富田林市住
宅地図2冊に係る支出（H24-235）については、平成22年
度当時の市民会派の議員数（6名）、平成23年4月当時の公明党の
議員数（4名）、平成23年4月当時の蒼政富田林の議員数（3名）、
平成24年度当時の市民会派の議員数（2名）にそれぞれ応じた冊
数の住宅地図を購入した際に発生した経費に係るものであると認め
られる（前提事実(1)オ、カ、ク、甲53・支払伝票番号89、甲8
4・支払伝票番号107、甲88・支払伝票番号2、甲94・支払
伝票番号2）から、これらの支出は条例所定経費に該当し、これら
の支出に政務活動費等を充てたことは適法である。

d 上記②の平成24年度におけるとんだばやし未来のしんぶん赤旗
15 9月分に係る支出については、証拠（甲51・支払伝票番号29）に
よれば、上記支出は、定期刊行物の購入に係る支出であると認められ
るから、上記支払伝票の項目欄の記載は「事務費」とされているもの
の、その実質は「資料購入費」であったと認められる。

そして、上記購入費は、本件各別表所定の「会派が調査研究活動の
20 ために必要な図書、資料等の購入に必要な経費（定期刊行物購入費）」
に該当すると認められるから、上記支出に政務調査費を充てたことは
適法である。

(イ) 原告らのその余の主張について

a しんぶん赤旗、公明新聞、社会新報、女性情報等の購入、女性&運
動、福祉のひろば、保育情報、民青新聞、日中友好新聞、民主と人権
等の定期刊行物（H22-141～163、165～168、273

～289, 421～444, 446～455, H23. 4-11～1
3, 28, 33～41, 43, H23-125～142, 196～2
18, 302～316, 460～470, 472～483, 485～
488, 491～500, H24-142～165, 212～234,
236, 237, 317～332, 493～495, 497, 499
～514, 517, 518, 520～533, H25-138～15
9, 161, 162, 212～236, 304～306, 309～3
12, 314～329, 331, 334～344, 440, 441,
443～454, H26-113～122, 181～202, 204,
205, 269～279, 282, 439, 440, 442～446,
448～453, 455～464, 467～471, 474～477,
480～482, H27. 4-11, 14, 23～30)

原告らは、上記各支出は、各会派の支持母体である各政党を自ら、
あるいは互いに助成するための支出であって、これらの支出に政務活
動費等を充てることは許されないと主張する。

しかし、市議会議員が、自ら所属する会派あるいは他の会派の支持
母体である各政党の主義・主張等を把握することは、これらを踏まえ
た自らの政策方針等の決定等に資するものといえるから、上記各支出
に係る定期刊行物が調査研究活動によよそ不要であるなどということ
はできない。原告らの上記主張は採用することができない。

b 選挙法・政治資金法の手引（追録分, H22-3, 4, H25-2,
3, H26-2）

原告らは、選挙法・政治資金法の手引の購入は政策立案のための調
査研究活動に該当しないとか、上記手引が活用されていないことは明
らかであるなどと主張する。

しかし、証拠（甲9・支払伝票番号52, 甲33・支払伝票番号5

2, 105, 甲81・支払伝票番号70, 140) 及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、法令集(公職選挙法等の改正による追録書籍)の購入に係る支出であると認められるところ、市議会議員の市政に関する調査研究活動が多岐に及ぶことからすれば、上記手引が上記調査研究活動におよそ不要であるなどということはできない。また、原告らの上記主張は、自由民主党が選挙活動など調査研究活動以外に使用する目的で上記手引を購入したなどという一般的、外形容的事実を指摘するものではない。原告らの上記主張は採用することができない。

c 国際地図 (H24-631, H26-573)

原告らは、国際地図の購入は政策立案のための調査研究と無関係である旨主張する。

しかし、証拠(甲24・支払伝票番号34, 甲59・支払伝票番号41)によれば、上記各支出は、富田林市のB4製本版ゼンリン住宅地図の購入に係る支出であって、上記各支払伝票に「国際地図」とあるのはいずれも支払先の名称にすぎないと認められるから、原告らの上記主張は採用することができない。

d その他の支出 (H22-169, 445, H23.4-42, 59, 471, 484, 489, 490, 515, 516, 519, H24-496, 498, 628~630, H25-307, 308, 313, 330, 332, 333, 442, H26-203; 281, 441, 447; 454, 465, 466, 472; 473, 478, 479, 572)

原告らは、上記各支出に関し、政務活動費等を充てることは許されない旨主張するが、本件各別表所定の経費に該当しないこと、あるいは本件各別表所定の当該調査研究活動等の目的や性質に照らし、社会通念上相当な範囲内の支出額を超えることをうかがわせる事情を何ら

指摘するものではないから、原告らの上記主張は採用することができない。

才 広報費 (H22-5~24, 170~185, 290~308, 456
~460, 549~562, 627~631, H23. 4-1, 2, 14,
5 15, 29, 44, 45, 60, 66, H23-6~11, 143~15
3, 219, 220, 317~333, 501~508, 585~588,
610~612, 626, H24-6~16, 166~172, 238~
240, 333~350, 534~544, 632~644, 670~6
73, H25-4~12, 163~169, 237, 238, 345~3
10 51, 455~470, 610~622, 649~652, H26-3~
16, 123~134, 206~209, 283~300, 483~49
0, 574~588, 609~613, H27. 4-1, 31, 36, 3
8, 39)

(ア) 検討

a 本件各別表は、会派が調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告するために必要な経費（原稿料、広報紙、報告書等印刷費、送料等）については、いずれも「広報費」として政務活動費等を充てができるものとする旨規定する。

また、本件使途基準は、「広報費」に関して、概要、①広報紙・報告書等の記載内容は、市政に関する調査研究等の広報及び市議会における審議の経過、結果等の報告を中心とし、政治活動や後援会活動等に関係する広報紙の発行は認められない旨、②発行者を会派及び所属議員とするなど、会派や議員が発行する印刷物であることが明確なものとするとともに、広報紙・報告書等は発行時に発行物を議長に届け出ること、③広報紙（印刷製本費）及び報告書等印刷費については、印刷部数が分かる書類（見積書又は納品書）を支払伝票に添付すること、

④送料については、郵送料、切手代及びはがき代等に充当することができる旨、⑤その他、広報紙の配布手数料や会派のホームページ作成・維持管理費に充当することができる旨規定する。

b(a) 証拠（甲9, 10, 12, 13, 15, 18, 21, 22, 24,
5 25, 27, 28, 31, 33, 35, 37, 39, 41, 43,
45, 49, 51, 53, 55, 57, 59, 61, 65, 67,
69, 71, 73, 75, 77, 79, 81, 82, 84, 85,
87, 88, 90, 91, 93, 94, 96, 97）及び弁論の全
趣旨によれば、上記各支出のうち、①左近議員の市政報告に関する
郵送料、会場費、ワイヤレスマイク代に係る支出（H26-8～1
10）、②とんだばやし未来のニュース代金に係る支出（H24-16
6）及び③林議員の住宅地図に係る支出（H26-5）以外のもの
については、いずれも本件各別表所定の広報費に関する経費である
と認めることができる（なお、自由民主党の封筒・3月議会録に係
る支出（H24-15, 16）及び京谷議員の議会活動報告N o.
15 33・新聞折込料に係る支出（H25-621）については、既に
返還済みであると認められる（甲49・支払伝票番号152及び1
57, 乙14）。）。

(b) 被告は、平成23年度の京谷議員の議会活動報告N o.. 29及び
20 30に係る支出（H23-585, 587）に関し、既に返還済み
である旨主張する。しかし、これらの支出は平成23年5月17日
付け及び平成24年3月30日付けの領収証に係る支出であると認
められる（甲75・支払伝票番号1及び28）一方、証拠（甲2の
1, 7, 149, 乙14）及び弁論の全趣旨によれば、京谷議員が
既に返還した旨述べる政務活動費等に係る支出は、平成23年5月
25 24日付け、平成25年8月30日付け及び同年9月17日付けの

領収書に係る支出並びにH25-621の支出であると認められるのであって、本件全証拠を精査しても、上記H23-585, 587に係る政務調査費を返還した事実を認めることはできない。

また、被告は、蒼政富田林の京谷議員・議会活動報告に係る支出(H22-549, 551, 556, 559, 561)に関し、既に返還済みである旨主張するが、本件全証拠を精査しても上記政務調査費を返還した事実を認めることはできない。

(c) 上記各支出のうち、印刷費に関するH22-293~295, 298, 299, 303, 304, 306, 307, 458~460, 555, 556, 561, 631, H23. 4-66, H23-144, 146~148, 152, 219, 220, 319~322, 330, 331, 501~504, 506, 508, H24-12, 166, 167, 169, 171, 335, 336, 339, 340, 342, 343, 348, 534~536, 538, 540, 541, 543, H25-10, 163, 164, 166, 345, 348, 350, 351, H26-15, 124, 125, 127, 132, 134, 483, 484, 487, 489, 490については、本件使途基準が求める支払伝票への見積書又は納品書の添付がなく、印刷部数が記載された請求書や領収書(あるいはその双方)の添付にとどまる事実が認められる。

しかし、本件使途基準が、広報紙(印刷製本費)及び報告書等印刷費について、支払伝票に印刷部数が分かる書類(見積書又は納品書)を添付しなければならない旨規定した趣旨は、政務活動費等の使途の透明性を確保することにあると解されるから、上記見積書や納品書に代えて、印刷部数が記載された請求書あるいは領収書を添付することにより、上記趣旨を全うし得るものということができる。

したがって、これらの支出は本件使途基準に反するものではないと
いうべきである。

c 他方で、自由民主党のH 2 6 - 1 2 に係る支出については、支払伝票（甲9・支払伝票番号109）に印刷部数が記載された書類が添付されていない。しかし、上記支払伝票には、明朗社名義の領収証が添付されており、当該領収証の体裁及び内容等に不自然な点がないことに加え、本件全証拠を精査しても、自由民主党が実際には印刷されていないにもかかわらず、政務活動費を充てたなどといった事情はうかがわれない。そうすると、当該支出に政務活動費を充てたことについては、事務手続上の不備の問題があるというべきであるが、同支出に政務活動費を充てたこと自体が違法であるとまではいうことはできない。

d また、上記b(a)①の左近議員の市政報告に関する郵送料、会場費及びワイヤレスマイク代に係る支出については、証拠（甲9・支払伝票番号47, 50, 57, 証人左近憲一）によれば、左近議員の15周年市政報告会に関する支出であり、同市政報告会の第2部では落語家である桂文福氏が市政講談を行ったものと認められる。これについて、証人左近憲一は、全体として約2時間の上記市政報告会のうち、第1部において、左近議員自身が15年間にわたる議員活動の内容等を報告した後、上記議員活動を当初から知る桂文福氏が、第1部の内容を踏まえた上で、第2部において、10分から15分程度、同議員の市政人生に関する講談をした旨証言するところ（証人左近憲一13, 21, 22, 29, 30頁），上記証言は、証拠（甲9・支払伝票番号47添付資料「15周年市政報告会のご案内」）と整合しており、その内容等に不自然・不合理な点がないことからすれば、上記証言どおりの事実が認められる。そして、議員による市政報告の後に市民に親しみ

のある落語家が市政について講談することも、市民の市政に対する興味を喚起し、あるいはより分かりやすく市政を伝えること等に資するものであるということができ、その時間も報告会全体として約2時間程度のうち、議員活動の内容報告である第1部のそれに比して短時間であり、あくまでも従たるものということができるから、上記各経費について、本件各別表所定の広報費に関する経費に該当するというべきである。したがって、上記支出に政務活動費を充てたことは適法である。

e 上記 b (a)②のとんだばやし未来のニュース代金に係る支出については、証拠（甲 51・支払伝票番号 50）によれば、上記支出は、南齋議員が発行した広報紙の印刷代に係る支出であると認められるから、上記支払伝票の項目欄の記載は「事務費」とされているものの、その実質は「広報費」であったと認められる。

そして、上記印刷費は、本件各別表所定の「調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告するために必要な経費（広報紙等印刷費）」に該当すると認められるから、上記支出に政務調査費を充てたことは適法である。

f 上記 b (a)③の林議員の住宅地図に係る支出について、証拠（甲 9・支払伝票番号 18）及び弁論の全趣旨によれば、上記支出は、林議員が平成26年5月20日に購入した富田林市の住宅地図に係る支出であると認められるから、上記支払伝票の項目欄の記載は「広報費」とされているものの、その実質は「資料購入費」であったものと認められる。

そして、上記エのとおり、本件各別表は会派が調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に必要な経費（書籍、定期刊行物購入費、新聞購読料、追録料、映像資料購入費等）については、いずれも「資

料購入費」として政務活動費等を充てることができる旨規定し、本件使途基準は、同一の新聞、機関紙、書籍等の複数購入は認めない旨規定するところ、証拠（甲9・支払伝票番号18及び88（計上項目は「事務費」））及び弁論の全趣旨によれば、林議員は平成26年5月20日に上記住宅地図を購入し、平成27年1月19日に再び住宅地図を購入した事実が認められる。

5

この点について、被告は、平成26年5月20日に購入した上記住宅地図は紙媒体の持ち出し用の地図であり、他方、平成27年1月19日に購入した住宅地図は会派控室で使用するCDデータの地図であった旨主張するところ、両者の金額が異なることからすれば（甲9・支払伝票番号18及び88），被告の主張は納得し得るものであって、これを否定する事情はうかがわれない。加えて、議員が調査研究活動を行うに当たり、紙媒体の地図の他に、CDデータの地図を使用する必要性についても合理性があるといえるから、上記支出に係る住宅地図の経費は、本件各別表所定の資料購入費に関する経費に該当するというべきである。したがって、上記支出に政務活動費を充てたことは適法である。

10

15

(イ) 原告らのその余の主張について

a 自由民主党

20

- (a) ちらしに関する支出（H22-5～24, H23. 4-1, 2, H23-6～11, H24-6～14, H25-4～12, H26-6, 7, 11～14, 16, H27. 4-1）。

原告らは、上記各支出に係るちらしはほとんどの市民に配布されていないから、政務活動費等を充てることは許されない旨主張する。

25

しかし、原告らが主張の根拠として挙げる富田林市民に対するアンケート結果（甲135）は、どのように対象者を抽出し、そのうち

どの程度の回答が得られたか等について明らかでなく、上記結果をもって直ちにちらしの配布の有無や配布数等を判断し得るものとはいえない。そして、本件全証拠のうち上記結果以外のものを精査しても、上記ちらしがほとんどの市民に配布されていないと認めるに足りる証拠はない。

また、原告らは、上記各支出のうち、左近議員が明朗社に対して支払った印刷費及び折込代等（H 2 6 - 1 2, 1 3 等）について、同社の代表である左近正夫氏は左近議員の親戚であるから、公金による資産形成を禁ずる当然の条理に照らし、上記支出に政務活動費等を充てることは許されない旨主張する。しかし、本件全証拠に照らしても、左近正夫氏が左近議員と近縁の関係にある事実は認められないから、原告らの上記主張は前提を欠き、採用することができない。

その他、原告らは、上記各支出のうち、議会報告紙No. 9に係る作成・印刷費（H 2 3 - 1 1）や議会報告の切手代（H 2 4 - 1 0）に関し縷々主張し、上記各議会報告紙が実際には配布されていないなどと主張するが、いずれも実際には配布されていないことをうかがわせる事情を指摘するものではなく、採用することができない。

なお、チラシ配布に係る支出（H 2 6 - 1 1）は、「人件費」に係る支出であるところ（甲 9 ・ 支払伝票番号 9 6），原告らの主張は、上記支出に関し、本件各別表所定の「人件費」に該当しないことを何ら指摘するものではない。

(b) はがき代 (H 2 6 - 3)

原告らは、上記支出に係るはがき（甲 9 ・ 支払伝票番号 2）の用途は、後援会活動の案内状の送付（甲 1 3 9 の 1）及び選挙活動支

援者への御礼状の送付（甲139の2）であったとして、政務活動費を充てることは許されない旨主張する。

5

しかし、本件全証拠を精査しても、上記はがきの使途が、原告らが主張する後援会活動の案内状や選挙活動支援者への御礼状の送付であったと認めることができないから、原告らの上記主張は採用することができない。

(c) 林議員・広報用写真 (H26-4), 「議会報告」印刷代 (H26-15)

10

原告らは、上記各支出に関し、本件各別表所定の項目及び内容に該当しないこと、あるいは本件各別表所定の当該調査研究活動等の目的や性質に照らし、社会通念上相当な範囲内の支出額を超えることを何ら具体的に主張するものではないから、上記各支出が違法である旨述べる原告らの主張は採用することができない。

b とんだばやし未来

15

(a) ちらしに関する支出 (H23-144~153, H24-166~172, H25-163~169, H26-123~134)

20

原告らは、上記各支出に係るちらしはほとんどの市民に配布されていないから、政務活動費等を充てることは許されない旨主張する。しかし、上記aにおいて説示したのと同様に、上記ちらしがほとんどの市民に配布されていないと認めるに足りる証拠はないから、原告らの上記主張は採用することができない。

25

また、原告らは上記各支出のうち、平成26年度の「川谷ニュース」折込代及び印刷代 (H26-131, 132) について、多くの市民が当該ちらしを見ていないと加え、ちらし作成の費用が高額であること、支払先の会社の所在地が転々としており、その全てがマンションの一室であることからすると輸転機がない可能性が

高く、そもそも印刷すらしていないのではないかとの疑問が生じる旨主張する。

確かに、H26-132に係る支出について、その支払先の会社である株式会社バレットクリエイティブの商業登記簿記載の住所

5 (甲144の2)と上記会社名義の領収証記載の住所(甲12・支
払伝票番号75, 甲144の1)が異なる事実が認められるものの,
その一事をもって、上記会社が不自然にその所在地を転々としているとか、輪転機を設置していなかったなどという事実を認めることはできない。加えて、仮に印刷費が高額であるとしても、それ故に上記ちらしを印刷すらしていないなどという事実を直ちに推認し得ないことからすれば、原告らの上記主張は採用することができない。
なお、原告らは、上記領収証の金額欄のコンマの位置が不自然であるなどと指摘するようであるが(甲144の1参照), 単なる書き間違いの可能性を否定し得ないから、原告らの上記主張を基礎付ける事情であるとはいえない。原告らの上記主張は採用することができない。

10 (b) ドメイン登録料金支払 (H23-143)

原告らは、上記支出に関し、本件各別表所定の項目及び内容に該当しないこと、あるいは本件各別表所定の当該調査研究活動等の目的や性質に照らし、社会通念上相当な範囲内の支出額を超えることを何ら具体的に主張するものではないから、上記支出が違法である旨述べる原告らの主張は採用することができない。

20 c 市民会派(ちらしに関する支出(H22-170~185, H23.4-14, 15, H23-219, 220, H24-238~240, H25-237, 238, H26-206~209))

原告らは、永原議員及び西川議員が富田林市の世帯数に相当する

部数のちらしを印刷しているが、ほとんどの市民がその「ちらし」を見ていないから、配布されていないことは明らかであって、政務活動費等を充てることは許されない旨主張する。

しかし、上記aにおいて説示したのと同様に、上記ちらしがほとんどの市民に配布されていないと認めるに足りる証拠はないから、原告らの上記主張は採用することができない。

d 公明党

(a) らしにに関する支出 (H22-290~308, H23. 4-2
9, H23-317~322, 324~333, H24-333~
349, H25-455~470, H26-283~288, 29
1~300)

原告らは、上記各支出に係るちらしはいずれも大半の市民に配られていないとか、公明党が輪転機をリースしていることからすれば、ちらしの印刷を業者に発注する必要がないなどと指摘して、政務活動費等を充てることは許されない旨主張する。

しかし、上記aにおいて説示したとおり、上記ちらしがほとんどの市民に配布されていないと認めるに足りる証拠はない。また、輪転機をリースしているとしても、印刷の内容や規模等に応じて輪転機を使用するのではなく、外部業者に印刷を委託することに合理性がある場合も十分に考えられるし、上記各支出に係る金額が不相当に高額であるなどという事情も認められないから、原告らの上記主張は採用することができない。

なお、会派ホームページ更新料に係る支出 (H22-292, 305, H23-329) は、「事務費」に係る支出であるところ (甲71・支払伝票番号159, 甲87・支払伝票番号44及び136), 原告らの主張は、上記支出に関し、本件各別表所定の「事務費」に

該当しないことを何ら指摘するものではない。

- (b) ホームページ更新料 (H23-323, H24-350), ドメイン更新料 (H26-289), レンタルサーバー更新料 (H26-290)

原告らは、上記各支出に関し、本件各別表所定の項目及び内容に該当しないこと、あるいは本件各別表所定の当該調査研究活動等の目的や性質に照らし、社会通念上相当な範囲内の支出額を超えることを何ら具体的に主張するものではないから、上記各支出が違法である旨述べる原告らの主張は採用することができない。

e 共産党

- (a) 議会報告等のちらし・ホームページ更新に関する支出 (H22-456~460, H23.4-44, 45, H23-501~504, 506~508, H24-534~540, 542, 543, H25-345~351, H26-483~489)

原告らは、岡田議員のちらし（甲102の3）及び奥田議員のちらし（甲102の5）に係る支出について、同議員らの顔写真及び名前が上記各ちらし1枚目の大半を占めており、当該紙面構成から受ける印象は政党と議員個人の周知に他ならないことからすれば、選挙運動を目的としたちらしに係る費用であるから、政務活動費等を充てることは許されない旨主張する。

しかし、そもそも上記各ちらしの印刷費や送料等に係る支出に政務活動費等が充てられたかは明らかでないといわざるを得ないし、この点をおくとしても、市政報告に関する内容が上記各ちらしの大部分を占めていること、原告らが挨拶と指摘する部分（「日頃、ご支援、ご協力をいただき（中略）引き続き、みなさんのご支援をいただきますようお願いします。」の部分と思われる。）についても、同

議員らの市政活動に対する姿勢等が併せて記載されていること、顔写真や名前の掲載は市政報告の主体の明確化等に資するものであることを否定し得ないことからすれば、原告らが指摘する顔写真、名前及び挨拶部分の記載をもって、上記各ちらしにつき、選挙運動としての趣旨を含んでいたということはできない。原告らの上記主張は採用することができない。

また、原告らは、上記各支出のうち、ちらしに関する支出について、ほとんどの市民に配布されていないなどと主張するが、上記aにおいて説示したのと同様に、上記各ちらしがほとんどの市民に配布されていないと認めるに足りる証拠はないから、原告らの上記主張は採用することができない。

(b) 予算要望書に関する支出 (H22-460, H23-504, 505, H24-541, H26-490)

原告らは、上記各支出に係る予算要望書が市役所内の各課に一部ずつしか配布されていないことからすれば、2000部との作成部数に疑義がある旨主張する。

しかし、予算要望書の配布先は必ずしも市役所に限られないと考えられるから、2000部との作成部数に疑義があるとする原告らの上記主張は採用することができない。

(c) ドメイン更新料、ホームページ更新料他 (H27.4-31)

原告らは、上記支出に関し、調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合を被告において立証しない限り、2分の1を超えて政務活動費等を充てることは許されない旨主張する。

しかし、原告らの上記主張は、先に述べた一般的、外形的事実の主張立証さえ欠いているといわざるを得ず、採用することができない。

(d) サーバー更新料 (H 2 4 - 5 4 4)

原告らは、上記支出に関し、本件各別表所定の項目及び内容に該当しないこと、あるいは本件各別表所定の当該調査研究活動等の目的や性質に照らし、社会通念上相当な範囲内の支出額を超えることを何ら具体的に主張するものではないから、上記支出が違法である旨述べる原告らの主張は採用することができない。

f 蒼政富田林

(a) 議会報告のデータ作成料 (H 2 2 - 5 5 0, 5 5 2, 5 5 8, 5
6 0, H 2 3. 4 - 6 0)

原告らは、上記各支出に関し、ホームページの更新が毎月行われていないにもかかわらず高額な支出であるから、政務調査費を充てることは許されないと主張する。

しかし、本件全証拠に照らしても、ホームページの更新が毎月行われていないと認めるに足りる証拠はない。加えて、当該支出の内訳は議会報告データ作成料であるところ、金額がそれぞれ 1 万円あるいは 5 0 0 0 円にとどまっていること等からすれば（甲 9 3 ・ 支
払伝票番号 1 0, 1 7, 8 0, 9 5, 甲 9 4 ・ 支払伝票番号 8），上記各支出の金額が不相當に高額であるなどということはできない。

したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

(b) ちらしに関する支出 (H 2 2 - 5 4 9, 5 5 1, 5 5 3 ~ 5 5 7,
5 5 9, 5 6 1)

原告らは、上記各支出に係るちらしはほとんどの市民に配布されていないなどと主張するが、上記 a において説示したのと同様に、上記ちらしがほとんどの市民に配布されていないと認めるに足りる証拠はないから、原告らの上記主張は採用することができない。

(c) 市政報告会・会場使用料 (H 2 2 - 5 6 2)

証拠（甲93・支払伝票番号103）によれば、上記支出は、蒼政富田林が市政報告会を開催するに当たり、財団法人富田林市文化振興事業団に対して支払った会場使用料に係る支出であると認められるから、上記証拠の項目欄記載の「会議広報費」とは、「会議・広聴費」の誤記であると認められる。

5

そして、本件各別表は、会派が調査研究活動のため又は住民の要望若しくは意見を聴取するための会議等を開催するのに必要な経費（会場費、印刷費、茶菓子代、交通費等）については、いずれも「会議・広聴費」として政務活動費等を充てができるものとする旨規定し、本件使途基準は、会場費について、会場として適さないと考えられる場所で行われたものは認められない旨規定するところ、原告らは、上記支出が本件各別表所定の項目及び内容に該当しないこと、あるいは本件各別表所定の当該調査研究活動等の目的や性質に照らし、社会通念上相当な範囲内の支出額を超えることをうかがわせる事情を何ら指摘するものではないから、原告らの主張は採用することができない。

10

15

g 京谷議員

- (a) ちらしに関する支出(H23-585, 587, H24-632, 636, 637, H25-621, H26-580, 582, 586)

20

原告らは、上記各支出に係るちらしがほとんどの市民に配布されていないこと、ちらしを作成した三原デザインの建物には表札がなく（甲150）、グラフィックデザイン等を業務としている様子がないこと、特に平成26年度の議会報告（NO. 34, 35, H26-580, 582, 586）については、校正用のゲラを議会事務局に提出していることからすれば、実際に本刷りをしていない可能

25

性が高い旨主張する。

しかし、上記aにおいて説示したのと同様に、上記ちらしがほとんどの市民に配布されていないと認めるに足りる証拠はない。加えて、仮に三原デザインの建物に表札がないとしても、当該事情のみをもってグラフィックデザイン等の業務をしていないということはできないこと、本件全証拠を精査しても、平成26年度の議会報告に関し、京谷議員が校正用のゲラを議会事務局に提出した事実を認めることができないことからすれば、原告らの上記主張は採用することができない。

- 10 (b) 議会報告のデータ作成料 (H23-586, 588, H24-6
33~635, 638~644, H25-610~620, 622,
H26-574~579, 581, 583~585, 587, 58
8, H27. 4-36)

原告らは、上記各支出に関し、ホームページの更新が毎月行われていないにもかかわらず高額な支出であるとか、支払先の有限会社ケイズデプトの住所には賃貸住宅があるのみであるから(甲151)，実際に業務をしているかは疑問であるなどとして、政務活動費等を充てることは許されない旨主張する。

しかし、本件全証拠に照らしても、ホームページの更新が毎月行われていないと認めるに足りる証拠はない。また、上記各支出の内訳について、①議会前の打合せ、②議会質問後の要約・校正・掲載作業など最低2回の打合せ及び平均3回以上の事務作業、③毎月実施する議会日程、行政視察の報告等に要する作業であったとする京谷議員の意見書(乙7)の記載内容に特段不自然な点はなく、当該作業内容を考慮すれば、1月当たり2万6250円から5万2500円までの金額であること(甲24・支払伝票番号2, 5, 6, 1

2, 17, 21, 24, 28, 30, 32, 35, 37, 甲43・
支払伝票番号4, 5, 10, 15, 19, 23, 26, 29, 34,
39, 42, 46, 甲59・支払伝票番号16, 19, 22, 26,
29, 32, 35, 37, 42, 47, 甲75・支払伝票番号14,
29)について、不相当地に高額であるということはできない。その他、原告らが指摘する有限会社ケイズデプトの外観のみから、同社
がデータ作成等の業務をしていないなどという事実を認めることは
できない。原告らの上記主張は採用することができない。

h 吉年議員（見てある記（H22-627～631, H23. 4-6
10
6, H23-610～612, H24-670～673, H25-6
49～652, H26-609～613, H27. 4-38))）

原告らは、上記各支出に係る各ちらしについて、市政とは関係のない記載がこれらの紙面の大半を占めているとか、他の業者で印刷した場合に比して高額であるなどとして、政務活動費等から2分の1を超えて支出することは許されない旨主張する。

しかし、上記各ちらしのうち、見てある記第66号、第73号、第
76号、第81号、第86号については、議会質問及び答弁の内容、
市の課題、市政活動の報告等といった内容が上記各ちらしの大半を占
めていると認められるから（甲104, 112, 119, 127, 1
20
34），市政とは関係のない記載がこれらの紙面の大半を占めていると
いうことはできないし、その他のちらしに関しても、本件全証拠によ
っても、市政とは関係のない記載がこれらの紙面の大半を占めていた
という事実を認めることはできない。加えて、印刷費はちらし1部当
たり5円程度であり、不相当地に高額であるとはいえない。原告らの上
記主張は採用することができない。

i 補助参加人

(a) 市政報告会用・室内及び街頭・垂れ幕3本 (H 2 3 - 6 2 6)

原告らは、一般に垂れ幕は調査研究活動とは関係がないから、上記支出に係る垂れ幕代に政務調査費を充てることは許されない旨主張する。

しかし、地域の集会場や街頭等において市政報告をする際に垂れ幕を使用することは有用であるといえるから、垂れ幕であるとの一事をもって、本件各別表所定の項目及び内容に該当しないことをうかがわせる一般的、外形的事実であるということはできない。したがって、他に主張立証を欠いている以上、原告らの上記主張は採用することができない。

(b) おきニュース43号 (H 2 7 . 4 - 3 9)

原告らは、上記支出に係るちらしについてはほとんどの市民に配布されていないとか、その費用が高額であるなどとして、政務活動費を充てることは許されない旨主張する。

しかし、上記aにおいて説示したのと同様に、上記ちらしがほとんどの市民に配布されていないと認めるに足りる証拠はない。加えて、本件各別表や本件使途基準が印刷費の上限額を定めていないこと、上記金額が校正及び編集を含めた費用であることからすれば(甲31・支払伝票番号2参照)、上記費用が不相當に高額であるとは認められない。したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

力 会議・広聴費 (H 2 2 - 2 5 ~ 3 9, 1 8 6 ~ 2 0 9, 3 0 9 ~ 3 1 1,
5 6 3 ~ 5 7 9, H 2 3 . 4 - 3, 1 6, 1 7, H 2 3 - 1 2 ~ 3 1, 1
5 4 ~ 1 5 7, 2 2 1 ~ 2 3 2, 3 3 4 ~ 3 3 7, 5 8 9 ~ 5 9 6, H 2
4 - 1 7 ~ 4 5, 2 4 1 ~ 2 5 2, 3 5 1 ~ 3 5 8, 6 4 5 ~ 6 4 9, H
2 5 - 1 3 ~ 3 4, 1 7 0, 2 3 9 ~ 2 5 0, 6 0 8, 6 2 3 ~ 6 2 8,

H26-17~26, 135~138, 210~221, 589~592)

(ア) 検討

a 本件各別表は、会派が調査研究活動のため又は住民の要望若しくは意見を聴取するための会議等を開催するのに必要な経費（会場費、印刷費、茶菓子代、交通費等）については、いずれも「会議・広聴費」として政務活動費等を充てることができるものとする旨規定する。

また、本件使途基準は、「会議・広聴費」に関し、概要、①会場費について、会場として適さないと考えられる場所で行われたものは認められない旨、②印刷費について、印刷物を会派で保存するとともに、支払伝票に印刷部数が分かる書類（見積り又は納品書）を添付すること、③その他、会議開催に伴う郵送料等に充当することができる旨規定する。また、④茶菓子代について、第1次改訂基準は、調査研究のための会議及び会派が住民からの市政及び政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等における茶菓子代等は、一人1回2,000円以内とする（意見交換会、識者を囲んでの研究会等で会派として開催するものに限る）旨規定し、第2次改訂基準及び第3次改訂基準は、上記規定内容に加え、予定している会議等が数回にわたる場合は、あらかじめ必要分を購入することができる旨規定する。

b(a) 証拠（甲9, 12, 15, 24, 33, 35, 37, 39, 43, 49, 53, 55, 59, 65, 67, 69, 71, 75, 81, 82, 84, 85, 87, 91, 93）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出のうち、①自由民主党の市政報告会会場使用料（H26-18）、②蒼政富田林の茶菓子代（H22-565~579）、③自由民主党、とんだばやし未来、市民会派、公明党、蒼政富田林及び京谷議員の2000円を超える茶菓子代に係る支出（H22-25~31, 35, 37, 186~209, 565, 569, 571,

572, 574～579, H23.4-3, 16, 17, H23-
14, 20, 22, 25, 26, 28, 29, 31, 154, 15
5, 157, 221～232, 335, 589, 590, 592,
594, H24-17, 19, 20, 24, 25, 27～29, 3
1, 33, 37, 43, 44, 241～252, 646, 647,
H25-14, 16, 17, 21～25, 27, 30, 31, 33,
34, 239～250, 623, 624, 627, 628, H26
-17, 20, 21, 23, 24, 135～138, 210～22
1, 589～592), ④平成22年度及び平成23年度の公明党の
会議お茶代に係る支出 (H22-309, H23-335) 以外の
ものについては、いずれも本件各別表所定の会議・広聴費に関する
経費であると認めることができる。

(b) なお、上記各支出のうち、平成24年度の自由民主党の印刷代に
係る支出 (H24-40) については、本件使途基準が求める支払
伝票への見積り又は納品書の添付がなく、印刷部数が記載された請求
書の添付にとどまる事実が認められる (甲49・支払伝票番号1
22)。

しかし、本件使途基準が、印刷費について、支払伝票に印刷部数
が分かる書類（見積り又は納品書）を添付しなければならない旨規定
した趣旨は、政務活動費等の使途の透明性を確保することにある
と解されるから、上記見積りや納品書に代えて、印刷部数が記載さ
れた請求書を添付することにより、上記趣旨を全うし得るものとい
うことができる。したがって、上記支出は本件使途基準に反するも
のではないというべきである。

c また、上記b(a)①の自由民主党の市政報告会会場使用料に係る支出
については、証拠 (甲9・支払伝票番号3, 同支払伝票番号47添付



「15周年市政報告会のご案内」と題する書面参照)によれば、左近議員の15周年市政報告会に関する支出であり、同市政報告会の第2部では落語家である桂文福氏が市政講談を行ったものと認められる。

5

この点については、上記オ(ア)dにおいて説示したところと同様に、本件各別表所定の項目及び内容に該当するというべきであり、上記支出に政務活動費を充てたことは適法ということができる。

10

d 上記b(a)②の蒼政富田林の茶菓子代については、証人沖利男の証言(7, 8頁)及び弁論の全趣旨によれば、蒼政富田林は、平成22年度当時、富田林市役所内にある喫茶店コンゴーから1万円分の金券(100円、50円、10円等の単位で束となっているもの)を購入し、会派所属の議員らが富田林市議会の休憩時間等に上記喫茶店でコーヒーを飲むなどする際に使用していたこと、上記使用方法のほか、上記会派所属の議員が上記喫茶店において住民から要望等を聴取する際に上記金券を使用することもあったが、その使用方法を区別することなく金券購入費に政務調査費が充てられていたことが認められるところ、同会派の議員らが休憩時間等にコーヒーを飲んだ際の支出は私的な支出というほかなく、旧別表所定の「会派又は議員が調査研究活動のため又は住民の要望若しくは意見を聴取するための会議等に必要な経費」に該当しないことは明らかである。

15

20

そして、上記議員による私的な使用方法に加え、喫茶店コンゴーのコーヒーが当時一杯当たり190円程度であったこと(弁論の全趣旨)及び蒼政富田林の当時の所属議員が3名であったこと(前提事実(1)ク)等からすると、上記各支出のうち、1000円未満の金額に係るもの(H22-573, 630円)については、議員らが私的に飲食したコーヒーに係る支出であると認めるのが相当である。

25

したがって、H22-573の支出については本件各別表所定の項

目及び内容に該当せず、かかる支出に政務調査費を充てたことは違法である。

e(a) 上記 b(a)③のうち、平成22年度及び平成23年度に支出された
2000円を超える茶菓子代に係る支出（H22-25～31, 3
5, 37, 186～209, 565, 569, 571, 572, 5
74～579, H23. 4-3, 16, 17, H23-14, 20,
22, 25, 26, 28, 29, 31, 154, 155, 157,
221～232, 335, 589, 590, 592, 594）につ
いては、調査研究のための会議及び会派が住民からの市政及び政策
等に対する要望、意見を聴取するための会議等における茶菓子代等
は、一人1回2000円以内とする旨規定する第1次改訂基準に反
するのではないか、疑問がないではない。

しかし、証拠（甲65, 93, 乙50, 51）によれば、上記各
支出のうち、H22-565, 571, 574, 575, 578,
579, H23-14, 20, 22, 25, 26, 28, 29, 3
1, 154, 155, 157, 589, 590, 592, 594に
係る支出については、複数の議員分あるいは複数の会議分の茶菓子
をまとめて購入した際の支出であることが認められ、当該茶菓子代
を議員数あるいは会議数でそれぞれ除すと、一人1回2000円以
内になる。また、被告は、上記各支出のうちH22-25～31,
35, 186～209, 569, 572, 576, 577, H23.
4-3, 16, 17, H23-221～232, 335に係る支出
について、複数の議員分あるいは複数の会議分の茶菓子をまとめて
購入した旨主張するところ、被告の主張どおりこれらの支出の茶菓
子代を議員数あるいは会議数でそれぞれ除すと、一人1回2000
円以内になる。そうすると、上記各支出に政務調査費を充てたこと



について、本件使途基準に反するということはできない（なお、第1改訂基準は複数の議員分あるいは複数の会議分の茶菓子をまとめて購入することができる旨明示的には規定していないものの、その旨規定する第2次改訂基準及び第3次改訂基準の趣旨は平成22年度及び平成23年度の政務調査費にも妥当するということができる。）。

5

他方で、平成22年度の自由民主党の会議に係るお茶代及び会場費に係る支出（H22-37、金額6万円）については、被告は、自由民主党の議員3名分、かつ、会議10回分をまとめて購入した際に発生した費用に関するものである旨主張するが、証人左近憲一の証言（15、16、26、27頁）によれば、上記支出は、左近議員が、富田林市民会館内のレストランにおいて、平成22年12月11日から平成23年1月17日までの間、計10回にわたり行った市政報告会に関する支出であって、上記報告会に参加した議員は同人のみであった事実が認められるから、被告の上記主張は採用することができない。もっとも、証拠（甲81・支払伝票番号117、証人左近憲一）によれば、上記支出は、上記市政報告会において提供された飲み物代（10回分）及び会場費（10回分）の合計額であったと認められるところ、証人左近憲一の供述内容を踏まえても、上記お茶代が2万円（2000円×10回）を超える金額であったとまで認めることはできない。したがって、上記支出に政務調査費を充てたことについて、本件使途基準に反するものとまでいふことはできない。

10

15

20

25

(b) 上記b(a)③のうち、平成24年度から平成26年度までに支出された2000円を超える茶菓子代に係る支出(H24-17, 19, 20, 24, 25, 27~29, 31, 33, 37, 43, 44, 241~252, 646, 647, H25-14, 16, 17, 2

1～25, 27, 30, 31, 33, 34, 239～250, 62
3, 624, 627, 628, H26-17, 20, 21, 23,
24, 135～138, 210～221, 589～592) についてみると、これらに適用される第2次改訂基準及び第3次改訂基準は、調査研究のための会議及び会派が住民からの市政及び政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等における茶菓子代等は、一人1回2000円以内とする旨を規定するとともに、予定している会議等が数回にわたる場合は、あらかじめ必要分を購入することができる旨を規定する。

10 そして、証拠（甲9, 33, 43, 49, 乙50, 51）によれば、上記各支出のうちH24-17, 19, 20, 24, 27～29, 31, 33, 37, 43, 44, 647, H25-14, 16, 17, 21～25, 27, 30, 31, 33, 34, 623, 624, 627, 628, H26-17, 20, 21, 23, 24, 135, 136, 138, 589～592に係る支出については、複数の議員分あるいは複数の会議分の茶菓子をまとめて購入したことが認められ、当該茶菓子代を議員数あるいは会議数でそれぞれ除すと、一人1回2000円以内になる。また、被告は、上記各支出のうちH24-25, 241～252, 646, H25-239～250, H26-210～221に係る支出について、複数の議員分あるいは複数の会議分の茶菓子代をまとめて購入した旨主張するところ、被告の主張どおりこれらの支出の茶菓子代を議員数あるいは会議数でそれぞれ除すと、一人1回2000円以内になる。そうすると、上記各支出に政務活動費等を充てたことについて、本件使途基準に反するということはできない。

他方で、平成26年度のとんだばやし未来のお茶代に係る支出(H

26-137, 1万8720円)については、被告は当初、計8回分(そのうち1回については、議員2名が参加。一人1回当たり2080円)の市政相談・会議等に使用した旨主張していたにもかかわらず(乙50),その後、これを訂正し、計10回分(そのうち2回については、議員2名が参加。一人1回当たり1560円)の市政相談・会議等に使用した旨主張するに至っているところ(乙64),そもそも議員の上記参加人数について裏付け資料は提出されておらず;上記主張の変遷についても合理的な説明を何らしていないことからすれば、変更後の主張は採用することができず、上記支出については、一人1回当たり2000円を超える支出として、第3次改訂基準に形式的に反する支出であるといわざるを得ない。

しかるに、被告は、上記支出のうち一人1回2000円を超える金額に政務活動費を充てることができる理由について、特段の主張立証を行っていないから、上記支出のうち一人1回2000円を超える金額(720円)に係る部分については、条例所定経費に該当せず、政務活動費を充てたことは違法である。

f 上記b(a)④のうち、平成22年度における公明党の会議お茶代(H22-309)については、証拠(甲87・支払伝票番号23)によれば、上記支出は、調査研究のための会議あるいは会派が住民からの市政及び政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等において提供されたお茶に係る支出であると認められるから、上記支払伝票の項目欄の記載は「事務費」とされているものの、その実質は「会議・広聴費」であったと認められる。

そして、上記お茶代は、本件各別表所定の「会派が調査研究活動のため又は住民の要望若しくは意見を聴取するための会議等を開催するのに必要な経費(茶菓子代)」に該当すると認められるから、上記支出

に政務調査費を充てたことは適法である。

また、上記 b (a)④のうち、平成 23 年度における公明党の会議お茶代 (H 23 - 335) については、証拠 (甲 71・支払伝票番号 85) によれば、上記支出は、調査研究のための会議において提供されたお茶に係る支出であると認められるから、上記支払伝票の項目欄の記載は「研究研修費」とされているものの、その実質は「会議・広聴費」であったと認められる。

そして、上記お茶代は、本件各別表所定の「会派が調査研究活動のため又は住民の要望若しくは意見を聴取するための会議等を開催するのに必要な経費(茶菓子代)」に該当すると認められるから、上記支出に政務調査費を充てたことは適法である。

(イ) 原告らのその余の主張について

a 議会報告紙送付代 (H 24 - 34) について

原告らは、上記支出に係る議会報告紙が市民に配布されていないとか、上記支出に関する支払伝票 (甲 49・支払伝票番号 109) 添付の会議録が調査研究活動とは無関係であるなどと主張して、上記送付代につき、政務調査費を充てることは許されない旨主張する。

しかし、原告らが主張の根拠として挙げる富田林市民に対するアンケート結果 (甲 135) をもって、直ちに上記議会報告紙の配布の有無や配布数等を判断し得るものとはいえないことに加え、本件全証拠のうち上記結果以外のものを精査しても、上記議会報告紙がほとんど市民に配布されていないと認めるに足りる証拠はない。また、証拠 (甲 49・支払伝票番号 109) によれば、上記支払伝票に添付された「平成 24 年第 4 回 (12 月) 富田林市議会定例会会議録」は、行財政改革の推進や事務事業の更なる見直し、子育て支援の推進等について審議された平成 24 年第 4 回富田林市議会定例会に関する会議

録であると認められるから、調査研究活動と無関係であるということはできない。原告らの上記主張は採用することができない。

b 議事録送付代 (H 2 5 - 2 9)

原告らは、上記支出の支払先である明朗社の代表左近正夫氏は左近議員の親戚であるから、上記送付代に政務活動費を充てることは許されない旨主張するが、既に説示したとおり、本件全証拠に照らしても、左近正夫氏が左近議員と近縁の関係にあると認めることはできない。

また、原告らは、配達業者の領収書を開示すべきであるなどと繆々主張するが、本件各別表及び本件使途基準は、会議開催に伴う郵送料に政務活動費を充てるに当たり、支払伝票に配達業者の領収書の添付を義務付けているものではないから、上記主張はいずれも採用することができない。

c 平成23年5月以降の市民会派に係るお茶代 (H 2 3 - 2 2 1 ~ 2 3 2, H 2 4 - 2 4 1 ~ 2 5 2, H 2 5 - 2 3 9 ~ 2 5 0, H 2 6 - 2 1 0 ~ 2 2 1)

原告らは、上記各支出について、毎月4000円の定額を支出することは不自然である旨主張する。しかし、既に予定されている市政相談等での使用を目的として、一定数のお茶等を定期的に購入することがおよそ不自然であるとはいえないから、上記事情のみをもって、本件各別表所定の項目及び内容に該当しないこと、あるいは本件各別表所定の当該調査研究活動等の目的や性質に照らし、社会通念上相当な範囲内の支出額を超えることをうかがわせる一般的、外形的事実に該当するということはできない。原告らの上記主張は採用することができない。

d その他 (H 2 2 - 2 5 ~ 3 9, 1 8 6 ~ 2 0 9, 3 0 9 ~ 3 1 1, 5 6 3 ~ 5 6 5, 5 6 9, 5 7 1, 5 7 2, 5 7 4 ~ 5 7 9, H 2 3.)

4-3, 16, 17, H23-12~31, 154~157, 221
~232, 334~337, 589~596, H24-17~45,
241~252, 351~358, 645~649, H25-13~
34, 170, 239~250, 608, 623~628, H26-
17~26, 135, 136, 138, 210~221, 589~5
92)

5

10

原告らは、上記各支出について、調査研究活動に使用されたか明らかでないから2分の1を超えて支出することは許されない旨主張するが、上記各支出に関し、本件各別表所定の項目及び内容に該当しないこと、あるいは本件各別表所定の当該調査研究活動等の目的や性質に照らし、社会通念上相当な範囲内の支出額を超えることを何ら具体的に主張するものではないから、原告らの上記主張は採用することができない。

15

なお、とんだばやし未来の文具に係る支出（H23-156）は、「事務費」に係る支出であるところ（甲67・支払伝票番号28）、原告らの主張は、上記支出に関し、本件各別表所定の「事務費」に該当しないことを何ら指摘するものではない。

20

キ 人件費（H22-40~51, 210~221, 461~472, H23. 4-4, 18, 46, 47, H23-32, 158, 233~242,
509~521, H24-253~264, 545~558, H25-251~262, 352~365, H26-222~233, 491~503, H27. 4-32）

(ア) 検討

25

a 本件各別表は、会派が調査研究活動のため常時又は一時的に雇用する人の給料等に必要な経費（給料、手当、社会保険料、賃金等）については、いずれも「人件費」として政務活動費等を充てることができ

るものとする旨規定する。

また、本件使途基準は、会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用するための必要な経費が上記「人件費」に該当するとした上で、
①会派が補助職員を雇用しようとする時は、雇用契約書を交わすとともに、その者の氏名、住所、雇用目的及び雇用期間等を記載した「補助職員雇用（異動）届」を作成し、会派において保存すること、②既に届け出た後に異動があったときも同様とすること、③議員の配偶者や生計を一にする者及び扶養関係にある者の雇用は認められない旨、
④雇用する補助職員の業務について、調査研究活動とその他の活動が混在する場合は、その時間や日数により按分しなければならない旨、
⑤雇用に当たっての賃金や労働条件等は市の臨時職員を参考とすることを規定する。

b 証拠（甲15, 21, 22, 37, 41, 53, 57, 65; 67, 69, 73, 81, 82, 84, 85, 90, 91）及び弁論の全趣旨によれば、いずれも本件各別表所定の人件費に関する経費であると認めることができる。

(イ) 原告らの主張について

a 自由民主党（H22-40~51, H23.4-4, H23-32）

原告らは、上記各支出について、政務調査費収支報告書、出納簿及び支払伝票を記載するためだけに雇われた補助職員に関する支出であると推認されるから、政務調査費を充てることは許されない旨主張する。

しかし、証人左近憲一は、上記補助職員は調査研究活動に係る伝票整理等の会計や資料の整理等を行っていた旨、業務内容に応じて給与額を算出し、月ごとに給与を支払った年度もあれば、12か月分をまとめて支払った年度もある旨証言するところ、上記証言に特段不自然・

不合理な点はないから、上記証言どおりの事実が認められる。そして、
補助職員が、議員に代わって調査研究活動に要した費用に関する伝票
や同活動に関する資料の整理等をすることは、会派による円滑な調査
研究活動に資するものといえるから、当該補助職員の給与については
5 本件各別表所定の項目及び内容に該当するというべきである。原告ら
の上記主張は採用することができない。

b とんだばやし未来 (H 23-158)

原告らは、上記支出について、補助職員に対する1か月分のみの給
料に係る支出であることからすれば、とんだばやし未来が政務調査費
10 収支報告書、出納簿及び支払伝票の作成方法を教わるためだけに同職
員を雇用した可能性が高く、上記給与に政務調査費を充てることは許
されない旨主張する。

しかし、1か月分のみの給料を支払ったという事実のみをもって、
とんだばやし未来が原告ら主張の目的で同職員を雇用したと認めるこ
とはできない上、本件全証拠を精査しても、上記職員が調査研究活動
15 のための業務以外の業務を行っていたとは認められない。原告らの上
記主張は採用することができない。

c 市民会派

(a) 平成23年6月から平成27年4月までの補助職員・人件費 (H
20 23-233~242, H24-253~264, H25-251
~262, H26-222~233)

原告らは、上記各支出について、上記bの補助職員と同一人物に
対する給料に係る支出であることからすれば、市民会派が政務調査
費収支報告書、出納簿及び支払伝票の作成方法を教わるためだけに
25 同職員を雇用した可能性が高いとか、現に、市民会派の議員が同職
員の採用は不要であると話していたなどと主張し、上記給与に政務

活動費等を充てることは許されない旨主張する。

しかし、弁論の全趣旨によれば、市民会派及びとんだばやし未来の会派構成の変更に伴い、とんだばやし未来が雇用していた上記補助職員を平成23年6月から市民会派が雇用するに至ったものと認められるところ、その際に作成した雇用契約書の勤務内容欄に「調査研究活動補助」との記載があることからすれば（甲6の2・5枚目）、市民会派は、調査研究活動の補助を目的として上記職員を雇用したものと認められる。加えて、永原議員及び西川議員は、上記各支出に関し、本来、市民会派が上記職員に対して支払った賃金等の全額について、政務活動費等を充てることができたものの、政務活動費等の年間交付額や公費の節減の観点から、同会派独自の基準で、政務活動費等を充てる支出の上限額を月額8万円と設定し、それを超える部分については、実勤務日数と時間数に応じて、同会派が負担した旨の見解を示しているところ（甲6の2），上記見解に不自然・不合理な点は認められないこと、本件全証拠を精査しても上記見解に矛盾する事情は認められることからすれば、上記職員が調査研究活動のための業務以外の業務を行っていたということはできない。

なお、原告らが指摘するとおり、西川議員が上記職員を雇用する必要はないと考えていた事実が認められるものの（甲146），その一事をもって、市民会派が上記職員に対し、調査研究活動のための業務以外の業務を行わせていた事実を推認することはできない。

したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

(b) 平成22年度から平成23年4月までの補助職員・人件費（H22-210～221, H23.4-18）

原告らは、上記各支出について、上記(a)と同様の事情を指摘し、政務調査費を充てることは許されない旨主張する。しかし、仮に上

記各支出に係る補助職員が上記 b の補助職員と同一人物であったとしても、かかる事情のみをもって、上記職員が調査研究活動のための業務以外の業務を行っていたと認めることができないことは既に上記(a)において説示したとおりである。

5 d 共産党 (H 22-461~472, H 23. 4-46, 47, H 23-509~521, H 24-545~558, H 25-352~365, H 26-491~503, H 27. 4-32)

10 原告らは、上記各支出について、現在、共産党が補助職員を雇用することなく調査研究活動を行うことができていることからすれば、上記各支出に係る補助職員が調査研究活動のための業務に従事した割合は極めて少なかったなどと指摘して、上記補助職員が調査研究活動のための業務に従事した割合とそれ以外の業務に従事した割合を被告において立証しない限り、その2分の1を超えて政務活動費等を充てることは許されない旨主張する。

15 しかし、既に(1)イにおいて説示したとおり、原告らにおいて収支報告書に計上された支出が本件各別表所定の項目及び内容に該当しないこと、あるいは社会通念上相当な範囲内の支出額を超えることをうかがわせる一般的、外形的事実さえ主張立証していないにもかかわらず、単に、経費としての性質上、調査研究活動等以外の活動に利用される抽象的な可能性があるものに係る支出であると指摘するのみで、被告に立証責任が転換されるとか条例所定経費に該当しないことが事実上推認されるなどということはできない。

20 そして、共産党が、現在、補助職員を雇用していないとの事情のみをもって、本件各別表所定の項目及び内容に該当しないことをうかがわせる一般的、外形的事実に該当するなどということはできないから、原告らの上記主張は採用することができない。

ク 事務費 (H22-52~136, 222~272, 312~420, 4
73~548, 580~623, 632~638, H23.4~5~10,
19~26, 30~32, 48~58, 61~64, H23-33~11
0, 159~193, 243~293, 338~459, 522~583,
597~607, 613~625, 627~655, H24-46~13
6, 173~211, 265~310, 359~492, 559~621,
650~667, 674~682, H25-35~132, 171~21
1, 263~303, 366~433, 471~607, 629~646,
653~659, H26-27~108, 139~180, 234~26
8, 301~438, 504~569, 593~606, H27.4~2
~10, 12, 13, 15~22, 33~35, 37, 40)

(ア) 検討

a 本件各別表は、会派が調査研究活動に係る事務遂行に必要な経費（事務用品及び備品購入費、事務機器購入費、リース代、印刷製本費、通信費、送料等）については、いずれも「事務費」として政務活動費等を充てることができるものとする旨規定する。

また、本件使途基準は、「事務費」に関し、概要、①事務費としては、調査研究活動に直接必要なものに限り、あくまで事務用という価格のものでなければならない旨、②事務機器の購入又はリースについては、調査研究活動用の事務機器である場合には全額充当することができるが、それ以外の用務（議員用務、政党・政治団体用務、その他の用務）にも使用される事務機器については、調査研究活動に使用した割合とそれ以外の用務に使用した割合との間で按分が必要となる旨、③パソコンは会派で購入し、その上限は20万円とする旨、④事務用品については、高額なものは認められない旨、⑤備品購入費及び事務機器購入費については、会派が調査研究活動用に購入するものに限り、自宅

に設置する議会との連絡用ファクシミリも同様とする旨、⑥リース代については、長期間のリースや自動車のリースは認められない旨、⑦コピー代金などの印刷製本費に充当することができる旨、⑧事務連絡としての郵送代に充当することができる旨規定する。また、⑨通信費について、第1次改訂基準は、会派の調査研究活動に必要な通信関係経費（会派控室のファクシミリ、インターネット、テレビ受信料等の関係経費及び自宅に設置された議会事務局との連絡用のファクシミリの基本料金）に充当することができる旨規定し、第2次改訂基準及び第3次改訂基準は、上記の規定内容に加え、自宅に設置された議会事務局との連絡用のファクシミリの基本料金に関し、市から回線を配線している場合は基本料、ユニバーサル料及び当該消費税の合計額とし、個人の回線を使用している場合は基本料、ユニバーサル料及び当該消費税の合計の半額とする旨規定する。

b 証拠（甲9, 10, 12, 13, 15, 16, 18, 19; 21, 22, 24, 25, 31, 33, 35, 37, 39, 41, 43, 45, 49, 51, 53, 55, 57, 59, 61, 65, 67, 69, 71, 73, 75, 77, 79, 81, 82, 84, 85, 87, 88, 90, 91, 93, 94, 96）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出のうち、①自由民主党の政務調査事務会経費に係る支出（H24-136, H25-132）、②蒼政富田林のファクシミリ代に係る支出（H22-580, 587, 588, 590, 594, 595, 597～612, 614～620, 622, H23.4-62, 64）、③京谷議員のファクシミリ代に係る支出（H23-597～607, H24-650, 655, 657～666, H25-630, 631, 633, 635, 637～640, 642, 644～646, H26-593～595, 597, 599, 601～606, H27.4-

37), ④被告補助参加人のファクシミリ代に係る支出(H23-628, 631, 635, 637, 638, 640, 641, 644, 645, 652, 655, H27.4-40), ⑤林議員の住宅地図に係る支出(H26-88)及び⑥自由民主党の地図(富田林市201102)・バインダーに係る支出(H22-136)以外のものについては、いずれも本件各別表所定の事務費に関する経費であると認めることができる。

c. 他方で、上記b①の自由民主党の政務調査事務会計費に係る支出については、支払伝票(甲33・支払伝票番号148, 甲49・支払伝票番号159)の記載や添付資料等からその具体的な使途を了知することができないこと、年度末に比較的高額な支出をしていることからすると、条例所定経費に該当しないのではないか、疑問がないではない。

しかし、証人左近憲一は、上記各支出に関し、平成24年度以前に自由民主党が「人件費」として政務調査費を充てた経費と同様、調査研究活動に係る伝票整理等の会計や資料の整理等を行っていた補助職員に対する給与である旨、1年分の業務内容から給与額を算出し、まとめて支払っていた旨証言するところ、H24-136に係る領収証に「政務調査事務会経費平成24年4月～25年3月分」との上記証言に整合する記載があること、平成23年度の人件費に係る支出金額10万円(H23.4-4及びH23-32の合計額)とH24-136に係る支出金額(9万円)、H25-132に係る支出金額(8万円)との間に大差がなく、上記証言に特段不自然・不合理な点がないことからすれば、上記証言どおりの事実が認められる。そうすると、上記各支出の実質は「人件費」であるというべきである。

そして、既にキ(イ)aにおいて説示した平成22年度及び平成23年

度における支出と同様、議員に代わって補助職員が調査研究活動に要した費用に関する伝票や同活動に関する資料の整理等をすることは、会派による円滑な調査研究活動に資するものということができるから、当該補助職員の給与については本件各別表所定の項目及び内容に該当するというべきである。したがって、上記各支出に政務活動費等を充てたことは適法である。

5

10

15

20

d (a) 上記 b ②の蒼政富田林のファクシミリ代については、証拠（甲 9
3, 94）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、当時、蒼政
富田林に所属していた議員らの自宅に設置された、議会事務局との
連絡用のファクシミリに係る基本料金に関するものであると認めら
れるところ、証人沖利男（被告補助参加人）が、上記ファクシミリ
のうち同証人に係るものに關し、議会事務局との間で計報連絡や臨
時議会の招集連絡等に使用することもあった旨証言していること
(証人沖利男 9, 10 頁), 議会事務局が蒼政富田林に所属する議員
のうち被告補助参加人に対してのみファクシミリで臨時議会の招集
連絡等をしていたとは考え難いことからすれば、上記各支出につい
て、調査研究活動には該当しない議員用務等に使用されたファクシ
ミリ代を含んでいると考えるのが自然であって、これを否定する事
情は認められない。したがって、かかる部分については、本件各別
表所定の「調査研究活動に係る事務遂行に必要な経費」に該当しな
いといわざるを得ない。

そして、証人沖利男の証言内容等によれば、上記各支出のうち調
査研究活動以外の用務に使用されたファクシミリ代に係る部分は 5
割と認めるのが相当である。

25

そうすると、上記各支出のうち 5 割に相当する部分（合計 3 万 5
284 円）に政務調査費を充てたことは違法である。

(b) これに対し、被告は、第1次改訂基準に基づき支出したものであるから適法な支出である旨主張する。しかし、本件各別表の規定内容に加え、当該規定内容等を踏まえて定められた第1次改訂基準が、会派の調査研究活動に必要な通信関係経費（自宅に設置された議会事務局との連絡用のファクシミリの基本料金）に政務調査費を充当することができる旨規定していることからすれば、同基準は、自宅に設置された議会事務局との連絡用のファクシミリに係る基本料金全額について、常に政務調査費を充当し得るとするものではなく、あくまで当該基本料金のうち調査研究活動に必要な通信に関する部分のみに政務調査費の充当を認めたものと解するのが相当である。

10

そして、上記(a)のとおり、上記各支出について、調査研究活動には該当しない議員用務等に使用されたファクシミリ代を含んでいると認められるから、被告の上記主張は採用することができない。

e 上記 b ③の京谷議員に係るファクシミリ代については、

15

証拠（甲 24, 25, 43, 59, 75, 乙 7, 26）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、京谷議員の自宅に設置された議会事務局との連絡用のファクシミリに係る料金に関するものであると認められるところ、上記各支出のうち、平成23年度の各支出に係る支払伝票（甲 75・支払伝票番号 2, 5, 7, 8, 10, 13, 15, 17, 22, 24, 27）の項目欄には、「ファクシミリ基本料（○月分）」との記載に加え、「及び通信料」との記載があること、その他の年度の各支出額は、平成23年度の上記各支出額とほぼ同程度の金額であること、月ごとに支出した金額が日々であること等からすれば、上記各支出に係る経費には、上記ファクシミリに係る基本料金に加え、日々の通信料を含むものと合理的に推認し得る。被告は、上記ファクシミリに係る基本料金しか含まれていない旨主張し、京谷議員も各意見書

20

25

(乙7, 26)に同様の趣旨の記載をしているが、上記支払伝票の記載と整合しないことに加え、月ごとに支出金額が異なる理由を合理的に説明することができないことなどからすれば、上記主張は採用することができない。

5 そして、上記aのとおり、本件使途基準が、自宅に設置された議員事務局との連絡用のファクシミリについては基本料金のみに政務活動費等を充てることができる旨規定していることからすれば、上記各支出のうち通信料に関する部分については、本件使途基準に反する支出であると認められる。

10 しかるに、被告は、上記各支出のうち通信料に関する部分に政務活動費等を充てができる理由について、特段の主張立証を行っていない。

15 そして、上記ファクシミリの使用方法及び上記各支出の金額等に鑑みれば、少なくとも上記各支出のうち最も低い金額である2474円を超える部分は通信料であると認めるのが相当である。したがって、上記各支出に係る各金額のうち、2474円を超える部分（合計6385円）については、条例所定経費に該当せず、かかる支出に政務活動費等を充てたことは違法である。

f 上記b④の被告補助参加人に係るファクシミリ代については、証拠（甲31, 79, 証人沖利男.9, 10頁）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、被告補助参加人の自宅に設置された議会事務局との連絡用のファクシミリに係る基本料金に関するものであって、当該ファクシミリは調査研究活動に関する連絡のほか、訃報連絡や臨時議会の招集連絡等のためにも使用されていた事実が認められる。したがって、上記各支出のうち調査研究活動以外の用務に使用した部分については、本件各別表所定の「調査研究活動に係る事務遂行に必要な経費」に該

当しないといわざるを得ない。

そして、証人沖利男の証言内容等によれば、調査研究活動以外の用務に使用されたファクシミリ代に係る部分は5割と認めるのが相当である。

5 そうすると、上記各支出のうち5割に相当する部分（合計1万4897円）に政務活動費等を充てたことは違法である。

10 g 上記b⑤の林議員の住宅地図に係る支出については、証拠（甲9・支払伝票番号88）及び弁論の全趣旨によれば、上記支出は、林議員が平成27年1月19日に購入した富田林市の住宅地図に係る支出であると認められるから、上記支払伝票の項目欄の記載は「事務費」とされているものの、その実質は「資料購入費」であったと認められる。

15 そして、上記エのとおり、本件各別表は会派が調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に必要な経費（書籍、定期刊行物購入費、新聞購読料、追録料、映像資料購入費等）については、いずれも「資料購入費」として政務活動費等を充てることができる旨規定し、本件使途基準は、同一の新聞、機関紙、書籍等の複数購入は認めない旨規定するところ、証拠（甲9・支払伝票番号18（計上項目は「広報費」））及び弁論の全趣旨によれば、林議員は平成26年5月20日にも富田林市の住宅地図を購入した事実が認められる。

20 しかし、既にオ(ア)fにおいて説示したとおり、同日に購入した住宅地図は紙媒体の持ち出し用の地図であり、平成27年1月19日に購入した住宅地図は会派控室で使用するCDデータの地図であったと認められるところ、市議会議員の調査研究活動に当たり、持ち出し用の紙媒体の地図の他に、CDデータとしての地図を使用する必要性についても合理性があるといえるから、上記支出に係る住宅地図の経費は、本件各別表所定の項目及び内容に該当するというべきである。したが

って、上記支出に政務活動費を充てたことは適法である。

h 上記 b ⑥の自由民主党の地図（富田林市 201102）・バインダーについて、証拠（甲 81・支払伝票番号 155）によれば、上記支出は、自由民主党が購入した富田林市の住宅地図 1 冊及びバインダーに係る支出であると認められるから、上記支払伝票の項目欄の記載は「事務費」とされているものの、その実質は「資料購入費」であったと認められる。

そして、上記地図等の購入費は、本件各別表所定の「調査研究活動のために必要な図書の購入に必要な経費」に該当すると認められるから、上記支出に政務調査費を充てたことは適法である。

(イ) 原告らのその余の主張について

a 自由民主党

(a) ファクシミリ代、電話代等 (H22-53, 58, 60, 63, 64, 67, 69, 71, 74, 79, 80, 84~86, 88, 92, 94, 96, 98, 100, 101, 104, 105, 108, 112~114, 120~122, 127, 130, 134, H23.4-5, 8, 9, H23-35, 36, 38, 39, 42, 44, 45, 48, 50, 52~54, 56~60, 62, 63, 65, 68, 70, 71, 73, 75, 76, 78, 80, 86~88, 91~93, 95, 97, 100~103, 107, 109, H24-47, 51~54, 58, 61, 66, 67, 70, 72~74, 77~80, 84~87, 90~93, 97, 99, 100, 102, 106~110, 112, 116, 117, 122~126, 129, 130, 134, H25-35, 43, 48~50, 53, 55, 59~61, 64, 66, 68~70, 74~78, 80~82, 86~89, 91~94, 98, 100~102,

106～109, 113, 114, 116, 118～121, 12
6, 130, 131, H26-28, 30, 32, 33, 36, 3
8, 40～43, 45, 47～49, 51～53, 55, 57～5
9, 63, 64, 66, 67, 70～73, 78～81, 83, 8
4, 87, 89, 90, 92～94, 96～98, 101, 104,
105, H27. 4-2, 3, 6, 7)

原告らは、上記各支出に關し、ファクシミリ代あるいは電話代等の基本料金のみの支出であつて、その使用頻度の低さからも、調査研究活動のために使用した可能性は極めて低く、2分の1を超えて政務活動費等を充てることは許されない旨主張する。

しかし、原告らが主張するとおり上記各支出に係るファクシミリ及び電話の使用頻度が低いとしても、そのことのみをもって、上記ファクシミリ等を調査研究活動以外の用務に使用した事実を認めることはできないから、原告らの上記主張は採用することができない。

(b) パソコン代 (H22-61, 119, H23-110, H24-
115, H25-127)

原告らは、上記各支出に關し、パソコンは調査研究活動以外にも利用されていることが推認されるから、2分の1を超えて政務活動費等を充てることは許されない旨主張する。

しかし、原告らは、単に、経費としての性質上、調査研究活動等以外の活動に利用される抽象的な可能性があるものに係る支出である旨を指摘するにとどまっていることからすれば、既に(1)イにおいて説示したとおり、その2分の1を超える部分が条例所定経費に該当しないこと等が事実上推認されるものではない。したがって、これ以上の主張立証を欠いている以上、原告らの上記主張は採用することができない。

(c) 象印マホービン (H 22-131) について

原告らは、上記支出に関し、魔法瓶は政策・立案のための調査研究活動とは無関係であるから、政務調査費を充てることは許されない旨主張する。

しかし、本件各別表は、調査研究活動のためあるいは住民の要望等を聴取するための会議等において提供する茶菓子代につき、「会議・広聴費」として政務活動費等を充てることを認めているところ、上記会議等で提供するお茶の保温等のために魔法瓶を使用する必要があるといえるから、魔法瓶がおよそ政策・立案のための調査研究活動とは無関係であるなどということはできない。原告らの上記主張は採用することができない。

(d) その他 (H 22-52, 54~57, 59, 62, 65, 66, 68, 70, 72, 73, 75~78, 81~83, 87, 89~91, 93, 95, 97, 99, 102, 103, 106, 107, 109~111, 115~118, 123~126, 128, 129, 132, 133, 135, H 23. 4-6, 7, 10, H 23-33, 34, 37, 40, 41, 43, 46, 47, 49, 51, 55, 61, 64, 66, 67, 69, 72, 74, 77, 79, 81~85, 89, 90, 94, 96, 98, 99, 104~106, 108, H 24-46, 48~50, 55~57, 59, 60, 62~65, 68, 69, 71, 75, 76, 81~83, 88, 89, 94~96, 98, 101, 103~105, 111, 113, 114, 118~121, 127, 128, 131~133, 135, H 25-36~42, 44~47, 51, 52, 54, 56~58, 62, 63, 65, 67, 71~73, 79, 83~85, 90, 95~97, 99, 103~105, 110~112,

5

115, 117, 122~125, 128, 129, H26-27,
29, 31, 34, 35, 37, 39, 44, 46, 50, 54,
56, 60~62, 65, 68, 69, 74~77, 82, 85,
86, 91, 95, 99, 100, 102, 103, 106~10
8, H27. 4-4, 5)

10

原告らは、上記各支出について、支出の具体的な違法事由を何ら主張していない。なお、選挙法・政治資金法の手引追録分書籍料（H24-88）は、「資料購入費」に係る支出であるところ（甲49・支払伝票番号73），原告らの主張は、上記支出に関し、本件各別表所定の「資料購入費」に該当しないという事情を何ら指摘するものではない。

したがって、上記各支出が違法である旨の原告らの主張は採用することができない。

b とんだばやし未来

15

(a) 複合機リース代（H23-165~167, 174, 177, 1
81, 183, 185, 189, H24-173, 177, 178,
181, 183, 186, 188, 192, 196, 199, 20
1, 204, H25-171, 174, 175, 178, 181,
184, 186, 189, 191, 194, 197, 200, H2
6-139, 142, 144, 147, 150, 153, 155,
157, 160, 163, 166, 170, 173, H27. 4-
8）

20

25

原告らは、上記各支出に関し、トナーの購入もなく、複合機の使用頻度も低いことがうかがわれるから、調査研究活動のために使用した可能性は極めて低いなどと指摘して、2分の1を超えて政務活動費等を充てることは許されない旨主張する。

しかし、証拠（甲12・支払伝票番号78、甲67・支払伝票番号89）によれば、とんだばやし未来がトナーを購入した事実が認められるから、その購入がないことを理由に、上記複合機の使用頻度の低さを指摘する原告らの主張は、前提とする事実を誤認するものとして採用することができない。仮に上記複合機の使用頻度が低いとしても、その一事をもって、上記複合機を調査研究活動以外の用務に使用した事実を認めることはできない。

(b) 電話代及びファクシミリ代 (H23-164, 168, 171, 175, 178, 180, 184, 186, 188, H24-174, 176, 179, 182, 184, 187, 189, 193, 197, 200, 202, 206, H25-172, 173, 176, 179, 182, 185, 187, 190, 192, 195, 198, 201, H26-140, 141, 145, 148, 151, 154, 158, 161, 164, 167, 171, 174, H27. 4-9)

原告らは、電話代及びファクシミリ代に関し、毎月の支払金額に変化がなく、その使用頻度の低さからすれば、調査研究活動のために使用した可能性は極めて低く、2分の1を超えて政務活動費等を充てることは許されない旨主張する。

しかし、仮に上記電話代に係る電話回線の使用頻度が低いとしても、その一事をもって上記電話やファクシミリを調査研究活動に該当しない用務に使用した事実を認めることはできないから、原告らの上記主張は採用することができない。

(c) パソコン代等 (H24-208, H25-204~207) について

原告らは、上記支出に関し、パソコンは調査研究活動以外にも利

用されていることが推認されるから、2分の1を超えて政務活動費等を充てることは許されない旨主張する。

しかし、原告らは、単に、経費としての性質上、調査研究活動等以外の活動に利用される抽象的な可能性があるものに係る支出である旨を指摘するにとどまっていることからすれば、上記 a(b)において説示したのと同様の理由により、原告らの上記主張は採用することができない。

(d) 平成26年6月以降のプロバイダー料金 (H26-146, 149, 152, 156, 159, 162, 165, 169, 172, 178, H27. 4-10)

原告らは、上記各支出に関し、支払先はGMOインターネット株式会社であるのに、当該各支出に係る支払伝票の支払先欄に「ウェルネット株式会社」と記載されていることからすれば、上記支払が実際行われたかは疑問であるなどと主張する。

しかし、辰巳議員は、その陳述書(乙19)において、とんだばやし未来は、従前からGMOインターネット株式会社との間でインターネットの接続サービスに関する契約を締結していたこと、平成26年5月までは同社の収納代行サービス業者であるウェルネット株式会社に対し、コンビニ支払の方法によりプロバイダー料金を支払っていたが、同年6月以降は、支払の手間を解消するため、直接GMOインターネット株式会社に対し支払う方法に変更したこと、にもかかわらず、上記支払伝票に従前の支払先を誤って記載してしまった旨記載しているところ、上記記載内容に不自然・不合理な点がなく、また、架空のプロバイダー料金の支払を装ったなどという事情はうかがわれないこと、とんだばやし未来が平成29年7月26日付け収支報告書等修正届の提出をもって、上記支払伝票の誤記

を修正していることからすれば(乙19), 上記各支出について、条例所定経費に該当するというべきである。

- 5 (e) その他(H23-159~163, 169, 170, 172, 173, 176, 179, 182, 187, 190~193, H24-175, 180, 185, 190, 191, 194, 195, 198, 203, 205, 207, 209~211, H25-177, 180, 183, 188, 193, 196, 199, 202, 203, 208~211, H26-143, 168, 175~177, 179, 180)

10 原告らは、上記各支出の具体的な違法事由を何ら主張していない。なお、H26-168(市政報告ニュース折込代・振込手数料)は「広報費」に係る支出であるところ(甲12・支払伝票番号57),原告らは、上記支出に関し、本件各別表所定の「広報費」に該当しないという事情を何ら指摘するものではない。

15 これらの支出が違法である旨の原告らの主張は採用することができない。

c 市民会派

- (a) コピー用紙、ファクシミリ代、インターネット代及びIPad代(H22-222~224, 229, 230, 233, 234, 238, 239, 241~245, 247~249, 252, 253, 258~260, 263, 264, 266~270, 272, H23.4-20, 25, 26, H23-248, 250, 252, 256, 257, 259~262, 267, 269~271, 274~279, 284, 289~293, H24-265, 267~274, 279~281, 285, 286, 288, 289, 292~295, 299, 305, 306, 308~310, H25-2

64, 266, 267, 269~272, 274~277, 280,
281, 283~286, 289, 294~303, H26-23
4, 238, 239, 241~246, 249, 252, 253,
255~260, 262~268, H27. 4-12, 13)

5 原告らは、上記各支出に關し、コピー用紙、ファクシミリ、インターネット及び i Pad は、会派や議員の行う活動が極めて広範かつ多岐にわたるものであることからすれば、適宜必要に応じて使用するものであり、調査研究活動以外にも使用したことが推認されるから、2分の1を超えて政務活動費等を充てることは許されない旨主張する。

10 しかし、原告らは、単に、経費としての性質上、調査研究活動等以外の活動に利用される抽象的な可能性があるものに係る支出である旨を指摘するにとどまっていることからすれば、上記 a(b)において説示したのと同様の理由により、原告らの上記主張は採用することができない。

15 (b) その他 (H22-225~228, 231, 232, 235~237, 240, 246, 250, 251, 254~257, 261, 262, 265, 271, H23. 4-19, 21~24, H23-243~247, 249, 251, 253~255, 258, 263~266, 268, 272, 273, 280~283, 285~288, H24-266, 275~278, 282~284, 287, 290, 291, 296~298, 300~304, 307, H25-263, 265, 268, 273, 278, 279, 282, 287, 288, 290~294, H26-235~237, 240, 247, 248, 250, 251, 254, 261)

20 25 原告らは、上記各支出の具体的な違法事由を何ら主張していない



から、これらの支出が違法である旨の原告らの主張は採用することができない。

d 公明党

- (a) コピーデ代、ファクシミリ代、インターネット代、i Padミニ代、
5 i Pad Air代及びパソコンの長期修理保証代(H22-312,
313, 315~318, 320~326, 328~336, 33
8~344, 346~352, 354, 356, 357, 359~
361, 363~365, 367~371, 373, 375~38
3, 385, 389~395, 397~404, 406~410,
10 412~420, H23. 4-31, 32, H23-338~34
1, 343, 344, 346~354, 359~365, 367~
375, 377~385, 388~395, 398~407, 40
9~417, 419~429, 432~439, 441~451,
453~459, H24-360, 361, 364~370, 37
15 2~380, 382~390, 392~402, 404~406,
408~415, 417~424, 426, 428~436, 43
8~447, 449~455, 457~461, 463~469,
471~473, 475~480, 482, 483, 485~49
0, 492, H25-472, 473, 476~481, 483~
20 489, 491~498, 500~508, 510~518, 52
0, 521, 523~528, 530~533, 535~539,
541~545, 547, 548, 550~555, 557~55
9, 561~565, 567~572, 574~580, 582,
583, 585~590, 592, 593, 595~607, H2
25 6-302, 303, 305, 307~313, 315~322,
324, 325, 327~337, 339, 340, 342~34

9, 351~358, 360~362, 364~371, 373~
375, 377~382, 384~393, 395~397, 39
9~405, 407~416, 418, 419, 421~426,
428~438, H27. 4-16~22)

5 原告らは、上記各支出に関し、コピー、ファクシミリ、インターネット、i Padミニ、i Pad Air及びパソコンは、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難であり、調査研究活動以外にも使用したことが推認されるというべきであるから、2分の1を超えて政務活動費等を充てることは許されない旨主張する。

10

しかし、原告らは、単に、経費としての、調査研究活動等以外の活動に利用される抽象的な可能性があるものに係る支出である旨を指摘するにとどまっていることからすれば、上記 a(b)において説示したのと同様の理由により、原告らの上記主張は採用することができない。

15

(b) 輪転機リース料等 (H22-314, 319, 327, 337,
345, 353, 362, 372, 384, 396, 405, 41
1, H23. 4-30, H23-342, 355, H24-359,
371, 381, 391, 403, 416, 425, 437, 44
8, 456, 470, 481, H25-471, 482, 490,
499, 509, 519, 529, 546, 556, 566, 58
1, 594, H26-301, 314, 326, 338, 350,
359, 372, 383, 394, 406, 417, 427, H2
7. 4-15)

20

原告らは、上記各支出に関し、公明党の議員らが、外部業者に依頼して作成したちらしに係る費用に「広報費」として政務活動費等

25

を充てていることからすれば、輪転機のリースの必要性は認められない旨主張する。

しかし、調査研究活動が多岐にわたることからすれば、上記外部業者に作成を依頼したちらしの他にも、市議会における政策立案のための資料など輪転機を使用する必要性があることは否定することができない。また、上記リース期間が長期にわたり、本件使途基準に反するなどという事情もうかがわれないから、上記各支出は条例所定経費に該当するというべきであり、原告らの上記主張は採用することができない。

- 10 (c) その他 (H 22-355, 358, 366, 374, 386~3
88, H 23-345, 356~358, 366, 376, 386,
387, 396, 397, 408, 418, 430, 431, 44
0, 452, H 24-362, 363, 407, 427, 462,
474, 484, 491, H 25-474, 475, 522, 53
4, 540, 549, 560, 573, 584, 591, H 26-
15 304, 306, 323, 341, 363, 376, 398, 42
0)

原告らは、上記各支出の具体的な違法事由を何ら主張していない。
なお、H 24-427（社会新報7月～9月購読料）は、「資料購入費」に係る支出であるところ（甲55・支払伝票番号99），原告ら
20 は、上記支出に関し、本件各別表所定の「資料購入費」に該当しないという事情を何ら指摘するものではない。

したがって、上記各支出が違法である旨の原告らの主張は採用することができない。

25 e 共産党

原告らは、共産党に係る「事務費」の支出について、調査研究活動

に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されていないから、その2分の1を超えて政務活動費等を充てることは許されない旨主張する。

しかし、原告らは、単に、経費としての性質上、調査研究活動等以外の活動に利用される抽象的な可能性があるものに係る支出である旨を指摘するにとどまっていることからすれば、上記 a(b)において説示したのと同様の理由により、原告らの上記主張は採用することができない。

f 蒼政富田林

原告らは、ファクシミリ代以外の支出（H22-581～586, 589, 591～593, 596, 613, 621, 623, H23.4-61, 63）の具体的な違法事由を何ら主張していない。なお、平成22年度の喫茶コンゴーに係る支出（H22-623）は、「会議・広聴費」に係る支出であるところ（甲93・支払伝票番号111），原告らは、上記支出に関し、本件各別表所定の「会議・広聴費」に該当しないという事情を何ら指摘するものではない。

そうすると、上記各支出が違法である旨の原告らの主張は採用することができない。

g 京谷議員

原告らは、ファクシミリ代以外の支出（H24-651～654, 656, 667, H25-629, 632, 634, 636, 641, 643, H26-596, 598, 600）の具体的な違法事由を何ら主張していない。そうすると、上記各支出が違法である旨の原告らの主張は採用することができない。

h 吉年議員

原告らは、吉年議員に係る「事務費」の支出について、調査研究活

動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されていないから、その2分の1を超えて政務活動費等を充てることは許されない旨主張する。

しかし、原告らは、単に、経費としての性質上、調査研究活動等以外の活動に利用される抽象的な可能性があるものに係る支出である旨を指摘するにとどまっていることからすれば、上記 a(b)において説示したのと同様の理由により、原告らの上記主張は採用することができない。

i 被告補助参加人（ファクシミリ代以外の支出。H 2 3 - 6 2 7, 6
2 9, 6 3 0, 6 3 2 ~ 6 3 4, 6 3 6, 6 3 9, 6 4 2, 6 4 3,
6 4 6 ~ 6 5 1, 6 5 3, 6 5 4）

原告らは、上記各支出に関し、調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されていないから、その2分の1を超えて政務活動費等を充てることは許されない旨主張する。

しかし、原告らは、単に、経費としての性質上、調査研究活動等以外の活動に利用される抽象的な可能性があるものに係る支出である旨を指摘するにとどまっていることからすれば、上記 a(b)において説示したのと同様の理由により、原告らの上記主張は採用することができない。

20 (3) 小括

以上によれば、①とんだばやし未来による富田林市住宅地図1冊・同バインダータイプ4冊等に係る支出（H 2 5 - 1 6 0, 資料購入費）のうち、上記地図1冊に係る部分（1万6524円）、②公明党による富田林市住宅地図4冊・同バインダータイプ1冊等に係る支出（H 2 6 - 2 8 0, 資料購入費）のうち、上記地図1冊に係る部分（1万6524円）、③蒼政富田林による喫茶コンゴー・コーヒーワークに係る支出のうち2000円未満の金額のもの（H
25

5

10

15

20

25

22-573, 会議・広聴費, 合計630円), ④とんだばやし未来によるお茶代に係る支出(H26-137, 会議・広聴費)のうち, 一人1回200円を超える部分(720円), ⑤蒼政富田林のファクシミリ代に係る支出(H22-580, 587, 588, 590, 594, 595, 597~612, 614~620, 622, H23.4-62, 64, 事務費)のうち, 5割に相当する部分(3万5284円), ⑥京谷議員のファクシミリ代に係る支出(H23-597~607, H24-650, 655, 657~666, H25-630, 631, 633, 635, 637~640, 642, 644~646, H26-593~595, 597, 599, 601, 606, H27.4-37, 事務費)のうち, 2474円をそれぞれ超える部分(合計6385円), ⑦被告補助参加人のファクシミリ代に係る支出(H23-628, 631, 635, 637, 638, 640, 641, 644, 645, 652, 655, H27.4-40, 事務費)のうち, 5割に相当する部分(1万3723円)については, 政務活動費等を充てたことは違法であると認められる。

7 被告の請求権の内容について

(1) とんだばやし未来

ア 上記6のとおり, とんだばやし未来が資料購入費1万6524円(H25-160)に政務活動費を充てたことは違法である。

そして, 同会派は, 平成25年4月から平成26年3月までの政務活動費として456万0401円の交付を受け, 上記資料購入費に係る経費を含め451万3518円を支出した旨の収支報告書を提出している(甲34の1)。そうすると, 上記支出の総額から上記違法な充当額1万6524円を控除した449万6994円が政務活動費として交付を受けた456万0401円を下回るから, 上記1万6524円が富田林市の損失と認められる。

イ また、とんだばやし未来が会議・広聴費720円（H26-137）に政務活動費を充てたことは違法である。

そして、同会派は、平成26年4月から平成27年3月までの政務活動費として456万0366円の交付を受け、上記会議・広聴費に係る経費を含め441万7670円を支出した旨の収支報告書を提出している（甲11の1）。そうすると、上記支出の総額から上記違法な充当額720円を控除した441万6950円が政務活動費として交付を受けた456万0366円を下回るから、上記720円が富田林市の損失と認められる。

ウ したがって、被告は、とんだばやし未来に対し、不当利得返還請求権に基づき1万6524円（平成25年度分）及び720円（平成26年度分）並びにこれらに対する平成27年6月15日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を請求すべきである。

(2) 公明党

上記6のとおり、公明党が資料購入費1万6524円（H26-280）に政務活動費を充てたことは違法である。

そして、同会派は、平成26年4月から平成27年3月までの政務活動費として456万0240円の交付を受け、上記資料購入費に係る経費を含め423万9914円を支出した旨の収支報告書を提出している（甲17の1）。そうすると、上記支出の総額から上記違法な充当額1万6524円を控除した422万3390円が政務活動費として交付を受けた456万0240円を下回るから、上記1万6524円が富田林市の損失と認められる。

したがって、被告は、公明党に対し、不当利得返還請求権に基づき1万6524円及びこれに対する平成27年6月15日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を請求すべきである。

(3) 蒼政富田林

ア 上記6のとおり、蒼政富田林が会議・広聴費630円（H22-573）

及び事務費3万5284円（H22-580, 587, 588, 590, 594, 595, 597~612, 614~620, 622, H23. 4-62, 64）に政務調査費を充てたことは違法である。

イ しかし、同会派は、平成22年4月から平成23年3月までの政務調査費として288万0189円の交付を受け、上記会議・広聴費に係る経費及び上記事務費のうち平成22年度分に係る経費を含め322万3843円を支出した旨の収支報告書を提出している（甲92の1）。そうすると、上記支出の総額から平成22年度の違法な充当額3万3732円（上記アの会議・広聴費630円+上記アの事務費のうち平成22年度に係る経費3万3102円の合計額）を控除した319万0111円が政務調査費として交付を受けた288万0189円を下回ることとはならないから、同会派が、上記3万3732円に関し、法律上の原因なく利得したということはできず、不当利得返還義務を負うものとはいえない。

また、同会派は、平成23年4月分の政務調査費として24万0017円の交付を受け、上記事務費のうち平成23年4月分に係る経費を含め30万6457円を支出した旨の収支報告書を提出している（甲92の3）。そうすると、上記支出の総額から平成23年4月の違法な充当額2182円（上記アの事務費のうち平成23年4月分に係る経費）を控除した30万4275円が政務調査費として交付を受けた24万0017円を下回ることとはならないから、同会派が、上記2182円に関し、法律上の原因なく利得したということはできず、不当利得返還義務を負うものとはいえない。

(4) 京谷議員

ア 上記6のとおり、京谷議員が事務費（ファクシミリの通信費）6385円（内訳は別紙6のとおり。）に政務活動費等を充てたことは違法である。

イ しかし、同会派は、平成23年5月から平成24年3月までの政務調査

費として110万0048円の交付を受け、上記事務費に係る経費を含め
110万9234円を支出した旨の収支報告書を提出している（甲74の
1）。そうすると、上記支出の総額から平成23年度の違法な充当額230
6円を控除した110万6928円が政務調査費として交付を受けた1
10万0048円を下回ることとはならないから、同会派が、上記230
6円に関し、法律上の原因なく利得したということはできず、不当利得返
還義務を負うものとはいえない。

5

また、同会派は、平成24年4月から平成25年3月までの政務調査費
として114万0030円の交付を受け、上記事務費に係る経費を含め1
23万7615円を支出した旨の収支報告書を提出している（甲58の
1）。そうすると、上記支出の総額から平成24年度の違法な充当額129
8円を控除した123万6317円が政務調査費として交付を受けた1
14万0030円を下回ることとはならないから、同会派が、上記129
8円に関し、法律上の原因なく利得したということはできず、不当利得返
還義務を負うものとはいえない。

10

15

さらに、同会派は、平成26年4月から平成27年3月までの政務活動
費として114万0028円の交付を受け、上記事務費に係る経費を含め
121万1567円を支出した旨の収支報告書を提出している（甲23の
1）。そうすると、上記支出の総額から平成26年度の違法な充当額168
7円を控除した120万9880円が政務活動費として交付を受けた1
14万0028円を下回ることとはならないから、同会派が、上記168
7円に関し、法律上の原因なく利得したということはできず、不当利得返
還義務を負うものとはいえない。

20

ウ、他方、同会派は、平成25年4月から平成26年3月までの政務活動費
として114万0028円の交付を受け、上記事務費に係る経費を含め7
4万7430円を支出した旨の収支報告書を提出している（甲42の1）。

25

そうすると、上記支出の総額から平成25年度の違法な充当額1010円を控除した74万6420円が政務活動費として交付を受けた114万0028円を下回るから、上記1010円が富田林市の損失と認められる。

また、同会派は、平成27年4月分の政務活動費として8万円の交付を受け、上記事務費に係る経費を含め3万4958円を支出した旨の収支報告書を提出している（甲23の3）。そうすると、上記支出の総額から平成27年4月の違法な充当額84円を控除した3万4874円が政務活動費として交付を受けた8万円を下回るから、上記84円が富田林市の損失と認められる。

10 エ したがって、被告は、京谷議員に対し、不当利得返還請求権に基づき1010円（平成25年度分）及び84円（平成27年4月分）並びにこれらに対する平成27年6月15日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を請求すべきである。

(5) 被告補助参加人

15 上記6のとおり、被告補助参加人が事務費1万4897円（H23-628, 631, 635, 637, 638, 640, 641, 644, 645, 652, 655, H27.4-40）に政務活動費等を充てたことは違法である。

しかし、同会派は、平成23年4月から平成24年3月までの政務調査費として110万0024円の交付を受け、上記事務費のうち平成23年度分に係る経費を含め113万4030円を支出した旨の収支報告書を提出している（甲78の1）。そうすると、上記支出の総額から平成23年度の違法な充当額1万3722円を控除した112万0308円が政務調査費として交付を受けた110万0024円を下回ることとはならないから、同会派が、上記1万3722円に関し、法律上の原因なく利得したということはできず、不当利得返還義務を負うものとはいえない。

また、同会派は、平成27年4月分の政務活動費として8万円の交付を受け、上記事務費のうち平成27年4月分に係る経費を含め8万3350円を支出した旨の収支報告書を提出している（甲29の3）。そうすると、上記支出の総額から平成27年4月の違法な充当額1175円を控除した8万2175円が政務活動費として交付を受けた8万円を下回ることとはならないから、同会派が、上記1175円に関し、法律上の原因なく利得したということはできず、不当利得返還義務を負うものとはいえない。

8 結論

以上によれば、原告中山の訴えのうち平成25年度の政務活動費に係る部分は不適法であるから却下し、原告中山を除く原告らの請求のうち平成25年度の政務活動費に係る部分は、とんだばやし未来に対し1万6524円及びこれに対する平成27年6月15日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を、京谷議員に対し1010円及びこれに対する上記同様の法定利息の支払を各請求するよう求める限度で理由があるからその限度で認容し、原告ら（原告中山を含む。）の請求のうち平成25年度以外の政務活動費等に係る部分は、とんだばやし未来に対し720円及びこれに対する上記同様の法定利息の支払を、公明党に対し1万6524円及びこれに対する上記同様の法定利息の支払を、京谷議員に対し84円及びこれに対する上記同様の法定利息の支払を各請求するよう求める限度で理由があるからその限度で認容し、その余の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとする。

訴訟費用及び補助参加によって生じた費用の負担については、原告らの請求額のうち上記認容額が占める割合等に鑑み、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法64条ただし書を適用してその全部を原告らの負担とすることとする。

よって、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第7民事部

裁判長裁判官 松 永 栄 治

裁判官 森 田 亮

5

裁判官石川舞子は、差支えのため、署名押印することができない。

10

裁判長裁判官 松 永 栄 治

別紙1

相手方	金額(円)
自由民主党	12,210,564
とんだばやし未来議員団	13,750,992
市民会派議員団	12,746,749
公明党	13,503,080
日本共産党	10,831,465
蒼政富田林	621,834
京谷精久	3,582,719
吉年千寿子	2,563,259
被告補助参加人沖利男	117,166

別紙2

別表（第5条関係）

項目	内 容
1 研究研修費	会派が研究会、研修会等を開催するために必要な経費及び他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために必要な経費並びに外部に調査を委託するために必要な経費（会場費、機材借上費、講師謝金、出席者負担金、会費、資料作成費、委託料、交通費、旅費、宿泊費等）
2 調査旅費	会派が調査研究活動のために行う先進地の行政視察又は現地調査に必要な経費（交通費、旅費、宿泊費等）
3 資料作成費	会派が調査研究活動及び議会審議に必要な資料を作成するために必要な経費（印刷製本費、原稿料等）
4 資料購入費	会派が調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に必要な経費（書籍、定期刊行物購入費、新聞購読料、追録料、映像資料購入費等）
5 広報費	会派が調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告するために必要な経費（原稿料、広報紙、報告書等印刷費、送料等）
6 会議・広聴費	会派が調査研究活動のため又は住民の要望若しくは意見を聴取するための会議等を開催するのに必要な経費（会場費、印刷費、茶菓子代、交通費等）
7 人件費	会派が調査研究活動のため常時又は一時的に雇用する人の給料等に必要な経費（給料、手当、社会保険料、賃金等）
8 事務費	会派が調査研究活動に係る事務遂行に必要な経費（事務用品及び備品購入費、事務機器購入費、リース代、印刷製本費、通信費、送料等）
9 要請・陳情活動費	会派が要請活動及び陳情活動を行うために必要な経費（資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等）

別紙3の1

第1次改訂基準

第1 富田林市議会政務調査費の取扱要領（抜粋）

1 政務調査費の趣旨

政務調査費は、地方自治法100条14項・15項及び旧条例の規定に基づき、富田林市議會議員の市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対して交付されるものであり、その使途については政務調査活動に要する経費として適切に充當されるべきものである。

以上のことから議会の政務調査費の交付について必要な事項を定める。

2 支出事項

(1) 使途基準

政務調査費は、旧条例並びに旧規則及び旧別表に定めるもののほか、次のとおり運用するものとする。

① 研究研修費

この項目は、会派又は議員が研究会、研修会を開催する場合又は他の団体が開催する研究会、研修会に参加する場合の経費及び調査委託に充当するものである。

(ア) 会場費（研修会等の開催する会場借上料）

会場としてふさわしくない場所での開催は認められない。

(イ) 機材借上費（会場設営に付随する設備等）

必要最小限とすること。

(ウ) 講師謝金

包括的な委託については委託内容の分かる契約書の写し等を支払伝票に添付すること。なお、契約金額については適正な価格であること。見

積書等（請求書）を会派で保存すること。

(エ) 出席者負担金

他の団体の主催する研修会等の参加負担金に充当することができる。

(オ) 会費（他の団体の開催する総会の参加費）

i) 会派又は議員が所属していない他団体が主催する実質的な意見交換会あるいはこれに付随する研修会等であって会費の額が明確に定められており、その金額も社会通念上妥当な範囲のものである場合に充当できるものとする。

したがって、飲食を主たる目的とした会合の会費、会派や議員間の懇談会等は認められない。なお、政務調査費を充当する場合は、一人1回500円を限度とする。

ii) 市内の団体が主催する場合は、公職選挙法その他法令等の禁止規定に抵触することがないよう注意するとともに市議会の虚礼廃止の申合せを遵守すること。

iii) 年会費等は認められない。

(カ) 資料作成費

研修会等の開催に伴う資料印刷費等に充当することができる。

(キ) 委託料（調査研究を委託することができる経費）

包括的な委託については委託内容の分かる契約書の写し等を支払伝票に添付すること。なお、契約金額については適正な価格であること。見積書等（納品書・請求書）を会派で保存すること。

(ク) 交通費

調査研究を目的とした研修会や研究会等で出張するときは、会派代表者に出張届出書を提出し、出張後には、速やかに出張報告書を作成すること。また、原則実費弁償とする。

レンタカー、高速バス、ガソリン代、タクシー、高速道路通行料、駐

車料金は実費弁償とし、領収書の徴収が可能なものは徴すること。ただし、やむを得ないものについては、会派の代表者発行の支払証明書をもって代えることができる。

なお、タクシーの利用は、合理的と判断される場合は認める。

5 (イ) 旅費・宿泊費

調査研究を目的とした活動に要した旅費・宿泊費の算定については旅費支給条例を準用する。なお、海外研修については、国家公務員等の旅費に関する法律の規定によるものとする。

(ロ) その他

10 自家用車のガソリン代は、使用料の50パーセントを上限として充当することができる。ただし、月額1人8000円を上限とする。

② 調査旅費

この項目は、会派又は議員が先進地行政視察及び現地調査のために必要な経費に充当するものであり、事前に視察届を議長に提出し、視察後においては出張報告書を作成し、会派で保存する。

なお、宿泊を伴う視察は、1泊2日の場合2か所、2泊3日の場合3か所の訪問を原則とする。

(ア) 交通費

20 レンタカー、高速バス、ガソリン代、タクシー、高速道路通行料、駐車料金は実費弁償とし、領収書の徴収が可能なものは徴すること。

ただし、やむを得ないものについては、会派の代表者発行の支払証明書をもって代えることができる。

なお、タクシーの利用は、合理的と判断される場合は認める。

(イ) 旅費

25 調査研究を目的とした活動に要した旅費・宿泊費の算定については旅費支給条例を準用する。

(ウ) 宿泊費

上記(イ)と同じ。

(エ) その他

回数券やプリペイドカードは認められない。

5 ③ 資料作成費

この項目は、会派又は議員が市政の調査研究活動及び議会審議に必要な資料を作成する経費として充当するものである。

(ア) 印刷製本費

印刷物を会派で保存するとともに印刷部数が分かる書類（見積り又は納品書）を支払伝票に添付すること。

(イ) 原稿料

見積書等（納品書・請求書）を会派で徴収すること。

10 ④ 資料購入費

この項目は、会派又は議員が市政の調査研究活動のための資料を購入する経費として充当するものである。

(ア) 資料購入費（書籍、定期刊行物購入費、新聞購読料、追録料、映像資料購入）

同一の新聞、機関紙、書籍等の複数購入は認めない。購入題名が分かれる書類を支払伝票に記載すること。

15 ⑤ 広報費

この項目は、会派又は議員が広報紙、報告書等作成の経費として充当するものであり、記載内容は、市政に関する調査研究等の広報及び市議会における審議の経過、結果等の報告を中心とする。政治活動や後援会活動等に關係する広報紙の発行は認められない。

20 また、発行に当たっては、政治資金規正法及び公職選挙法や議会の申合せを遵守すること。また、発行者は会派及び所属議員とするなど、会派や

議員が発行する印刷物であることが明確なものとするとともに、広報紙・報告書等は発行時に印刷物を議長に届け出ること。

(ア) 原稿料

見積書等（納品書・請求書）を会派で徴収すること。

(イ) 広報紙（印刷製本費）

印刷部数が分かる書類（見積り又は納品書）を支払伝票に添付すること。

(ウ) 報告書等印刷費

上記(イ)と同じ。

(エ) 送料

郵送料、切手代、はがき代等に充当することができる。

(オ) その他

広報紙の配布手数料に充当することができる。

会派のホームページ作成・維持管理費に充当することができる。

なお、ホームページの掲載内容については、広報紙の基準によるものとする。

⑥ 会議・広聴費

会派又は議員が調査研究活動のための会議及び住民の要望若しくは意見を聴取するために開催する会議に必要な経費として充当するもの。

(ア) 会場費

会場として適さないと考えられる場所で行われたものは認められない。

(イ) 印刷費

印刷物を会派で保存するとともに、支払伝票に印刷部数が分かる書類（見積り又は納品書）を添付すること。

(ウ) 茶菓子代

調査研究のための会議及び会派が住民からの市政及び政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等における茶菓子代等は、一人1回200

5 0円以内とする（意見交換会、識者を囲んでの研修会等で会派として開催するものに限る。）。

なお、支出に当たっては、公職選挙法の規定を遵守すること。

(エ) 交通費

広聴会に用品等を運搬する費用に充当することができる。

(オ) その他

会議開催に伴う郵送料等に充当することができる。

6 ⑦ 人件費

会派又は議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用するため必要な経費。

会派又は議員が、補助職員を雇用しようとするとき、雇用契約書を交わすとともに、その者の氏名、住所、雇用目的及び雇用期間等を記載した補助職員雇用（異動）届を作成し、会派において保存するものとする。既に届け出た事項に異動があったときも同様とする。なお、議員が雇用する人件費のうち、配偶者や生計を一にする者及び扶養関係にある者は認められない。

また、雇用する補助職員の業務が調査研究活動とその他の活動が混在する場合は、その時間や日数により按分しなければならない。

なお、雇用に当たっての賃金や労働条件等は市の臨時職員を参考とする。

7 ⑧ 事務費

事務費としては、調査研究活動に直接必要なものに限り、あくまでも事務用という価格のものでなければならない。

また、事務機器の購入又はリースについては、その使用用途によって按分が必要となる。

調査研究活動用 = 全額充当できる

25 上記以外の機器 = 調査研究用務 / 調査研究用務+議員用務
+政党・政治団体用務

十その他の用務

パソコンは会派で購入する（上限20万円）。

(ア) 事務用品

事務用品であり、高額なものは認められない。

5 (イ) 備品購入費

i) 会派が調査研究活動用に購入するものに限る。

なお、所属議員が、会派が調査研究活動用に購入した事務機器を調査研究活動に使用することができる。

自宅に設置する議会との連絡用ファクシミリも同様とする。

ii) 会派の代表者は、5万円以上の備品等の購入・リースについては、備品等設置（廃棄）届及び備品台帳を作成し、会派において保存すること。

iii) 購入した備品等は、耐用年数を著しく短縮して廃棄することはできない。

15 (ウ) 事務機器購入費

上記(イ)と同じ。

(エ) リース代

事務機器に係るリース代は、会派構成に影響もあり、長期間のものは認められない。

自動車は認められない。

(オ) 印刷製本費

コピー代金など

(カ) 通信費

会派の調査研究活動に必要な通信関係経費（会派控室のファクシミリ、インターネット、テレビ受信料等の関係経費及び自宅に設置された議会事務局との連絡用のファクシミリの基本料金）に充当することができる。

なお、議員所有の携帯電話の使用料は、月額の50パーセントを充当することができる。月額1人1万円を上限額とする。

(キ) 送料（郵送代、切手代、はがき代等）

事務連絡としての郵送代に充当することができる。

(ク) その他

契約に伴う印刷代など

カメラのフィルム代や現像代など

回数券、プリペイドカード等金券購入に伴う経費及び在庫として置く郵便切手や郵便はがきの購入に伴う経費は認められない。

10 (2) 充当できないもの

政務調査費は、次のような経費は認められない。

① 交際費に関する経費

餞別、慶弔費、寸志、病気見舞、慶弔電報、賛助金、年賀状（購入及び印刷代金）など

15 ② 党員その他政党活動に関する経費

党員、党大会賛助費、党大会参加費、党大会参加のための旅費、政治団体発行の機関紙印刷代など

③ 選挙活動に関する経費

④ 後援会活動に関する経費

⑤ 議員個人の私的なものに関する経費

20 ⑥ 前各号のほか、調査研究の目的に該当しない経費

第2 政務調査費の運用指針（抜粋）

第1章 使途基準の運用指針

（1）富田林市議会政務調査費の取扱要領《概要》

項目	小項目	留意事項及び事例
研究研修費	会場費	会場としてふさわしくない場所での開催は不可。
	機材借上費	必要最小限とすること。
	講師謝金	包括的な委託については委託内容の分かる契約書の写し等を支払伝票に添付すること。なお、契約金額については適正な価格であること。見積書等（請求書）を会派で保存すること。
	出席者負担金	他の団体の主催する研修会等の参加負担金に充当することができる。
	会費	他団体が主催する研修会等の会費は社会通念上妥当な範囲のものである場合に充当できるものとする。 飲食を主たる目的とした会合の会費、会派や議員間の懇談会等は認められない。政務調査費を充当する場合は、一人1回5,000円を限度とする。市内の団体が主催する場合は、公職選挙法その他法令等の禁止規定に抵触する事がないよう注意するとともに市議会の虚礼廃止の申し合わせを遵守すること。年会費等は認められない。
	資料作成費	研修会等の開催に伴う資料印刷費等に充当することができる。
	委託料	包括的な委託については委託内容の分かる契約書の写し等を支払伝票に添付すること。契約金額については適正な価格であること。見積書等（納品書・請求書）を会派で保存すること。
	交通費	調査研究を目的とした研修会や研究会等で出張するときは、会派代表者に出張届出書を提出し、出張後には、速やかに出張報告書を作成すること。レンタカー、高速バス、ガソリン代、タクシー、高速道路通行料、駐車料金は実費弁償とし、領収書の徴収が可能なものは徴すること。ただしやむを得ないものについては会派の代表者発行の支払証明書をもって代えることができる。なお、タクシーの利用は、合理的と判断される場合は認める。
	旅費・宿泊費	調査研究を目的とした活動に要した旅費・宿泊費の算定については富田林市職員旅費支給条例を準用する。なお、海外旅行については、国家公務員法等の旅費に関する法律の規定によるものとする。なお、議長に提出される収支報告書に出張報告書及び旅費明細書の写しを添付すること。
	その他	自家用車のガソリン代は、使用料の50パーセントを上限として充当することができる。 ただし、月額1人8,000円を上限とする。

項目	小項目	留意事項及び事例
調査旅費	交通費	レンタカー、高速バス、ガソリン代、タクシー、高速道路通行料、駐車料金は実費弁償とし、領収書の徴収が可能なものは徴すること。ただしやむを得ないものについては会派の代表者発行の支払証明書をもって代えることができる。 なお、タクシーの利用は、合理的と判断される場合は認める。
	旅費	調査研究を目的とした活動に要した旅費・宿泊費の算定については富田林市職員旅費支給条例を準用する。
	宿泊費	調査研究を目的とした活動に要した旅費・宿泊費の算定については富田林市職員旅費支給条例を準用する。
	その他	回数券やプリペイドカードは認められない。
資料作成費	印刷製本費	印刷物を会派で保存するとともに印刷部数がわかる書類（見積又は納品書）を支払伝票に添付すること。
	原稿料	見積書等（納品書・請求書）を会派で徴収すること。
資料購入費	資料購入費	同一の新聞、機関紙、書籍等の複数購入は認めない。購入題名がわかる書類を支払伝票に記載すること。
広報費	原稿料	見積書等（納品書・請求書）を会派で徴収すること。
	広報紙	印刷部数がわかる書類等（見積又は納品書）を支払伝票に添付すること。
	報告書等印刷費	印刷部数がわかる書類（見積又は納品書）を支払伝票に添付すること。
	送料	郵送料、切手代、はがき代等に充当することができる。
	その他	広報紙の配布手数料に充当することができる。 会派のHPの作成・維持管理費に充当することができる。
会議・広聴費	会場費	会場としてふさわしくない場所での開催は不可。
	印刷費	印刷物を会派で保存するとともに、支払伝票に印刷部数がわかる書類等（見積又は納品書）を添付すること。
	茶菓子代	調査研究のための会議及び会派が住民からの市政及び政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等における茶菓子代等は、一人1回2,000円以内とする。（意見交換会、識者を囲んでの研修会等で会派として開催するものに限る。） なお、支出にあたっては、公職選挙法の規定を遵守すること。
	交通費	広聴会に用品等を運搬する費用に充当することができる。
	その他	会議開催に伴う郵送料等に充当することができる。

項目	小項目	留意事項及び事例
人件費		会派又は議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用するため必要な経費。会派又は議員が、補助職員を雇用しようとするとき、雇用契約書を交わすとともに、その者の氏名、住所、雇用目的及び雇用期間などを記載した補助職員雇用（異動）届（様式第15号）を作成し、会派において保存するものとする。すでに届け出た事項に異動があったときも同様とする。なお、議員が雇用する人件費のうち、配偶者や生計を一にする者及び扶養関係にある者は認められない。また、雇用する補助職員の業務が調査研究活動とその他の活動が混在する場合はその時間や日数により按分しなければならない。なお、雇用にあたっての労働条件等は市の臨時職員を参考とする。
事務費	事務用品	事務用品であり、高額なものは認められない。
	備品購入費	会派が調査研究活動用に購入するものに限る。 なお、会派が調査研究活動用に購入した事務機器を所属議員が、調査研究活動に使用することができる。
	事務機器購入費	自宅に設置する議会との連絡用ファクシミリも同様とする。 会派の代表者は50,000円以上の備品等の購入・リースは備品等設置（廃棄）届（様式第16号）及び備品台帳（様式第17号）を作成し会派において保存すること。 購入した備品等は、耐用年数を著しく短縮して廃棄することはできない。
	リース代	事務機器にかかるリース代は、会派構成に影響もあり、長期間のものは認められない。自動車は認められない。
	印刷製本費	コピーデジタルなど。
	通信費	会派の調査研究活動に必要な通信関係経費（会派控室のファクシミリ、インターネット、テレビ受信料等の関係経費、及び自宅に設置された議会事務局との連絡用のファクシミリの基本料金）に充当することができる。 なお、議員所有の携帯電話の使用料は、月額の50パーセントを充当することができる。月額1人10,000円を上限額とする。
	送料	事務連絡としての郵送代に充当することができる。
	その他	契約に伴う印紙代など。カメラのフィルム代や現像代など。回数券、プリペイドカード等金券購入に伴う経費及び在庫として置く郵便切手や郵便はがきの購入に伴う経費は不可。



(2) 政務調査費で充当できないもの

項目	内容
交際費に関する経費	餞別、慶弔費、寸志、病気見舞、慶弔電報、賛助金、年賀状（購入及び印刷代金）など
党費その他政党活動に関する経費	党費、党大会賛助費、党大会参加費、党大会参加のための旅費、政治団体発行の機関紙印刷代など
選挙活動に関する経費	選挙運動及び選挙活動に要する経費、各種選挙時の各種団体への支援依頼活動経費、選挙ビラ作成等に要する経費など
後援会活動に関する経費	後援会活動に要する経費、後援会事務所の設置及び維持に要する経費など
議員個人の私的なものに関する経費	私的な旅行・観光等に要する経費、議員が個人的に参加している団体の資格を得るための会費や会合への参加費など
その他、調査研究の目的に該当しない経費	挨拶やテープカットだけの出席に要する経費、事務所として使用する不動産の購入、建築工事費への支出、社会通念上妥当性を超えた経費や公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費など

第3 使途基準（具体例）

会派に係る使途基準（具体例）

項目	小項目	対象となる具体例	注意事項
研究研修費	会場費	会派又は議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために必要な経費並びに調査委託するために必要な経費 ○会場借上・設営費（会場・ホール等利用料）	・会場として、ふさわしくない場合は不可。
	機材借上費	○会場の音響・照明機器、舞台装置、施設器具等設備使用料や看板など (音響機器・カメラ等の機器レンタル料に充てることができる)	
	講師謝金	○講師への謝礼、謝金 (金券・物品等は社会通念上の額)	・契約書を作成すると共に写しを支払伝票に添付すること。 ・カンパ、賛助金、年会費は不可。
	出席者負担金	○研究会・研修会・フォーラム等参加費	・1人1回5,000円以内。但し会派や議員間は認めない。又飲食を主たる目的としたものは不可。
	会費	○調査研究活動にかかる会合に要する経費 (講習経費(講習器材・材料・テキスト・資料代等)は会費に充てることができる)	
	資料作成費	○パンフ・テキスト・冊子等参考資料作成費 ○研究会・研修会等の開催または、参加に伴う記録作成費(ビデオ作成・テープ反訳・写真等現像代)	
	委託料	○調査研究のための業務を委託する経費 (水質調査・騒音調査・道路交通量調査等)	・契約書を作成すると共に写しを支払伝票に添付すること。
	交通費	○研究会や研修会等で出張するときは、原則実費弁償とする。また、会場を借りて研修会等を開催する場合は、会場までの交通費を充てができる。 (レンタカー・バス・タクシー・車両を使用した場合のガソリン代・高速道路通行料・駐車場代)	・出張するときは、代表者に出張届を提出し、出張後は出張報告書を作成すること。 ・タクシーは合理的と判断される時のみ可。 ・通行料については、利用区間等明記する。

項目	小項目	対象となる具体例	注意事項
研究研修費	旅費・宿泊費 その他の	○研究会、研修会、フォーラム等の出席に伴う旅費 (旅費・宿泊費等は、富田林市職員旅費支給条例を準用する) ○海外研修については、国家公務員法等の旅費に関する法律の規定によるものとする。 ○自家用車のガソリン代は、使用料の50%を上限として充てることができる。 (ただし、月額1人8,000円を上限とする。)	
調査旅費	交通費	会派又は議員が調査研究活動のために行う先進地行政視察及び現地調査に必要な経費 ○先進地行政視察、現地調査に伴う旅費及び交通費 (研究研修費の例による。) (レンタカー・バス・タクシー・車両を使用した場合のガソリン代・高速道路通行料・駐車場代等)	・先進地の出張先、目的等位置づけを明確にし、事前に視察届を議長に提出し、視察後においては出張報告書を作成し会派で保存すること。
	旅費・宿泊費	○旅費、宿泊費等は富田林市職員旅費支給条例を準用する	・原則として、公式訪問を全行程に組入れる視察。 ・宿泊を伴う視察は1泊2日の場合は2ヶ所、2泊3日の場合は3ヶ所の訪問を原則とする。 ・回数券やプリペイドカードは不可。
資料作成費	印刷製本費 原稿料 その他の	会派又は議員が調査研究活動及び議会審議に必要な資料を作成するために必要な経費 ○議会審議に必要な資料作成費 (コピー代等) ○議会審議等の原稿依頼料、翻訳、編集等に伴う資料作成委託費	・印刷物を会派で保存すると共に見積書等を(単価、数量を明記)支払伝票に添付すること。

項目	小項目	対象となる具体例	注意事項
資料購入費	書籍・定期刊行物購入費 新聞購読料 追録料 映像資料購入費	会派又は議員が調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に必要な経費 ○参考図書、書籍、雑誌、定期刊行物 (購入のとき本の題名を記載) ○日刊新聞等購読料	・調査研究と関連の薄い、または、趣味の色彩の濃い書籍、文庫本は不可。 ・同名新聞、図書等は1部(1冊)とする。
広報費	原稿料 広報紙・報告書等印刷費	会派又は議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告するために必要な経費 ○市政に関する調査研究議会における審議の経過、結果などの報告に伴う原稿依頼料、翻訳、編集等資料作成委託費 (見積書等を会派で徴収すること) ○広報紙、報告書印刷費 掲載内容は、市政に関する調査研究などの報告や議会における審議の経過・結果などの報告を中心とすること。(発行時に印刷物を議長に届出すること)	・政治活動や後援会活動、議員個人のPRは不可。 ・発行にあたっては政治資金規正法、公職選挙法、議会の申し合わせを遵守し、会派や所属議員が発行する印刷物であることを明確にする。 ・見積書等(単価、数量を明記)を支払伝票に添付すること。
	送 料 そ の 他	○郵送料、切手、はがき、配達及び配布手数料 ○会派のホームページ作成費、更新料、維持管理費に充てることができる。(掲載内容については、広報紙の基準による。)	

項目	小項目	対象となる具体例	注意事項
会議広聴費		会派又は議員が調査研究活動のための会議及び住民の要望若しくは意見を聴取するための会議に必要な経費	
	会場費	○会場借上・設営費(会場・ホール利用料)	・会場としてふさわしくない場所は不可。
	印刷費	○パンフ・テキスト・冊子等参考資料作成費 ○広聴会の記録作成費(ビデオ作成・テープ反訳・写真等現像代)	・印刷物を会派で保存すると共に見積書等(単価・数量を明記)を支払伝票に添付すること。
	茶菓子代	○会議に伴うコーヒー、茶菓子代等	・茶菓子代等は一人1回2,000円以内とする。
	交通費	○会場までの交通費 (広聴会に用品等を運搬する費用に充てることができる。)	
人件費	その他	○会議開催に伴う郵送料等に充てることができる。	
		会議又は議員の行う調査研究活動のため常時又は一時的に雇用する人の給料等に必要な経費	
		・給料 ・手当 ・社会保険料 ・賃金 等に充てることができる。	・補助職員を雇用するとき、雇用契約書を交わすと共に、補助職員雇用届を作成し、会派で保存すること。 ・雇用にあたっての賃金、労働条件等は市の臨時職員を参考とする。

項目	小項目	対象となる具体例	注意事項
事務費		会派又は議員が行う調査研究活動に係る事務遂行に必要な経費。	
	事務用品	○文房具・パソコン等の事務機器に付随する消耗品、修繕料(フロッピー、コピー用紙、文具等事務用品、トナー交換等)	
	備品購入費・事務機器購入費	○会派が購入するものに限る。但し議員が調査研究活動に使用することができる。(パソコン・プリンター・印刷機・コピー機・FAX機等の事務機器及びビデオ・カメラ等の備品)	<ul style="list-style-type: none"> ・5万円以上の備品購入においては、備品台帳を作成し会派で保存。 ・パソコンは20万円を上限とする。
	リース代	○コピー機、FAX等のリース代 ○機器保守点検、修繕料等	<ul style="list-style-type: none"> ・長期のリース代は不可。
	印刷製本費	○製本代・コピー代等	
	通信費	○会派控室のファクシミリ、インターネット、テレビ受信料等の関連経費。 自宅に設置された議会事務局との連絡用のファクシミリの基本料金。	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の携帯電話の使用料は月額使用料の50%以内で1万円を上限とする。
	送 料	○調査研究に要する切手、はがき、郵送料 事務連絡としての郵送代に充てができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・在庫として置く切手、はがきは不可。
	消耗品費	○封筒 ○カメラのフィルムや現像代等	

別紙3の2

第2次改訂基準

第1 富田林市議会政務調査費の取扱要領（抜粋）

5 第1次改訂基準から改訂された主な点は、以下のとおりである。

2 支出事項

(1) 使途基準

⑥ 会議・広聴費

(ウ) 茶菓子代

10 調査研究のための会議及び会派が住民からの市政及び政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等における茶菓子代等は、一人1回2000円以内とする。また、予定している会議等が数回にわたる場合は、あらかじめ必要分を購入できる（意見交換会、議者を囲んでの研修会等で会派として開催するものに限る。）。

15 なお、支出に当たっては、公職選挙法の規定を遵守すること。

⑧ 事務費

(カ) 通信費

20 会派の調査研究活動に必要な通信関係経費（会派控室のファクシミリ、インターネット、テレビ受信料等の関係経費。及び自宅に設置された議員事務局との連絡用のファクシミリの基本料金（市から回線を配線している場合は基本料、ユニバーサル料及び当該消費税の合計額とし、個人の回線を使用している場合は基本料、ユニバーサル料及び当該消費税の合計の半額とする。））に充当することができる。

25 なお、議員所有の携帯電話の使用料は、月額の50パーセントを充当することができる。月額1人1万円を上限額とする。

第2 政務調査費の運用指針（抜粋）

第1章 使途基準の運用指針

（1）富田林市議会政務調査費の取扱要領《概要》

項目		使途基準
研究研修費	会場費	会場としてふさわしくない場所での開催は不可。
	機材借上費	必要最小限とすること。
	講師謝金	包括的な委託については委託内容の分かる契約書の写し等を支払伝票に添付すること。なお、契約金額については適正な価格であること。見積書等（請求書）を会派で保存すること。
	出席者負担金	他の団体の主催する研修会等の参加負担金に充当することができる。
	会費	他団体が主催する研修会等の会費は社会通念上妥当な範囲のものである場合に充当できるものとする。 飲食を主たる目的とした会合の会費、会派や議員間の懇談会等は認められない。政務調査費を充当する場合は、一人1回5,000円を限度とする。市内の団体が主催する場合は、公職選挙法その他法令等の禁止規定に抵触する事がないよう注意するとともに市議会の虚礼廃止の申し合わせを遵守すること。年会費等は認められない。
	資料作成費	研修会等の開催に伴う資料印刷費等に充当することができる。
	委託料	包括的な委託については委託内容の分かる契約書の写し等を支払伝票に添付すること。契約金額については適正な価格であること。見積書等（納品書・請求書）を会派で保存すること。
	交通費	調査研究を目的とした研修会や研究会等で出張するときは、会派代表者に出張届出書を提出し、出張後には、速やかに出張報告書を作成すること。レンタカー、高速バス、ガソリン代、タクシー、高速道路通行料、駐車料金は実費弁償とし、領収書の徴収が可能なものは徴すること。ただしやむを得ないものについては会派の代表者発行の支払証明書をもって代えることができる。なお、タクシーの利用は、合理的と判断される場合は認める。
	旅費・宿泊費	調査研究を目的とした活動に要した旅費・宿泊費の算定については富田林市職員旅費支給条例を準用する。なお、海外旅行については、国家公務員法等の旅費に関する法律の規定によるものとする。なお、議長に提出される収支報告書に出張報告書及び旅費明細書の写しを添付すること。
	その他	自家用車のガソリン代は、使用料の50パーセントを上限として充当することができる。 ただし、月額1人8,000円を上限とする。

会員登録		
調査旅費	交通費	レンタカー、高速バス、ガソリン代、タクシー、高速道路通行料、駐車料金は実費弁償とし、領収書の徴収が可能なものは徴すること。ただしやむを得ないものについては会派の代表者発行の支払証明書をもって代えることができる。 なお、タクシーの利用は、合理的と判断される場合は認める。
	旅費	調査研究を目的とした活動に要した旅費・宿泊費の算定については富田林市職員旅費支給条例を準用する。
	宿泊費	調査研究を目的とした活動に要した旅費・宿泊費の算定については富田林市職員旅費支給条例を準用する。
	その他	回数券やプリペイドカードは認められない。
資料作成費	印刷製本費	印刷物を会派で保存するとともに印刷部数がわかる書類（見積又は納品書）を支払伝票に添付すること。
	原稿料	見積書等（納品書・請求書）を会派で徴収すること。
資料購入費	資料購入費	同一の新聞、機関紙、書籍等の複数購入は認めない。購入題名がわかる書類を支払伝票に記載すること。
広報費	原稿料	見積書等（納品書・請求書）を会派で徴収すること。
	広報紙	印刷部数がわかる書類等（見積又は納品書）を支払伝票に添付すること。
	報告書等印刷費	印刷部数がわかる書類（見積又は納品書）を支払伝票に添付すること。
	送料	郵送料、切手代、はがき代等に充当することができる。
	その他	広報紙の配布手数料に充当することができる。 会派のH.Pの作成・維持管理費に充当することができる。
会議・広聴費	会場費	会場としてふさわしくない場所での開催は不可。
	印刷費	印刷物を会派で保存するとともに、支払伝票に印刷部数がわかる書類等（見積又は納品書）を添付すること。
	茶菓子代	調査研究のための会議及び会派が住民からの市政及び政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等における茶菓子代等は、一人1回2,000円以内とする。また、予定している会議等が数回にわたる場合は、あらかじめ必要分を購入できる。（意見交換会、識者を囲んでの研修会等で会派として開催するものに限る。） なお、支出にあたっては、公職選挙法の規定を遵守すること。
	交通費	広聴会に用品等を運搬する費用に充当することができる。
	その他	会議開催に伴う郵送料等に充当することができる。

項目	小項目	留意事項及び事例
人件費		会派又は議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用するため必要な経費。会派又は議員が、補助職員を雇用しようとするとき、雇用契約書を交わすとともに、その者の氏名、住所、雇用目的及び雇用期間などを記載した補助職員雇用（異動）届（様式第15号）を作成し、会派において保存するものとする。すでに届け出た事項に異動があったときも同様とする。なお、議員が雇用する人件費のうち、配偶者や生計を一にする者及び扶養関係にある者は認められない。また、雇用する補助職員の業務が調査研究活動とその他の活動が混在する場合はその時間や日数により按分しなければならない。なお、雇用にあたっての労働条件等は市の臨時職員を参考とする。
事務費	事務用品	事務用品であり、高額なものは認められない。
	備品購入費	会派が調査研究活動用に購入するものに限る。 なお、会派が調査研究活動用に購入した事務機器を所属議員が、調査研究活動に使用することができる。
	事務機器購入費	自宅に設置する議会との連絡用ファクシミリも同様とする。 会派の代表者は50,000円以上の備品等の購入・リースは備品等設置（廃棄）届（様式第16号）及び備品台帳（様式第17号）を作成し会派において保存すること。 購入した備品等は、耐用年数を著しく短縮して廃棄することはできない。
	リース代	事務機器にかかるリース代は、会派構成に影響もあり、長期間のものは認められない。自動車は認められない。
	印刷製本費	コピー代金など。
	通信費	会派の調査研究活動に必要な通信関係経費（会派控室のファクシミリ、インターネット、テレビ受信料等の関係経費。及び自宅に設置された議会事務局との連絡用のファクシミリの基本料金（市から回線を配線している場合は基本料、ユニバーサル料及び当該消費税の合計額とし、個人の回線を使用している場合は基本料、ユニバーサル料及び当該消費税の合計の半額とする。）に充当することができる。なお、議員所有の携帯電話の使用料は、月額の50パーセントを充当することができる。月額1人10,000円を上限額とする。
	送料	事務連絡としての郵送代に充当することができる。
	その他	契約に伴う印紙代など。カメラのフィルム代や現像代など。回数券、プリペイドカード等金券購入に伴う経費及び在庫として置く郵便切手や郵便はがきの購入に伴う経費は不可。

(2) 政務調査費で充当できないもの

交際費に関する経費	饅別、慶弔費、寸志、病気見舞、慶弔電報、賛助金、年賀状（購入及び印刷代金）など
党費その他政党活動に関する経費	党費、党大会賛助費、党大会参加費、党大会参加のための旅費、政治団体発行の機関紙印刷代など
選挙活動に関する経費	選挙運動及び選挙活動に要する経費、各種選挙時の各種団体への支援依頼活動経費、選挙ビラ作成等に要する経費など
後援会活動に関する経費	後援会活動に要する経費、後援会事務所の設置及び維持に要する経費など
議員個人の私的なものに関する経費	私的な旅行・観光等に要する経費、議員が個人的に参加している団体の資格を得るために会費や会合への参加費など
その他、調査研究の目的に該当しない経費	挨拶やテープカットだけの出席に要する経費、事務所として使用する不動産の購入、建築工事費への支出、社会通念上妥当性を超えた経費や公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費など

第3 使途基準（具体例）

会派に係る使途基準（具体例）

項目	小項目	対象となる具体例	注意事項
研究研修費		会派又は議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために必要な経費並びに調査委託するために必要な経費	
	会場費	○会場借上・設営費（会場・ホール等利用料）	・会場として、ふさわしくない場合は不可。
	機材借上費	○会場の音響・照明機器、舞台装置、施設器具等設備使用料や看板など (音響機器・カメラ等の機器レンタル料に充てることができる)	
	講師謝金	○講師への謝礼、謝金 (金券・物品等は社会通念上の額)	・契約書を作成すると共に写しを支払伝票に添付すること。
	出席者負担金	○研究会・研修会・フォーラム等参加費	・カンパ、賛助金、年会費は不可。
	会 費	○調査研究活動にかかる会合に要する経費 (講習経費(講習器材・材料・テキスト・資料代等)は会費に充てることができる)	・1人1回5,000円以内。但し会派や議員間は認めない。又飲食を主たる目的としたものは不可。
	資料作成費	○パンフ・テキスト・冊子等参考資料作成費 ○研究会・研修会等の開催または、参加に伴う記録作成費(ビデオ作成・テープ反訳・写真等現像代)	
	委託料	○調査研究のための業務を委託する経費 (水質調査・騒音調査・道路交通量調査等)	・契約書を作成すると共に写しを支払伝票に添付すること。
	交 通 費	○研究会や研修会等で出張するときは、原則実費弁償とする。また、会場を借りて研修会等を開催する場合は、会場までの交通費を充てることができる。 (レンタカー・バス・タクシー・車両を使用した場合のガソリン代・高速道路通行料・駐車場代)	・出張するときは、代表者に出張届を提出し、出張後は出張報告書を作成すること。 ・タクシーは合理的と判断される時のみ可。 ・通行料については、利用区間等明記する。

項目	小項目	対象となる具体例	注意事項
研究研修費	旅費・宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> ○研究会、研修会、フォーラム等の出席に伴う旅費 (旅費・宿泊費等は、富田林市職員旅費支給条例を準用する) 	
	その他の	<ul style="list-style-type: none"> ○海外研修については、国家公務員法等の旅費に関する法律の規定によるものとする。 ○自家用車のガソリン代は、使用料の50%を上限として充てることができる。 (ただし、月額1人8,000円を上限とする。) 	
調査旅費	交通費	<ul style="list-style-type: none"> 会派又は議員が調査研究活動のために行う先進地行政視察及び現地調査に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・先進地の出張先、目的等位置づけを明確にし、事前に視察届を議長に提出し、視察後においては出張報告書を作成し会派で保存すること。
	旅費・宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> ○先進地行政視察、現地調査に伴う旅費及び交通費 (研究研修費の例による。) (レンタカー・バス・タクシー・車両を使用した場合のガソリン代・高速道路通行料・駐車場代等) ○旅費、宿泊費等は富田林市職員旅費支給条例を準用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、公式訪問を全行程に組入れる視察。 ・宿泊を伴う視察は1泊2日の場合は2ヶ所、2泊3日の場合は3ヶ所の訪問を原則とする。 ・回数券やプリペイドカードは不可。
資料作成費		会派又は議員が調査研究活動及び議会審議に必要な資料を作成するために必要な経費	
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ○議会審議に必要な資料作成費 (コピー代等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷物を会派で保存すると共に見積書等を(単価、数量を明記)支払伝票に添付すること。
	原稿料	<ul style="list-style-type: none"> ○議会審議等の原稿依頼料、翻訳、編集等に伴う資料作成委託費 	
	その他の		

項目	小項目	対象となる具体例	注意事項
資料購入費	書籍・定期刊行物購入費	会派又は議員が調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に必要な経費 ○参考図書、書籍、雑誌、定期刊行物（購入のとき本の題名を記載）	・調査研究と関連の薄い、または、趣味の色彩の濃い書籍、文庫本は不可。 ・同名新聞、図書等は1部（1冊）とする。
	新聞購読料	○日刊新聞等購読料	
	追録料 映像資料購入費		
広報費	原稿料	会派又は議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告するために必要な経費 ○市政に関する調査研究議会における審議の経過、結果などの報告に伴う原稿依頼料、翻訳、編集等資料作成委託費（見積書等を会派で徴収すること）	・政治活動や後援会活動、議員個人のPRは不可。
	広報紙・報告書等印刷費	○広報紙、報告書印刷費 掲載内容は、市政に関する調査研究などの報告や議会における審議の経過・結果などの報告を中心とすること。（発行時に印刷物を議長に届出すること）	・発行にあたっては政治資金規正法、公職選挙法、議会の申し合わせを遵守し、会派や所属議員が発行することを明確にする。 ・見積書等（単価、数量を明記）を支払伝票に添付すること。
	送 料	○郵送料、切手、はがき、配達及び配布手数料	
	そ の 他	○会派のホームページ作成費、更新料、維持管理費に充てることができる。（掲載内容については、広報紙の基準による。）	

項目	小項目	対象となる具体例	注意事項
会議広聴費		会派又は議員が調査研究活動のための会議及び住民の要望若しくは意見を聴取するための会議に必要な経費	
	会場費	○会場借上・設営費(会場・ホール利用料)	・会場としてふさわしくない場所は不可。
	印刷費	○パンフ・テキスト・冊子等参考資料作成費 ○広聴会の記録作成費(ビデオ作成・テープ翻訳・写真等現像代)	・印刷物を会派で保存すると共に見積書等(単価・数量を明記)を支払伝票に添付すること。
	茶菓子代	○会議に伴うコーヒー、茶菓子代等	・茶菓子代等は一人1回2,000円以内とする。また、予定している会議等が数回にわたる場合は、あらかじめ必要分を購入できる。
	交通費	○会場までの交通費 (広聴会に用品等を運搬する費用に充てることができる。)	
人件費	その他の	○会議開催に伴う郵送料等に充てることができる。	
		会議又は議員の行う調査研究活動のため常時又は一時的に雇用する人の給料等に必要な経費 ・給料 ・手当 ・社会保険料 ・賃金 等に充てることができる。	・補助職員を雇用するとき、雇用契約書を交わすと共に、補助職員雇用届を作成し、会派で保存すること。 ・雇用にあたっての賃金、労働条件等は市の臨時職員を参考とする。

項目	小項目	対象となる具体例	注意事項
事務費		会派又は議員が行う調査研究活動に係る事務遂行に必要な経費	
	事務用品	○文房具・パソコン等の事務機器に付隨する消耗品、修繕料（フロッピー、コピー用紙、文具等事務用品、トナー交換等）	
	備品購入費・事務機器購入費	○会派が購入するものに限る。但し議員が調査研究活動に使用することができる。（パソコン・プリンター・印刷機・コピー機・FAX機等の事務機器及びビデオ・カメラ等の備品）	<ul style="list-style-type: none"> ・5万円以上の備品購入においては、備品台帳を作成し会派で保存。 ・パソコンは20万円を上限とする。
	リース代	○コピー機、FAX等のリース代 ○機器保守点検、修繕料等	<ul style="list-style-type: none"> ・長期のリース代は不可。
	印刷製本費	○製本代・コピ一代等	
	通信費	○会派控室のファクシミリ、インターネット、テレビ受信料等の関連経費。 自宅に設置された議会事務局との連絡用のファクシミリの基本料金（市から回線を配線している場合は基本料、ユニバーサル料及び当該消費税の合計額とし、個人の回線を使用している場合は基本料、ユニバーサル料及び当該消費税の合計の半額とする。）	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の携帯電話の使用料は月額使用料の50%以内で1万円を上限とする。
	送 料	○調査研究に要する切手、はがき、郵送料 事務連絡としての郵送代に充てることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・在庫として置く切手、はがきは不可。
	消耗品費	○封筒 ○カメラのフィルムや現像代等	

別紙3の3

第3次改訂基準

第1 富田林市議会政務活動費の取扱要領（抜粋）

1 政務活動費の趣旨

政務活動費は、地方自治法100条14項から16項まで及び新条例の規定に基づき、富田林市議会議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対して交付されるものであり、その使途については政務活動に要する経費として適切に充当されるべきものである。

以上のことから議会の政務活動費の交付について必要な事項を定める。

2 支出事項

(1) 使途基準

政務活動費を充てることができる経費の範囲は、新条例5条及び新別表に定めるものとし、その詳細については次のとおり運用するものとする。

① 研究研修費

この項目は、会派が研究会、研修会を開催する場合又は他の団体が開催する研究会、研修会等に参加する場合の経費及び調査委託に必要な経費に充当するものである。

(ア) 会場費（研修会等を開催する会場の借上料）

会場としてふさわしくない場所での開催は認められない。

(イ) 機材借上費（会場設営に付随する設備等の借上料）

必要最小限とすること。

(ウ) 講師謝金

包括的な委託については委託内容の分かる契約書の写し等を「支払伝票」に添付すること。なお、契約金額については適正な価格であること。

見積書等（請求書）を会派で保存すること。

(エ) 出席者負担金

他の団体の主催する研修会等の参加負担金に充当することができる。

(オ) 会費（他の団体の開催する総会の参加費）

5 i) 会派又は議員が所属していない他団体が主催する実質的な意見交換会あるいはこれに付随する研修会等であって会費の額が明確に定められており、その金額も社会通念上妥当な範囲のものである場合に充当できるものとする。

したがって、飲食を主たる目的とした会合の会費、会派や議員間の懇談会等は認められない。なお、政務活動費を充当する場合は、一人10 1回5000円を限度とする。

ii) 市内の団体が主催する場合は、公職選挙法その他法令等の禁止規定に抵触するがないよう注意するとともに、市議会の虚礼廃止の申合せを遵守すること。

iii) 年会費等は認められない。

(カ) 資料作成費

研修会等の開催に伴う資料印刷費等に充当することができる。

(キ) 委託料（調査研究を委託することができる経費）

包括的な委託については委託内容の分かる契約書の写し等を「支払伝票」に添付すること。なお、契約金額については適正な価格であること。

見積書等（納品書・請求書）を会派で保存すること。

(ク) 交通費

調査研究を目的とした研修会や研究会等で出張するときは、会派代表者に「出張届出書」を提出し、出張後には、速やかに「出張報告書」を作成すること。また、原則実費弁償とする。

レンタカー、高速バス、ガソリン代、タクシー、高速道路通行料、駐

車料金は実費弁償とし、領収書の徴収が可能なものは徴すること。ただし、やむを得ないものについては、会派の代表者発行の「支払証明書」をもって代えることができる。

なお、タクシーの利用は、合理的と判断される場合は認める。

5 (イ) 旅費・宿泊費

調査研究を目的とした活動に要した旅費・宿泊費の算定については、旅費支給条例を準用する。なお、海外研修については、国家公務員等の旅費に関する法律の規定によるものとする。

(ロ) その他

10 自家用車のガソリン代は、使用料の50パーセントを上限として充当することができる。ただし、月額1人8000円を上限とする。

② 調査旅費

この項目は、会派が先進地行政視察及び現地調査のために必要な経費に充当するものであり、事前に「視察届」を議長に提出し、視察後においては「出張報告書」を作成し、会派で保存する。また、「旅費明細書」を作成し、会派で保存しておくこと。

なお、宿泊を伴う視察は、1泊2日の場合2か所、2泊3日の場合3か所の訪問を原則とする。

(ア) 交通費

20 レンタカー、高速バス、ガソリン代、タクシー、高速道路通行料及び駐車料金は実費弁償とし、領収書の徴収が可能なものは徴すること。

ただし、やむを得ないものについては、会派の代表者発行の「支払証明書」をもって代えることができる。

なお、タクシーの利用は、合理的と判断される場合は認める。

25 (イ) 旅費

調査研究を目的とした活動に要した旅費の算定については、旅費支給

条例を準用する。

④ 宿泊費

調査研究を目的とした活動に要した宿泊費の算定については、旅費支給条例を準用する。

5 ⑤ その他

回数券やプリペイドカードは認められない。

⑥ 資料作成費

この項目は、会派が市政の調査研究活動及び議会審議に必要な資料を作成する経費として充当するものである。

10 ⑦ 印刷製本費

印刷物を会派で保存するとともに印刷部数が分かる書類（見積り又は納品書）を支払伝票に添付すること。

⑧ 原稿料

見積書等（納品書・請求書）を会派で徴収すること。

15 ⑨ 資料購入費

この項目は、会派が市政の調査研究活動のための資料を購入する経費として充当するものとする。

⑩ 書籍、定期刊行物購入費、新聞購読料、追録料、映像資料購入費

同一の新聞、機関紙、書籍等の複数購入は認めない。購入した書籍等の題名が分かる書類を「支払伝票」に記載すること。

20 ⑪ 広報費

この項目は、会派が広報紙、報告書等作成の経費として充当するものであり、記載内容は、市政に関する調査研究等の広報及び市議会における審議の経過、結果等の報告を中心とするものとする。政治活動や後援会活動等に關係する広報紙の発行は認められない。

また、発行に当たっては、政治資金規正法及び公職選挙法並びに議会の

申合せを遵守すること。また、発行者は会派及び所属議員とするなど、会派や議員が発行する印刷物であることが明確なものとするとともに、発行時に「広報紙・報告書等の発行報告について」に発行物を添付して議長に届け出ること。

5

(ア) 原稿料

見積書等（納品書・請求書）を会派で徴収すること。

(イ) 広報紙（印刷製本費）

印刷部数が分かる書類（見積り又は納品書）を「支払伝票」に添付すること。

10

(ウ) 報告書等印刷費

上記(イ)と同じ。

(エ) 送料

郵送料、切手代、はがき代等に充当することができる。

(オ) その他

広報紙の配布手数料に充当することができる。

また、会派のホームページ作成・維持管理費に充当することができる。

なお、ホームページの掲載内容については、広報紙の基準によるものとする。

15
⑥ 会議・広聴費

20

この項目は、会派が調査研究活動のための会議及び住民の要望若しくは意見を聴取するために開催する会議に必要な経費として充当するものである。

(ア) 会場費

会場として適さないと考えられる場所で行われたものは認められない。

25

(イ) 印刷費

印刷物を会派で保存するとともに、「支払伝票」に印刷部数が分かる書

類（見積り又は納品書）を添付すること。

(ウ) 茶菓子代

調査研究のための会議及び会派が住民からの市政及び政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等における茶菓子代等は、一人1回200円以内とする。また、予定している会議等が数回にわたる場合は、あらかじめ必要分を購入できる（意見交換会、識者を囲んでの研修会等で会派として開催するものに限る。）。なお、支出に当たっては、公職選挙法の規定を遵守すること。

(エ) 交通費

10 広聴会に用品等を運搬する費用に充当することができる。

(オ) その他

会議開催に伴う郵送料等に充当することができる。

⑦ 人件費

この項目は、会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用するため必要な経費として充当するものである。

会派が補助職員を雇用しようとするときは、「雇用契約書」を交わすとともに、その者の氏名、住所、雇用目的及び雇用期間等を記載した「補助職員雇用（異動）届」を作成し、会派において保存するものとする。既に届け出た事項に異動があったときも同様とする。なお、議員の配偶者や生計を一にする者及び扶養関係にある者の雇用は、人件費として認められない。

また、雇用する補助職員の業務が調査研究活動とその他の活動が混在する場合は、その時間や日数により按分しなければならない。

なお、雇用に当たっての賃金や労働条件等は市の臨時職員を参考とする。

⑧ 事務費

この項目は、会派が調査研究活動等に係る事務遂行に必要な経費として充当するものとする。

事務費としては、調査研究活動に直接必要なものに限り、あくまでも事務用という価格のものでなければならない。

また、事務機器の購入又はリースについては、その使用用途によって区分が必要となる。

5 調査研究活動用 = 全額充当できる

上記以外の機器 = 調査研究用務 / 調査研究用務+議員用務
+政党・政治団体用務
+その他の用務

※パソコンは会派で購入するものとする（上限20万円）。

10 (ア) 事務用品

事務用品であり、高額なものは認められない。

(イ) 備品購入費

i) 会派が調査研究活動用に購入するものに限る。

なお、所属議員が、会派が調査研究活動用に購入した事務機器を調査研究活動に使用することができる。

自宅に設置する議会との連絡用ファクシミリも同様とする。

ii) 会派の代表者は、5万円以上の備品等を購入し、又はリースした場合は、「備品等設置（廃棄）届」及び「備品台帳」を作成し、会派において保存すること。

iii) 購入した備品等は、耐用年数を著しく短縮して廃棄することはできない。

(ウ) 事務機器購入費

上記と同じ。

(エ) リース代

25 事務機器に係るリース代は、会派構成に影響があるため、長期間のものは認められない。

また、自動車のリースは認められない。

(オ) 印刷製本費

コピーデザイン等に充当することができる。

(カ) 通信費

会派の調査研究活動に必要な通信関係経費(会派控室のファクシミリ、インターネット、テレビ受信料等の関係経費及び自宅に設置された議会事務局との連絡用のファクシミリの基本料金(市から回線を配線している場合は基本料、ユニバーサル料及び当該消費税の合計額とし、個人の回線を使用している場合は基本料、ユニバーサル料及び当該消費税の合計額の半額とする。))に充当することができる。

なお、議員所有の携帯電話の使用料は、月額の50パーセントを充当することができる。ただし、月額1人1万円を上限額とする。

(キ) 送料(郵送代、切手代、はがき代等)

事務連絡としての郵送代等に充当することができる。

(ク) その他

契約に伴う印刷代等及びデータ記録用メモリや写真プリント代等に充当することができる。

回数券、プリペイドカード等金券購入に伴う経費及び在庫として置く郵便切手や郵便はがきの購入に伴う経費は認められない。

⑨ 要請・陳情活動費

この項目は、会派が要請活動及び陳情活動を行うために必要な経費に充当するものである。

(ア) 資料印刷費

要請・陳情活動に係る資料のコピーデザイン等に充当することができる。

(イ) 文書通信費

要請・陳情活動に係る郵送料、配送料等に充てることができる。

(ウ) 交通費

要請・陳情活動のための交通費に充当することができる。基準は、上記①(ク)交通費の例による。

(エ) 宿泊費

要請・陳情活動のための宿泊費に充当することができる。基準は、上記①(ケ)旅費・宿泊費の例によるものとする。

(2) 充当できないもの

政務活動費は、次のような経費に充当することは認められない。

① 交際費に関する経費

10 館別、慶弔費、寸志、病気見舞、慶弔電報、賛助金、年賀状（購入及び印刷代金）など

② 党員その他政党活動に関する経費

党員、党大会賛助費、党大会参加費、党大会参加のための旅費、政治団体発行の機関紙印刷代など

15 ③ 選挙活動に関する経費

④ 後援会活動に関する経費

⑤ 議員個人の私的なものに関する経費

⑥ 前各号のほか、新条例5条に規定する経費の範囲に該当しない経費



第2 政務活動費の運用指針（抜粋）

第1章 使途基準の運用指針

(1) 富田林市議会政務活動費の取扱要領《概要》

項目	小項目	留意事項及び事例
1 研究 研 修 費	会場費	会場としてふさわしくない場所での開催は不可。
	機材借上費	必要最小限とすること。
	講師謝金	包括的な委託については委託内容の分かる契約書の写し等を支払伝票に添付すること。なお、契約金額については適正な価格であること。見積書等（請求書）を会派で保存すること。
	出席者負担金	他の団体の主催する研修会等の参加負担金に充当することができる。
	会費	他団体が主催する研修会等の会費は社会通念上妥当な範囲のものである場合に充当できるものとする。 飲食を主たる目的とした会合の会費、会派や議員間の懇談会等は認められない。政務活動費を充当する場合は、一人1回5,000円を限度とする。市内の団体が主催する場合は、公職選挙法その他法令等の禁止規定に抵触する事がないよう注意するとともに市議会の虚礼廃止の申し合わせを遵守すること。年会費等は認められない。
	資料作成費	研修会等の開催に伴う資料印刷費等に充当することができる。
	委託料	包括的な委託については委託内容の分かる契約書の写し等を支払伝票に添付すること。契約金額が、適正な価格であること。見積書等（納品書・請求書）を会派で保存すること。
	交通費	調査研究を目的とした研修会や研究会等で出張するときは、会派代表者に出張届出書を提出し、出張後には、速やかに出張報告書を作成すること。レンタカー、高速バス、ガソリン代、タクシー、高速道路通行料、駐車料金は実費弁償とし、領収書の徴収が可能なものは徴すること。ただしやむを得ないものについては会派の代表者発行の支払証明書をもって代えることができる。なお、タクシーの利用は、合理的と判断される場合は認める。
	旅費・宿泊費	調査研究を目的とした活動に要した旅費・宿泊費の算定については富田林市職員旅費支給条例を準用する。なお、海外旅行については、国家公務員法等の旅費に関する法律の規定によるものとする。なお、議長に提出される収支報告書に出張報告書及び旅費明細書の写しを添付すること。
	その他	自家用車のガソリン代は、使用料の50パーセントを上限として充当することができる。ただし、月額1人8,000円を上限とする。

項目	小項目	留意事項及び事例
2 調査旅費	交通費	レンタカー、高速バス、ガソリン代、タクシー、高速道路通行料、駐車料金は実費弁償とし、領収書の徴収が可能なものは徴すること。ただしやむを得ないものについては会派の代表者発行の支払証明書をもって代えることができる。 なお、タクシーの利用は、合理的と判断される場合は認める。
	旅費	調査研究を目的とした活動に要した旅費・宿泊費の算定については富田林市職員旅費支給条例を準用する。
	宿泊費	調査研究を目的とした活動に要した旅費・宿泊費の算定については富田林市職員旅費支給条例を準用する。
	その他	回数券やプリペイドカードは認められない。
3 資料作成費	印刷製本費	印刷物を会派で保存するとともに印刷部数がわかる書類（見積又は納品書）を支払伝票に添付すること。
	原稿料	見積書等（納品書・請求書）を会派で徴収すること。
4 資料購入費	資料購入費	同一の新聞、機関紙、書籍等の複数購入は認めない。購入資料等の題名がわかる書類を支払伝票に記載すること。
5 広報費	原稿料	見積書等（納品書・請求書）を会派で徴収すること。
	広報紙	印刷部数がわかる書類等（見積又は納品書）を支払伝票に添付すること。
	報告書等印刷費	印刷部数がわかる書類（見積又は納品書）を支払伝票に添付すること。
	送料	郵送料、切手代、はがき代等に充当することができる。
	その他	広報紙の配布手数料に充当することができる。 会派のH.P.の作成・維持管理費に充当することができる。
6 会議・広聴費	会場費	会場としてふさわしくない場所での開催は不可。
	印刷費	印刷物を会派で保存するとともに、支払伝票に印刷部数がわかる書類等（見積又は納品書）を添付すること。
	茶菓子代	調査研究のための会議及び会派が住民からの市政及び政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等における茶菓子代等は、一人1回2,000円以内とする。また、予定している会議等が数回にわたる場合は、あらかじめ必要分を購入できる。（意見交換会、識者を囲んでの研修会等で会派として開催するものに限る。） なお、支出にあたっては、公職選挙法の規定を遵守すること。
	交通費	広聴会に用品等を運搬する費用に充当することができる。
	その他	会議開催に伴う郵送料等に充当することができる。

項目	小項目	留意事項及び事例
7 人 件 費		会派の行う調査研究活動等を補助する職員を雇用するため必要な経費。会派が補助職員を雇用しようとするときは、雇用契約書を交わすとともに、その者の氏名、住所、雇用目的及び雇用期間などを記載した補助職員雇用（異動）届（様式第15号）を作成し、会派において保存するものとする。すでに届け出た事項に異動があったときも同様とする。なお、議員が雇用する人件費のうち、配偶者や生計を一にする者及び扶養関係にある者は認められない。また、雇用する補助職員の業務が調査研究活動とその他の活動が混在する場合はその時間や日数により按分しなければならない。なお、雇用にあたっての労働条件等は市の臨時職員を参考とする。
8 事 務 費	事務用品費	事務用品であり、高額なものは認められない。
	備品購入費 及び 事務機器購入費	会派が調査研究活動用に購入するものに限る。 なお、会派が調査研究活動用に購入した事務機器を所属議員が、調査研究活動に使用することができる。 自宅に設置する議会との連絡用ファクシミリも同様とする。 会派の代表者は50,000円以上の備品等の購入・リースについては備品等設置（廃棄）届（様式第16号）及び備品台帳（様式第17号）を作成し会派において保存すること。 購入した備品等は、耐用年数を著しく短縮して廃棄することはできない。
	リース代	事務機器にかかるリース代は、会派構成に影響もあり、長期間のものは認められない。自動車は認められない。
	印刷製本費	コピー代金、デジタルカメラのプリント代など。
	通信費	会派の調査研究活動に必要な通信関係経費（会派控室のファクシミリ、インターネット、テレビ受信料等の関係経費。及び自宅に設置された議会事務局との連絡用のファクシミリの基本料金（市から回線を配線している場合は基本料、ユニバーサル料及び当該消費税の合計額とし、個人の回線を使用している場合は基本料、ユニバーサル料及び当該消費税の合計の半額とする。）に充当することができる。なお、議員所有の携帯電話の使用料は、月額の50パーセントを充当することができる。月額1人10,000円を上限額とする。
	送料	事務連絡としての郵送代に充当することができる。
	その他	契約に伴う印紙代など。 回数券、プリペイドカード等金券購入に伴う経費及び在庫として置く郵便切手や郵便はがきの購入に伴う経費は不可。
9 要 請 ・ 陳 情 活 動 費		補助金の申請や陳情活動のため、国の機関や大阪府等へ提出する資料の印刷費、通信費並びに活動に伴う旅費及び宿泊費などに充当することができる。

(2) 政務活動費に充当できないもの

	例
交際費に関する経費	饅頭、慶弔費、寸志、病気見舞、慶弔電報、賛助金、年賀状（購入及び印刷代金）など
党費その他政党活動に関する経費	党費、党大会賛助費、党大会参加費、党大会参加のための旅費、政治団体発行の機関紙印刷代など
選挙活動に関する経費	選挙運動及び選挙活動に要する経費、各種選挙時の各種団体への支援依頼活動経費、選挙ビラ作成等に要する経費など
後援会活動に関する経費	後援会活動に要する経費、後援会事務所の設置及び維持に要する経費など
議員個人の私的なものに関する経費	私的な旅行・観光等に要する経費、議員が個人的に参加している団体の資格を得るために会費や会合への参加費など
その他、富田林市議会政務活動費の交付に関する条例第5条に規定する経費の範囲に該当しない経費	挨拶やテープカットだけの出席に要する経費、事務所として使用する不動産の購入、建築工事費への支出、社会通念上妥当性を超えた経費や公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費など

第3 使途基準（具体例）

会派に係る使途基準（具体例）

項目	小項目	対象となる具体例	注意事項
1 研究 研修 費		会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費若しくは他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために必要な経費又は調査委託するために必要な経費	
	会場費	○会場借上・設営費（会場・ホール等利用料）	・会場として、ふさわしくない場合は不可。
	機材借上費	○会場の音響・照明機器、舞台装置、施設器具等設備使用料や看板など (音響機器・カメラ等の機器レンタル料に充てることができる)	
	講師謝金	○講師への謝礼、謝金 (金券・物品等は社会通念上の額)	・契約書を作成すると共に写しを「支払伝票」に添付すること。 ・カンパ、賛助金、年会費は不可。
	出席者負担金	○研究会・研修会・フォーラム等参加費	・1人1回5,000円以内。ただし、会派や議員間は認めない。又飲食を主たる目的としたものは不可。
	会費	○調査研究活動にかかる会合に要する経費 (講習経費[講習器材・材料・テキスト・資料代等]は会費に充てることができる)	
	資料作成費	○パンフ・テキスト・冊子等参考資料作成費 ○研究会・研修会等の開催または、参加に伴う記録作成費(ビデオ作成・テープ反訳・写真プリント代等)	
	委託料	○調査研究のための業務を委託する経費 (水質調査・騒音調査・道路交通量調査等)	・契約書を作成すると共に写しを「支払伝票」に添付すること。
	交通費	○研究会や研修会等で出張するときは、原則実費弁償とする。また、会場を借りて研修会等を開催する場合は、会場までの交通費を充てができる。 (レンタカー・バス・タクシー・車両を使用した場合のガソリン代・高速道路通行料・駐車場代)	・出張するときは、代表者に「出張届」を提出し、出張後は「出張報告書」を作成すること。 ・タクシーは合理的と判断される時のみ可。 ・通行料については、利用区間等明記する。

項目	小項目	対象となる具体例	注意事項
1 研 究 研 修 費	旅費・宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> ○研究会、研修会、フォーラム等の出席に伴う旅費 (旅費・宿泊費等は、富田林市職員旅費支給条例を準用する) ○海外研修については、国家公務員法等の旅費に関する法律の規定によるものとする。 	
	その他の	<ul style="list-style-type: none"> ○自家用車のガソリン代は、使用料の50%を上限として充てることができる。 (ただし、月額1人8,000円を上限とする。) 	
2 調 査 旅 費	交 通 費	<ul style="list-style-type: none"> ○先進地行政視察、現地調査に伴う旅費及び交通費 (研究研修費の例による。) (レンタカー・バス・タクシー・車両を使用した場合のガソリン代・高速道路通行料・駐車場代等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・先進地の出張先、目的等位置づけを明確にし、事前に「視察届」を議長に提出し、視察後においては「出張報告書」を作成し会派で保存すること。
	旅費・宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費、宿泊費等は富田林市職員旅費支給条例を準用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、公式訪問を全行程に組入れる視察。 ・宿泊を伴う視察は1泊2日の場合は2ヶ所、2泊3日の場合は3ヶ所の訪問を原則とする。 ・回数券やプリペイドカードは不可。
3 資 料 作 成 費	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 会派又は議員が調査研究活動及び議会審議に必要な資料を作成するために必要な経費 ○議会審議に必要な資料作成費 (コピー代等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷物を会派で保存すると共に見積書等を(単価、数量を明記)
	原 稿 料	<ul style="list-style-type: none"> ○議会審議等の原稿依頼料、翻訳、編集等に伴う資料作成委託費 	<ul style="list-style-type: none"> 「支払伝票」に添付すること。
	その他の		

項目	小項目	対象となる具体例	注意事項
4 資 料 購 入 費	書籍・定期刊行物購入費	会派又は議員が調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に必要な経費 ○参考図書、書籍、雑誌、定期刊行物 (購入のとき本の題名を記載)	・調査研究と関連の薄い、または、趣味の色彩の濃い書籍、文庫本は不可。 ・同名新聞、図書等は1部(1冊)とする。
	新聞購読料	○日刊新聞等購読料	
	追録料		
	映像資料購入費		
5 広 報 費	原稿料	会派又は議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告するために必要な経費 ○市政に関する調査研究議会における審議の経過、結果などの報告に伴う原稿依頼料、翻訳、編集等資料作成委託費 (見積書等を会派で徴収すること)	・政治活動や後援会活動、議員個人のPRは不可。
	広報紙・報告書等印刷費	○広報紙、報告書印刷費 掲載内容は、市政に関する調査研究などの報告や議会における審議の経過・結果などの報告を中心とすること。(発行時に印刷物を議長に届出すること)	・発行に当たっては政治資金規正法、公職選挙法、議会の申し合わせを遵守し、会派や所属議員が発行する印刷物であることを明確にする。 ・見積書等(単価、数量を明記)を「支払伝票」に添付すること。
	送　　料	○郵送料、切手、はがき、配達及び配布手数料	
	その　他	○会派のホームページ作成費、更新料、維持管理費に充てることができる。(掲載内容については、広報紙の基準による。)	

項目	小項目	対象となる具体例	注意事項
6 会議・広聴費	会場費	会派又は議員が調査研究活動のための会議及び住民の要望若しくは意見を聴取するための会議に必要な経費 ○会場借上・設営費（会場・ホール利用料）	<ul style="list-style-type: none"> ・会場としてふさわしくない場所は不可。
	印刷費	○パンフ・テキスト・冊子等参考資料作成費 ○広聴会の記録作成費（ビデオ作成・テープ反訳・写真等現像代）	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷物を会派で保存すると共に見積書等（単価・数量を明記）を支払伝票に添付すること。
	茶菓子代	○会議に伴うコーヒー、茶菓子代等	<ul style="list-style-type: none"> ・茶菓子代等は一人1回2,000円以内とする。また、予定している会議等が数回にわたる場合は、あらかじめ必要分を購入できる。
	交通費	○会場までの交通費 (広聴会に用品等を運搬する費用に充てることができる。)	
	その他	○会議開催に伴う郵送料等に充てができる。	
7 人件費		会議又は議員の行う調査研究活動のため常時又は一時的に雇用する人の給料等に必要な経費 ・給料 ・手当 ・社会保険料 ・賃金 等に充てができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・補助職員を雇用するときは、「雇用契約書」を交わすと共に、「補助職員雇用（異動）届」を作成し、会派で保存すること。 ・雇用にあたっての賃金、労働条件等は市の臨時職員を参考とする。

項目	小項目	対象となる具体例	注意事項
8 事務費		会派又は議員が行う調査研究活動に係る事務遂行に必要な経費	
	事務用品	○文房具・パソコン等の事務機器に付随する消耗品（DVD-R、コピー用紙、インク、トナー等）及び修繕料等	
	備品購入費・事務機器購入費	○会派が購入するものに限る。ただし、議員が調査研究活動に使用することができる。（パソコン・プリンター・印刷機・コピー機・FAX機等の事務機器及びビデオ・カメラ等の備品）	・5万円以上の備品購入においては、「備品台帳」を作成し会派で保存すること。 ・パソコンは20万円を上限とする。
	リース代	○コピー機・FAX等のリース代 ○機器保守点検、修繕料等	・長期のリース代は不可。
	印刷製本費	○製本代・コピー代等	
	通信費	○会派控室のファクシミリ、インターネット、テレビ受信料等の関連経費。 自宅に設置された議会事務局との連絡用のファクシミリの基本料金（市から回線を配線している場合は基本料、ユニバーサル料及び当該消費税の合計額とし、個人の回線を使用している場合は基本料、ユニバーサル料及び当該消費税の合計の半額とする。）	・議員の携帯電話の使用料は月額使用料の50%以内で1万円を上限とする。
	送料	○調査研究に要する切手、はがき、郵送料 事務連絡としての郵送代に充てができる。	・在庫として置く切手、はがきは不可。
	消耗品費	○封筒 ○印画紙等	

9 要請・陳情活動費		会派が要請活動及び陳情活動を行うために必要な経費	
	資料印刷費	○要請・陳情活動に係る資料のコピー代等	
	文書通信費	○要請・陳情活動に係る郵送料、配送料等	
	交 通 費	○要請・陳情活動のための交通費	
宿 泊 費		○要請・陳情活動のための宿泊費	交通費・宿泊費の基準は、「2.調査旅費」の例によるものとする。

別紙4

別表第1 (抜粋)

職名	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料	食卓料
市長	特別車両 料金	特別船室 料金	実費	実費	3000円	1万5000円	3000円

別紙5

1 自由民主党

	収入		支出	残額
	政務活動費等交付額	利息		
平成22年度	288万円	301円	293万5770円	▲5万5469円
平成23年4月	24万円	0円	33万2593円	▲9万2593円
平成23年度	330万円	174円	330万2700円	▲2526円
平成24年度	342万円	208円	344万0814円	▲2万0606円
平成25年度	342万円	195円	272万9955円	69万0240円
平成26年度	342万円	184円	311万3888円	30万6296円
平成27年4月	24万円	0円	11万3218円	12万6782円

2 とんだばやし未来

	収入		支出	残額
	政務活動費等交付額	利息		
平成23年度	440万円	227円	434万1655円	5万8572円
平成24年度	456万円	399円	419万9146円	36万1253円
平成25年度	456万円	401円	451万3518円	4万6883円
平成26年度	456万円	366円	441万7670円	14万2696円
平成27年4月	32万円	0円	2万4035円	29万5965円

3 市民会派

	収入		支出	残額
	政務活動費等交付額	利息		
平成 22 年度	576 万円	1122 円	571 万 8037 円	4 万 3085 円
平成 23 年 4 月	48 万円	390 円	32 万 9343 円	15 万 1047 円
平成 23 年度	220 万円	48 円	215 万 2434 円	4 万 7614 円
平成 24 年度	228 万円	163 円	224 万 7046 円	3 万 3117 円
平成 25 年度	228 万円	211 円	217 万 9534 円	10 万 0677 円
平成 26 年度	228 万円	240 円	225 万 5798 円	2 万 4442 円
平成 27 年 4 月	16 万円	119 円	1 万 1927 円	14 万 8192 円

4 公明党

	収入		支出	残額
	政務活動費等交付額	利息		
平成 22 年度	384 万円	331 円	390 万 9059 円	▲6 万 8728 円
平成 23 年 4 月	32 万円	0 円	22 万 1057 円	9 万 8943 円
平成 23 年度	440 万円	7 万 6151 円	397 万 6418 円	49 万 9733 円
平成 24 年度	456 万円	288 円	397 万 7943 円	58 万 2345 円
平成 25 年度	456 万円	4 万 5266 円	438 万 8203 円	21 万 7063 円
平成 26 年度	456 万円	240 円	423 万 9914 円	32 万 0326 円
平成 27 年 4 月	32 万円	0 円	12 万 7267 円	19 万 2733 円

注1) 平成 23 年度の利息欄記載額には「返金」の 7 万 5935 円を含む。

注2) 平成 25 年度の利息欄記載額には「事務費キャッシュバック」の 4 万 5000 円を含む。

5 共産党

	収入		支出	残額
	政務活動費等交付額	利息		
平成 22 年度	288 万円	379 円	288 万 8794 円	▲8415 円
平成 23 年 4 月	24 万円	57 円	24 万 8491 円	▲8434 円
平成 23 年度	330 万円	80 円	330 万 0077 円	3 円
平成 24 年度	342 万円	256 円	342 万 1091 円	▲835 円
平成 25 年度	342 万円	233 円	342 万 6836 円	▲6603 円
平成 26 年度	342 万円	192 円	304 万 7453 円	37 万 2739 円
平成 27 年 4 月	24 万円	123 円	9 万 1159 円	14 万 8964 円

6 蒼政富田林

	収入		支出	残額
	政務活動費等交付額	利息		
平成 22 年度	288 万円	189 円	322 万 3843 円	▲34 万 3654 円
平成 23 年 4 月	24 万円	17 円	30 万 6457 円	▲6 万 6440 円

7 吉年議員

	収入		支出	残額
	政務活動費等交付額	利息		
平成22年度	96万円	51円	96万0234円	▲183円
平成23年4月	8万円	0円	10万2156円	▲2万2156円
平成23年度	110万円	42円	110万0097円	▲55円
平成24年度	114万円	35円	113万9829円	206円
平成25年度	114万円	37円	114万0469円	▲432円
平成26年度	114万円	50円	114万0222円	▲172円
平成27年4月	8万円	0円	9万5760円	▲1万5760円

8 京谷議員

	収入		支出	残額
	政務活動費等交付額	利息		
平成23年度	110万円	48円	110万9234円	▲9186円
平成24年度	114万円	30円	123万7615円	▲9万7585円
平成25年度	114万円	28円	74万7430円	39万2598円
平成26年度	114万円	28円	121万1567円	▲7万1539円
平成27年4月	8万円	0円	3万4958円	4万5042円

9 被告補助参加人

	収入		支出	残額
	政務活動費等交付額	利息		
平成23年度	110万円	24円	113万4030円	▲3万4006円
:	(省略)			
平成27年4月	8万円	0円	8万3350円	▲3350円

京谷議員・違法充当額

年 度	会 派 名	号 記	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額(単位:円)
597	H23	京谷議員	甲75	2 H 23 5 23	ファクシミリ基本料(5月分)及び通信料	事務費	2,593
598	H23	京谷議員	甲75	5 H 23 7 4	ファクシミリ基本料(6月分)及び通信料	事務費	3,213
599	H23	京谷議員	甲75	7 H 23 7 26	ファクシミリ基本料(7月分)及び通信料	事務費	2,611
600	H23	京谷議員	甲75	8 H 23 9 2	ファクシミリ基本料(8月分)及び通信料	事務費	2,640
601	H23	京谷議員	甲75	10 H 23 9 28	ファクシミリ基本料(9月分)及び通信料	事務費	2,668
602	H23	京谷議員	甲75	13 H 23 10 27	ファクシミリ基本料(10月分)及び通信料	事務費	2,474
603	H23	京谷議員	甲75	15 H 23 12 1	ファクシミリ基本料(11月分)及び通信料	事務費	2,524
604	H23	京谷議員	甲75	17 H 24 1 5	ファクシミリ基本料(12月分)及び通信料	事務費	2,585
605	H23	京谷議員	甲75	22 H 24 1 25	ファクシミリ基本料(1月分)及び通信料	事務費	3,024
606	H23	京谷議員	甲75	24 H 24 2 24	ファクシミリ基本料(2月分)及び通信料	事務費	2,553
607	H23	京谷議員	甲75	27 H 24 3 28	ファクシミリ基本料(3月分)及び通信料	事務費	2,635
						合計	29,520
						違法充当額(通信料分)	2306

年 度	会 派 名	号 記	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額(単位:円)
650	H24	京谷議員	甲59	1 H 24 4 27	ファクシミリ基本料(4月分)	事務費	2,586
655	H24	京谷議員	甲59	10 H 24 5 25	ファクシミリ基本料(5月分)	事務費	2,575
657	H24	京谷議員	甲59	17 H 24 6 25	ファクシミリ基本料(6月分)	事務費	2,637
658	H24	京谷議員	甲59	21 H 24 7 31	ファクシミリ基本料(7月分)	事務費	2,513
659	H24	京谷議員	甲59	23 H 24 8 21	ファクシミリ基本料(8月分)	事務費	2,510
660	H24	京谷議員	甲59	28 H 24 9 25	ファクシミリ基本料(9月分)	事務費	2,589
661	H24	京谷議員	甲59	31 H 24 10 26	ファクシミリ基本料(10月分)	事務費	2,625
662	H24	京谷議員	甲59	34 H 24 12 9	ファクシミリ基本料(11月分)	事務費	2,564
663	H24	京谷議員	甲59	36 H 24 12 28	ファクシミリ基本料(12月分)	事務費	2,562
664	H24	京谷議員	甲59	38 H 25 1 23	ファクシミリ基本料(1月分)	事務費	2,481
665	H24	京谷議員	甲59	43 H 25 2 27	ファクシミリ基本料(2月分)	事務費	2,530
666	H24	京谷議員	甲59	45 H 25 3 25	ファクシミリ基本料(3月分)	事務費	2,814
						合計	30,986
						違法充当額(通信料分)	1298

年 度	会 派 名	号 記	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額(単位:円)
631	H25	京谷議員	甲43	6 H 25 6 3	ファクシミリ基本料(5月分)	事務費	2,603
633	H25	京谷議員	甲43	9 H 25 7 1	ファクシミリ基本料(6月分)	事務費	2,603
635	H25	京谷議員	甲43	14 H 25 7 29	ファクシミリ基本料(7月分)	事務費	2,633

637	H25	京谷議員	甲43	18	H 25	8	27	ファクシミリ基本料(8月分)	事務費	2,558
638	H25	京谷議員	甲43	22	H 25	9	26	ファクシミリ基本料(9月分)	事務費	2,538
639	H25	京谷議員	甲43	27	H 25	11	18	ファクシミリ基本料(10月分)	事務費	2,562
640	H25	京谷議員	甲43	28	H 25	11	21	ファクシミリ基本料(11月分)	事務費	2,491
642	H25	京谷議員	甲43	33	H 25	12	27	ファクシミリ基本料(12月分)	事務費	2,510
644	H25	京谷議員	甲43	37	H 26	1	28	ファクシミリ基本料(1月分)	事務費	2,562
645	H25	京谷議員	甲43	41	H 26	2	24	ファクシミリ基本料(2月分)	事務費	2,491
646	H25	京谷議員	甲43	43	H 26	3	25	ファクシミリ基本料(3月分)	事務費	2,541
								合計		28,092
								違法充当額(通信料分)		-1598

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日				内 容	項 目	支出額(単位:円)
593	H26	京谷議員	甲24	1	H 26	4	22	ファクシミリ基本料(4月分)	事務費	2,531
594	H26	京谷議員	甲24	4	H 26	5	27	ファクシミリ基本料(5月分)	事務費	2,678
595	H26	京谷議員	甲24	8	H 26	7	7	ファクシミリ基本料(6月分)	事務費	2,646
597	H26	京谷議員	甲24	13	H 26	8	7	ファクシミリ基本料(7月分)	事務費	2,667
599	H26	京谷議員	甲24	16	H 26	8	22	ファクシミリ基本料(8月分)	事務費	2,570
601	H26	京谷議員	甲24	20	H 26	9	27	ファクシミリ基本料(9月分)	事務費	2,653
602	H26	京谷議員	甲24	22	H 26	10	24	ファクシミリ基本料(10月分)	事務費	2,631
603	H26	京谷議員	甲24	27	H 26	11	23	ファクシミリ基本料(11月分)	事務費	2,670
604	H26	京谷議員	甲24	29	H 26	12	29	ファクシミリ基本料(12月分)	事務費	2,552
605	H26	京谷議員	甲24	31	H 27	1	22	ファクシミリ基本料(1月分)	事務費	2,660
606	H26	京谷議員	甲24	36	H 27	3	27	ファクシミリ基本料(3月分)	事務費	2,643
								合計		28,901
								違法充当額(通信料分)		1687

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日				内 容	項 目	支出額(単位:円)
37	H27.4	京谷議員	甲25	1	H 27	4	27	ファクシミリ基本料(4月分)	事務費	2,558
								合計		2,558
								違法充当額(通信料分)		84

違法支出額(通信料分)合計	3779
---------------	------

番号

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
1 H22	自由民主党	甲81	18	H 22 5 30	富田林自然農法根っ子の会 会費	研究研修費	5,000	50	2,500
2 H22	自由民主党	甲81	81	H 22 9 29	研修会費	研究研修費	12,000	50	6,000

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
研究研修費	51,500	43,000	8,500	研修・視察に伴う代金が高額であるにも拘わらず、研修・視察の報告書もない。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	自然農法に関する調査研究のための研修会参加費、また、南河内の市町村議会議員との政策を議論する研究会への参加費である。 研究研修費は、取扱要領「2(1)①」で、研究会、研修会等に参加する場合のために必要な経費として認められている。	

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
3 H22	自由民主党	甲81	70	H 22 9 24	選挙法・政治資金法の手引き 追録料	資料購入費	3,250	100	3,250
4 H22	自由民主党	甲81	140	H 23 2 28	選挙法・政治資金法の手引き 追録料	資料購入費	2,600	100	2,600

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
資料購入費	95,734	89,884	5,850	山本議員が購入した書籍は、選挙法手引き書であり、調査研究活動に該当せず、違法な支出である。	当該支出は法令集(公職選挙法等の改正による追録)の購入費用であり、選挙事務は、地方自治法に定められた市の重要な自治事務である。市議会議員として当然に把握すべき法令であり、調査研究等に要する費用である。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
5 H22	自由民主党	甲81	2	H 22 4 14	議会報告紙 送付代 2000枚	広報費	5,250	100	5,250
6 H22	自由民主党	甲81	36	H 22 7 12	議会報告紙 送付代 142通	広報費	9,230	100	9,230
7 H22	自由民主党	甲81	46	H 22 8 3	封筒角5 印刷代 @15×5000枚	広報費	78,750	100	78,750
8 H22	自由民主党	甲81	51	H 22 8 12	22年夏グリーティング切手 ¥500×6枚	広報費	3,000	100	3,000
9 H22	自由民主党	甲81	55	H 22 8 25	22年夏グリーティング切手 ¥500×6枚	広報費	3,000	100	3,000
10 H22	自由民主党	甲81	66	H 22 9 14	公共下水工事お知らせ @6.64×1500枚	広報費	12,033	100	12,033
11 H22	自由民主党	甲81	72	H 22 9 27	議会報告紙 作成・印刷費	広報費	378,000	100	378,000
12 H22	自由民主党	甲81	82	H 22 10 1	議会報告紙 送付代 28000通	広報費	82,320	100	82,320
13 H22	自由民主党	甲81	104	H 22 12 20	切手 @80×200枚	広報費	16,000	100	16,000
14 H22	自由民主党	甲81	105	H 22 12 21	切手 ¥80×50枚	広報費	4,000	100	4,000
15 H22	自由民主党	甲81	107	H 22 12 22	はがき @50×200枚	広報費	10,000	100	10,000
16 H22	自由民主党	甲81	108	H 22 12 24	切手 @80×100枚	広報費	8,000	100	8,000
17 H22	自由民主党	甲81	113	H 22 12 31	郵送代 @65×212通	広報費	13,780	100	13,780
18 H22	自由民主党	甲81	135	H 23 2 21	郵送代 @50×4128通 @72×194通	広報費	220,368	100	220,368
19 H22	自由民主党	甲81	136	H 23 2 23	青い鳥だより、封筒長3	広報費	250,425	100	250,425
20 H22	自由民主党	甲81	137	H 23 2 23	清新クラブ臨時号	広報費	53,655	100	53,655
21 H22	自由民主党	甲81	143	H 22 3 1	議会報告紙 送付代 28000枚	広報費	82,320	100	82,320
22 H22	自由民主党	甲81	145	H 23 3 2	郵送代 @65×126通 @90×1通	広報費	8,280	100	8,280
23 H22	自由民主党	甲81	151	H 23 3 10	青い鳥だより(追加分)1000部	広報費	40,000	100	40,000
24 H22	自由民主党	甲81	152	H 23 3 11	議会報告紙 作成・印刷費 No.8 28000部	広報費	378,000	100	378,000

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
広報費	2,010,766	354,355	1,656,411	政務調査費から支出した「ちらし」は、それぞれの議員の支援者や後援者を除き、ほとんどの市民に配られていない。したがって、政務調査費から支出することは、違法である。	広報誌は「ちらし」ではない。会派発行の広報誌は、取扱要領「2(1)⑤」に明示された使途である。新聞折込、手配り等の方法で配布しており、後援会活動や選挙活動として配布したものではない。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
25 H22	自由民主党	甲81	1	H 22 4 5	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー代(4/5実施分)	会議・広聴費	3,150	50	1,575
26 H22	自由民主党	甲81	11	H 22 5 16	会議にかかるお茶菓子	会議・広聴費	2,100	50	1,050
27 H22	自由民主党	甲81	19	H 22 6 1	会議費(お茶代)	会議・広聴費	3,780	50	1,890
28 H22	自由民主党	甲81	24	H 22 6 10	会議にかかるお茶代	会議・広聴費	2,450	50	1,225
29 H22	自由民主党	甲81	28	H 22 6 18	会議にかかるお茶代(缶ジュース¥80×30缶)	会議・広聴費(出納簿ママ事務費)	2,400	50	1,200
30 H22	自由民主党	甲81	31	H 22 6 25	会議費(お茶代)	会議・広聴費	2,500	50	1,250
31 H22	自由民主党	甲81	50	H 22 8 11	会議費(お茶代)	会議・広聴費	3,860	50	1,930
32 H22	自由民主党	甲81	53	H 22 8 19	お茶代	会議・広聴費	1,890	50	945
33 H22	自由民主党	甲81	64	H 22 9 9	お茶代	会議・広聴費	1,050	50	525
34 H22	自由民主党	甲81	67	H 22 9 22	会議費(コーヒー代)	会議・広聴費	1,050	50	525
35 H22	自由民主党	甲81	86	H 22 10 26	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等	会議・広聴費	7,400	50	3,700
36 H22	自由民主党	甲81	106	H 22 12 21	会議費(コーヒー代)	会議・広聴費	1,990	50	995
37 H22	自由民主党	甲81	117	H 23 1 17	会議にかかるお茶代及び会場費	会議・広聴費	60,000	50	30,000
38 H22	自由民主党	甲81	118	H 23 1 17	市政報告会 会議室使用料	会議・広聴費	6,860	50	3,430
39 H22	自由民主党	甲81	133	H 23 2 16	会議費(コーヒー代)	会議・広聴費	840	50	420

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張	
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額				
会議 ・ 広聴 費	101,320	50,660	50,660	政務調査費という公金から支出しているのであるから、費用が発生した年月日、そしてその会議がどのような政策、立案のための調査研究活動費であったかを記載しなければならない。したがって、調査研究活動に使用したかも不明であるため、2分の1を超えて支出することは許されない。 →支払伝票番号117について、会議にかかるお茶代及び会場費として、ダイニング河内屋に金6万円を支払っているが、先述したとおり、会議費として飲食代金を支出するための書類が添付されていない。また、金額も高額である	住民から市政・政策等に対する要望・意見を直接聞くために開催した会議等であり、取扱要領「2(1)⑥〔ウ〕」に明示された会議・広聴費である。また、金額(1人1回2,000円)も社会通念上相当な範囲内である。 2,000円を超える分については、2,000円×会派議員数3名=6,000円以内、又は複数回のお茶代を合計した金額を支出したものであり、回数は領収書に記載されている。		

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
40	H22	自由民主党	甲81	14	H 22 5 21 政務調査事務員 給料4月分	人件費	15,500	100	15,500
41	H22	自由民主党	甲81	25	H 22 6 11 政務調査事務員 給料5月分	人件費	28,500	100	28,500
42	H22	自由民主党	甲81	38	H 22 7 16 政務調査事務員 給料6月分	人件費	8,500	100	8,500
43	H22	自由民主党	甲81	49	H 22 8 10 政務調査事務員 給料7月分	人件費	7,500	100	7,500
44	H22	自由民主党	甲81	69	H 22 9 24 政務調査事務員 給料8月分	人件費	6,000	100	6,000
45	H22	自由民主党	甲81	89	H 22 11 4 政務調査事務員 給料9月分	人件費	6,000	100	6,000
46	H22	自由民主党	甲81	119	H 23 1 18 政務調査事務員 給料10月分	人件費	5,500	100	5,500
47	H22	自由民主党	甲81	120	H 23 1 18 政務調査事務員 給料11月分	人件費	2,500	100	2,500
48	H22	自由民主党	甲81	121	H 23 1 18 政務調査事務員 給料12月分	人件費	3,500	100	3,500
49	H22	自由民主党	甲81	146	H 23 3 3 政務調査事務員 給料1月分	人件費	4,000	100	4,000
50	H22	自由民主党	甲81	147	H 23 3 3 政務調査事務員 給料2月分	人件費	14,000	100	14,000
51	H22	自由民主党	甲81	153	H 23 3 17 政務調査事務員 給料3月分	人件費	30,000	100	30,000

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
人件費	131,500	0	131,500	単に①政務調査費収支報告書②出納簿③支払伝票を記載するためだけに雇われたアルバイトと推認される。 そうだとすれば、調査研究活動には利用されておらず、全額違法となる。	政務調査事務員は、取扱要領「2(1)⑦」に明示された人件費で会派の調査研究活動等に係る事務遂行に必要な経費である。「調査研究活動には利用されておらず、全額違法となる。」との主張は、具体的に支出が使途基準に適合していないことを示していない。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
52 H22	自由民主党	甲81	3	H 22 4 15	インターネット基本料金 3月分	事務費	2,738	50	1,369
53 H22	自由民主党	甲81	4	H 22 4 23	ファクシミリ使用料	事務費	2,475	50	1,237
54 H22	自由民主党	甲81	5	H 22 4 26	インターネット使用料 3月分	事務費	2,415	50	1,207
55 H22	自由民主党	甲81	6	H 22 5 6	文房具(ゼムピン)	事務費	490	50	245
56 H22	自由民主党	甲81	7	H 22 5 6	インターネット基本料金 4月分	事務費	2,738	50	1,369
57 H22	自由民主党	甲81	8	H 22 5 7	文房具(のり 修正テープ)	事務費	630	50	315
58 H22	自由民主党	甲81	9	H 22 5 12	ファクシミリ使用料 4月分	事務費	2,475	50	1,237
59 H22	自由民主党	甲81	10	H 22 5 15	書道セット	事務費	2,000	50	1,000
60 H22	自由民主党	甲81	12	H 22 5 20	FAX使用料 4月分	事務費	2,475	50	1,237
61 H22	自由民主党	甲81	15	H 22 5 23	ノートPC	事務費	112,072	50	56,036
62 H22	自由民主党	甲81	16	H 22 5 25	インターネット使用料 4月分	事務費	2,415	50	1,207
63 H22	自由民主党	甲81	17	H 22 5 28	ファクシミリ使用料(左近／5月分)	事務費	2,475	50	1,237
64 H22	自由民主党	甲81	20	H 22 6 3	ファクシミリ使用料 5月分(林)	事務費	2,475	50	1,237
65 H22	自由民主党	甲81	21	H 22 6 5	コピー用紙代	事務費	2,188	50	1,094
66 H22	自由民主党	甲81	22	H 22 6 7	インターネット基本料金 5月分	事務費	2,738	50	1,369
67 H22	自由民主党	甲81	23	H 22 6 8	FAX使用料 5月分	事務費	2,475	50	1,237
68 H22	自由民主党	甲81	26	H 22 6 11	文具用品(ボールペン・封筒・コピー紙)	事務費	8,200	50	4,100
69 H22	自由民主党	甲81	29	H 22 6 22	FAX使用料 6月分	事務費	2,475	50	1,237
70 H22	自由民主党	甲81	30	H 22 6 25	インターネット使用料 5月分	事務費	2,415	50	1,207
71 H22	自由民主党	甲81	32	H 22 6 26	FAX使用料(左近／6月分)	事務費	2,475	50	1,237

72	H22	自由民主党	甲81	33	H 22 7 5	インターネット基本料金 6月分	事務費	2,738	50	1,369
73	H22	自由民主党	甲81	34	H 22 7 8	ファイル代	事務費	2,220	50	1,110
74	H22	自由民主党	甲81	35	H 22 7 11	ファクシミリ使用料 6月分	事務費	2,475	50	1,237
75	H22	自由民主党	甲81	37	H 22 7 13	筆 3本他	事務費	12,600	50	6,300
76	H22	自由民主党	甲81	40	H 22 7 16	キャノンインクカートリッジ4点	事務費	4,286	50	2,143
77	H22	自由民主党	甲81	42	H 22 7 22	議員用複写機使用料 4,5,6月分	事務費	6,356	50	3,178
78	H22	自由民主党	甲81	43	H 22 7 26	インターネット使用料 6月分	事務費	2,415	50	1,207
79	H22	自由民主党	甲81	44	H 22 7 28	FAX使用料 7月分	事務費	2,475	50	1,237
80	H22	自由民主党	甲81	47	H 22 8 4	FAX使用料(左近／7月分)	事務費	2,475	50	1,237
81	H22	自由民主党	甲81	48	H 22 8 5	インターネット基本料金 7月分	事務費	2,738	50	1,369
82	H22	自由民主党	甲81	52	H 22 8 17	ノート ボールペン コピー用紙	事務費	2,906	50	1,453
83	H22	自由民主党	甲81	54	H 22 8 25	インターネット使用料 7月分	事務費	2,415	50	1,207
84	H22	自由民主党	甲81	57	H 22 8 29	ファクシミリ使用料 7月分	事務費	2,475	50	1,237
85	H22	自由民主党	甲81	58	H 22 8 29	ファクシミリ使用料 8月分	事務費	2,475	50	1,237
86	H22	自由民主党	甲81	59	H 22 8 31	FAX使用料 8月分	事務費	2,475	50	1,237
87	H22	自由民主党	甲81	60	H 22 8 31	文具代	事務費	2,475	50	1,237
88	H22	自由民主党	甲81	61	H 22 8 31	FAX使用料(左近／8月分)	事務費	1,218	50	609
89	H22	自由民主党	甲81	62	H 22 9 1	プリンターインク代	事務費	2,475	50	1,237
90	H22	自由民主党	甲81	63	H 22 9 6	インターネット基本料金 8月分	事務費	5,202	50	2,601
91	H22	自由民主党	甲81	68	H 22 9 22	チューブファイル(900×1,620×8)	事務費	2,738	50	1,369
92	H22	自由民主党	甲81	71	H 22 9 24	ファクシミリ基本料(左近／9月分)	事務費	5,860	50	2,930
93	H22	自由民主党	甲81	73	H 22 9 27	インターネット使用料 8月分	事務費	2,475	50	1,237
94	H22	自由民主党	甲81	74	H 22 9 28	FAX使用料 9月分	事務費	2,415	50	1,207
95	H22	自由民主党	甲81	83	H 22 10 5	インターネット基本料金 9月分	事務費	2,475	50	1,237
96	H22	自由民主党	甲81	84	H 22 10 9	ファクシミリ使用料 9月分	事務費	2,738	50	1,369
97	H22	自由民主党	甲81	85	H 22 10 25	インターネット使用料 9月分	事務費	2,475	50	1,237
98	H22	自由民主党	甲81	88	H 22 11 2	ファクシミリ基本料	事務費	2,415	50	1,207
99	H22	自由民主党	甲81	90	H 22 11 4	議員用複写機使用料7,8,9,10月分	事務費	2,475	50	1,237
100	H22	自由民主党	甲81	91	H 22 11 4	ファクシミリ使用料 10月分	事務費	20,832	50	10,416
101	H22	自由民主党	甲81	92	H 22 11 5	FAX使用料 10月分	事務費	2,475	50	1,237
102	H22	自由民主党	甲81	93	H 22 11 5	インターネット基本料金 10月分	事務費	2,475	50	1,237
103	H22	自由民主党	甲81	94	H 22 11 25	インターネット使用料 10月分	事務費	2,738	50	1,369
104	H22	自由民主党	甲81	95	H 22 12 2	FAX使用料 11月分	事務費	2,415	50	1,207
105	H22	自由民主党	甲81	97	H 22 12 2	ファクシミリ使用料 11月分	事務費	2,475	50	1,237
106	H22	自由民主党	甲81	98	H 22 12 3	ファイル	事務費	500	50	250
107	H22	自由民主党	甲81	99	H 22 12 6	インターネット基本料金 11月分	事務費	2,738	50	1,369

108	H22	自由民主党	甲81	100	H 22 12 6	ファクシミリ基本料(左近／11月分)	事務費	2,475	50		1,237
109	H22	自由民主党	甲81	102	H 22 12 15	ノート 筆記具 文具	事務費	901	50		450
110	H22	自由民主党	甲81	103	H 22 12 17	キャノンインクカートリッジ オフィス用紙	事務費	6,427	50		3,213
111	H22	自由民主党	甲81	110	H 22 12 27	インターネット使用料 11月分	事務費	2,415	50		1,207
112	H22	自由民主党	甲81	111	H 22 12 28	ファクシミリ使用料 12月分	事務費	2,475	50		1,237
113	H22	自由民主党	甲81	112	H 22 12 29	FAX使用料 12月分	事務費	2,475	50		1,237
114	H22	自由民主党	甲81	114	H 22 12 31	ファクシミリ使用料(左近／12月分)	事務費	2,475	50		1,237
115	H22	自由民主党	甲81	115	H 23 1 5	インターネット基本料金 12月分	事務費	2,415	50		1,237
116	H22	自由民主党	甲81	122	H 23 1 23	プリンターインク代	事務費	2,738	50		1,369
117	H22	自由民主党	甲81	123	H 23 1 24	クリップ	事務費	15,460	50		7,730
118	H22	自由民主党	甲81	124	H 23 1 25	インターネット使用料 12月分	事務費	630	50		315
119	H22	自由民主党	甲81	125	H 23 1 27	富士通パソコンFMVA705BRG	事務費	2,415	50		1,207
120	H22	自由民主党	甲81	126	H 23 1 27	FAX使用料 1月分	事務費	122,000	50		61,000
121	H22	自由民主党	甲81	128	H 23 1 31	ファクシミリ基本料(1月分／左近)	事務費	2,475	50		1,237
122	H22	自由民主党	甲81	129	H 23 2 1	ファクシミリ使用料 1月分	事務費	2,475	50		1,237
123	H22	自由民主党	甲81	130	H 23 2 7	インターネット基本料金 1月分	事務費	2,475	50		1,237
124	H22	自由民主党	甲81	131	H 23 2 15	文具代	事務費	2,738	50		1,369
125	H22	自由民主党	甲81	132	H 23 2 15	タックシール 4000枚	事務費	2,834	50		1,417
126	H22	自由民主党	甲81	134	H 23 2 17	文具代	事務費	13,000	50		6,500
127	H22	自由民主党	甲81	138	H 23 2 23	FAX使用料 2月分	事務費	1,645	50		822
128	H22	自由民主党	甲81	139	H 23 2 25	インターネット使用料 1月分	事務費	2,074	50		1,037
129	H22	自由民主党	甲81	141	H 23 3 1	議員用複写機使用料 11, 12 23年1, 2月分	事務費	2,415	50		1,207
130	H22	自由民主党	甲81	142	H 23 3 1	ファクシミリ基本料(2月分／左近分)	事務費	7,422	50		3,711
131	H22	自由民主党	甲81	144	H 23 3 2	象印マホービン(優湯生)	事務費	2,074	50		1,037
132	H22	自由民主党	甲81	148	H 23 3 4	タックシール 4000枚	事務費	14,356	100		14,356
133	H22	自由民主党	甲81	149	H 23 3 7	インターネット基本料金 2月分	事務費	13,000	50		6,500
134	H22	自由民主党	甲81	150	H 23 3 9	ファクシミリ使用料 2月分	事務費	2,295	50		1,147
135	H22	自由民主党	甲81	154	H 23 3 25	インターネット使用料 2月分	事務費	2,074	50		1,037
136	H22	自由民主党	甲81	155	H 23 3 25	地図(富田林市 201102)・バインダー	事務費	2,415	50		1,207
							事務費	17,850	50		8,925

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
事務費	544,950	265,320	279,630	FAX代、電話代等は、ほぼ基本料金である。その使用頻度の低さからも、政務調査活動に資するための必要とした可能性は極めて低い。それゆえ、2分の1を超えての支出は認められない。	FAX代、電話代等は、取扱要領「2(1)⑧[力]」で明示された使途である。FAX代は市から議員への緊急時の事業・業務の情報提供用のものであり、要領どおり、基本料金のみ充当している。 結果として使用頻度が低かったことは、政務調査費のために支出したことを覆す事情ではない。	

使途基準項目	政務調査費として計上された額	違法支出額	備考
研究研修費	51,500	8,500	収支報告書(甲80の1)参照
資料購入費	95,734	5,850	
広報費	2,010,766	1,656,411	
会議・広聴費	101,320	50,660	
人件費	131,500	131,500	
事務費	544,950	279,630	
合計	2,935,770	2,132,551	

番号

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
137	H22 市民会派	甲84	14	H 22 5 31	東京都清瀬市行政視察(6/2(水)) 手土産代(辰巳議員)	調査旅費	2,950	50	1,475
138	H22 市民会派	甲84	15	H 22 5 31	東京都清瀬市行政視察(6月2日) 旅費(辰巳議員)	調査旅費	52,500	50	26,250
139	H22 市民会派	甲84	63	H 22 10 12	行政視察 10/19~21 尾立源幸参議院議員・千葉県市川市・東京都台東区 旅費6名分	調査旅費	420,000	50	210,000
140	H22 市民会派	甲84	65	H 22 10 18	10/19~21の会派行政視察の手土産代「尾立源幸参議院議員」「千葉県市川市」「東京都台東区」へ3箇所	調査旅費	8,850	50	4,425

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額		
調査 旅費	484,300	242,150	242,150	交通費や宿泊費は、領収書不要の定額支給であった。宿泊のために使った費用の明細がない。また、視察が政策の立案・決定・提言の契機とはなっていない。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。 当該行政視察は、平成22年6月2日に東京都清瀬市「ホームビジター派遣事業」、また、平成22年10月19日から10月21日に尾立源幸参議院議員「国の事業仕分けと地方分権について」、千葉県市川市「市民が選ぶ市民活動支援制度」、東京都台東区「台東デザイナーズビルレッジ」についてそれぞれ視察や調査を行つたものである。視察の成果は、市議会で本市の課題を併せて提案している。 調査旅費は、取扱要領「2(1)②」で、先進地行政視察及び現地調査のために必要な経費として認められている。なお、旅費や宿泊費の算定は富田林市職員旅費支給条例を準用するため、「宿泊のために使った費用の明細がない」との主張は失当である。 手土産は、視察の実効性を高める目的のもと、視察への協力に対する謝礼の意味を有する。No.65の手土産代は合計3か所に対するもので、視察先1か所に対する手土産代は3000円以内であり、社会的儀礼として相当な範囲内の支出である。	



年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
141	H22 市民会派	甲84	2	H 22 4 26	新聞購読料 4月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	3,700	50	1,850
142	H22 市民会派	甲84	3	H 22 4 26	新聞購読料 4月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
143	H22 市民会派	甲84	10	H 22 5 28	新聞購読料 5月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	3,700	50	1,850
144	H22 市民会派	甲84	11	H 22 5 28	新聞購読料 5月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
145	H22 市民会派	甲84	22	H 22 6 23	新聞購読料 H22.4月～6月分・振込手数料 (社会新報)	資料購入費	2,700	50	1,350
146	H22 市民会派	甲84	23	H 22 6 23	新聞購読料 6月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	3,700	50	1,850
147	H22 市民会派	甲84	24	H 22 6 23	新聞購読料 6月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
148	H22 市民会派	甲84	31	H 22 7 20	新聞購読料 7月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	3,700	50	1,850
149	H22 市民会派	甲84	32	H 22 7 20	新聞購読料 7月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
150	H22 市民会派	甲84	41	H 22 8 17	新聞購読料 8月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	3,700	50	1,850
151	H22 市民会派	甲84	42	H 22 8 17	新聞購読料 8月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
152	H22 市民会派	甲84	52	H 22 9 24	新聞購読料 9月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	3,700	50	1,850
153	H22 市民会派	甲84	53	H 22 9 24	新聞購読料 9月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
154	H22 市民会派	甲84	56	H 22 9 24	新聞購読料 H22.7月～9月分・振込手数料 (社会新報)	資料購入費	2,700	50	1,350
155	H22 市民会派	甲84	66	H 22 10 19	新聞購読料 10月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	3,700	50	1,850
156	H22 市民会派	甲84	67	H 22 10 19	新聞購読料 10月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
157	H22 市民会派	甲84	75	H 22 11 22	新聞購読料 11月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	3,700	50	1,850
158	H22 市民会派	甲84	76	H 22 11 22	新聞購読料 11月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
159	H22 市民会派	甲84	85	H 22 12 20	新聞購読料 12月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	3,700	50	1,850
160	H22 市民会派	甲84	86	H 22 12 20	新聞購読料 12月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
161	H22 市民会派	甲84	88	H 22 12 21	新聞購読料 H22.10月～12月分・振込手数料 (社会新報)	資料購入費	2,700	50	1,350
162	H22 市民会派	甲84	100	H 23 1 27	新聞購読料 1月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	3,700	50	1,850
163	H22 市民会派	甲84	101	H 23 1 27	新聞購読料 1月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
164	H22 市民会派	甲84	107	H 23 2 10	ゼンリン住宅地図 大阪府富田林市2011.02 6冊	資料購入費	75,600	50	37,800
165	H22 市民会派	甲84	112	H 23 2 22	新聞購読料 2月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	3,700	50	1,850
166	H22 市民会派	甲84	113	H 23 2 22	新聞購読料 2月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
167	H22 市民会派	甲84	120	H 23 3 7	新聞購読料 3月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	3,700	50	1,850
168	H22 市民会派	甲84	121	H 23 3 7	新聞購読料 3月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
169	H22 市民会派	甲84	123	H 23 3 17	ゼンリン電子住宅地図 ゼンリンデジタウン 富田林市1ヶ(会派用)	資料購入費	18,900	50	9,450

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
資料 購入 費	188,940	104,436	84,504	<p>しんぶん赤旗や公明新聞は、いずれも各政党を助成するための購読である。</p> <p>およそ、これらの購読は、政策の立案・決定・提言の機能を果たしているとはいっても、2分の1を超えての支出は認められない。</p> <p>なお、現在9期目の永原議員にいたっては、今まで一度も本会議で質問をしていない。購入した資料が活用されていないことは明白である。</p>	<p>新聞購読料は、取扱要領「2(1)④」に明示されている。各政党等の主義主張を収集することは、政策立案のための調査研究に資する支出である。</p> <p>また、永原議員の所属政党は民主党であり、原告は「永原議員の所属する社民党」としているが誤りである。</p> <p>一度も質問がないとの主張には根拠がない。なお、一般質問における会派代表質問は、代表者が会派の意見を集約して質問するものである。</p>	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
170	H22 市民会派	甲84	73	H 22 11 22	市民会派ニュース印刷代 43000部(永原議員)	広報費	279,930	100	279,930
172	H22 市民会派	甲84	80	H 22 11 29	市民会派ニュース折込代 42250部(永原議員)	広報費	124,215	100	124,215
173	H22 市民会派	甲84	94	H 23 1 11	市民会派ニュース印刷代 40000部(尾崎議員)	広報費	210,000	100	210,000
174	H22 市民会派	甲84	95	H 23 1 11	市民会派ニュース折込代 37500部(尾崎議員)	広報費	110,250	100	110,250
175	H22 市民会派	甲84	111	H 23 2 22	市民会派ニュース印刷代 30000部(辰巳議員)	広報費	234,675	100	234,675
176	H22 市民会派	甲84	131	H 23 3 25	市民会派ニュース印刷代 20000部(永原議員)	広報費	136,500	100	136,500
177	H22 市民会派	甲84	132	H 23 3 25	市民会派ニュース印刷代 48000部(川谷議員)	広報費	423,360	100	423,360
178	H22 市民会派	甲84	133	H 23 3 29	市民会派ニュース印刷代 33000部(辰巳議員)	広報費	256,410	100	256,410
179	H22 市民会派	甲84	134	H 23 3 29	市民会派ニュース印刷代 28000部(尾崎議員)	広報費	148,176	100	148,176
180	H22 市民会派	甲84	135	H 23 3 29	市民会派ニュース折込代 28000部(尾崎議員)	広報費	82,320	100	82,320
181	H22 市民会派	甲84	136	H 23 3 29	市民会派ニュース印刷代 45000部(西川議員)	広報費	387,450	100	387,450
182	H22 市民会派	甲84	137	H 23 3 30	市民会派ニュース折込代 42800部(川谷議員)	広報費	125,832	100	125,832
183	H22 市民会派	甲84	138	H 23 3 30	市民会派ニュース折込代 42800部(西川議員)	広報費	125,832	100	125,832
184	H22 市民会派	甲84	139	H 23 3 30	市民会派ニュース折込代 42800部(大西議員)	広報費	125,832	100	125,832
185	H22 市民会派	甲84	140	H 23 3 30	市民会派ニュース印刷代 43000部(大西議員)	広報費	343,140	100	343,140

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額		
広報費	3,113,922	0	3,113,922	富田林市の世帯数に相当する部数の「ちらし」を印刷しているが、ほとんどの市民がその「ちらし」を見ていないことから、配布されていないことが明らかである。したがって、政務調査費から支出することは、違法である。	取扱要領「2(1)⑤」に基づく支出である。当該会派所属議員の広報紙は、それぞれ新聞折込により市民に配布されており、新聞を取らない家庭に対しては、一部手配りも行っている。

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
186	H22 市民会派	甲84	1	H 22 4 9	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	6,000	50	3,000
187	H22 市民会派	甲84	4	H 22 4 26	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	6,000	50	3,000
188	H22 市民会派	甲84	7	H 22 5 10	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	7,850	50	3,925
189	H22 市民会派	甲84	9	H 22 5 24	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,150	50	2,075
190	H22 市民会派	甲84	16	H 22 6 3	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	6,870	50	3,435
191	H22 市民会派	甲84	19	H 22 6 14	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	5,130	50	2,565
192	H22 市民会派	甲84	30	H 22 7 2	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	6,380	50	3,190
193	H22 市民会派	甲84	33	H 22 7 20	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	5,620	50	2,810
194	H22 市民会派	甲84	40	H 22 8 2	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	6,620	50	3,310
195	H22 市民会派	甲84	43	H 22 8 17	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	5,380	50	2,690
196	H22 市民会派	甲84	47	H 22 9 2	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	6,040	50	3,020
197	H22 市民会派	甲84	50	H 22 9 14	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	5,960	50	2,980
198	H22 市民会派	甲84	62	H 22 10 1	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	7,420	50	3,710
199	H22 市民会派	甲84	64	H 22 10 14	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,580	50	2,290
200	H22 市民会派	甲84	72	H 22 11 4	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	8,750	50	4,375
201	H22 市民会派	甲84	74	H 22 11 22	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	3,250	50	1,625
202	H22 市民会派	甲84	84	H 22 12 7	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	7,110	50	3,555
203	H22 市民会派	甲84	87	H 22 12 21	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,890	50	2,445
204	H22 市民会派	甲84	96	H 23 1 11	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	8,390	50	4,195
205	H22 市民会派	甲84	99	H 23 1 21	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	3,610	50	1,805
206	H22 市民会派	甲84	106	H 23 2 7	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	6,780	50	3,390
207	H22 市民会派	甲84	110	H 23 2 22	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	5,220	50	2,610
208	H22 市民会派	甲84	122	H 23 3 7	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	7,470	50	3,735
209	H22 市民会派	甲84	124	H 23 3 17	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,530	50	2,265

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
会議・広聴費	144,000	72,000	72,000	お茶・お水は、政務調査活動として特に必要とするものでないため、2分の1を超えて支出することは許されない。	住民や団体等からの要望・陳情や、意見調整の場を持つ際の茶菓子代として支出したものである。飲み物はペットボトル等を事前に購入して提供する方法をとっており、購入したものは、複数回の市政相談において利用している。金額は取扱要領「2(1)⑥[ウ]」所定の1人1回2,000円に従っている。 なお、市政相談の日時等を明らかにした「会派日報」を保管している。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
210	H22 市民会派	甲84	6	H 22 4 30	補助職員 人件費 4月分給料	人件費	121,280	100	121,280
211	H22 市民会派	甲84	13	H 22 5 31	補助職員 人件費 5月分給料	人件費	102,800	100	102,800
212	H22 市民会派	甲84	29	H 22 6 30	補助職員 人件費 6月分給料	人件費	126,740	100	126,740
213	H22 市民会派	甲84	37	H 22 7 30	補助職員 人件費 7月分給料	人件費	113,720	100	113,720
214	H22 市民会派	甲84	46	H 22 8 31	補助職員 人件費 8月分給料	人件費	98,180	100	98,180
215	H22 市民会派	甲84	60	H 22 9 29	補助職員 人件費 9月分給料	人件費	116,660	100	116,660
216	H22 市民会派	甲84	71	H 22 10 28	補助職員 人件費 10月分給料	人件費	109,520	100	109,520
217	H22 市民会派	甲84	81	H 22 11 30	補助職員 人件費 11月分給料	人件費	108,680	100	108,680
218	H22 市民会派	甲84	91	H 22 12 28	補助職員 人件費 12月分給料	人件費	114,560	100	114,560
219	H22 市民会派	甲84	104	H 23 1 31	補助職員 人件費 1月分給料	人件費	96,920	100	96,920
220	H22 市民会派	甲84	116	H 23 2 28	補助職員 人件費 2月分給料	人件費	109,940	100	109,940
221	H22 市民会派	甲84	141	H 23 3 31	補助職員 人件費 3月分給料	人件費	127,580	100	127,580

依達基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
人件費	1,346,580	0	1,346,580	<p>単に①政務調査費收支報告書②出納簿③支払伝票を記載するためだけに雇われたアルバイトと推認される。</p> <p>その根拠は、平成23年5月31日、とんだけやし未来議員団が、市民会派議員団に雇われているアルバイトに対し、1ヶ月分だけの給料を支払っていることから、その目的として、上記①政務調査費收支報告書②出納簿③支払伝票の作成方法を教わるためだけに雇用した可能性が高い。</p> <p>そうだとすれば、市民会派議員団が支出する人件費は、調査研究活動には利用されておらず、全額違法となる。</p> <p>もう一人の議員は、事務員を不要と主張した。政務調査活動の補助員として雇用するため必要な経費であることは、明らかである。</p>	<p>当該会派の政務調査活動の補助員として雇用するため必要な経費として支出したものである。</p> <p>具体的な活動例は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民が相談に来られたときなどの対応と議員への連絡 2 議員不在時の電話対応 3 議会質問、委員会質問などへの調査や資料のまとめ 4 政務調査費等の会派の会計補助 5 その他政務調査活動の補助 	

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
222	H22 市民会派	甲84	5	H 22 4 26	通信費(会派のFAX 4月分)	事務費	4,751	50	2,375
223	H22 市民会派	甲84	8	H 22 5 21	通信費(会派のインターネット 4月分)	事務費	2,415	50	1,207
224	H22 市民会派	甲84	12	H 22 5 28	通信費(会派のFAX 5月分)	事務費	4,500	50	2,250
225	H22 市民会派	甲84	17	H 22 6 10	書類保管箱(西川議員)	事務費	630	50	315
226	H22 市民会派	甲84	18	H 22 6 14	書類整理トレー3段(西川議員)	事務費	2,520	50	1,260
227	H22 市民会派	甲84	20	H 22 6 14	B5カードケース 1 蛍光ペン 5本	事務費	1,016	50	508
228	H22 市民会派	甲84	21	H 22 6 22	ノート(西川議員)	事務費	462	50	231
229	H22 市民会派	甲84	25	H 22 6 23	通信費(会派のFAX 6月分)	事務費	4,558	50	2,279
230	H22 市民会派	甲84	26	H 22 6 25	通信費(会派のインターネット 5月分)	事務費	2,415	50	1,207
231	H22 市民会派	甲84	27	H 22 6 29	パソコン関連(西川議員)	事務費	1,180	50	590
232	H22 市民会派	甲84	28	H 22 6 30	クリアホルダーA4 200枚	事務費	3,780	50	1,890
233	H22 市民会派	甲84	34	H 22 7 26	通信費(会派のFAX 7月分)	事務費	4,376	50	2,188

234	H22	市民会派	甲84	35	H 22	7	27	通信費(会派のインターネット 6月分)	事務費	2,415	50	1,207
235	H22	市民会派	甲84	36	H 22	7	29	パソコンソフト代(会派控室ノートインターネットセキュリティ2010)	事務費	6,156	50	3,078
236	H22	市民会派	甲84	38	H 22	8	2	書類整理用 カラーファイル100枚(辰巳議員)	事務費	3,675	50	1,837
237	H22	市民会派	甲84	39	H 22	8	2	赤・黒ボールペン・蛍光ペン 各5本	事務費	1,470	50	735
238	H22	市民会派	甲84	44	H 22	8	27	通信(会派のFAX 8月分)	事務費	4,536	50	2,268
239	H22	市民会派	甲84	45	H 22	8	27	通信費(会派のインターネット 7月分)	事務費	2,415	50	1,207
240	H22	市民会派	甲84	49	H 22	9	13	パソコンインクカラー8本	事務費	8,568	50	4,284
241	H22	市民会派	甲84	54	H 22	9	24	通信費(会派のインターネットサービス利用料1年分) H22.10月～H23.9月分	事務費	10,500	50	5,250
242	H22	市民会派	甲84	55	H 22	9	24	通信費(会派のFAX 9月分)	事務費	4,192	50	2,096
243	H22	市民会派	甲84	57	H 22	9	27	通信費(会派のインターネット 8月分)	事務費	2,415	50	1,207
244	H22	市民会派	甲84	68	H 22	10	26	通信費(会派のFAX 10月分)	事務費	4,339	50	2,169
245	H22	市民会派	甲84	69	H 22	10	26	通信費(会派のインターネット 9月分)	事務費	2,415	50	1,207
246	H22	市民会派	甲84	70	H 22	10	28	紙折り機MA-330 保守点検・修繕料	事務費	36,645	50	18,322
247	H22	市民会派	甲84	77	H 22	11	25	通信費(会派のFAX 11月分)	事務費	4,425	50	2,212
248	H22	市民会派	甲84	78	H 22	11	25	通信費(会派のインターネット 10月分)	事務費	2,415	50	1,207
249	H22	市民会派	甲84	79	H 22	11	25	A4コピー用紙 10000枚	事務費	6,300	50	3,150
250	H22	市民会派	甲84	82	H 22	12	1	事務用品 コピー機トナ一代	事務費	80,325	50	40,162
251	H22	市民会派	甲84	83	H 22	12	1	事務用品 クリアホルダーA4 200枚	事務費	3,780	50	1,890
252	H22	市民会派	甲84	89	H 22	12	21	通信費(会派のインターネット 11月分)	事務費	2,415	50	1,207
253	H22	市民会派	甲84	90	H 22	12	27	通信費(会派のFAX 12月分)	事務費	4,442	50	2,221
254	H22	市民会派	甲84	92	H 22	12	28	パソコン SDカード(メモリースティック)1枚(西川議員)	事務費	2,380	50	1,190
255	H22	市民会派	甲84	93	H 23	1	4	パソコン メモリ代(西川議員)	事務費	20,560	50	10,280
256	H22	市民会派	甲84	97	H 23	1	13	会派パソコンインク カラー6本	事務費	6,426	50	3,213
257	H22	市民会派	甲84	98	H 23	1	21	ファイル 6冊	事務費	4,141	50	2,070
258	H22	市民会派	甲84	102	H 23	1	27	通信費(会派のFAX 1月分)	事務費	4,289	50	2,144
259	H22	市民会派	甲84	103	H 23	1	28	通信費(会派のインターネット 12月分)	事務費	2,415	50	1,207
260	H22	市民会派	甲84	105	H 23	2	4	コピー用紙A4 10000枚	事務費	6,300	50	3,150
261	H22	市民会派	甲84	108	H 23	2	17	FAXロール紙 6本	事務費	7,434	50	3,717
262	H22	市民会派	甲84	109	H 23	2	17	事務用品(ボールペン 他)	事務費	5,260	50	2,630
263	H22	市民会派	甲84	114	H 23	2	24	通信費(会派のFAX 2月分)	事務費	3,646	50	1,823
264	H22	市民会派	甲84	115	H 23	2	25	通信費(会派のインターネット 1月分)	事務費	2,415	50	1,207
265	H22	市民会派	甲84	117	H 23	3	1	議員用複写機使用料コピー代 (H22.4月～H23.2月分)	事務費	6	50	3
266	H22	市民会派	甲84	118	H 23	3	4	コピー用紙A4 10000枚	事務費	6,300	50	3,150
267	H22	市民会派	甲84	125	H 23	3	22	通信費(会派のインターネット 2月分)	事務費	2,415	50	1,207
268	H22	市民会派	甲84	126	H 23	3	22	通信費(会派のインターネット 3月分)	事務費	2,415	50	1,207

269	H22	市民会派	甲84	127	H 23	3 25	通信費(会派のFAX 3月分)	事務費	4,067	50	2,033
270	H22	市民会派	甲84	128	H 23	3 25	通信費(会派のFAX 3月分)	事務費	10	50	5
271	H22	市民会派	甲84	129	H 23	3 25	事務用品コピー機トナー代	事務費	53,550	50	26,775
272	H22	市民会派	甲84	130	H 23	3 25	コピー用紙A4 10000枚	事務費	6,300	50	3,150

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
事務費	366,775	183,398	183,377	コピー用紙やFAX及びインターネットに係る経費は、そもそも会派や議員の行う活動が極めて広範かつ多岐にわたるものであること、またその性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難であること等を総合考慮すると、調査研究活動以外にも利用されていることが推認されるというべきである。 そうすると、コピー及びファックスや文具等に係る経費については、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないと解するのが相当である。	会派の控室で用いる事務機器・文房具等の購入費や情報収集に係るインターネット回線からなる支出である。住民からの要望・陳情・意見聴取や、議会に関する活動に用いている。 取扱要領「2(1)⑧」によって政務調査費からの支出が認められているものである。	

使途基準項目	政務調査費として計上された額	違法支出額	備考
研究研修費	73,520		
調査旅費	484,300	242,150	
資料購入費	188,940	84,504	
広報費	3,113,922	3,113,922	收支報告書(甲83の1)参照
会議・広聴費	144,000	72,000	
人件費	1,346,580	1,346,580	
事務費	366,775	183,377	
合 計	5,718,037	5,042,533	

番号

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
273	H22	公明党	甲87	8 H 22 4 30	赤旗購読料 4月分 会派分	資料購入費	2,900	50	1,450
274	H22	公明党	甲87	16 H 22 5 27	赤旗購読料 5月分 会派分	資料購入費	2,900	50	1,450
275	H22	公明党	甲87	27 H 22 6 25	赤旗購読料 6月分 会派分	資料購入費	2,900	50	1,450
276	H22	公明党	甲87	42 H 22 7 29	赤旗新聞購読料金 7月分 会派	資料購入費	2,900	50	1,450
277	H22	公明党	甲87	52 H 22 8 23	女性情報誌購読(2010年9月~2011年3月分)会派	資料購入費	8,130	50	4,065
278	H22	公明党	甲87	56 H 22 8 27	しんぶん赤旗 8月分購読料	資料購入費	2,900	50	1,450
279	H22	公明党	甲87	67 H 22 9 22	社会新報購読料(2010年4月~2010年9月分)	資料購入費	5,160	50	2,580
280	H22	公明党	甲87	73 H 22 9 27	しんぶん赤旗 9月分購読料	資料購入費	2,900	50	1,450
281	H22	公明党	甲87	92 H 22 10 26	しんぶん赤旗 10月分購読料	資料購入費	2,900	50	1,450
282	H22	公明党	甲87	107 H 22 11 25	しんぶん赤旗 11月分購読料	資料購入費	2,900	50	1,450
283	H22	公明党	甲87	121 H 22 12 24	しんぶん赤旗 12月分購読料	資料購入費	2,900	50	1,450
284	H22	公明党	甲87	123 H 22 12 24	社会新報購読料2010年10月~12月分まで会派	資料購入費	2,660	50	1,330
285	H22	公明党	甲87	137 H 23 1 31	日刊「しんぶん赤旗」1月分	資料購入費	2,900	50	1,450
286	H22	公明党	甲87	148 H 23 2 23	しんぶん赤旗 2月分購読料	資料購入費	2,900	50	1,450
287	H22	公明党	甲87	158 H 23 3 24	しんぶん赤旗 3月分購読料	資料購入費	2,900	50	1,450
288	H22	公明党	甲87	166 H 23 3 31	社会新報2011年1月~3月分	資料購入費	2,580	50	1,290
289	H22	公明党	甲87	166 H 23 3 31	社会新報2011年1月~3月分手数料	資料購入費	100	50	50

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額		
資料購入費	159,132	132,417	26,715	しんぶん赤旗や社会新報の購入は、政策の立案・決定・提言の機能を果たすためのものではなく、単に、共産党や社民党を助成するための購読である。 したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	新聞購読料は、取扱要領「2(1)④」に明示されている。所属政党以外の出版物の購入は、政策立案のための調査研究に資するものである。

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
290	H22	公明党	甲87	7 H 22 4 28	通信郵送料(司)	広報費	12,870	100	12,870
291	H22	公明党	甲87	40 H 22 7 28	つかさ通信No. 54配送料 司	広報費	12,480	100	12,480
292	H22	公明党	甲87	44 H 22 8 2	会派ホームページ更新料	広報費	157,500	100	157,500
293	H22	公明党	甲87	48 H 22 8 9	きた山通信No. 45 来山 5000枚	広報費	39,900	100	39,900
294	H22	公明党	甲87	49 H 22 8 9	タウンリポート No. 14 草尾 5000枚	広報費	28,350	100	28,350
295	H22	公明党	甲87	50 H 22 8 9	つかさ通信No. 54 司 12000枚	広報費	63,000	100	63,000
296	H22	公明党	甲87	82 H 22 10 14	ネットワーク21(高山通信) 36号分	広報費	55,650	100	55,650
297	H22	公明党	甲87	84 H 22 10 18	タウンリポート1(草尾通信)15号分 5000枚	広報費	42,000	100	42,000
298	H22	公明党	甲87	85 H 22 10 18	きた山通信 46号 6000枚	広報費	45,150	100	45,150
299	H22	公明党	甲87	86 H 22 10 18	つかさ通信55号 12000枚	広報費	63,000	100	63,000
300	H22	公明党	甲87	88 H 22 10 22	つかさ通信郵送料 No. 55	広報費	12,480	100	12,480
301	H22	公明党	甲87	103 H 22 11 19	公明新報印刷代・折込代	広報費	540,120	100	540,120
302	H22	公明党	甲87	127 H 22 12 30	つかさ通信No. 57 構成料金 司	広報費	26,250	100	26,250
303	H22	公明党	甲87	132 H 23 1 17	來山通信H23年新年号 8000枚	広報費	52,500	100	52,500
304	H22	公明党	甲87	133 H 23 1 17	つかさ通信No. 57 13000枚 司	広報費	81,900	100	81,900
305	H22	公明党	甲87	136 H 23 1 21	会派ホームページ更新料	広報費	207,900	100	207,900
306	H22	公明党	甲87	144 H 23 2 4	ネットワーク21(高山) 10000枚	広報費	57,750	100	57,750
307	H22	公明党	甲87	145 H 23 2 4	タウンリポート16号(草尾) 5000枚	広報費	42,000	100	42,000
308	H22	公明党	甲87	147 H 23 2 22	公明新報16号 54000枚	広報費	679,770	100	679,770

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
広報費	2,220,570	0	2,220,570	政務調査費から支出した「ちらし」は、ほとんどの市民に配られていない。 5000~12000枚の「ちらし」や公明新報を印刷しているが、それぞれの議員の支援者や後援者を除き、配られていないことは明らかである。 したがって、政務調査費から支出することは、違法である。	所属議員ごとに市内の担当エリアを設けて市内全域に配布している。広報誌等の発行費用は、取扱要領「2(1)⑤」で政務調査費からの支出が認められている。	

年 度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項 目	支出額	按分率	違法支出額
309 H22 公明党		甲87	23	H 22 6 11	会議お茶代	会議・広聴費	1,280	50	640
310 H22 公明党		甲87	65	H 22 9 6	意見交換のための会議茶菓子代	会議・広聴費	1,480	50	740
311 H22 公明党		甲87	74	H 22 9 28	すばるホール研修室施設利用料 市政報告会	会議・広聴費	4,000	50	2,000

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
会議・広聴費	6,760	3,380	3,380	調査研究活動に支出したかどうか不明であるため、2分の1を超えての支出は認められない。	住民や団体等からの要望・陳情や、意見調整の場を持つ際の茶菓子代として支出したものである。金額は取扱要領「2(1)⑥[ウ]」所定の1人1回2,000円に従っている。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
312	H22	公明党	甲87	1 H 22 4 15	FAX料金 3月分 会派分	事務費	6,039	50	3,019
313	H22	公明党	甲87	2 H 22 4 16	プリンターインク代(高山分)	事務費	2,100	50	1,050
314	H22	公明党	甲87	3 H 22 4 21	PC、輸転機、コピー機リース代 4月分 会派分	事務費	62,980	50	31,490
315	H22	公明党	甲87	4 H 22 4 21	インターネット料金 4月分 会派分	事務費	2,152	50	1,076
316	H22	公明党	甲87	5 H 22 4 26	電話代H22年4月分(來山分) 基本料金	事務費	2,350	50	1,175
317	H22	公明党	甲87	6 H 22 4 28	FAX電話代(4月分) 高山分	事務費	2,350	50	1,175
318	H22	公明党	甲87	10 H 22 4 30	FAX利用料4月分(草尾)	事務費	1,600	50	800
319	H22	公明党	甲87	11 H 22 5 6	PC、輸転機、コピー機リース代 5月分 会派分	事務費	62,055	50	31,027
320	H22	公明党	甲87	12 H 22 5 6	FAX料金 4月分 会派分	事務費	6,219	50	3,109
321	H22	公明党	甲87	13 H 22 5 14	FAX料金の基本料金4月分 司	事務費	2,350	50	1,175
322	H22	公明党	甲87	14 H 22 5 21	インターネット料金 5月分 会派分	事務費	2,152	50	1,076
323	H22	公明党	甲87	15 H 22 5 24	FAX電話代(5月分) 高山分	事務費	2,350	50	1,175
324	H22	公明党	甲87	17 H 22 5 27	電話代H22年5月分(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
325	H22	公明党	甲87	18 H 22 5 27	FAX料金 5月分 司	事務費	2,350	50	1,175
326	H22	公明党	甲87	20 H 22 5 31	FAX利用料5月分(草尾)	事務費	1,600	50	800
327	H22	公明党	甲87	21 H 22 6 3	会派PC、輸転機、コピー機リース代 6月分	事務費	62,055	50	31,027
328	H22	公明党	甲87	22 H 22 6 7	FAX料金 5月分 会派	事務費	6,149	50	3,074
329	H22	公明党	甲87	24 H 22 6 18	FAXインクフィルム(草尾)	事務費	3,000	50	1,500
330	H22	公明党	甲87	25 H 22 6 19	インターネット料金 6月分 会派	事務費	2,152	50	1,076
331	H22	公明党	甲87	26 H 22 6 24	電話代H22年6月分(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
332	H22	公明党	甲87	28 H 22 6 26	FAXインク代(高山)	事務費	1,707	50	853
333	H22	公明党	甲87	30 H 22 6 28	FAX電話代(6月分) 高山分	事務費	2,350	50	1,175
334	H22	公明党	甲87	31 H 22 6 30	FAX利用料6月分(草尾)	事務費	1,600	50	800
335	H22	公明党	甲87	32 H 22 7 2	FAX料金 6月分 司	事務費	2,350	50	1,175
336	H22	公明党	甲87	33 H 22 7 5	FAX料金 6月分 会派	事務費	6,092	50	3,046
337	H22	公明党	甲87	34 H 22 7 5	会派PC、輸転機、コピー機リース代 月分	事務費	62,055	50	31,027
338	H22	公明党	甲87	36 H 22 7 12	コピーのカウンター料金 6月分 会派	事務費	18,286	50	9,143
339	H22	公明党	甲87	37 H 22 7 20	インターネット料金 7月分 会派の手数料	事務費	105	50	52
340	H22	公明党	甲87	38 H 22 7 23	電話代H22年7月分(來山分)	事務費	2,152	50	1,076
341	H22	公明党	甲87	39 H 22 7 24	FAX電話代(7月分) 高山分	事務費	2,350	50	1,175
342	H22	公明党	甲87			事務費	2,350	50	1,175

343	H22	公明党	甲87	41	H 22 7 28	FAX料金 7月分 司	事務費	2,350	50	- 1,175
344	H22	公明党	甲87	45	H 22 8 2	FAX利用料7月分(草尾)	事務費	1,600	50	800
345	H22	公明党	甲87	46	H 22 8 3	会派PC、輸転機、コピー機リース代 月分	事務費	62,055	50	31,027
346	H22	公明党	甲87	47	H 22 8 5	電話料金 7月分 会派	事務費	6,014	50	3,007
347	H22	公明党	甲87	51	H 22 8 16	OAサプライ(プリンターインク)	事務費	7,387	50	3,693
348	H22	公明党	甲87	53	H 22 8 23	インターネット料金 8月分 会派	事務費	2,152	50	1,076
349	H22	公明党	甲87	54	H 22 8 24	FAX料金 8月分(高山)	事務費	2,350	50	1,175
350	H22	公明党	甲87	57	H 22 8 31	FAX料金 8月分 司	事務費	2,350	50	1,175
351	H22	公明党	甲87	58	H 22 8 31	電話代22年8月分(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
352	H22	公明党	甲87	59	H 22 8 31	FAX利用料8月分(草尾)	事務費	2,350	50	1,175
353	H22	公明党	甲87	60	H 22 9 3	会派PC、輸転機、コピー機リース代 月分	事務費	1,600	50	800
354	H22	公明党	甲87	61	H 22 9 6	FAX利用料8月分(会派)	事務費	62,055	50	31,027
355	H22	公明党	甲87	66	H 22 9 13	郵便はがき 200枚	事務費	5,922	50	2,961
356	H22	公明党	甲87	69	H 22 9 22	インターネット料金 9月分 会派	事務費	10,000	50	5,000
357	H22	公明党	甲87	70	H 22 9 22	FAX料金 9月分 司	事務費	2,152	50	1,076
358	H22	公明党	甲87	71	H 22 9 24	リソグラフRP保守契約料金	事務費	2,350	50	1,175
359	H22	公明党	甲87	72	H 22 9 24	電話代22年9月分(來山分) 基本料金	事務費	52,500	50	26,250
360	H22	公明党	甲87	75	H 22 9 29	FAX電話代(9月分) 高山分	事務費	2,350	50	1,175
361	H22	公明党	甲87	76	H 22 9 30	FAX利用料9月分(草尾)	事務費	2,350	50	1,175
362	H22	公明党	甲87	78	H 22 10 4	会派PC、輸転機、コピー機リース代 月分	事務費	1,600	50	800
363	H22	公明党	甲87	79	H 22 10 4	A4コピー用紙・B5インクジェット紙 会派分	事務費	62,055	50	31,027
364	H22	公明党	甲87	80	H 22 10 5	FAX利用料 9月分(会派)	事務費	14,385	50	7,192
365	H22	公明党	甲87	83	H 22 10 15	コピー、カウンター料金9月分 会派	事務費	5,925	50	2,962
366	H22	公明党	甲87	87	H 22 10 20	新50円通常葉書 インクジェット200枚	事務費	19,565	50	9,782
367	H22	公明党	甲87	89	H 22 10 26	インターネット料金 10月 会派	事務費	10,000	50	5,000
368	H22	公明党	甲87	91	H 22 10 26	FAX基本料金 10月分(司)	事務費	2,152	50	1,076
369	H22	公明党	甲87	93	H 22 11 1	電話代22年10月分(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
370	H22	公明党	甲87	94	H 22 11 1	FAX利用料10月分(草尾)	事務費	2,350	50	1,175
371	H22	公明党	甲87	95	H 22 11 2	FAX電話代(10月分) 高山分	事務費	1,600	50	800
372	H22	公明党	甲87	96	H 22 11 4	会派PC、輸転機、コピー機リース代 月分	事務費	2,350	50	1,175
373	H22	公明党	甲87	97	H 22 11 5	FAX利用料10月分(会派)	事務費	62,055	50	31,027
374	H22	公明党	甲87	99	H 22 11 15	新50円通常葉書 インクジェット200枚	事務費	5,977	50	2,988
375	H22	公明党	甲87	100	H 22 11 15	パソコン(來山分)他	事務費	10,000	50	5,000
376	H22	公明党	甲87	101	H 22 11 18	インターネット料金 11月分 会派	事務費	134,696	50	67,348
							事務費	2,152	50	1,076

377	H22	公明党	甲87	104	H 22 11 24	プリンタ一代 会派	事務費	37,000	50	18,500
378	H22	公明党	甲87	105	H 22 11 24	プリンターケーブル代 会派	事務費	300	50	150
379	H22	公明党	甲87	106	H 22 11 24	FAX電話代(11月分) 高山分	事務費	2,350	50	1,175
380	H22	公明党	甲87	108	H 22 11 26	FAX料金 11月分 司	事務費	2,350	50	1,175
381	H22	公明党	甲87	110	H 22 11 30	FAX利用料11月分(草尾)	事務費	1,600	50	800
382	H22	公明党	甲87	111	H 22 12 1	PRペーパー A4(コピー用紙) 20000枚	事務費	16,380	50	8,190
383	H22	公明党	甲87	112	H 22 12 2	電話代22年11月分(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
384	H22	公明党	甲87	113	H 22 12 3	会派PC、輸転機、コピー機リース代12月分	事務費	62,055	50	31,027
385	H22	公明党	甲87	114	H 22 12 6	FAX利用料11月分(会派)	事務費	6,402	50	3,201
386	H22	公明党	甲87	115	H 22 12 7	CD-R50枚等	事務費	3,257	50	1,628
387	H22	公明党	甲87	116	H 22 12 7	事務用品一式	事務費	2,100	50	1,050
388	H22	公明党	甲87	117	H 22 12 7	事務用品一式	事務費	11,145	50	5,572
389	H22	公明党	甲87	118	H 22 12 10	コクヨインクジェットプリンタ用紙10冊	事務費	6,195	50	3,097
390	H22	公明党	甲87	119	H 22 12 21	インターネット料金 12月分 会派	事務費	2,152	50	1,076
391	H22	公明党	甲87	120	H 22 12 24	コピー用紙PRペーパーB4 8箱等	事務費	39,312	50	19,656
392	H22	公明党	甲87	124	H 22 12 27	FAX電話代(12月分) 高山分	事務費	2,350	50	1,175
393	H22	公明党	甲87	125	H 22 12 27	FAX料金 12月分 司	事務費	2,350	50	1,175
394	H22	公明党	甲87	126	H 22 12 29	電話代22年12月分(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
395	H22	公明党	甲87	128	H 23 1 4	FAX利用料12月分(草尾)	事務費	1,600	50	800
396	H22	公明党	甲87	129	H 23 1 4	会派PC、輸転機、コピー機リース代 月分	事務費	62,055	50	31,027
397	H22	公明党	甲87	130	H 23 1 5	FAX利用料 12月分(会派)	事務費	5,874	50	2,937
398	H22	公明党	甲87	131	H 23 1 17	コピー機カウンター料金(会派) 12月分	事務費	26,039	50	13,019
399	H22	公明党	甲87	134	H 23 1 17	コピー機カウンター料金(会派) 12月分 振込手数料	事務費	105	50	52
400	H22	公明党	甲87	135	H 23 1 20	会派インターネット利用料金1月分	事務費	2,152	50	1,076
401	H22	公明党	甲87	138	H 23 1 31	FAX電話代(1月分) 高山分	事務費	2,350	50	1,175
402	H22	公明党	甲87	139	H 23 1 31	FAX利用料1月分(草尾)	事務費	1,600	50	800
403	H22	公明党	甲87	140	H 23 2 1	FAX電話代23年1月分(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
404	H22	公明党	甲87	141	H 23 2 2	FAX料金 1月分 司	事務費	2,350	50	1,175
405	H22	公明党	甲87	142	H 23 2 3	会派PC、輸転機、コピー機リース代 月分	事務費	62,055	50	31,027
406	H22	公明党	甲87	146	H 23 2 7	FAX利用料 1月分(会派)	事務費	5,936	50	2,968
407	H22	公明党	甲87	149	H 23 2 27	FAX電話代(H23 2月分) 高山分	事務費	1,970	50	985
408	H22	公明党	甲87	150	H 23 2 28	FAX利用料2月分(草尾)	事務費	1,600	50	800
409	H22	公明党	甲87	151	H 23 3 1	電話代23年2月分(來山分)	事務費	1,970	50	985

410	H22	公明党	甲87	152	H 23 3 2	FAX料金 2月分 司	事務費	1,970	50	985
411	H22	公明党	甲87	153	H 23 3 3	会派PC、輪転機、コピー機リース代 月分	事務費	62,055	50	31,027
412	H22	公明党	甲87	154	H 23 3 7	FAX利用料 2月分(会派)	事務費	5,523	50	2,761
413	H22	公明党	甲87	156	H 23 3 7	会派インターネット料金 2月分	事務費	2,152	50	1,076
414	H22	公明党	甲87	157	H 23 3 23	会派インターネット料金 3月分	事務費	2,152	50	1,076
415	H22	公明党	甲87	159	H 23 3 25	プリンタインク	事務費	5,430	50	2,715
416	H22	公明党	甲87	161	H 23 3 31	FAX利用料 3月分(会派)	事務費	5,962	50	2,981
417	H22	公明党	甲87	162	H 23 3 31	FAX利用料3月分基本料金(司)	事務費	2,350	50	1,175
418	H22	公明党	甲87	163	H 23 3 31	FAX利用料3月分基本料金(来山)	事務費	2,350	50	1,175
419	H22	公明党	甲87	164	H 23 3 31	FAX利用料3月分基本料金(高山)	事務費	2,350	50	1,175
420	H22	公明党	甲87	165	H 23 3 31	FAX利用料3月分(草尾)	事務費	1,600	50	800

用途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
事務費	1,383,097	691,562	691,535	広報費で議員らの作成したちらしを政務調査費から支出しているにもかかわらず、事務費で輪転機のリース代を支出しているが、輪転機が何のために必要なのかが、理解できない。また、コピーやFAX及びインターネット等に係る経費等は、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難であること等を総合考慮すると、調査研究活動以外にも利用されていることが推認されるというべきである。 そうすると、コピーやFAX及びインターネット等に係る経費等は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないと解するのが相当である。	いずれも、住民への議会報告や調査研究等の資料作成、議会事務局との連携等に活用している。インターネットは、調査研究活動を含む政務調査活動に必要不可欠であり、より多くの情報をタイムリーに収集することでこれらの活動に資するものである。	

使途基準項目	政務調査費として 計上された額	違法支出額	備 考
研究研修費	34,500		収支報告書(甲86の1)参照
資料作成費	105,000		
資料購入費	159,132	26,715	
広報費	2,220,570	2,220,570	
会議・広聴費	6,760	3,380	
事務費	1,383,097	691,535	
合 計	3,909,059	2,942,200	

番号

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
421	H22	日本共産党	甲90	5 H 22 4 26	しんぶん赤旗他 4月分	資料購入費	6,140	50	3,070
422	H22	日本共産党	甲90	6 H 22 4 28	公明新聞 4月分	資料購入費	1,835	50	917
423	H22	日本共産党	甲90	11 H 22 5 11	「月刊女性&運動」4~3月号	資料購入費	4,800	50	2,400
424	H22	日本共産党	甲90	15 H 22 5 18	民青新聞 4月~3月分	資料購入費	10,320	50	5,160
425	H22	日本共産党	甲90	16 H 22 5 18	月刊「保育情報」4~3月号	資料購入費	7,200	50	3,600
426	H22	日本共産党	甲90	17 H 22 5 18	福祉のひろば 4~3月分	資料購入費	6,300	50	3,150
427	H22	日本共産党	甲90	20 H 22 5 24	しんぶん赤旗他 5月分	資料購入費	7,040	50	3,520
428	H22	日本共産党	甲90	24 H 22 5 28	公明新聞 5月分	資料購入費	1,835	50	917
429	H22	日本共産党	甲90	28 H 22 6 16	学校給食通信 69~74号	資料購入費	5,000	50	2,500
430	H22	日本共産党	甲90	30 H 22 6 21	農民 4~3月分	資料購入費	7,200	50	3,600
431	H22	日本共産党	甲90	32 H 22 6 24	しんぶん赤旗他 6月分	資料購入費	6,140	50	3,070
432	H22	日本共産党	甲90	33 H 22 6 25	公明新聞 6月分	資料購入費	1,835	50	917
433	H22	日本共産党	甲90	36 H 22 6 30	日中友好新聞 4~6月分	資料購入費	1,560	50	780
434	H22	日本共産党	甲90	37 H 22 6 30	社会新報 4~6月分(振込料含む)	資料購入費	2,700	50	1,350
435	H22	日本共産党	甲90	48 H 22 7 28	しんぶん赤旗他 7月分	資料購入費	6,140	50	3,070
436	H22	日本共産党	甲90	51 H 22 8 5	公明新聞 7月分	資料購入費	1,835	50	917
437	H22	日本共産党	甲90	56 H 22 8 17	日中友好新聞 7~9月分	資料購入費	1,740	50	870
438	H22	日本共産党	甲90	63 H 22 8 30	しんぶん赤旗他 8月分	資料購入費	6,140	50	3,070
439	H22	日本共産党	甲90	64 H 22 8 31	公明新聞 8月分	資料購入費	1,835	50	917
440	H22	日本共産党	甲90	71 H 22 9 24	しんぶん赤旗他 9月分	資料購入費	6,140	50	3,070
441	H22	日本共産党	甲90	72 H 22 9 28	公明新聞 9月分	資料購入費	1,835	50	917
442	H22	日本共産党	甲90	74 H 22 9 28	社会新報 7~9月分(振込料含む)	資料購入費	2,700	50	1,350
443	H22	日本共産党	甲90	90 H 22 10 27	しんぶん赤旗他 10月分	資料購入費	6,140	50	3,070
444	H22	日本共産党	甲90	93 H 22 11 4	公明新聞 10月分	資料購入費	1,835	50	917
445	H22	日本共産党	甲90	101 H 22 11 25	大阪の学童保育資料集	資料購入費	2,000	50	1,000
446	H22	日本共産党	甲90	103 H 22 11 25	しんぶん赤旗他 11月分	資料購入費	6,140	50	3,070
447	H22	日本共産党	甲90	104 H 22 11 29	公明新聞 11月分	資料購入費	1,835	50	917
448	H22	日本共産党	甲90	109 H 22 12 8	日中友好新聞 10~12月分	資料購入費	1,740	50	870
449	H22	日本共産党	甲90	113 H 22 12 21	社会新報 10~12月分(振込料含む)	資料購入費	2,700	50	1,350

450	H22	日本共産党	甲90	116	H 22	12	24	しんぶん赤旗他 12月分	資料購入費	6,140	50	3,070
451	H22	日本共産党	甲90	117	H 22	12	24	公明新聞 12月分	資料購入費	1,835	50	917
452	H22	日本共産党	甲90	128	H 23	1	24	しんぶん赤旗他 1月分	資料購入費	7,040	50	3,520
453	H22	日本共産党	甲90	130	H 23	1	27	民主と人権 4~3月分	資料購入費	2,760	50	1,380
454	H22	日本共産党	甲90	131	H 23	2	2	公明新聞 1月分	資料購入費	1,835	50	917
455	H22	日本共産党	甲90	134	H 23	2	16	日中友好新聞 1~3月分	資料購入費	1,740	50	870

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
資料購入費	203,170	132,170	71,000	「公明新聞」は公明党を、「社会新報」は社民党を、「月刊女性&運動」、「福祉のひろば」、「月刊保育情報」、「民青新聞」、「日中友好新聞」、「民主と人権」は日本共産党を助成するための購読である。そして、それらを購読することで、政策の立案・決定・提言の機能を果たしているとはいはず、2分の1を超えての支出は認められない。	各党の政策・動向とともに、全国の自治体の取組み等の記事があり、情報源として活用している。 その他、指摘されている書籍・新聞は、専門分野の団体が発行しているもので「政党」の発行ではない。各専門分野の団体の発行物は、全国の先進的な取組みについての重要な情報源で、議会での質問(提案)等で参考にしている。 支出は条例・規則、取扱要領「2(1)④」に基づくものである。	

年 度	会派名	号証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
456	H22	日本共産党	甲90	1 H 22 4 1	議会報告折込料	広報費	117,600	100	117,600
457	H22	日本共産党	甲90	40 H 22 7 6	議会報告折込料	広報費	117,600	100	117,600
458	H22	日本共産党	甲90	58 H 22 8 17	議会報告・上原市政報告ニュース他	広報費	395,905	100	395,905
459	H22	日本共産党	甲90	86 H 22 10 25	議会報告・ホームページデータ他	広報費	790,125	100	790,125
460	H22	日本共産党	甲90	123 H 23 1 12	予算要望書・上原幸子ニュース・ホームページ更新	広報費	193,935	100	193,935

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
広報費	1,615,165	0	1,615,165	ホームページの更新費用が高額過ぎる。また、議会報告及びアンケート等の「ちらし」に関しては、ほとんどの市民に配布されていない。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	ホームページの更新費用は、平成22年度は1回当たり「7035円から2万1000円」で、頻度も「議会報告」ビラの発行時に合わせ最大でも年4回程度である。 議会報告は、支持者等の協力を得ながら、全戸を目標に配布する体制を構築している。アンケートも同様に配布し、多くの市民から貴重な意見をいただき、「予算要望書」に反映するとともに議会質問でも活用した。 「広報費」の支出についても、取扱要領「2(1)⑤[才]」にもとづく適切な支出である。	

年 度	会派名	号・証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
461	H22	日本共産党	甲90	3 H 22 4 16	調査研究補助 4月分	人件費	60,000	50	30,000
462	H22	日本共産党	甲90	13 H 22 5 14	調査研究補助 5月分	人件費	60,000	50	30,000
463	H22	日本共産党	甲90	29 H 22 6 16	調査研究補助 6月分	人件費	60,000	50	30,000
464	H22	日本共産党	甲90	35 H 22 6 30	調査研究補助 夏期一時金	人件費	50,000	50	30,000
465	H22	日本共産党	甲90	45 H 22 7 22	調査研究補助 7月分	人件費	60,000	50	25,000
466	H22	日本共産党	甲90	60 H 22 8 17	調査研究補助 8月分	人件費	60,000	50	30,000
467	H22	日本共産党	甲90	69 H 22 9 16	調査研究補助 9月分	人件費	50,000	50	30,000
468	H22	日本共産党	甲90	83 H 22 10 15	調査研究補助 10月分	人件費	50,000	50	25,000
469	H22	日本共産党	甲90	99 H 22 11 17	調査研究補助 11月分	人件費	50,000	50	25,000
470	H22	日本共産党	甲90	112 H 22 12 16	調査研究補助 12月分	人件費	50,000	50	25,000
471	H22	日本共産党	甲90	126 H 23 1 19	調査研究補助 1月分	人件費	20,000	50	25,000
472	H22	日本共産党	甲90	135 H 23 2 16	調査研究補助 2月分	人件費	20,000	50	10,000

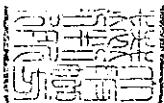
使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
人 件 費	590,000	295,000	295,000	人件費は、職員が調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されていなければ、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。 よって、会派職員の入件費は、業務内容にかかわらず、定額で交付されていることから、業務を調査研究活動の補助業務とそれ以外の業務に明確に区別することは困難であることからすれば、日本共産党が入件費として政務調査費から支出した額の2分の1は、違法な支出である。	職員の勤務は、1か月平均で10日～12日程度で、議員の調査研究を補助する各種の書類整理を行っている。その費用は条例、規則、取扱要領「2(1)⑦」に基づき支出している。 なお、「定額」支給については、富田林市役所のアルバイト賃金に合わせ、時給計算の参考とした。なお、平成28年4月末に「65歳を過ぎた」との本人の申出により、同年5月からは「政務活動費」による勤務契約を解除した。	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
473	H22 日本共産党	甲90	2	H 22 4 15	通信費 3月分 会派分	事務費	6,226	50	3,113
474	H22 日本共産党	甲90	4	H 22 4 19	印刷機リース料	事務費	11,025	50	5,512
475	H22 日本共産党	甲90	7	H 22 4 30	通信費 4月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
476	H22 日本共産党	甲90	8	H 22 4 30	通信費 4月分 奥田良久議員分	事務費	2,475	50	1,237
477	H22 日本共産党	甲90	9	H 22 5 6	通信費 4月分 会派分	事務費	6,787	50	3,393
478	H22 日本共産党	甲90	10	H 22 5 7	印刷機リース料	事務費	10,500	50	5,250
479	H22 日本共産党	甲90	12	H 22 5 11	ダブルクリップ・ポイントメモ	事務費	3,670	50	1,835
480	H22 日本共産党	甲90	14	H 22 5 17	ソフトカードケース	事務費	780	50	390
481	H22 日本共産党	甲90	19	H 22 5 20	通信費 年会費(振込料含む)	事務費	3,750	50	1,875
482	H22 日本共産党	甲90	21	H 22 5 28	通信費 5月分 奥田良久議員分	事務費	2,475	50	1,237
483	H22 日本共産党	甲90	23	H 22 5 28	通信費 5月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
484	H22 日本共産党	甲90	25	H 22 6 2	黒表紙	事務費	420	50	210
485	H22 日本共産党	甲90	26	H 22 6 7	通信費 5月分 会派分	事務費	6,239	50	3,119
486	H22 日本共産党	甲90	27	H 22 6 7	印刷機リース料	事務費	10,500	50	5,250
487	H22 日本共産党	甲90	31	H 22 6 21	通信費 6月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
488	H22 日本共産党	甲90	34	H 22 6 30	通信費 6月分 奥田良久議員分	事務費	2,475	50	1,237
489	H22 日本共産党	甲90	38	H 22 7 5	通信費 6月分 会派分	事務費	6,051	50	3,025
490	H22 日本共産党	甲90	39	H 22 7 5	検索料金(振込料含む)	事務費	983	50	491
491	H22 日本共産党	甲90	41	H 22 7 7	印刷機リース料	事務費	10,500	50	5,250
492	H22 日本共産党	甲90	42	H 22 7 8	議会報告郵送料	事務費	12,400	100	12,400
493	H22 日本共産党	甲90	43	H 22 7 14	インクカートリッジ	事務費	2,705	50	1,352
494	H22 日本共産党	甲90	44	H 22 7 22	通信費 7月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
495	H22 日本共産党	甲90	47	H 22 7 28	通信費 7月分 奥田良久議員分	事務費	2,475	50	1,237
496	H22 日本共産党	甲90	49	H 22 7 28	複写手数料 4~6月分	事務費	7,828	50	3,914
497	H22 日本共産党	甲90	50	H 22 8 5	通信費 7月分 会派分	事務費	6,643	50	3,321
498	H22 日本共産党	甲90	52	H 22 8 9	印刷機リース料	事務費	10,500	50	5,250
499	H22 日本共産党	甲90	53	H 22 8 9	インクカートリッジ・封筒	事務費	4,808	50	2,404
500	H22 日本共産党	甲90	54	H 22 8 9	ゼムピン・マーカー・ハサミ他	事務費	3,018	50	1,509
501	H22 日本共産党	甲90	55	H 22 8 12	インクジェット用紙	事務費	490	50	245

502	H22	日本共産党	甲90	59	H 22 8 17	ボールペン	事務費	900	50	450
503	H22	日本共産党	甲90	61	H 22 8 30	通信費 8月分 奥田良久議員分	事務費	2,475	50	1,237
504	H22	日本共産党	甲90	62	H 22 8 30	通信費 8月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
505	H22	日本共産党	甲90	65	H 22 9 6	通信費 8月分 会派分	事務費	6,229	50	3,114
506	H22	日本共産党	甲90	66	H 22 9 6	ペーパーボンド	事務費	170	50	85
507	H22	日本共産党	甲90	67	H 22 9 7	印刷機リース料	事務費	10,500	50	5,250
508	H22	日本共産党	甲90	68	H 22 9 14	検索料金(振込料含む)	事務費	834	50	417
509	H22	日本共産党	甲90	70	H 22 9 18	コピー用紙・ペーパーボンド	事務費	500	50	250
510	H22	日本共産党	甲90	75	H 22 9 28	通信費 9月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
511	H22	日本共産党	甲90	76	H 22 9 28	通信費 9月分 奥田良久議員分	事務費	2,475	50	1,237
512	H22	日本共産党	甲90	77	H 22 9 30	ステイックのり	事務費	230	50	115
513	H22	日本共産党	甲90	78	H 22 10 5	通信費 9月分 会派分	事務費	6,056	50	3,028
514	H22	日本共産党	甲90	80	H 22 10 7	印刷機リース料	事務費	10,500	50	5,250
515	H22	日本共産党	甲90	82	H 22 10 14	蛍光ペン	事務費	1,050	50	525
516	H22	日本共産党	甲90	84	H 22 10 15	コピー用紙	事務費	5,578	50	2,789
517	H22	日本共産党	甲90	85	H 22 10 18	通信費検索料金(振込料含む)	事務費	525	50	262
518	H22	日本共産党	甲90	87	H 22 10 25	議会報告郵送料	事務費	11,200	100	11,200
519	H22	日本共産党	甲90	88	H 22 10 25	通信費 10月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
520	H22	日本共産党	甲90	89	H 22 10 27	通信費 10月分 奥田良久議員分	事務費	2,475	50	1,237
521	H22	日本共産党	甲90	94	H 22 11 5	通信費 10月分 会派分	事務費	6,499	50	3,249
522	H22	日本共産党	甲90	95	H 22 11 8	印刷機リース料	事務費	10,500	50	5,250
523	H22	日本共産党	甲90	96	H 22 11 10	アンケート返信料金 10月分	事務費	63,065	50	31,532
524	H22	日本共産党	甲90	97	H 22 11 11	複写手数料 7~10月分	事務費	11,444	50	5,722
525	H22	日本共産党	甲90	98	H 22 11 17	トナー一カートリッジ	事務費	30,550	50	15,275
526	H22	日本共産党	甲90	100	H 22 11 17	通信費 11月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
527	H22	日本共産党	甲90	102	H 22 11 25	通信費 11月分 奥田良久議員分	事務費	2,475	50	1,237
528	H22	日本共産党	甲90	105	H 22 11 29	ペーパーボンド	事務費	340	50	170
529	H22	日本共産党	甲90	106	H 22 11 29	ファイル	事務費	450	50	225
530	H22	日本共産党	甲90	107	H 22 12 6	通信費 11月分 会派分	事務費	6,266	50	3,133
531	H22	日本共産党	甲90	108	H 22 12 7	印刷機リース料	事務費	10,500	50	5,250
532	H22	日本共産党	甲90	110	H 22 12 9	アンケート返信料金 11月分	事務費	24,105	50	12,052
533	H22	日本共産党	甲90	111	H 22 12 9	ダブルクリップ	事務費	3,229	50	1,614

534	H22	日本共産党	甲90	114	H 22 12 21	通信費 12月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
535	H22	日本共産党	甲90	118	H 22 12 28	通信費 12月分 奥田良久議員分	事務費	2,475	50	1,237
536	H22	日本共産党	甲90	119	H 22 12 28	議会報告郵送料	事務費	10,400	100	10,400
537	H22	日本共産党	甲90	120	H 22 12 28	レポート用紙	事務費	800	50	400
538	H22	日本共産党	甲90	121	H 23 1 5	通信費 12月分 会派分	事務費	6,561	50	3,280
539	H22	日本共産党	甲90	122	H 23 1 7	印刷機リース料	事務費	10,500	50	5,250
540	H22	日本共産党	甲90	124	H 23 1 13	アンケート返信料金	事務費	2,280	50	1,140
541	H22	日本共産党	甲90	125	H 23 1 13	インクカートリッジ・スプレーのり	事務費	2,645	50	1,322
542	H22	日本共産党	甲90	127	H 23 1 20	通信費 1月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
543	H22	日本共産党	甲90	129	H 23 1 27	通信費 1月分 奥田良久議員分	事務費	2,475	50	1,237
544	H22	日本共産党	甲90	132	H 23 2 7	通信費 1月分 会派分	事務費	7,005	50	3,502
545	H22	日本共産党	甲90	133	H 23 2 7	印刷機リース料	事務費	10,500	50	5,250
546	H22	日本共産党	甲90	136	H 23 2 16	アンケート返信料金 1月分	事務費	665	50	332
547	H22	日本共産党	甲90	137	H 23 2 16	ファイル	事務費	180	50	90
548	H22	日本共産党	甲90	138	H 23 2 23	インクカートリッジ・コピー用紙他	事務費	33,510	50	16,755

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
事務費	480,459	223,243	257,216	調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されていなければ、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	条例・規則、取扱要領「2(1)⑧」に基づき適正に処理し支出している。	



使途基準項目	政務調査費として 計上された額	違法支出額	備 考
資料購入費	203,170	71,000	
広報費	1,615,165	1,615,165	
人件費	590,000	295,000	収支報告書(甲89の1)参照
事務費	480,459	257,216	
残額		-8,415	
合 計	2,888,794	2,229,966	

番号

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
549	H22	蒼政	甲93	9 H 22 4 15	議会活動経過報告新聞折り込み料	広報費	95,509	50	47,754
550	H22	蒼政	甲93	10 H 22 4 17	議会報告のデータ作成料	広報費	10,000	50	5,000
551	H22	蒼政	甲93	11 H 22 4 19	京谷きよひさ議会活動報告(№25／40000部)	広報費	213,000	50	106,500
552	H22	蒼政	甲93	17 H 22 4 24	議会報告のデータ作成料	広報費	5,000	50	2,500
553	H22	蒼政	甲93	22 H 22 4 30	市政報告会用案内状作成(1000枚)	広報費	34,600	50	17,300
554	H22	蒼政	甲93	25 H 22 5 15	新聞(制作費)	広報費	110,250	50	55,125
555	H22	蒼政	甲93	38 H 22 6 15	博愛ニュース5号 4万部	広報費	375,000	50	187,500
556	H22	蒼政	甲93	46 H 22 7 30	京谷きよひさ議会活動報告(№26／50000部)	広報費	264,000	50	132,000
557	H22	蒼政	甲93	50 H 22 8 19	新聞掲載用 写真代	広報費	37,590	50	18,795
558	H22	蒼政	甲93	80 H 22 11 25	議会報告のデータ作成料	広報費	10,000	50	5,000
559	H22	蒼政	甲93	93 H 23 1 14	京谷きよひさ議会活動報告(№28新聞折込料)	広報費	111,384	50	55,692
560	H22	蒼政	甲93	95 H 23 1 16	議会報告のデータ作成料	広報費	10,000	50	5,000
561	H22	蒼政	甲93	96 H 23 1 17	京谷きよひさ議会活動報告(№28／55000部)	広報費	277,000	50	138,500
562	H22	蒼政	甲93	103 H 23 2 6	市政報告会 会場使用料	会議広報費	15,800	50	7,900

201

使途基 準項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張	
		通常と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
広報費	2,695,633	1,911,067	784,566	議会報告の広報紙は、市政における調査研究の成果や議会質問の内容等を広報するために発行しているものであるが、№9、93「㈱新広社」、№11、46、96「三原デザイン」の費用については既に取り下げをしており、政務調査費からは支出していない。 また、ホームページの更新が毎月行われているわけでもないのに、高額な支出をしている。 したがって、政務調査費から支出することは、全額違法である。 →補助参加人の主張は失当である。	ホームページの議会報告データ作成については、議会前からの打ち合わせ、議会質問後の要約作業、校正、掲載作業等、最低2回の打合せ、平均3回以上の事務作業が必要である。 その他、議会日程、行政視察の報告、市政活動に関する地域活動報告の掲載等に要する作業は毎月あり、その作業量の多さからして高額との指摘は全く当たらない。	補助参加人の使途は無し

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
563	H22	蒼政	甲93	14	H 22 4 24	市政報告会山町田集会所使用料	会議・広聴費	1,000	50
564	H22	蒼政	甲93	21	H 22 4 30	市政報告会でのセンター講座室利用料	会議・広聴費	8,600	50
565	H22	蒼政	甲93	52	H 22 8 26	市民の市政要望及び意見聴取のための会議費(コーヒー等)	会議・広聴費	2,630	50
566	H22	蒼政	甲93	56	H 22 9 6	市民の市政要望及び意見聴取のための会議費(コーヒー等)	会議・広聴費	1,210	50
567	H22	蒼政	甲93	58	H 22 9 14	市民の市政要望及び意見聴取のための会議費(コーヒー等)	会議・広聴費	1,500	50
568	H22	蒼政	甲93	60	H 22 9 21	市民の市政要望及び意見聴取のための会議費(コーヒー等)	会議・広聴費	1,500	50
569	H22	蒼政	甲93	65	H 22 9 28	市民の市政要望及び意見聴取のための会議費(コーヒー等)	会議・広聴費	2,100	50
570	H22	蒼政	甲93	69	H 22 10 14	市民の市政要望及び意見聴取のための会議費(コーヒー等)	会議・広聴費	1,600	50
571	H22	蒼政	甲93	74	H 22 11 2	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等	会議・広聴費	2,840	50
572	H22	蒼政	甲93	82	H 22 12 9	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等	会議・広聴費	3,720	50
573	H22	蒼政	甲93	85	H 22 12 24	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等	会議・広聴費	630	50
574	H22	蒼政	甲93	87	H 22 12 24	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等	会議・広聴費	5,460	50
575	H22	蒼政	甲93	89	H 22 12 16	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等	会議・広聴費	2,310	50
576	H22	蒼政	甲93	90	H 23 1 7	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等	会議・広聴費	4,320	50
577	H22	蒼政	甲93	92	H 23 1 13	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等	会議・広聴費	3,150	50
578	H22	蒼政	甲93	99	H 23 1 25	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等	会議・広聴費	3,150	50
579	H22	蒼政	甲93	104	H 23 2 10	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等	会議・広聴費	3,230	50

用途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
会議・広聴費	48,950	24,475	24,475	お茶代は、誰と会議したか不明であり、また、政務調査活動として特に必要とするものでないため、2分の1を超えて支出することは許されない。	取扱要領「2(1)⑥〔ウ〕」において、調査研究のための会議や住民から要望、意見を聴取するための必要な経費として認められた支出である。特に住民から市政に関すること、施策に対する要望や意見を直接聞くことは政策立案に生かす契機となり、政務調査費として重要であり、必要な費用である。 2,000円を超える分については、2,000円×会派議員数3名=6,000円以内、又は複数回のお茶代を合計した金額を支出したものである(乙51)。	会派3名による市民及び団体との懇談等の対応、常識範囲内のお茶代であり何ら違法性はない。

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
580	H22	蒼政	甲93	1 H 22 4 5	ファクシミリ及び携帯電話使用料	事務費	1,793	50	896
581	H22	蒼政	甲93	2 H 22 4 5	文具代(ボールペン等)	事務費	1,980	50	990
582	H22	蒼政	甲93	3 H 22 4 5	USB, SDメモリーカードセット	事務費	5,292	50	2,646
583	H22	蒼政	甲93	5 H 22 4 10	文具代	事務費	10,311	50	5,155
584	H22	蒼政	甲93	6 H 22 4 11	模造紙他文具代	事務費	8,559	50	4,279
585	H22	蒼政	甲93	13 H 22 4 23	クリヤーブック、替紙等	事務費	3,213	50	1,606
586	H22	蒼政	甲93	15 H 22 4 24	議会報告用写真代	事務費	1,727	50	863
587	H22	蒼政	甲93	16 H 22 4 23	ファクシミリ及び携帯電話使用料	事務費	1,688	50	844
588	H22	蒼政	甲93	18 H 22 4 26	ファクシミリ使用料(京谷分／4月分)	事務費	2,598	50	1,299
589	H22	蒼政	甲93	20 H 22 4 28	文具一式(ノート等)	事務費	1,820	50	910
590	H22	蒼政	甲93	23 H 22 4 30	ファックス電話代	事務費	2,574	50	1,287
591	H22	蒼政	甲93	27 H 22 5 17	クリップ3箱、ボールペン6本	事務費	1,142	50	571
592	H22	蒼政	甲93	30 H 22 5 19	文具代 ファイル他	事務費	2,760	50	1,380
593	H22	蒼政	甲93	32 H 22 5 21	印刷代	事務費	6,300	50	3,150
594	H22	蒼政	甲93	33 H 22 5 28	ファクシミリ及び携帯電話使用料	事務費	1,703	50	851
595	H22	蒼政	甲93	34 H 22 5 29	ファクシミリ使用料(京谷分／5月分)	事務費	2,668	50	1,334
596	H22	蒼政	甲93	35 H 22 5 31	書類構成写真	事務費	33,600	50	16,800
597	H22	蒼政	甲93	36 H 22 6 3	議会ファックス	事務費	2,564	50	1,282
598	H22	蒼政	甲93	40 H 22 6 22	ファクシミリ使用料	事務費	2,475	50	1,237
599	H22	蒼政	甲93	41 H 22 6 26	ファクシミリ及び携帯電話使用料	事務費	1,793	50	896
600	H22	蒼政	甲93	42 H 22 6 30	議会ファックス	事務費	2,549	50	1,274
601	H22	蒼政	甲93	45 H 22 7 28	ファクシミリ使用料	事務費	2,475	50	1,237
602	H22	蒼政	甲93	47 H 22 8 2	議会ファックス	事務費	2,517	50	1,258

603	H22	蒼政	甲93	48	H 22 8 4	ファクシミリ及び携帯電話使用料	事務費	1,696	50	848
604	H22	蒼政	甲93	53	H 22 8 30	ファクシミリ基本料	事務費	2,475	50	1,237
605	H22	蒼政	甲93	54	H 22 8 31	ファクシミリ及び携帯電話使用料	事務費	1,808	50	904
606	H22	蒼政	甲93	55	H 22 9 1	議会ファックス	事務費	2,553	50	1,276
607	H22	蒼政	甲93	62	H 22 9 24	ファクシミリ基本料	事務費	2,475	50	1,237
608	H22	蒼政	甲93	63	H 22 9 24	ファクシミリ及び携帯電話使用料	事務費	1,793	50	896
609	H22	蒼政	甲93	66	H 22 10 3	議会ファックス	事務費	2,648	50	1,324
610	H22	蒼政	甲93	72	H 22 10 27	ファクシミリ基本料	事務費	2,475	50	1,237
611	H22	蒼政	甲93	73	H 22 10 29	議会ファックス	事務費	2,701	50	1,350
612	H22	蒼政	甲93	75	H 22 11 2	ファクシミリ及び携帯電話使用料	事務費	1,706	50	853
613	H22	蒼政	甲93	76	H 22 11 9	コピー代7月～10月分	事務費	4,890	50	2,445
614	H22	蒼政	甲93	79	H 22 11 24	ファクシミリ基本料	事務費	2,475	50	1,237
615	H22	蒼政	甲93	81	H 22 12 6	ファクシミリ及び携帯電話使用料	事務費	1,688	50	844
616	H22	蒼政	甲93	88	H 22 12 31	ファクシミリ及び携帯電話使用料	事務費	1,811	50	905
617	H22	蒼政	甲93	91	H 23 1 9	ファクシミリ基本料	事務費	2,475	50	1,237
618	H22	蒼政	甲93	101	H 23 1 27	ファクシミリ基本料	事務費	2,475	50	1,237
619	H22	蒼政	甲93	102	H 23 1 28	ファクシミリ及び携帯電話使用料	事務費	1,793	50	896
620	H22	蒼政	甲93	107	H 23 2 25	ファクシミリ基本料	事務費	2,074	50	1,037
621	H22	蒼政	甲93	109	H 23 3 1	コピー代	事務費	3,380	50	1,690
622	H22	蒼政	甲93	110	H 23 3 1	ファクシミリ及び携帯電話使用料	事務費	1,687	50	843
623	H22	蒼政	甲93	111	H 23 3 4	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等	事務費	1,050	50	525

使途基 準項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
事 務 費	196,285	120,182	76,103	電話代は、ほぼ基本料金である。その使用頻度の低さからも、政務調査活動に資するための必要とした可能性は極めて低い。また、調査研究活動に使用したかも不明であるため、2分の1を超えての支出は認められない。	電話代ではなく、自宅に設置された議会事務局との連絡用のファクシミリの基本料金である。取扱要領「2(1)⑧〔カ〕」に基づき、事務費として計上しており、妥当なものである。	電話代は議会事務局との緊急用連絡ファクシミリの基本料金であり、違法性はない。

使途基準項目	政務調査費として 計上された額	違法支出額	備考
研究研修費	169,951		收支報告書(甲92の1)参照
資料作成費	100,800		
資料購入費	12,225		
広報費	2,695,633	784,566	
会議・広聴費	48,950	24,475	
事務費	196,285	76,103	
残額		-343,654	
合計	3,223,844	541,490	

番号

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
624 H22	吉年議員	甲96	17	H 22 7 23	複写手数料(平成22年4月～6月分)	資料作成費	1,318	50	659
625 H22	吉年議員	甲96	26	H 22 11 29	議員複写手数料(平成22年7月～10月分)	資料作成費	864	50	432
626 H22	吉年議員	甲96	30	H 23 3 3	議員複写手数料(平成22年11月～平成23年2月分)	資料作成費	326	50	163

用途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
資料作成費	2,508	1,254	1,254	何を複写したのか不明であるため、2分の1を超えての支出は認められない。	ほとんどが議会質問に関連する情報収集のための資料の複写、もしくは質問後、質問原稿と答弁書をまとめた小冊子の作成に要した費用である。	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
627 H22	吉年議員	甲96	3	H 22 4 15	「見てある記」66号 48000部	広報費	190,000	50	95,000
628 H22	吉年議員	甲96	25	H 22 10 14	「見てある記」68号 48000部	広報費	190,000	50	95,000
629 H22	吉年議員	甲96	27	H 22 11 29	「見てある記」69号 48000部	広報費	190,000	50	95,000
630 H22	吉年議員	甲96	28	H 23 1 13	「見てある記」70号 48000部	広報費	190,000	50	95,000
631 H22	吉年議員	甲96	29	H 23 3 3	「見てある記」71号 22500部	広報費	90,000	50	45,000

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
広報費	850,000	425,000	425,000	評価できる点は、政務調査費から支出した「ちらし」は、市民に配られていることがある。 しかし、市政とは関係のない記載が紙面の大半を占めていることから、2分の1を超えての支出は認められない。	「見てある記」は年に5回、48,000部を発行し、市政の情報発信と情報収集のため、市内全域に配布している。	

年 度	会派名	号 記	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
632	H22	吉年議員	甲96	1 H 22 4 2	パソコンインクカートリッジ	事務費	5,090	50	2,545
633	H22	吉年議員	甲96	2 H 22 4 2	朱肉プレミオ	事務費	1,260	50	630
634	H22	吉年議員	甲96	5 H 22 4 16	Window7 プロフェッショナル(OS)	事務費	26,270	50	13,135
635	H22	吉年議員	甲96	6 H 22 4 16	Mac OS X	事務費	3,280	50	1,640
636	H22	吉年議員	甲96	10 H 22 5 2	コピー用紙・ファイル	事務費	1,450	50	725
637	H22	吉年議員	甲96	11 H 22 5 3	補修用ハードディスクセット	事務費	10,540	50	5,270
638	H22	吉年議員	甲96	19 H 22 7 26	コピー用紙・ファイル	事務費	1,985	50	992

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額		
事務費	49,875	24,938	24,937	調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されていなければ、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	調査研究活動に係る事務遂行に必要なものであり、取扱要領「2(1)⑧」によって政務調査費からの支出が認められているものである。

使途基準項目	政務調査費として 計上された額	違法支出額	備 考
研究研修費	23,000		収支報告書(甲95の1)参照
資料作成費	2,508	1,254	
資料購入費	34,851		
広報費	850,000	425,000	
事務費	49,875	24,937	
残額		-183	
合 計	960,234	451,008	

番号

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
1 H23.4	自由民主党	甲82	2	H 23 4 5	議会報告紙 送付代	広報費	212,745	100	212,745
2 H23.4	自由民主党	甲82	4	H 23 4 25	須賀 伏山地区の皆様へ 臨時号印刷	広報費	32,550	100	32,550

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
広報費	245,295	0	245,295	政務調査費から支出した「ちらし」は、それぞれの議員の支援者や後援者を除き、ほとんどの市民に配られていない。したがって、政務調査費から支出することは、違法である。	広報誌は「ちらし」ではない。会派発行の広報誌は、取扱要領「2(1)⑤」に明示された使途である。地域限定で郵送・手配り等の方法で配布しており、後援会活動や選挙活動として配布したものではない。	

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
3 H23.4	自由民主党	甲82	7	H 23 4 26	会議にかかるお茶代	会議・広聴費	3,360	50	1,680

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
会議・広聴費	3,360	1,680	1,680	お茶代は、誰と会議したか不明であり、また、政務調査活動として必ずしも必要であるものでないため、2分の1を超えて支出することは許されない。	住民から市政・政策等に対する要望・意見を直接聞くために開催した会議等であり、取扱要領「2(1)⑥〔ウ〕」に明示された会議・広聴費である。また、金額も2,000円×会派議員数3名=6,000円の範囲内であり、社会通念上相当な範囲内である。	

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
4 H23.4	自由民主党	甲82	11	H 23 4 26	政務調査事務員 給料4月分	人件費	10,000	100%	10,000

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる限度の支出額	違法支出合計額		
人件費	10,000	0	10,000	単に①政務調査費収支報告書②出納簿③支払伝票を記載するためだけに雇われたアルバイトと推認される。 そうだとすれば、調査研究活動には利用されておらず、全額違法となる。	政務調査事務員は、取扱要領「2(1)⑦」に明示された人件費で会派の調査研究活動等に係る事務遂行に必要な経費である。「調査研究活動には利用されておらず、全額違法となる。」との主張は、具体的に支出が使途基準に適合していないことを示していない。

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
5 H23.4	自由民主党	甲82	1	H 23 4 4	ファクシミリ使用料 3月分	事務費	2,474	50	1,237
6 H23.4	自由民主党	甲82	3	H 23 4 11	インターネット基本料金 3月分	事務費	2,737	50	1,368
7 H23.4	自由民主党	甲82	5	H 23 4 25	インターネット使用料 3月分	事務費	2,415	50	1,207
8 H23.4	自由民主党	甲82	6	H 23 4 26	ファクシミリ使用料 4月分	事務費	2,474	50	1,237
9 H23.4	自由民主党	甲82	8	H 23 4 26	ファクシミリ使用料(左近／4月分)	事務費	2,474	50	1,237
10 H23.4	自由民主党	甲82	9	H 23 4 26	議員用複写機使用料 4月分	事務費	57,764	50	28,882

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
事務費	70,338	35,170	35,168	FAX代、インターネット料金等は、ほぼ基本料金である。その使用頻度の低さからも、政務調査活動に資するための必要とした可能性は極めて低い。また、複写機で何をコピーしたか不明である。それゆえ、2分の1を超えての支出は認められない。	FAX代、電話代等は、取扱要領「2(1)⑧【力】」で明示された使途である。FAX代は市から議員への緊急時の事業・業務の情報提供用のものであり、要領どおり、基本料金のみ充当している。 結果として使用頻度が低かったことは、政務調査費のために支出したことを覆す事情ではない。	

使途基準項目	政務調査費として 計上された額	違法支出額	備考
資料購入費	3,600		収支報告書(甲80の3)参照
広報費	245,295	245,295	
会議・広聴費	3,360	1,680	
人件費	10,000	10,000	
事務費	70,338	35,168	
合 計	332,593	292,143	

番号

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
11 H23.4	市民会派	甲85	5	H 23 4 11	新聞購読料4月分(社会新報)	資料購入費	980	50	490
12 H23.4	市民会派	甲85	6	H 23 4 11	新聞購読料4月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	3,700	50	1,850
13 H23.4	市民会派	甲85	7	H 23 4 11	新聞購読料4月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
資料購入費	9,015	5,758	3,257	しんぶん赤旗や公明新聞は、いずれも各政党を助成するための購読である。また、社会新報は、永原議員の所属する社民党の機関紙である。およそ、これらの購読は、政策の立案・決定・提言の機能を果たしているとはいえない。2分の1を超えての支出は認められない。 なお、現在9期目の永原議員にいたっては、今まで一度も本会議で質問をしていない。購入した資料が活用されていないことは明白である。	新聞購読料は、取扱要領「2(1)④」に明示されている。各政党等の主義主張を収集することは、政策立案のための調査研究に資する支出である。また、永原議員の所属政党は民主党であり、原告は「永原議員の所属する社民党」としているが誤りである。 一度も質問がないとの主張には根拠がない。なお、一般質問における会派代表質問は、代表者が会派の意見を集約して質問するものである。	

年 度	会派名	号、証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
14 H23.4	市民会派	甲85	3	H 23 4 11	市民会派議員団 尾崎哲哉 ニュース印刷代 (増し刷り) 8000部	広報費	57,456	100.	57,456
15 H23.4	市民会派	甲85	10	H 23 4 13	市民会派議員団 川谷洋史 ニュース印刷代 追加 5000部	広報費	36,750	100.	36,750

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出去合計額		
広報費	94,206	0	94,206	富田林市の世帯数に相当する部数の「ちらし」を印刷しているが、ほとんどの市民がその「ちらし」を見ていないことから、配布されていないことが明らかである。したがって、政務調査費から支出することは、違法である。	取扱要領「2(1)⑤」に基づく支出である。当該会派所属議員の広報紙は、それぞれ新聞折込により市民に配布されており、一部手配りも行っている。

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
16 H23.4	市民会派	甲85	2	H 23 4 8	会議・打合せ等の賄い用お茶・お水代	会議・広聴費	7,310	50	3,655
17 H23.4	市民会派	甲85	14	H 23 4 15	会議・打合せ等の賄い用お茶・お水代	会議・広聴費	4,690	50	2,345

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額		
会議 ・広聴 費	12,000	6,000	6,000	お茶・お水は、政務調査活動として特に必要とするものでないため、2分の1を超えて支出することは許されない。	住民や団体等からの要望・陳情や、意見調整の場を持つ際の茶菓子代として支出したものである。飲み物はペットボトル等を事前に購入して提供する方法をとっており、購入したものは、複数回の市政相談において利用している。金額は取扱要領「2(1)⑥[ウ]」所定の1人1回2,000円に従っている。なお、市政相談の日時等を明らかにした「会派日報」を保管している。

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
18 H23.4	市民会派	甲85	17	H 23 4 28	補助職員 人件費 4月分 給料	人件費	108,260	100	108,260

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
人 件 費	108,260	0	108,260	単に①政務調査費収支報告書②出納簿③支払伝票を記載するためだけに雇われたアルバイトと推認される。その根拠は、平成23年5月31日、とんでもやし未来議員団が、市民会派議員団に雇われているアルバイトに対し、1ヶ月分だけの給料を支払っていることから、その目的として、上記①政務調査費収支報告書②出納簿③支払伝票の作成方法を教わるためだけに雇用した可能性が高い。そうだとすれば、市民会派議員団が支出する人件費は、調査研究活動には利用されておらず、全額違法となる。事務員を不要と主張した議員がいる。政務調査活動の補助員として雇用するため不要な経費であることは、明らかである。	当該会派の政務調査活動の補助員として雇用するため必要な経費として支出したものである。具体的な活動例は、次のとおり。 1 市民が相談に来られたときなどの対応と議員への連絡 2 議員不在時の電話対応 3 議会質問、委員会質問などへの調査や資料のまとめ 4 政務調査費等の会派の会計補助 5 その他政務調査活動の補助	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
19 H23.4	市民会派	甲85	1	H 23 4 7	事務用品 コピー機トナーダイ	事務費	80,325	50	40,162
20 H23.4	市民会派	甲85	8	H 23 4 11	コピー用紙A4 10000枚	事務費	6,300	50	3,150
21 H23.4	市民会派	甲85	9	H 23 4 12	議員用複写機使用料コピー代(H23.4月分)	事務費	2	50	1
22 H23.4	市民会派	甲85	11	H 23 4 13	封筒 角2 500枚	事務費	7,350	50	3,675
23 H23.4	市民会派	甲85	12	H 23 4 14	クリアホルダー(書類入れファイル)200枚	事務費	3,780	50	1,890
24 H23.4	市民会派	甲85	13	H 23 4 15	封筒 長3 300枚	事務費	1,688	50	844
25 H23.4	市民会派	甲85	15	H 23 4 21	通信費(会派のFAX 4月分)	事務費	4,002	50	2,001
26 H23.4	市民会派	甲85	16	H 23 4 22	通信費(会派のインターネット 4月分)	事務費	2,415	50	1,207

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額		
事務費	105,862	52,932	52,930	会派や議員の行う活動が極めて広範かつ多岐にわたるものであること、またその性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難であること等を総合考慮すると、調査研究活動以外にも利用されていることが推認されるというべきである。 そうすると、コピー及びファックスや文具等に係る経費については、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないと解するのが相当である。	会派の控室で用いる事務機器・文房具等の購入費や情報収集に係るインターネット回線からなる支出である。住民からの要望・陳情・意見聴取や、議会に関する活動に用いている。 取扱要領「2(1)⑧」によって政務調査費からの支出が認められているものである。

使途基準項目	政務調査費として 計上された額	違法支出額	備 考
資料購入費	9,015	3,257	収支報告書(甲83の3)参照
広報費	94,206	94,206	
会議・広聴費	12,000	6,000	
人件費	108,260	108,260	
事務費	105,862	52,930	
合 計	329,343	264,653	

番号

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
27 H23.4	公明党	甲88	2	H 23 4 15	富田林住宅地図4冊・CD-ROM	資料購入費	69,300	50	34,650
28 H23.4	公明党	甲88	3	H 23 4 27	しんぶん赤旗 4月分購読料	資料購入費	2,900	50	1,450

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
資料購入費	72,200	36,100	36,100	しんぶん赤旗の購入は、政策の立案・決定・提言の機能を果たすためのものではなく、単に、共産党を助成するための購読である。 また、地図の購入が必要以上に多い。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	新聞購読料は、取扱要領「2(1)④」に明示されている。所属政党以外の出版物の購入は、政策立案のための調査研究に資するものである。 住宅地図は、調査研究活動に使用している。各議員が持ち出して使用することがあるため、複数購入しており、具体的な用途は、市民要望等の資料作成やそれぞれの地域の課題解決策の立案などである。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
29 H23.4	公明党	甲88	6	H 23 4 30	つかさ通信58号(つかさ)13000枚	広報費	81,900	100	81,900

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額		
広報費	81,900	0	81,900	政務調査費から支出した「ちらし」は、ほとんどの市民に配られていない。 13000枚の「ちらし」を印刷しているが、それぞれの議員の支援者や後援者を除き、配られていないことは明らかである。したがって、政務調査費から支出することは、違法である。	所属議員ごとに市内の担当エリアを設けて市内全域に配布している。広報誌等の発行費用は、取扱要領「2(1)⑤」で政務調査費からの支出が認められている。

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
30 H23.4	公明党	甲88	1	H 23 4 12	会派PC、輪転機、コピー機のリース代4月分(振込依頼書作成費用400円含む)	事務費	62,455	50	31,227
31 H23.4	公明党	甲88	4	H 23 4 30	会派インターネット利用料金4月分	事務費	2,152	50	1,076
32 H23.4	公明党	甲88	5	H 23 4 30	FAX電話代(4月分)高山分	事務費	2,350	50	1,175

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張	
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額				
事務費	66,957	33,479	33,478	広報費で議員らの作成したちらしを政務調査費から支出しているにもかかわらず、事務費で輪転機のリース代を支出しているが、輪転機が何のために必要なのかが、理解できない。また、コピーやFAX及びインターネット等に係る経費等は、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難であることを総合考慮すると、調査研究活動以外にも利用されていることが推認されるというべきである。 そうすると、コピーやFAX及びインターネット等に係る経費等は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないと解するのが相当である。	いずれも、住民への議会報告や調査研究等の資料作成、議会事務局との連携等に活用している。 インターネットは、調査研究活動を含む政務調査活動に必要不可欠であり、より多くの情報をタイムリーに収集することでこれらの活動に資するものである。		

使途基準項目	政務調査費として 計上された額	違法支出額	備 考
資料購入費	72,200	36,100	収支報告書(甲86の3)参照
広報費	81,900	81,900	
事務費	66,957	33,478	
合 計	221,057	151,478	

番号

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
33	H23.4 日本共産党	甲91	3	H 23 4 4	公明新聞 3月分	資料購入費	1,835	50	917
34	H23.4 日本共産党	甲91	7	H 23 4 14	民主と人権 4月分	資料購入費	230	50	115
35	H23.4 日本共産党	甲91	8	H 23 4 14	保育情報 4月分	資料購入費	600	50	300
36	H23.4 日本共産党	甲91	9	H 23 4 14	日中友好新聞 4月分	資料購入費	580	50	290
37	H23.4 日本共産党	甲91	10	H 23 4 14	月刊 女性&運動 4月分	資料購入費	400	50	200
38	H23.4 日本共産党	甲91	11	H 23 4 14	民主青年新聞 4月分	資料購入費	860	50	430
39	H23.4 日本共産党	甲91	12	H 23 4 14	農民 4月分	資料購入費	600	50	300
40	H23.4 日本共産党	甲91	13	H 23 4 14	社会新報 4月分(振込料含む)	資料購入費	980	50	490
41	H23.4 日本共産党	甲91	14	H 23 4 14	福祉のひろば 4月号(振込料含む)	資料購入費	645	50	322
42	H23.4 日本共産党	甲91	15	H 23 4 14	2010大阪の保育問題資料集(振込料含む)	資料購入費	2,620	50	1,310
43	H23.4 日本共産党	甲91	25	H 23 4 28	しんぶん赤旗他 4月分	資料購入費	6,140	50	3,070

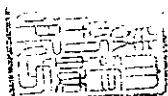
使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
資料購入費	23,830	16,086	7,744	「公明新聞」は公明党を、「社会新報」は社民党を、「月刊女性&運動」、「福祉のひろば」、「月刊『保育情報』」、「民主青年新聞」、「日中友好新聞」、「民主と人権」は日本共産党を助成するための購読である。そして、それらを購読することで、政策の立案・決定・提言の機能を果たしているとはいえず、2分の1を超えての支出は認められない。	各党の政策・動向とともに、全国の自治体の取組み等の記事があり、情報源として活用している。その他、指摘されている書籍・新聞は、専門分野の団体が発行しているもので「政党」の発行ではない。各専門分野の団体の発行物は、全国の先進的な取り組みについての重要な情報源で、議会での質問(提案)等で参考にしている。 支出は条例・規則、取扱要領「2(1)④」に基づくものである。	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
44 H23.4	日本共産党	甲91	21	H 23 4 21	富田林民報ホームページ他	広報費	49,340	50	24,670
45 H23.4	日本共産党	甲91	22	H 23 4 26	富田林民報ホームページデータ	広報費	21,000	50	10,500

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
広報費	70,340	35,170	35,170	ホームページの更新費用が高額過ぎる。また、議会報告及びアンケート等の「ちらし」に関しては、ほとんどの市民に配布されていない。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	ホームページの更新費用は、平成23年度は1回当たり「7035円から2万1000円」で、頻度も「議会報告」ビラの発行時に合わせ最大でも年4回程度である。 議会報告は、支持者等の協力を得ながら、全戸を目標に配布する体制を構築している。アンケートも同様に配布し、多くの市民から貴重な意見をいただき、「予算要望書」に反映するとともに議会質問でも活用した。 「広報費」の支出についても、取扱要領「2(1)⑤[オ]」にもとづく適切な支出である。	

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
46 H23.4	日本共産党	甲91	17	H 23 4 19	調査研究補助 4月分	人件費	50,000	50	25,000
47 H23.4	日本共産党	甲91	27	H 23 4 28	調査研究補助 4月分	人件費	20,000	50	10,000

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
人件費	70,000	35,000	35,000	人件費は、職員が調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されていなければ、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。よって、会派職員の人件費は、業務内容にかかわらず、定額で交付されていることから、業務を調査研究活動の補助業務とそれ以外の業務に明確に区別することは困難であることからすれば、日本共産党が人件費として政務調査費から支出した額の2分の1は、違法な支出である。	職員の勤務は、1か月平均で10日～12日程度で、議員の調査研究を補助する各種の書類整理を行っている。その費用は条例、規則、取扱要領「2(1)⑦」に基づき支出している。 なお、「定額」支給については、富田林市役所のアルバイト賃金に合わせ、時給計算の参考とした。なお、平成28年4月末に「65歳を過ぎた」との本人の申出により、同年5月からは「政務活動費」による勤務契約を解除した。	



年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
48 H23.4	日本共産党	甲91	1	H 23 4 1	通信費 2月分 会派分	事務費	5,783	50	2,891
49 H23.4	日本共産党	甲91	2	H 23 4 4	封筒・コピー用紙	事務費	1,300	50	650
50 H23.4	日本共産党	甲91	4	H 23 4 11	通信費 3月分 会派分	事務費	6,443	50	3,221
51 H23.4	日本共産党	甲91	5	H 23 4 12	複写手数料 4月分	事務費	10,972	50	5,486
52 H23.4	日本共産党	甲91	6	H 23 4 12	インクカートリッジ等	事務費	15,152	50	7,576
53 H23.4	日本共産党	甲91	16	H 23 4 14	封筒	事務費	600	50	300
54 H23.4	日本共産党	甲91	18	H 23 4 19	通信費 4月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
55 H23.4	日本共産党	甲91	19	H 23 4 19	通信費 4月分 奥田議員分	事務費	2,474	50	1,237
56 H23.4	日本共産党	甲91	23	H 23 4 26	デジタウン富田林市	事務費	18,900	50	9,450
57 H23.4	日本共産党	甲91	24	H 23 4 28	封筒・ボールペン	事務費	4,165	50	2,082
58 H23.4	日本共産党	甲91	26	H 23 4 28	ファックス修理代(振込料含む)	事務費	16,170	50	8,085

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額		
事務費	84,321	42,162	42,159	調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されていなければ、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	条例・規則、取扱要領「2(1)⑧」に基づき適正に処理し支出している。

使途基準項目	政務調査費として 計上された額	違法支出額	備 考
資料購入費	23,830	7,744	収支報告書(甲89の3)参照
広報費	70,340	35,170	
人件費	70,000	35,000	
事務費	84,321	42,159	
残額		-8,434	
合 計	248,491	111,639	

番号

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
59 H23.4	蒼政	甲94	2	H 23 4 4	富田林市地図	資料購入費	17,850	50	8,925

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
資料購入費	17,850	8,925	8,925	地図の購入は、政策の立案・決定・提言の機能を果たすためのものではなく、2分の1を超えての支出は認められない。 →補助参加人の主張は失当である。	住宅地図は、調査研究活動に使用している。各議員が使用するため、購入しており、具体的な用途は、市民要望等の資料作成やそれぞれの地域の課題解決策の立案などである。	補助参加人の使途なし

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
60 H23.4	蒼政	甲94	8	H 23 4 30	議会報告データ作成	広報費	5,000	50	2,500

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
広報費	5,000	2,500	2,500	議会報告データが市民に報告されておらず、政務調査費から2分の1を超えての支出は認められない。 →補助参加人の主張は失当である。	条例・規則、取扱要領「2(1)⑤[才]」に基づき認められた経費であり、適正に処理し支出している。	補助参加人の使途は含まれていない。

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
61 H23.4	蒼政	甲94	1	H 23 4 1	新聞等郵送料	事務費	266,110	50	133,055
62 H23.4	蒼政	甲94	3	H 23 4 7	ファックス及び電話料	事務費	2,573	50	1,286
63 H23.4	蒼政	甲94	4	H 23 4 8	コピー代	事務費	244	50	122
64 H23.4	蒼政	甲94	7	H 23 4 25	ファクシミリ使用料(鳴川／4月分)	事務費	1,792	50	896

使途基準項目	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張	
	違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額				
事務費	275,607	140,248	135,359	電話代は、ほぼ基本料金である。その使用頻度の低さからも、政務調査活動に資するための必要とした可能性は極めて低い。また、調査研究活動に使用したかも不明であるため、2分の1を超えての支出は認められない。 →補助参加人の主張は失当である。	電話代ではなく、自宅に設置された議会事務局との連絡用のファクシミリの基本料金である。取扱要領「2(1)⑧」に基づき、事務費として計上しており、妥当なものである。	補助参加人の使途は含まれていない。

使途基準項目	政務調査費として 計上された額	違法支出額	備 考
研究研修費	8,000		收支報告書(甲92の3)参照
資料購入費	17,850	8,925	
広報費	5,000	2,500	
事務費	275,607	135,359	
残額		-66,440	
合 計	306,457	80,344	

番号

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
65 H23.4	吉年議員	甲97	2	H 23 4 12	議員複写手数料平成23年4月分	資料作成費	156	50	78

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
資料作成費	156	78	78	何を複写したのか不明であるため、2分の1を超えての支出は認められない。	ほとんどが議会質問に関連する情報収集のための資料の複写、もしくは質問後、質問原稿と答弁書をまとめた小冊子の作成に要した費用である。	

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
66 H23.4	吉年議員	甲97	1	H 23 4 4	「見てある記」71号 25500部	広報費	102,000	50	51,000

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
広報費	102,000	51,000	51,000	評価できる点は、政務調査費から支出した「ちらし」は、市民に配られていることである。 しかし、市政とは関係のない記載が紙面の大半を占めていることから、2分の1を超えての支出は認められない。	「見てある記」は年に5回、48,000部を発行し、市政の情報発信と情報収集のため、市内全域に配布している。	

使途基準項目	政務調査費として 計上された額	違法支出額	備 考
資料作成費	156	78	収支報告書(甲95の3)参照
広報費	102,000	51,000	
残額		-22,156	
合 計	102,156	28,922	

番号

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
1 H23	自由民主党	甲65	102	H 24 1 30等	経済産業省視察 交通費・宿泊費・日当	調査旅費	50,420	50	25,210

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額		
調査旅費	158,246	133,036	25,210	研修・視察に伴う代金が高額であるにも拘らず、宿泊のために使った費用の明細がない。また、研修・視察の報告書もない。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	当該行政視察は、平成24年1月30日から1月31日に総務省「広域行政について」、経済産業省「自治体でつくる新エネルギーの可能性について」それぞれ視察や調査を行ったものである。調査旅費は、取扱要領「2(1)②」で、先進地行政視察及び現地調査のために必要な経費として認められている。 なお、旅費や宿泊費の算定は富田林市職員旅費支給条例を準用するため、「宿泊のために使った費用の明細がない」との主張は失当である。

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
2 H23	自由民主党	甲65	31	H 23 7 24	視察研修・冊子・プリント代	資料作成費	42,039	100	42,039
3 H23	自由民主党	甲65	84	H 23 12 10	①踏切幅、②旧国道170号線幅測量	資料作成費	315,000	100	315,000
4 H23	自由民主党	甲65	107	H 24 2 7	苦田活断層・ため池決壊による災害シミュレーション調査表	資料作成費	130,200	100	130,200
5 H23	自由民主党	甲65	131	H 24 3 29	防災避難地図	資料作成費	171,280	100	171,280

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
資料 作 成 費	658,519	0	658,519	視察研修費、測量代、ため池決壊による災害の図面作成、防災避難地図が政務調査費として支出することができる調査研究活動費か不明である。	資料作成費は、取扱要領「2(1)③」に明示された市政の調査研究活動及び議会審議に必要な資料を作成する経費として認められている。 測量代は、富田林市の北部において交通渋滞緩和対策として府道美原太子線の鉄道高架事業について、地元町会及び住民からの要望、意見を聴取するための会議等において、住民にわかりやすく説明するために作成した資料である。また、富田林市はため池が多数存在し、防災対策の一環として、住民にわかりやすく説明するための資料として作成したものである。よって、政務調査費として支出できる費用である。	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
6 H23	自由民主党	甲65	21	H 23 7 1	青い鳥だより初夏号(防災特集号)	広報費	530,000	100	530,000
7 H23	自由民主党	甲65	22	H 23 7 5	青い鳥だより初夏号(防災特集号)議会報告	広報費	281,800	100	281,800
8 H23	自由民主党	甲65	39	H 23 8 2	青い鳥だより折込代金	広報費	5,880	100	5,880
9 H23	自由民主党	甲65	128	H 24 3 29	議会報告紙 送付代 30550枚	広報費	89,817	100	89,817
10 H23	自由民主党	甲65	129	H 24 3 29	封筒代 10000枚	広報費	70,000	100	70,000
11 H23	自由民主党	甲65	130	H 24 3 29	議会報告紙 作成・印刷費 No. 9	広報費	378,000	100	378,000

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額		
広報費	1,633,785	0	1,355,497	政務調査費から支出した「ちらし」は、それぞれの議員の支援者や後援者を除き、ほとんどの市民に配られていない。したがって、政務調査費から支出することは、違法である。	広報誌は「ちらし」ではない。会派発行の広報誌は、取扱要領「2(1)⑤」に明示された使途である。新聞折込等の方法で配布しており、後援会活動や選挙活動として配布したものではない。

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
12 H23	自由民主党	甲65	3	H 23 5 20	会議におけるお茶代	会議・広聴費	2,000	50	1,000
13 H23	自由民主党	甲65	10	H 23 6 2	会議におけるお茶代	会議・広聴費	2,000	50	1,000
14 H23	自由民主党	甲65	11	H 23 6 3	会議におけるお茶代	会議・広聴費	3,750	50	1,875
15 H23	自由民主党	甲65	14	H 23 6 20	会議におけるお茶代	会議・広聴費	1,800	50	900
16 H23	自由民主党	甲65	17	H 23 6 27	会議におけるお茶代	会議・広聴費	2,000	50	1,000
17 H23	自由民主党	甲65	20	H 23 6 30	会議におけるお茶代	会議・広聴費	840	50	420
18 H23	自由民主党	甲65	24	H 23 7 4	会議のお茶代	会議・広聴費	2,000	50	1,000
19 H23	自由民主党	甲65	34	H 23 7 26	会議コーヒ一代	会議・広聴費	2,000	50	1,000
20 H23	自由民主党	甲65	37	H 23 8 2等	会議のお茶代	会議・広聴費	3,990	50	1,995
21 H23	自由民主党	甲65	42	H 23 8 8	市政懇談会	会議・広聴費	5,000	50	2,500
22 H23	自由民主党	甲65	47	H 23 8 21等	会議・お茶代	会議・広聴費	3,360	50	1,680
23 H23	自由民主党	甲65	51	H 23 9 14	会議に伴うお茶代	会議・広聴費	2,000	50	1,000
24 H23	自由民主党	甲65	57	H 23 10 6	会議・お茶代	会議・広聴費	1,970	50	985
25 H23	自由民主党	甲65	67	H 23 11 1等	会議・お茶代	会議・広聴費	2,570	50	1,285
26 H23	自由民主党	甲65	80	H 23 12 2等	会議におけるお茶代	会議・広聴費	5,040	50	2,520
27 H23	自由民主党	甲65	92	H 23 12 27	お茶代	会議・広聴費	1,260	50	630
28 H23	自由民主党	甲65	98	H 24 1 24等	会議・お茶代	会議・広聴費	3,560	50	1,780
29 H23	自由民主党	甲65	111	H 24 2 27	会議・お茶代	会議・広聴費	9,240	50	4,620
30 H23	自由民主党	甲65	117	H 24 3 16	茶菓子 お茶代	会議・広聴費	1,995	50	997
31 H23	自由民主党	甲65	120	H 24 3 23等	会議・お茶代	会議・広聴費	2,990	50	1,495

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
会議・広聴費	89,365	59,683	29,682	政務調査費という公金から支出しているのであるから、費用が発生した年月日、そしてその会議がどのような政策、立案のための調査研究活動であったかを記載しなければならない。したがって、調査研究活動に使用したかも不明であるため、2分の1を超えて支出することは許されない。	住民から市政・政策等に対する要望・意見を直接聞くために開催した会議等であり、取扱要領「2(1)⑥〔ウ〕」に明示された会議・広聴費である。また、金額(1人1回2,000円)も社会通念上相当な範囲内である。 2,000円を超える分については、2,000円×会議員数3名=6,000円以内、又は複数回のお茶代を合計した金額を支出したものであり、回数は領収書に記載されている。	

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
32 H23	自由民主党	甲65	123	H 24 3 28	政務調査事務費12回分	人件費	90,000	100	90,000

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
人件費	90,000	0	90,000	単に①政務調査費收支報告書②出納簿③支払伝票を記載するためだけに雇われたアルバイトと推認される。そうだとすれば、調査研究活動には利用されておらず、全額違法となる。	上記「政務調査事務費」は、取扱要領「2(1)⑦」に明示された人件費で会派の調査研究活動等に係る事務遂行に必要な経費である。「調査研究活動に該当せず、違法な支出である。」との主張は、具体的に支出が使途基準に適合していないことを示していない。	

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
33 H23	自由民主党	甲65	2	H 23 5 12	のし紙 紙製品 封筒	事務費	1,678	50	839
34 H23	自由民主党	甲65	4	H 23 5 22	プリンターインク代	事務費	5,750	50	2,875
35 H23	自由民主党	甲65	5	H 23 5 23	ファクシミリ使用料(林／5月分)	事務費	2,474	50	1,237
36 H23	自由民主党	甲65	6	H 23 5 24	ファクシミリ使用料(左近／5月分)	事務費	2,474	50	1,237
37 H23	自由民主党	甲65	7	H 23 5 25	インターネット使用料 4月分	事務費	2,415	50	1,207
38 H23	自由民主党	甲65	8	H 23 5 26	FAX使用料 5月分	事務費	2,474	50	1,237
39 H23	自由民主党	甲65	9	H 23 5 31	電話代 5月分	事務費	2,737	50	1,368
40 H23	自由民主党	甲65	13	H 23 6 17	クリアファイル代	事務費	1,678	50	839
41 H23	自由民主党	甲65	15	H 23 6 21	タックシール	事務費	9,240	50	4,620
42 H23	自由民主党	甲65	16	H 23 6 24	FAX使用料 6月分	事務費	2,474	50	1,237
43 H23	自由民主党	甲65	18	H 23 6 27	インターネット基本料(自動振替)	事務費	2,415	50	1,207

44	H23	自由民主党	甲65	19	H 23 6 29	ファクシミリ使用料(左近／6月分)	事務費	2,886	50	1,443
45	H23	自由民主党	甲65	23	H 23 7 24	電話代 6月分	事務費	3,193	50	1,596
46	H23	自由民主党	甲65	25	H 23 7 12	ファイル代 (23年用)	事務費	460	50	230
47	H23	自由民主党	甲65	27	H 23 7 17	SDカード代	事務費	3,560	50	1,780
48	H23	自由民主党	甲65	32	H 23 7 25	FAX使用料(7月分)	事務費	2,503	50	1,251
49	H23	自由民主党	甲65	33	H 23 7 25	インターネット利用料 6月分	事務費	2,415	50	1,207
50	H23	自由民主党	甲65	35	H 23 7 30	ファクシミリ使用料(左近／7月分)	事務費	2,474	50	1,237
51	H23	自由民主党	甲65	36	H 23 8 1	会派名ゴム印	事務費	3,024	50	1,512
52	H23	自由民主党	甲65	38	H 23 8 2	FAX使用料 7月分	事務費	2,474	50	1,237
53	H23	自由民主党	甲65	40	H 23 8 5	FAX使用料(6月分)	事務費	2,941	50	1,470
54	H23	自由民主党	甲65	41	H 23 8 5	電話代 7月分	事務費	2,737	50	1,368
55	H23	自由民主党	甲65	45	H 23 8 25	インターネット基本料 7月分	事務費	2,415	50	1,207
56	H23	自由民主党	甲65	46	H 23 8 25	ファクシミリ使用料(左近／8月分)	事務費	2,474	50	1,237
57	H23	自由民主党	甲65	48	H 23 8 29	FAX使用料 8月分	事務費	2,474	50	1,237
58	H23	自由民主党	甲65	50	H 23 9 5	電話代(8月分)	事務費	2,737	50	1,368
59	H23	自由民主党	甲65	52	H 23 9 18	FAX使用料(8月分)	事務費	2,467	50	1,233
60	H23	自由民主党	甲65	53	H 23 9 22	FAX使用料 9月分	事務費	2,474	50	1,237
61	H23	自由民主党	甲65	54	H 23 9 26	インターネット基本料(8月分)	事務費	2,415	50	1,207
62	H23	自由民主党	甲65	55	H 23 10 1	ファクシミリ使用料(左近／9月分)	事務費	2,474	50	1,237
63	H23	自由民主党	甲65	56	H 23 10 5	電話代 9月分	事務費	2,737	50	1,368
64	H23	自由民主党	甲65	60	H 23 10 10	ファイル・ボールペン代	事務費	2,938	50	1,469
65	H23	自由民主党	甲65	61	H 23 10 13	FAX使用料 9月分	事務費	2,474	50	1,237
66	H23	自由民主党	甲65	62	H 23 10 18	会派資料のコピー代	事務費	2,754	50	1,377
67	H23	自由民主党	甲65	64	H 23 10 25	インターネット基本料 9月分	事務費	2,415	50	1,207
68	H23	自由民主党	甲65	65	H 23 10 26	FAX使用料 10月分	事務費	2,474	50	1,237
69	H23	自由民主党	甲65	66	H 23 10 28	プリンタ代 会派用	事務費	15,380	50	7,690
70	H23	自由民主党	甲65	68	H 23 11 2	ファクシミリ使用料(左近／10月分)	事務費	2,474	50	1,237
71	H23	自由民主党	甲65	69	H 23 11 7	電話代 10月分	事務費	2,737	50	1,368
72	H23	自由民主党	甲65	73	H 23 11 18	はがき代	事務費	50,000	50	25,000
73	H23	自由民主党	甲65	74	H 23 11 22	FAX使用料 11月分	事務費	2,474	50	1,237
74	H23	自由民主党	甲65	75	H 23 11 24	スチール本棚 F50	事務費	23,730	100	23,730
75	H23	自由民主党	甲65	76	H 23 11 24	FAX使用料(10月分)	事務費	2,476	50	1,238
76	H23	自由民主党	甲65	77	H 23 11 24	FAX使用料(11月分)	事務費	2,475	50	1,237

77	H23	自由民主党	甲65	78	H 23 11 25	インターネット基本料 自動振替 10月分	事務費	2,415	50	1,207
78	H23	自由民主党	甲65	79	H 23 12 1	ファクシミリ使用料(左近／11月分)	事務費	2,474	50	1,237
79	H23	自由民主党	甲65	81	H 23 12 2	プリンター用カラーインク代	事務費	28,131	50	14,065
80	H23	自由民主党	甲65	82	H 23 12 5	電話代(11月分)	事務費	2,737	50	1,368
81	H23	自由民主党	甲65	83	H 23 12 10	コピー代	事務費	22,000	50	11,000
82	H23	自由民主党	甲65	85	H 23 12 10	複合機プリンタ代	事務費	57,390	50	28,695
83	H23	自由民主党	甲65	87	H 23 12 13	封筒代	事務費	2,772	50	1,386
84	H23	自由民主党	甲65	89	H 23 12 23	文具	事務費	2,772	50	1,386
85	H23	自由民主党	甲65	90	H 23 12 26	インターネット基本料	事務費	2,415	50	1,207
86	H23	自由民主党	甲65	91	H 23 12 27	ファクシミリ使用料(左近／12月分)	事務費	2,474	50	1,237
87	H23	自由民主党	甲65	93	H 24 1 5	電話代(銀行振替)	事務費	2,737	50	1,368
88	H23	自由民主党	甲65	94	H 24 1 4	FAX使用料 12月分	事務費	2,472	50	1,236
89	H23	自由民主党	甲65	95	H 24 1 8	プリンターインク、SDカード代	事務費	8,255	50	4,127
90	H23	自由民主党	甲65	96	H 24 1 13	FAX用紙代	事務費	1,144	50	572
91	H23	自由民主党	甲65	97	H 24 1 16	FAX使用料 12月分	事務費	2,476	50	1,238
92	H23	自由民主党	甲65	99	H 24 1 24	FAX使用料 1月分	事務費	2,472	50	1,236
93	H23	自由民主党	甲65	100	H 24 1 25	ファクシミリ使用料(左近／1月分)	事務費	2,472	50	1,236
94	H23	自由民主党	甲65	101	H 24 1 25	インターネット基本料	事務費	2,415	50	1,207
95	H23	自由民主党	甲65	103	H 24 2 1	FAX使用料 1月分	事務費	2,476	50	1,238
96	H23	自由民主党	甲65	104	H 24 2 3	インクカートリッジ	事務費	9,312	50	4,656
97	H23	自由民主党	甲65	105	H 24 2 6	電話代(銀行振込み)	事務費	2,735	50	1,367
98	H23	自由民主党	甲65	106	H 24 2 7	カラーコピー用紙・文具一式	事務費	16,000	50	8,000
99	H23	自由民主党	甲65	110	H 24 2 27	インターネット使用料(1月分)	事務費	2,415	50	1,207
100	H23	自由民主党	甲65	112	H 24 2 27	ファクシミリ使用料(左近／2月分)	事務費	2,472	50	1,236
101	H23	自由民主党	甲65	113	H 24 2 28	FAX使用料 2月分	事務費	2,472	50	1,236
102	H23	自由民主党	甲65	113-2	H 24 3 5	電話代	事務費	2,735	50	1,367
103	H23	自由民主党	甲65	114	H 24 3 12	FAX使用料 2月分	事務費	2,473	50	1,236
104	H23	自由民主党	甲65	115	H 24 3 13	コピー代	事務費	5,066	50	2,533
105	H23	自由民主党	甲65	116	H 24 3 14	コーヒーメーカー機器	事務費	7,980	100	7,980
106	H23	自由民主党	甲65	118	H 24 3 20	文具代(ファイル)	事務費	3,084	50	1,542
107	H23	自由民主党	甲65	119	H 24 3 23	ファクシミリ使用料(左近／3月分)	事務費	2,472	50	1,236
108	H23	自由民主党	甲65	121	H 24 3 25	文具類(ファイル・のり)	事務費	2,642	50	1,321
109	H23	自由民主党	甲65	126	H 24 3 28	FAX使用料	事務費	2,474	50	1,237
110	H23	自由民主党	甲65	127	H 24 3 29	パソコン代	事務費	134,280	50	67,140

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
事務費	553,055	260,686	292,369	FAX代、電話代等は、ほぼ基本料金である。その使用頻度の低さからも、政務調査活動に資するための必要とした可能性は極めて低い。それゆえ、2分の1を超えての支出は認められない。	FAX代、電話代等は、取扱要領「2(1)⑧[力]」で明示された使途である。FAX代は市から議員への緊急時の事業・業務の情報提供用のものであり、要領どおり、基本料金のみ充当している。結果として使用頻度が低かったことは、政務調査費のために支出したことを覆す事情ではない。	

使途基準項目	政務調査費として計上された額	違法支出額	備考
研究研修費	21,000		
調査旅費	158,246	25,210	
資料作成費	658,519	658,519	
資料購入費	98,730		
広報費	1,633,785	1,355,497	
会議・広聴費	89,365	29,682	
人件費	90,000	90,000	
事務費	553,055	292,369	
合 計	3,302,700	2,451,277	収支報告書(甲64の1)参照

番号

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
111	H23 とんだばやし未来	甲67	12	H 23 7 4	視察講師代	研究研修費	10,000	100	10,000
112	H23 とんだばやし未来	甲67	39	H 23 10 7	第73回全国都市問題会議欠席に伴うキャンセル料	研究研修費	16,040	100	16,040

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
研究研修費	169,600	143,560	26,040	<p>アイヌ民族博物館の入場料の料金が計上されておらず、講師代のみということから、実際にアイヌ民族博物館に行ったのかが疑わしい。</p> <p>また、キャンセル料の支払いは、調査・研究・活動費とは無関係である。したがって、政務調査費から支出することは、認められない。</p> <p>→仙台高等裁判所平成23年5月20日判決・平成22年(行コ)第8号では、キャンセル代を支出することは違法としている。</p>	<p>アイヌ民族博物館については、平成23年7月6日から8日行政視察を実施した中の一つで、アイヌ民族の文化、歴史、現状、課題等について講演していただいたもので、調査旅費で旅費や宿泊費を支出している。</p> <p>「キャンセル料」については、H19.12.20仙台高裁のとおり、やむを得ない事情による場合は、キャンセル代を支出することは可能であると解される。</p> <p>今回のキャンセルは、議員がウイルス性結膜炎に感染し、重症化したためである。ウイルス性結膜炎は感染力が強いことから、他者への感染を回避するために取った措置であり、やむを得ない事情がある。</p>	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
113	H23 とんだばやし未来	甲67	11	H 23 7 4	会派視察代金	調査旅費	527,680	50	263,840
114	H23 とんだばやし未来	甲67	13	H 23 7 4	視察手土産代	調査旅費	9,000	50	4,500
115	H23 とんだばやし未来	甲67	43	H 23 10 31	視察 手土産代	調査旅費	11,600	50	5,800
116	H23 とんだばやし未来	甲67	44	H 23 10 31	名古屋視察	調査旅費	156,000	50	78,000
117	H23 とんだばやし未来	甲67	45	H 23 10 31	名古屋視察 交通費	調査旅費	2,350	50	1,175
118	H23 とんだばやし未来	甲67	47	H 23 11 1	名古屋視察 駐車場代	調査旅費	1,800	50	900
119	H23 とんだばやし未来	甲67	48	H 23 11 1	名古屋視察 交通費	調査旅費	2,200	50	1,100
120	H23 とんだばやし未来	甲67	49	H 23 11 2	名古屋視察 交通費	調査旅費	10,150	50	5,075
121	H23 とんだばやし未来	甲67	50	H 23 11 2	名古屋視察 駐車場代	調査旅費	1,800	50	900
122	H23 とんだばやし未来	甲67	51	H 23 11 2	ガソリン代	調査旅費	5,960	50	2,980
123	H23 とんだばやし未来	甲67	52	H 23 11 2	ガソリン代	調査旅費	2,920	50	1,460
124	H23 とんだばやし未来	甲67	68	H 24 1 26	視察 東京	調査旅費	50,820	50	25,410

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限 度の支出額	違法支出合計額		
調査旅費	782,280	391,140	391,140	<p>アイヌ民族博物館の入場料の料金が計上されておらず、講師代のみということから、実際にアイヌ民族博物館に行ったのかが疑わしい。</p> <p>視察に伴う代金が高額であるにも拘わらず、宿泊のために使った費用の明細がない。</p> <p>また、視察旅行は、親睦旅行の疑いもある。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。</p>	<p>当該行政視察は、平成23年7月6日から7月8日に財団法人アイヌ民族博物館「アイヌ民族の文化、歴史、現状、課題等」、北海道札幌市「障がい者による政策提言サポート制度」、北海道夕張郡栗山町「議会基本条例」視察や調査を行なったものである。また、平成23年10月31日から11月2日に三重県鈴鹿市「コミュニティスクール」、愛知県名古屋市「地域委員会」、岐阜県岐阜市「ぎふ省エネチャレンジ事業者コンテスト」、愛知県豊橋市「エコファミリー登録制度、エコ通勤運動」、平成24年1月30日から31日に総務省「広域行政」、経済産業省「自治体でつくる新エネルギーの可能性」についてそれぞれ視察や調査を行なったものである。視察の成果は、市議会で本市の課題を併せて提案している。</p> <p>調査旅費は、取扱要領「2(1)②」で、先進地行政視察及び現地調査のために必要な経費として認められている。</p> <p>なお、旅費や宿泊費の算定は富田林市職員旅費支給条例を準用するため、「宿泊のために使った費用の明細がない」との主張は失当である。</p> <p>各議員が先進地の施設や取組を確認・体験等することで、充実した検討や議論が可能となる。複数の議員による視察は、本市の施策への提案等のために有意義且つ必要性が高い。</p> <p>手土産は、視察の実効性を高める目的のもと、視察への協力に対する謝礼の意味を有する。No.13(2市・1施設)・43(4市)の手土産代は視察先1か所につき3000円以内であるから、社会的儀礼として相当な範囲内の支出である。</p>

年 度	会派名	号証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
125	H23 とんだばやし未来	甲67	14	H 23 7 28	公明新聞	資料購入費	1,835	50	917
126	H23 とんだばやし未来	甲67	15	H 23 7 28	赤旗	資料購入費	3,700	50	1,850
127	H23 とんだばやし未来	甲67	17	H 23 8 11	赤旗	資料購入費	3,700	50	1,850
128	H23 とんだばやし未来	甲67	18	H 23 8 11	公明新聞	資料購入費	1,835	50	917
129	H23 とんだばやし未来	甲67	21	H 23 9 5	公明新聞 9月分	資料購入費	1,835	50	917
130	H23 とんだばやし未来	甲67	30	H 23 9 29	赤旗 9月分	資料購入費	4,200	50	2,100
131	H23 とんだばやし未来	甲67	41	H 23 10 30	公明新聞 10月分	資料購入費	1,835	50	917
132	H23 とんだばやし未来	甲67	42	H 23 10 30	赤旗 10月分	資料購入費	4,200	50	2,100
133	H23 とんだばやし未来	甲67	56	H 23 11 30	公明新聞 11月分	資料購入費	1,835	50	917
134	H23 とんだばやし未来	甲67	57	H 23 11 30	赤旗	資料購入費	4,200	50	2,100
135	H23 とんだばやし未来	甲67	61	H 23 12 8	赤旗 12月分	資料購入費	4,200	50	2,100
136	H23 とんだばやし未来	甲67	62	H 23 12 8	公明新聞 12月分	資料購入費	1,835	50	917
137	H23 とんだばやし未来	甲67	66	H 24 1 24	赤旗 1月分	資料購入費	4,200	50	2,100
138	H23 とんだばやし未来	甲67	67	H 24 1 24	公明新聞 1月分	資料購入費	1,835	50	917
139	H23 とんだばやし未来	甲67	72	H 24 2 11	赤旗 2月分	資料購入費	4,200	50	2,100
140	H23 とんだばやし未来	甲67	73	H 24 2 11	公明新聞 2月分	資料購入費	1,835	50	917
141	H23 とんだばやし未来	甲67	76	H 24 3 6	公明新聞 3月分	資料購入費	1,835	50	917
142	H23 とんだばやし未来	甲67	79	H 24 3 15	赤旗 3月分	資料購入費	4,200	50	2,100

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限 度の支出額	違法支出合計額			
資料 購 入 費	53,315	26,662	26,653	しんぶん赤旗や公明新聞は、いずれも各政党を助成するための購読である。 およそしんぶん赤旗や公明新聞を購読することで、政策の立案・決定・提言の機能を果たしているとはいはず、2分の1を超えての支出は認められない。	新聞購読料は、取扱要領「2(1)④」に明示されている。各政党の出版物の購入は、政策立案のための調査研究に資するものである	

年 度	会派名	号 記	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
143 H23	とんだばやし未来	甲67	4	H 23 5 24	ドメイン登録料金支払い	広報費	2,910	50	1,455
144 H23	とんだばやし未来	甲67	25	H 23 9 20	ニュース代	広報費	192,780	100	192,780
145 H23	とんだばやし未来	甲67	40	H 23 10 20	ニュース折込代金	広報費	126,420	100	126,420
146 H23	とんだばやし未来	甲67	55	H 23 11 15	会派ニュース代金	広報費	444,465	100	444,465
147 H23	とんだばやし未来	甲67	81	H 24 3 27	ニュース作成 折込代 南斎	広報費	397,845	100	397,845
148 H23	とんだばやし未来	甲67	82	H 24 3 28	ニュース作成 尾崎	広報費	414,792	100	414,792
149 H23	とんだばやし未来	甲67	83	H 24 3 28	ニュース作成 川谷	広報費	365,800	100	365,800
150 H23	とんだばやし未来	甲67	84	H 24 3 29	折込代 川谷	広報費	126,420	100	126,420
151 H23	とんだばやし未来	甲67	86	H 24 3 30	辰巳 折込代	広報費	126,420	100	126,420
152 H23	とんだばやし未来	甲67	87	H 24 3 30	ニュース作成 辰巳	広報費	418,950	100	418,950
153 H23	とんだばやし未来	甲67	88	H 24 3 30	折込代 尾崎	広報費	120,540	100	120,540

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限 度の支出額	違法支出合計額			
広 報 費	2,737,342	1,455	2,735,887	政務調査費から支出した「ちらし」は、ほとんどの市 民に配られていない。したがって、政務調査費から 支出することは、違法である。	当該会派が発行している広報誌の掲載内容は「市 政に関する調査研究」、市議会発行の「議会だより」 では補いきれない「市議会における審議に経過、結 果」等の報告を中心としており、取扱要領「2(1)⑤」 により政務調査費からの支出が認められるものであ る。広報紙は新聞折込で市内各部に配布している。 なお、当該広報費は「広報紙」に関する支出であり、 「ちらし」ではない。	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
154 H23	とんだばやし未来	甲67	8	H 23 6 22	お水・お茶代	会議・広聴費	4,900	50	2,450
155 H23	とんだばやし未来	甲67	26	H 23 9 20	お水・お茶代	会議・広聴費	2,485	50	1,242
156 H23	とんだばやし未来	甲67	28	H 23 9 21	文具	会議・広聴費	2,106	50	1,053
157 H23	とんだばやし未来	甲67	78	H 24 3 15	お水・お茶代	会議・広聴費	14,260	50	7,130

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限 度の支出額	違法支出合計額			
会議 ・ 広聴 費	23,751	11,876	11,875	調査研究活動に支出したかどうか不明であるた め、2分の1を超えての支出は認められない。	住民や団体等からの要望・陳情や、意見調整の場 を持つ際の茶菓子代として支出したものである。金 額は取扱要領「2(1)⑥〔ウ〕」所定の1人1回2,000円 に従っている。 飲み物は、ペットボトル等を事前に購入して提供す る方法をとっており、購入したものは、複数回の市政 相談において利用している(乙64)。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
158 H23	とんだばやし未来	甲67	7	H 23 5 31	補助職員 人件費 5月分給料	人件費	87,260	100	87,260

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限 度の支出額	違法支出合計額			
人 件 費	87,260	0	87,260	単に①政務調査費収支報告書②出納簿③支払伝票を記載するためだけに雇われたアルバイトと推認される。 1ヶ月分だけの給料を支払っていることから、その目的として、上記①政務調査費収支報告書②出納簿③支払伝票の作成方法を教わるためだけに雇用した可能性が高い。 そうだとすれば、調査研究活動には利用されておらず、全額違法となる。	当該会派の政務調査活動の補助員として雇用するため必要な経費として支出したものである。 具体的な活動例は、次のとおり。 1 市民が相談に来られたときなどの対応と議員への連絡 2 議員不在時の電話対応 3 議会質問、委員会質問などへの調査や資料のまとめ 4 政務調査費等の会派の会計補助 5 その他政務調査活動の補助 なお、1ヶ月分だけの支払いは、会派構成の変更があった為。以後は市民会派で雇用している。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
159	H23 とんだばやし未来	甲67	1	H 23 5 18	リース契約手続きの書類郵送料	事務費	140	50	70
160	H23 とんだばやし未来	甲67	2	H 23 5 19	テレビ代金として	事務費	41,135	100	41,135
161	H23 とんだばやし未来	甲67	3	H 23 5 23	デスクマット4枚	事務費	20,000	100	20,000
162	H23 とんだばやし未来	甲67	5	H 23 5 25	出納机の合鍵 議員4人分	事務費	2,520	50	1,260
163	H23 とんだばやし未来	甲67	6	H 23 5 27	ラベルライター	事務費	5,000	50	2,500
164	H23 とんだばやし未来	甲67	9	H 23 6 30	NTT電話代 6月分	事務費	9,308	50	4,654
165	H23 とんだばやし未来	甲67	10	H 23 7 4	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
166	H23 とんだばやし未来	甲67	16	H 23 8 3	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
167	H23 とんだばやし未来	甲67	19	H 23 9 5	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
168	H23 とんだばやし未来	甲67	20	H 23 9 5	NTT電話代 7月分	事務費	6,376	50	3,188
169	H23 とんだばやし未来	甲67	22	H 23 9 15	プロバイダ一代	事務費	2,468	50	1,234
170	H23 とんだばやし未来	甲67	23	H 23 9 15	支払い手数料	事務費	63	50	31

171	H23	とんだばやし未来	甲67	24	H 23 9 15	NTT電話代 8月分	事務費	6,200	50	3,100
172	H23	とんだばやし未来	甲67	27	H 23 9 21	ウイルソフト	事務費	10,880	50	5,440
173	H23	とんだばやし未来	甲67	29	H 23 9 21	備品代(コップ)	事務費	630	50	315
174	H23	とんだばやし未来	甲67	31	H 23 10 3	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
175	H23	とんだばやし未来	甲67	32	H 23 10 5	NTT電話代 9月分	事務費	6,164	50	3,082
176	H23	とんだばやし未来	甲67	46	H 23 10 31	プロバイダー代	事務費	2,868	50	1,434
177	H23	とんだばやし未来	甲67	53	H 23 11 4	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
178	H23	とんだばやし未来	甲67	54	H 23 11 7	NTT電話代 10月分	事務費	6,310	50	3,155
179	H23	とんだばやし未来	甲67	58	H 23 11 30	プロバイダー代	事務費	2,868	50	1,434
180	H23	とんだばやし未来	甲67	59	H 23 12 5	NTT電話代 11月分	事務費	6,323	50	3,161
181	H23	とんだばやし未来	甲67	60	H 23 12 5	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
182	H23	とんだばやし未来	甲67	63	H 23 12 13	プロバイダー代	事務費	2,868	50	1,434
183	H23	とんだばやし未来	甲67	64	H 24 1 4	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
184	H23	とんだばやし未来	甲67	65	H 24 1 5	NTT電話代 12月分	事務費	6,164	50	3,082
185	H23	とんだばやし未来	甲67	69	H 24 2 3	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
186	H23	とんだばやし未来	甲67	70	H 24 2 6	NTT電話代 1月分	事務費	6,162	50	3,081
187	H23	とんだばやし未来	甲67	71	H 24 2 11	プロバイダー代	事務費	5,336	50	1,668
188	H23	とんだばやし未来	甲67	74	H 24 3 5	NTT電話代 2月分	事務費	6,251	50	3,125
189	H23	とんだばやし未来	甲67	75	H 24 3 5	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
190	H23	とんだばやし未来	甲67	77	H 24 3 6	プロバイダー代	事務費	1,029	50	514
191	H23	とんだばやし未来	甲67	80	H 24 3 21	USBメモリ・OAサプライ	事務費	29,274	50	14,637
192	H23	とんだばやし未来	甲67	85	H 24 3 29	棚代	事務費	93,240	50	93,240
193	H23	とんだばやし未来	甲67	89	H 24 3 30	トナーデ	事務費	53,550	50	26,775

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
事務費	488,107	167,868	320,239	NTT電話代は、毎月6,000円程度と金額に変化がないことから、その使用頻度の低さが伺える。また、複合機をリースしているが、トナーの購入もなく、複合機の使用頻度も低いことが伺われる。それゆえ、政務調査活動に資するための必要とした可能性は極めて低い。また、調査研究活動に使用したかも不明であるため、2分の1を超えての支出は認められない。	電話代は、取扱要領「2(1)⑧【カ】」で明示された使途である。結果として使用頻度が低かったことは、政務調査活動のために支出したことを覆す事情ではない。 支払伝票No.85の欄は会派の所属議員が調査研究に関する資料を会派控室において整理・収納するために購入したものであり、調査研究その他の活動に資する物品の購入であるから、取扱要領「2(1)⑧」に該当する。	

使途基準項目	政務調査費として計上された額	違法支出額	備考
研究研修費	169,600	26,040	
調査旅費	782,280	391,140	
資料購入費	53,315	26,653	
広報費	2,737,342	2,735,887	
会議・広聴費	23,751	11,875	
人件費	87,260	87,260	
事務費	488,107	320,239	
合計	4,341,655	3,599,094	収支報告書(甲66の1)参照

番号

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
194 H23	市民会派	甲69	24	H 23 7 19	第9回全国地方議員交流会(平成23年8月22(月)~24(水))参加に伴う旅費(西川議員)	研究研修費	93,380	50	46,690
195 H23	市民会派	甲69	34	H 23 8 22	第9回全国地方議員交流会(平成23年8月22(月)~24(水))参加費・フィールドワーク参加費(西川議員)	研究研修費	14,000	50	7,000

使途基 準項目	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張	
	政務調査費 として計上 された合計額	適法と認められ る限度の支出額	違法支出合計額			
研究 研 修 費	252,340	198,650	53,690	交通費や宿泊費は、領収書不要の定額支給であった。宿泊のために使った費用の明細がない。また、視察が政策の立案・決定・提言の契機とはなっていない。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	研究研修費は、取扱要領「2(1)①」で、研究会、研修会等に参加する場合のために必要な経費として認められている。 なお、交流会は、8月22日から8月24日に行なわれたもので、22日「ふくしま原発と地方自治(講演)」、23日「荒川区の小・中学校にて分科会報告・討論」、24日「福島県浜通りにて被災地フィールドワーク」を行なつたもので、旅費や宿泊費の算定は富田林市職員旅費支給条例を準用するため、交通費についても鉄道運賃等ごく一般的なものである。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日			内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
196	H23 市民会派	甲69	4	H 23	5	18	新聞購読料 5月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	3,700	50	1,850
197	H23 市民会派	甲69	5	H 23	5	18	新聞購読料 5月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
198	H23 市民会派	甲69	10	H 23	5	24	新聞購読料H23年5月～H24年4月 1年分 振込手数料	資料購入費	10,440	50	5,220
199	H23 市民会派	甲69	15	H 23	6	21	新聞購読料 6月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	3,700	50	1,850
200	H23 市民会派	甲69	16	H 23	6	21	新聞購読料 6月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
201	H23 市民会派	甲69	21	H 23	7	8	新聞購読料 7月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	3,700	50	1,850
202	H23 市民会派	甲69	22	H 23	7	8	新聞購読料 7月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
203	H23 市民会派	甲69	32	H 23	8	8	新聞購読料 8月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	3,700	50	1,850
204	H23 市民会派	甲69	33	H 23	8	8	新聞購読料 8月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
205	H23 市民会派	甲69	41	H 23	9	8	新聞購読料 9月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,200	50	2,100
206	H23 市民会派	甲69	42	H 23	9	8	新聞購読料 9月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
207	H23 市民会派	甲69	55	H 23	10	24	新聞購読料 10月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,200	50	2,100
208	H23 市民会派	甲69	56	H 23	10	24	新聞購読料 10月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
209	H23 市民会派	甲69	62	H 23	11	16	新聞購読料 11月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,200	50	2,100
210	H23 市民会派	甲69	63	H 23	11	16	新聞購読料 11月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
211	H23 市民会派	甲69	71	H 23	12	15	新聞購読料 12月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,200	50	2,100
212	H23 市民会派	甲69	72	H 23	12	15	新聞購読料 12月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
213	H23 市民会派	甲69	77	H 24	1	10	新聞購読料 1月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,200	50	2,100
214	H23 市民会派	甲69	78	H 24	1	10	新聞購読料 1月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
215	H23 市民会派	甲69	84	H 24	2	1	新聞購読料 2月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,200	50	2,100
216	H23 市民会派	甲69	85	H 24	2	1	新聞購読料 2月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
217	H23 市民会派	甲69	98	H 24	3	1	新聞購読料 3月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,200	50	2,100
218	H23 市民会派	甲69	99	H 24	3	1	新聞購読料 3月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917



使途基 準項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められ る限度の支出額	違法支出合計額			
資料 購入費	102,125	64,718	37,407	しんぶん赤旗や公明新聞は、いずれも各政党を助成するための購読である。 およそ、これらの購読は、政策の立案・決定・提言の機能を果たしているとはいえず、2分の1を超えての支出は認められない。 なお、現在9期目の永原議員にいたっては、今まで一度も本会議で質問をしていない。購入した資料が活用されていないことは明白である。	新聞購読料は、取扱要領「2(1)④」に明示されている。各政党等の主義主張を収集することは、政策立案のための調査研究に資する支出である。 また、永原議員の所属政党は民主党であり、原告は「永原議員の所属する社民党」としているが誤りである。 一度も質問がないとの主張には根拠がない。なお、一般質問における会派代表質問は、代表者が会派の意見を集約して質問するものである。	

年 度	会 派 名	号 記	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
219 H23	市民会派	甲69	49	H 23 10 11	市民会派議員団永原康臣 ニュース印刷費	広報費	267,750	100	267,750
220 H23	市民会派	甲69	103	H 24 3 29	市民会派議員団西川宏郎 ニュース印刷代	広報費	279,720	100	279,720

使途基 準項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められ る限度の支出額	違法支出合計額			
広 報 費	547,470	0	547,470	富田林市の世帯数に相当する部数の「ちらし」を印刷しているが、ほとんどの市民がその「ちらし」を見ていないことから、配布されていないことが明らかである。したがって、政務調査費から支出することは、違法である。	取扱要領「2(1)⑤」に基づく支出である。当該会派所属議員の広報紙は、それぞれ新聞折込により市民に配布されており、新聞を取らない家庭に対しては、一部手配りも行っている。	

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
221	H23 市民会派	甲69	6	H 23 5 18	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
223	H23 市民会派	甲69	13	H 23 6 10	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
224	H23 市民会派	甲69	20	H 23 7 8	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
225	H23 市民会派	甲69	31	H 23 8 8	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
226	H23 市民会派	甲69	38	H 23 9 8	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
227	H23 市民会派	甲69	48	H 23 10 7	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
228	H23 市民会派	甲69	61	H 23 11 10	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
229	H23 市民会派	甲69	70	H 23 12 13	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
230	H23 市民会派	甲69	76	H 24 1 10	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
231	H23 市民会派	甲69	83	H 24 2 1	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
232	H23 市民会派	甲69	97	H 24 3 1	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000

使途基 準項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められ る限度の支出額	違法支出合計額			
会議・広聴費	44,000	22,000	22,000	領収書をみる限り、毎月4000円支出しており、そのうえ消費税が加算されていない。不自然極まりない領収書である。また、政務調査活動として特に必要とするものでないため、2分の1を超えて支出することは許されない。 住民や団体等からの要望・陳情などがあるなら、その日時や内容等を明らかにすべきである。	住民や団体等からの要望・陳情や、意見調整の場を持つ際の茶菓子代として支出したものである。飲み物はペットボトル等を事前に購入して提供する方法をとっており、購入したものは、複数回の市政相談において利用している。金額は取扱要領「2(1)⑥[ウ]」所定の1人1回2000円に従っている。 平成23年5月以降は毎月の支出額を4000円の定額制とし、市政相談の際に提供するペットボトル等の購入代金に充当しており、不足額は自費で賄っている。 なお、市政相談の日時等を明らかにした「会派日報」を保管している。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額	
233 H23	市民会派	甲69	19	H 23 6 29	補助職員 人件費 6月分 給料	人件費		80,000	100	80,000
234 H23	市民会派	甲69	29	H 23 7 28	補助職員 人件費 7月分 給料	人件費		80,000	100	80,000
235 H23	市民会派	甲69	37	H 23 8 31	補助職員 人件費 8月分 給料	人件費		80,000	100	80,000
236 H23	市民会派	甲69	46	H 23 9 29	補助職員 人件費 9月分 給料	人件費		80,000	100	80,000
237 H23	市民会派	甲69	59	H 23 10 31	補助職員 人件費 10月分 給料	人件費		80,000	100	80,000
238 H23	市民会派	甲69	69	H 23 11 30	補助職員 人件費 11月分 給料	人件費		80,000	100	80,000
239 H23	市民会派	甲69	75	H 23 12 26	補助職員 人件費 12月分 給料	人件費		80,000	100	80,000
240 H23	市民会派	甲69	81	H 24 1 31	補助職員 人件費 1月分 給料	人件費		80,000	100	80,000
241 H23	市民会派	甲69	96	H 24 2 29	補助職員 人件費 2月分 給料	人件費		80,000	100	80,000
242 H23	市民会派	甲69	104	H 24 3 29	補助職員 人件費 3月分 給料	人件費		80,000	100	80,000

使途基 準項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められ る限度の支出額	違法支出合計額			
人 件 費	800,000	0	800,000	単に①政務調査費収支報告書②出納簿③支払伝票を記載するためだけに雇われたアルバイトと推認される。 その根拠は、平成23年5月31日、とんだばやし未来議員団が、市民会派議員団に雇われているアルバイトに対し、1ヶ月分だけの給料を支払っていることから、その目的として、上記①政務調査費収支報告書②出納簿③支払伝票の作成方法を教わるためだけに雇用した可能性が高い。 そうだとすれば、市民会派議員団が支出する人件費は、調査研究活動には利用されておらず、全額違法となる。 もう一人の議員は、事務員を不要と主張した。政務調査活動の補助員として雇用するため必要な経費であることは、明らかである。	当該会派の政務調査活動の補助員として雇用するため必要な経費として支出したものである。 具体的な活動例は、次のとおり。 1 市民が相談に来られたときなどの対応と議員への連絡 2 議員不在時の電話対応 3 議会質問、委員会質問などへの調査や資料のまとめ 4 政務調査費等の会派の会計補助 5 その他政務調査活動の補助	

年 度	会 派 名	号 記	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
243	H23	市民会派	甲69	1 H 23 5 16	会派控室 事務機器用延長コード	事務費	698	50	349
244	H23	市民会派	甲69	2 H 23 5 16	会派控室用冷蔵庫	事務費	12,500	100	12,500
245	H23	市民会派	甲69	3 H 23 5 18	会派控室用整理棚	事務費	26,000	100	26,000
246	H23	市民会派	甲69	7 H 23 5 18	コピー機 機器保守点検料 1年分	事務費	63,000	50	31,500
247	H23	市民会派	甲69	8 H 23 5 23	事務用品(セロテープ台等)	事務費	2,782	50	1,391
248	H23	市民会派	甲69	11 H 23 5 24	通信費(会派のFAX 5月分)	事務費	4,045	50	2,022
249	H23	市民会派	甲69	12 H 23 5 24	備品購入(会派控室用パソコン等)	事務費	125,769	50	62,884
250	H23	市民会派	甲69	14 H 23 6 20	通信費(会派のインターネット 5月分)	事務費	2,415	50	1,207
251	H23	市民会派	甲69	17 H 23 6 21	会派控室 事務機器用延長コード	事務費	1,780	50	890
252	H23	市民会派	甲69	18 H 23 6 29	通信費(会派のFAX 6月分)	事務費	6,150	50	3,075
253	H23	市民会派	甲69	23 H 23 7 17等	会派事務機器用ケーブル等	事務費	3,960	50	1,980
254	H23	市民会派	甲69	25 H 23 7 19	会派プリンター用 L判 写真用紙250枚	事務費	2,100	50	1,050
255	H23	市民会派	甲69	26 H 23 7 21	会派プリンター用インクカートリッジ	事務費	7,161	50	3,580
256	H23	市民会派	甲69	27 H 23 7 22	通信費(会派のインターネット 6月分)	事務費	2,415	50	1,207
257	H23	市民会派	甲69	28 H 23 7 25	通信費(会派のFAX 7月分)	事務費	3,325	50	1,662
258	H23	市民会派	甲69	30 H 23 8 4	メモリーカード1枚(永原議員)	事務費	2,980	50	1,490
259	H23	市民会派	甲69	35 H 23 8 26	通信費(会派のFAX 8月分)等	事務費	12,609	50	6,304
260	H23	市民会派	甲69	36 H 23 8 29	通信費(会派のFAX 7月分)	事務費	525	50	262
261	H23	市民会派	甲69	43 H 23 9 20	通信費(会派のインターネット 8月分)	事務費	525	50	262
262	H23	市民会派	甲69	45 H 23 9 28	通信費(会派のFAX・インターネット 9月分)	事務費	6,126	50	3,063
263	H23	市民会派	甲69	47 H 23 10 7	写真用紙 L版 250枚	事務費	2,100	100	2,100
264	H23	市民会派	甲69	50 H 23 10 13	会派パソコン用インクカートリッジ	事務費	6,872	50	3,436
265	H23	市民会派	甲69	51 H 23 10 13	USBメモリー(4GB)(永原議員)	事務費	1,280	50	640
266	H23	市民会派	甲69	52 H 23 10 13	黒ボールペン2本・筆ペン1本	事務費	800	50	400
267	H23	市民会派	甲69	53 H 23 10 13	A4コピー紙(1000枚)	事務費	700	50	350
268	H23	市民会派	甲69	54 H 23 10 24	パソコンウイルス対策ソフト	事務費	3,240	50	1,620
269	H23	市民会派	甲69	57 H 23 10 24	通信費(会派のインターネット 9月分)	事務費	525	50	262
270	H23	市民会派	甲69	58 H 23 10 26	通信費(会派のFAX・インターネット 10月分)	事務費	6,009	50	3,004
271	H23	市民会派	甲69	64 H 23 11 16	A4コピー用紙2500枚	事務費	1,575	50	787
272	H23	市民会派	甲69	65 H 23 11 16	会派事務機器用単3電池	事務費	487	50	243
273	H23	市民会派	甲69	66 H 23 11 18	わゴム	事務費	252	50	126

274	H23	市民会派	甲69	67	H	23	11	21	通信費(会派のインターネット 10月分)	事務費		525	50	262
275	H23	市民会派	甲69	68	H	23	11	25	通信費(会派のFAX・インターネット 11月分)	事務費		6,017	50	3,008
276	H23	市民会派	甲69	73	H	23	12	20	通信費(会派のインターネット 11月分)	事務費		525	50	262
277	H23	市民会派	甲69	74	H	23	12	26	通信費(会派のFAX・インターネット 12月分)	事務費		6,101	50	3,050
278	H23	市民会派	甲69	79	H	24	1	25	通信費(会派のFAX・インターネット 1月分)	事務費		5,967	50	2,983
279	H23	市民会派	甲69	80	H	24	1	27	通信費(会派のインターネット 12月分)	事務費		525	50	262
280	H23	市民会派	甲69	82	H	24	2	1	パソコンプリンターインク等	事務費		11,360	50	5,680
281	H23	市民会派	甲69	86	H	24	2	23	政務調査費用ファイル7冊等	事務費		5,339	100	5,339
282	H23	市民会派	甲69	87	H	24	2	23	クリアーホルダーA4100枚	事務費		1,890	50	945
283	H23	市民会派	甲69	88	H	24	2	23	FAXロール紙 6本	事務費		7,380	50	3,690
284	H23	市民会派	甲69	89	H	24	2	23	コピー用紙	事務費		9,870	50	4,935
285	H23	市民会派	甲69	90	H	24	2	23	写真用紙	事務費		6,400	50	3,200
286	H23	市民会派	甲69	91	H	24	2	23	会派控室パソコン用プリンターインク	事務費		12,180	50	6,090
287	H23	市民会派	甲69	92	H	24	2	23	事務用品(ホッチキス大1台等)	事務費		6,575	50	3,287
288	H23	市民会派	甲69	93	H	24	2	23	事務用品(蛍光ペン等)	事務費		1,460	50	730
289	H23	市民会派	甲69	94	H	24	2	23	通信費(会派のFAX・インターネット 2月分)	事務費		6,065	50	3,032
290	H23	市民会派	甲69	95	H	24	2	24	通信費(会派のインターネット 1月分)	事務費		525	50	262
291	H23	市民会派	甲69	100	H	24	3	26	通信費(会派のインターネット 2月分)	事務費		525	50	262
292	H23	市民会派	甲69	101	H	24	3	26	通信費(会派のインターネット 3月分)	事務費		525	50	262
293	H23	市民会派	甲69	102	H	24	3	26	通信費(会派のFAX・インターネット 3月分)	事務費		6,040	50	3,020

256

使途基 準項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張				被告の主張	補助参加人の主張	
		適法と認められ る限度の支出額	違法支出合計額					
事務費	406,499	180,292	226,207	コピーユニットやFAX及びインターネットに係る経費は、そもそも会派や議員の行う活動が極めて広範かつ多岐にわたるものであること、またその性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難であることを総合考慮すると、調査研究活動以外にも利用されていることが推認されるというべきである。 そうすると、コピーユニットやFAX及びインターネットに係る経費については、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないと解するのが相当である。		会派の控室で用いる事務機器・文房具等の購入費や情報収集に係るインターネット回線からなる支出である。住民からの要望・陳情・意見聴取や、議会に関する活動に用いている。 取扱要領「2(1)⑧」によって政務調査費からの支出が認められているものである。	冷藏庫は中古を購入したもので、会派控室において住民からの市政及び政策等に対する要望・意見等を聴取する際に飲み物を提供するにあたり、購入したペットボトル等の物品を保管するためのものであり、住民の要望・意見を聴取するための会議のために必要なものとして、取扱要領「2(1)⑧」に該当する。	

使途基準項目	政務調査費として 計上された額	違法支出額	備考
研究研修費	252,340	53,690	
資料購入費	102,125	37,407	
広報費	547,470	547,470	收支報告書(甲68の1) 参照
会議・広聴費	44,000	22,000	
人件費	800,000	800,000	
事務費	406,499	226,207	
合 計	2,152,434	1,686,774	

番号

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
294	H23 公明党	甲71	104	H 23 10 31等	先進行政視察の旅費(日当・宿泊料) 静岡県浜松市・東京都・東京国際展示場「東京ビッグサイト」司	研究研修費	21,000	50	10,500
295	H23 公明党	甲71	105	H 23 10 31等	先進行政視察に伴う旅費 静岡県浜松市・東京都・東京国際展示場「東京ビッグサイト」司	研究研修費	32,320	50	16,160

用途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額		
研究 研 修 費	270,660	244,000	26,660	交通費や宿泊費は、実費が原則であるにもかかわらず、領収書不要の定額支給であった。それゆえ、研究研修費が高額である。また、視察が政策の立案・決定・提言の契機とはなっていない。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	当該行政視察・研究研修は、平成23年10月31日から11月1日に静岡県浜松市「ユニバーサルデザインのまちづくり」、東京都・東京国際展示場「地方自治情報化推進フェア2011」について、それぞれ視察や調査研究を行ったものである。視察の成果は、市議会で本市の課題を併せて提案している。 調査旅費は、取扱要領「2(1)②」で、先進地行政視察及び現地調査のために必要な経費として認められている。 なお、旅費や宿泊費の算定は富田林市職員旅費支給条例を準用するため、交通費についても鉄道運賃等ごく一般的なものであり、単に「調査旅費が高額である」との主張は失当である。

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
296	H23 公明党	甲71	113	H 23 11 8等	宮崎県日南市～福岡県行政視察の旅費(日当・宿泊料)来山	調査旅費	21,000	50	10,500
297	H23 公明党	甲71	114	H 23 11 8等	宮崎県日南市～福岡県行政視察の旅費(交通費)来山	調査旅費	54,360	50	27,180
298	H23 公明党	甲71	115	H 23 11 8等	宮崎県日南市～福岡県行政視察の旅費(日当・宿泊料)高山	調査旅費	21,000	50	10,500
299	H23 公明党	甲71	116	H 23 11 8等	宮崎県日南市～福岡県行政視察の旅費(交通費)高山	調査旅費	54,360	50	27,180
300	H23 公明党	甲71	117	H 23 11 8等	宮崎県日南市～福岡県行政視察の旅費(日当・宿泊料)草尾	調査旅費	21,000	50	10,500
301	H23 公明党	甲71	118	H 23 11 8等	宮崎県日南市～福岡県行政視察の旅費(交通費)草尾	調査旅費	54,360	50	27,810

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張	
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
調査旅費	226,080	112,410	113,670	交通費や宿泊費は、実費が原則であるにもかかわらず、領収書不要の定額支給であった。それゆえ、調査旅費が高額である。また、視察が政策の立案・決定・提言の契機とはなっていない。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	当該行政視察は、平成23年11月8日から11月9日に宮崎県日南市「鉄肥伝統的建造物群保存地区と歴史文化基本構想」、福岡県「使用済み蛍光灯からのレアース回収・再資源化」について、それぞれ視察や調査を行ったものである。視察の成果は、市議会で本市の課題を併せて提案している。 調査旅費は、取扱要領「2(1)②」で、先進地行政視察及び現地調査のために必要な経費として認められている。 なお、旅費や宿泊費の算定は富田林市職員旅費支給条例を準用するため、交通費についても鉄道運賃等ごく一般的なものであり、単に「調査旅費が高額である」との主張は失当である。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
302	H23 公明党	甲71	25	H 23 5 27	しんぶん赤旗 5月分購読料	資料購入費	2,900	50	1,450
303	H23 公明党	甲71	34	H 23 6 20	しんぶん赤旗 6月分購読料	資料購入費	2,900	50	1,450
304	H23 公明党	甲71	39	H 23 6 28	社会新報4月～6月分購読料+手数料	資料購入費	2,680	50	1,340
305	H23 公明党	甲71	50	H 23 7 26	しんぶん赤旗 7月分購読料	資料購入費	2,900	50	1,450
306	H23 公明党	甲71	68	H 23 8 29	しんぶん赤旗 8月分購読料	資料購入費	2,900	50	1,450
307	H23 公明党	甲71	81	H 23 9 26	しんぶん赤旗 9月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
308	H23 公明党	甲71	87	H 23 10 3	社会新報7月～9月分購読料+手数料	資料購入費	2,680	50	1,340
309	H23 公明党	甲71	102	H 23 10 25	しんぶん赤旗 10月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
310	H23 公明党	甲71	133	H 23 11 29	しんぶん赤旗 11月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
311	H23 公明党	甲71	142	H 23 12 20	しんぶん赤旗 12月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
312	H23 公明党	甲71	146	H 23 12 26	社会新報2011／10～12月分購読料+手数料	資料購入費	2,680	50	1,340
313	H23 公明党	甲71	165	H 24 1 30	しんぶん赤旗 1月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
314	H23 公明党	甲71	184	H 24 2 28	しんぶん赤旗 2月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
315	H23 公明党	甲71	194	H 24 3 27	しんぶん赤旗 3月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
316	H23 公明党	甲71	195	H 24 3 27	社会新報2012／1～2012／3月分購読料+手数料	資料購入費	2,680	50	1,340

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額		原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
	適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額				
資料購入費	245,550	222,490	23,060	しんぶん赤旗や社会新報の購入は、政策の立案・決定・提言の機能を果たすためのものではなく、単に、共産党や社民党を助成するための購読である。 したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	新聞購読料は、取扱要領「2(1)④」に明示されている。所属政党以外の出版物の購入は、政策立案のための調査研究に資するものである。	

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
317	H23	公明党	甲71	44 H 23 7 11	B4通信作成料 7月分 高山分 10000枚	広報費	60,900	100	60,900
318	H23	公明党	甲71	46 H 23 7 21	つかさ通信No. 60配送料 司	広報費	12,415	100	12,415
319	H23	公明党	甲71	59 H 23 8 23	子どもの医療費助成拡充チラシ6500枚	広報費	36,750	100	36,750
320	H23	公明党	甲71	60 H 23 8 23	タウンリポート18号(草尾)8000枚	広報費	52,500	100	52,500
321	H23	公明党	甲71	61 H 23 8 23	きた山通信(来山)5000枚	広報費	34,650	100	34,650
322	H23	公明党	甲71	62 H 23 8 23	つかさ通信59号(つかさ)12500枚	広報費	79,800	100	79,800
323	H23	公明党	甲71	69 H 23 8 29	会派ホームページ更新料	広報費	163,800	100	163,800
324	H23	公明党	甲71	122 H 23 11 10	高山通信(ネットワーク21)印刷費／平成23年11月作成分	広報費	60,900	100	60,900
325	H23	公明党	甲71	128 H 23 11 24	つかさ通信9月分 A3 13000枚	広報費	77,700	100	77,700
326	H23	公明党	甲71	129 H 23 11 24	来山通信9月分 A4 5000枚	広報費	34,650	100	34,650
327	H23	公明党	甲71	130 H 23 11 24	くさお通信9月分 B4 6000枚	広報費	46,200	100	46,200
328	H23	公明党	甲71	157 H 24 1 16	ネットワーク21 B4 10000枚44号	広報費	68,200	100	68,200
329	H23	公明党	甲71	159 H 24 1 17	富田林市議会公明党議員団ホームページ1月更新費	広報費	150,000	100	150,000
330	H23	公明党	甲71	160 H 24 1 18	公明新報平成12年 第17号 5万枚(4.7万枚折込)	広報費	679,770	100	679,770
331	H23	公明党	甲71	173 H 24 2 20	つかさ通信 A3 1万2千枚(二つ折り)	広報費	84,000	100	84,000
332	H23	公明党	甲71	174 H 24 2 20	きた山通信 B4 5千枚(二つ折り)	広報費	47,250	100	47,250
333	H23	公明党	甲71	175 H 24 2 20	くさお通信タウンリポート20号 B4 6千枚	広報費	52,500	100	52,500

用途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額		
広報費	1,741,985	0	1,741,985	政務調査費から支出した「ちらし」は、ほとんどの市民に配られていない。 3000~12000枚の「ちらし」や公明新報を印刷しているが、それぞれの議員の支援者や後援者を除き、配られていないことは明らかである。 したがって、政務調査費から支出することは、違法である。	所属議員ごとに市内の担当エリアを設けて市内全域に配布している。広報誌等の発行費用は、取扱要領「2(1)⑤」で政務調査費からの支出が認められている。

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
334	H23 公明党	甲71	66	H 23 8 29	市民要望受託会議お茶代	会議・広聴費	960	50	480
335	H23 公明党	甲71	85	H 23 10 1	会議(他市議員との意見交換)のお茶代(出席者19名)	会議・広聴費 (支払伝票上は研究研修費)	2,380	50	1,190
336	H23 公明党	甲71	123	H 23 11 13	すばるホール施設使用料	会議・広聴費	4,000	50	2,000
337	H23 公明党	甲71	189	H 24 3 9	3月30日会派議会報告会(すばるホール展示室・備品代)	会議・広聴費	6,700	50	3,350

用途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
会議・広聴費	14,040	7,020	7,020	調査研究活動に支出したかどうか不明であるため、2分の1を超えての支出は認められない。	住民や団体等からの要望・陳情や、意見調整の場を持つ際の茶菓子代として支出したものである。金額は取扱要領「2(1)⑥〔ウ〕」所定の1人1回2,000円に従っている。 No.85は、平成23年10月4日、富田林市役所会議室において、公明党議員団、守口市、岸和田市の総数19人の議員が集まり、富田林市職員の協力を得て、先進的な事業である市設置型合併浄化槽に関する意見交換等を行った際、当該会議における19人分のお茶代として「パワーマックス」(食品専門店)において飲料水を購入したものであり、2000円×議員団4名=8000円の範囲内である。	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
338	H23	公明党	甲71	7 H 23 5 2	FAX利用料4月分(会派)	事務費	5,993	50	2,996
339	H23	公明党	甲71	8 H 23 5 2	FAX利用料4月分(草尾)	事務費	1,600	50	800
340	H23	公明党	甲71	10 H 23 5 2	電話代23年4月分(司分)	事務費	2,350	50	1,175
341	H23	公明党	甲71	11 H 23 5 2	電話代23年4月分基本料(来山分)	事務費	2,350	50	1,175
342	H23	公明党	甲71	12 H 23 5 6	会派PC、輪転機、コピー機のリース代5月分	事務費	62,055	50	31,027
343	H23	公明党	甲71	13 H 23 5 10	インターネット回線障害対応費	事務費	5,250	50	2,625
344	H23	公明党	甲71	14 H 23 5 11	コピー用紙等	事務費	42,577	50	21,288
345	H23	公明党	甲71	16 H 23 5 19	新50円通常葉書 インクジェット200枚	事務費	10,000	50	5,000
346	H23	公明党	甲71	18 H 23 5 20	会派コピーカウンター料金 3月分	事務費	37,120	50	18,560
347	H23	公明党	甲71	19 H 23 5 20	会派インターネット料金5月分	事務費	2,152	50	1,076
348	H23	公明党	甲71	21 H 23 5 20	会派FAXダイヤル通話料4月1日~4月5日分	事務費	31	50	15
349	H23	公明党	甲71	22 H 23 5 26	FAX電話代(5月分)高山分	事務費	2,350	50	1,175
350	H23	公明党	甲71	23 H 23 5 26	FAX料金23年5月分(司)	事務費	2,350	50	1,175
351	H23	公明党	甲71	26 H 23 5 27	電話代23年5月分基本料金(来山分)	事務費	2,350	50	1,175
352	H23	公明党	甲71	27 H 23 5 31	FAX利用料5月分(会派)	事務費	5,805	50	2,902
353	H23	公明党	甲71	28 H 23 5 31	FAX利用料5月分(草尾)	事務費	1,600	50	800
354	H23	公明党	甲71	29 H 23 6 1	会派コピー機のリース代 5・6月分	事務費	53,950	50	26,975
355	H23	公明党	甲71	30 H 23 6 3	会派PC、輪転機、コピー機のリース代6月分	事務費	62,055	50	31,027
356	H23	公明党	甲71	31 H 23 6 14	新50円通常葉書 インクジェット200枚	事務費	10,000	50	5,000
357	H23	公明党	甲71	32 H 23 6 17	長形3号封筒クリーム5000枚(来山)	事務費	37,800	50	18,900
358	H23	公明党	甲71	33 H 23 6 17	長形3号封筒ページュ5000枚(司)等	事務費	50,400	50	25,200
359	H23	公明党	甲71	35 H 23 6 21	会派インターネット料金6月分	事務費	2,152	50	1,076
360	H23	公明党	甲71	36 H 23 6 24	FAX料金 6月分 司	事務費	2,350	50	1,175
361	H23	公明党	甲71	37 H 23 6 24	FAX電話代(6月分)高山分	事務費	2,350	50	1,175
362	H23	公明党	甲71	40 H 23 6 30	FAX利用料6月分(草尾)	事務費	1,600	50	800
363	H23	公明党	甲71	41 H 23 7 4	会派コピー機のリース代 7月分	事務費	26,775	50	13,387
364	H23	公明党	甲71	42 H 23 7 4	電話代23年6月分基本料金(来山分)	事務費	2,350	50	1,175
365	H23	公明党	甲71	43 H 23 7 5	FAX利用料6月分(会派)	事務費	6,536	50	3,268
366	H23	公明党	甲71	45 H 23 7 13	新50円通常葉書 インクジェット200枚	事務費	10,000	50	5,000
367	H23	公明党	甲71	47 H 23 7 26	会派コピー機6月分カウンター料金	事務費	5,064	50	2,532
368	H23	公明党	甲71	48 H 23 7 26	PCサプライ品等	事務費	6,252	50	3,126
369	H23	公明党	甲71	51 H 23 7 29	FAX電話代(7月分)高山分	事務費	2,350	50	1,175

370	H23	公明党	甲71	52	H 23 8 1	会派インターネット料金 7月分	事務費	2,152	50	1,076
371	H23	公明党	甲71	53	H 23 8 1	FAX利用料7月分(草尾)	事務費	1,600	50	800
372	H23	公明党	甲71	54	H 23 8 3	会派コピー機のリース代 8月分	事務費	26,775	50	13,387
373	H23	公明党	甲71	55	H 23 8 3	電話代23年7月分基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
374	H23	公明党	甲71	56	H 23 8 5	FAX料金 7月分 司	事務費	2,350	50	1,175
375	H23	公明党	甲71	57	H 23 8 5	FAX利用料7月分(会派)	事務費	6,036	50	3,018
376	H23	公明党	甲71	58	H 23 8 22	新50円通常葉書 インクジェット100枚	事務費	5,000	50	2,500
377	H23	公明党	甲71	63	H 23 8 23	FAX電話代(8月分)高山分	事務費	2,350	50	1,175
378	H23	公明党	甲71	64	H 23 8 26	シャープコピー機カウンター料金7月分	事務費	3,981	50	1,990
379	H23	公明党	甲71	65	H 23 8 29	FAX料金 8月分 司	事務費	2,350	50	1,175
380	H23	公明党	甲71	70	H 23 8 30	会派コピー機6月分カウンター料金	事務費	30,431	50	15,215
381	H23	公明党	甲71	71	H 23 8 30	会派インターネット料金8月分	事務費	2,152	50	1,076
382	H23	公明党	甲71	72	H 23 8 31	FAX利用料8月分(草尾)	事務費	1,600	50	800
383	H23	公明党	甲71	73	H 23 9 4	電話代23年8月分基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
384	H23	公明党	甲71	74	H 23 9 5	FAX利用料8月分(会派)	事務費	6,313	50	3,156
385	H23	公明党	甲71	75	H 23 9 5	会派コピー機のリース代 9月分	事務費	26,775	50	13,387
386	H23	公明党	甲71	76	H 23 9 8	リソグラフRP保守契約料金	事務費	52,900	50	26,450
387	H23	公明党	甲71	77	H 23 9 20	新50円通常葉書 インクジェット200枚	事務費	10,000	50	5,000
388	H23	公明党	甲71	78	H 23 9 23	電話代23年9月分基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
389	H23	公明党	甲71	79	H 23 9 26	シャープコピー機カウンター料金8月分	事務費	6,075	50	3,037
390	H23	公明党	甲71	80	H 23 9 26	FAX料金 9月分 司	事務費	2,350	50	1,175
391	H23	公明党	甲71	82	H 23 9 26	会派インターネット料金 9月分	事務費	2,152	50	1,076
392	H23	公明党	甲71	83	H 23 9 27	FAX電話代(9月分)高山分	事務費	2,350	50	1,175
393	H23	公明党	甲71	84	H 23 9 30	FAX利用料9月分(草尾)	事務費	1,600	50	800
394	H23	公明党	甲71	88	H 23 10 3	会派コピー機のリース代10月分	事務費	26,775	50	13,387
395	H23	公明党	甲71	89	H 23 10 5	FAX利用料9月分(会派)	事務費	6,309	50	3,154
396	H23	公明党	甲71	99	H 23 10 14	新50円通常葉書 インクジェット200枚	事務費	10,000	50	5,000
397	H23	公明党	甲71	100	H 23 10 17	つかさ通信No. 61 郵送料 司	事務費	12,350	50	6,175
398	H23	公明党	甲71	101	H 23 10 24	リソーRPインク等	事務費	69,951	50	34,975
399	H23	公明党	甲71	103	H 23 10 26	シャープコピー機カウンター料金9月分	事務費	6,839	50	3,419
400	H23	公明党	甲71	107	H 23 10 29	FAX電話代(10月分)高山分	事務費	2,350	50	1,175
401	H23	公明党	甲71	109	H 23 10 31	会派インターネット料金10月分	事務費	2,152	50	1,076
402	H23	公明党	甲71	111	H 23 10 31	電話代23年10月分基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
403	H23	公明党	甲71	112	H 23 10 31	FAX利用料10月分(草尾)	事務費	1,600	50	800
404	H23	公明党	甲71	119	H 23 11 4	会派コピー機のリース代11月分	事務費	26,775	50	13,387

405	H23	公明党	甲71	120	H 23 11 7	FAX利用料10月分(会派)	事務費	6,133	50	3,066
406	H23	公明党	甲71	121	H 23 11 7	FAX料金 10月分 司	事務費	2,350	50	1,175
407	H23	公明党	甲71	124	H'23 11 13	プリンター用インクジェット(高山分)	事務費	3,383	50	1,691
408	H23	公明党	甲71	125	H 23 11 22	新50円通常葉書 インクジェット200枚	事務費	10,000	50	5,000
409	H23	公明党	甲71	126	H 23 11 23	FAX電話代 平成23年11月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
410	H23	公明党	甲71	127	H 23 11 24	FAX料金 11月分 司	事務費	2,350	50	1,175
411	H23	公明党	甲71	131	H 23 11 24	A3コピー用紙 びわ色 12000枚	事務費	35,490	50	17,745
412	H23	公明党	甲71	132	H 23 11 28	10月12日インターネット障害対応費(ルーター・ハブ取替)	事務費	29,851	50	14,925
413	H23	公明党	甲71	135	H 23 11 29	会派インターネット料金11月分	事務費	2,152	50	1,076
414	H23	公明党	甲71	136	H 23 11 30	FAX利用料11月分(草尾)	事務費	1,600	50	800
415	H23	公明党	甲71	137	H 23 12 1	電話代23年11月分(基本料金)(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
416	H23	公明党	甲71	138	H 23 12 5	FAX利用料11月分(会派)	事務費	6,276	50	3,138
417	H23	公明党	甲71	139	H 23 12 5	会派コピー機のリース代12月分	事務費	26,775	50	13,387
418	H23	公明党	甲71	141	H 23 12 13	新50円通常葉書 インクジェット200枚	事務費	10,000	50	5,000
419	H23	公明党	甲71	144	H 23 12 26	シャープコピー機カウンター料金11月分	事務費	4,076	50	2,038
420	H23	公明党	甲71	145	H 23 12 26	A4コピー用紙フォトマット紙100枚等	事務費	6,176	50	3,088
421	H23	公明党	甲71	147	H 23 12 29	会派インターネット料金12月分	事務費	2,152	50	1,076
422	H23	公明党	甲71	148	H 23 12 29	FAX電話代 平成23年12月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
423	H23	公明党	甲71	149	H 24 1 3	電話代23年12月分基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
424	H23	公明党	甲71	150	H 24 1 4	電話代 12月分(司分)	事務費	2,350	50	1,175
425	H23	公明党	甲71	151	H 24 1 4	FAX利用料平成23年12月分(草尾)	事務費	1,600	50	800
426	H23	公明党	甲71	152	H 24 1 4	会派コピー機のリース代1月分	事務費	26,775	50	13,387
427	H23	公明党	甲71	153	H 24 1 5	FAX利用料平成23年12月分(会派)	事務費	6,069	50	3,034
428	H23	公明党	甲71	155	H 24 1 16	A4コピー用紙1万枚、セロテープ等	事務費	18,921	50	9,460
429	H23	公明党	甲71	156	H 24 1 16	プラザーアイント4色パック3箱等	事務費	25,956	50	12,978
430	H23	公明党	甲71	158	H 24 1 16	つかさ通信No. 62 郵送料 司	事務費	12,220	50	6,110
431	H23	公明党	甲71	161	H 24 1 25	新50円通常葉書 インクジェット200枚	事務費	10,000	50	5,000
432	H23	公明党	甲71	162	H 24 1 26	シャープコピー機カウンター料12月分	事務費	4,597	50	2,298
433	H23	公明党	甲71	163	H 24 1 27	会派インターネット料金1月分	事務費	2,152	50	1,076
434	H23	公明党	甲71	164	H 24 1 27	FAX電話代 平成24年1月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
435	H23	公明党	甲71	167	H 24 1 30	FAX料金 1月分 司	事務費	2,350	50	1,175
436	H23	公明党	甲71	168	H 24 1 31	FAX利用料平成24年1月分(草尾)	事務費	1,600	50	800
437	H23	公明党	甲71	170	H 24 2 3	会派コピー機のリース代2月分	事務費	26,775	50	13,387
438	H23	公明党	甲71	171	H 24 2 4	電話代24年1月分基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
439	H23	公明党	甲71	172	H 24 2 6	FAX利用料平成24年1月分(会派)	事務費	6,029	50	3,014
440	H23	公明党	甲71	176	H 24 2 20	新50円通常葉書 インクジェット200枚	事務費	10,000	50	5,000

441	H23	公明党	甲71	177	H 24 2 21	エプソンインク6色パック1箱等	事務費	10,571	50	5,285
442	H23	公明党	甲71	178	H 24 2 23	FAX電話代(2月分)高山分	事務費	2,350	50	1,175
443	H23	公明党	甲71	179	H 24 2 24	FAX料金 2月分 司	事務費	2,350	50	1,175
445	H23	公明党	甲71	180	H 24 2 24	電話代24年2月分基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
446	H23	公明党	甲71	181	H 24 2 27	シャープコピー機カウンター料金1月分	事務費	7,220	50	3,610
447	H23	公明党	甲71	185	H 24 2 28	会派インターネット料金2月分	事務費	2,152	50	1,076
448	H23	公明党	甲71	186	H 24 2 29	FAX利用料平成24年2月分 (草尾)	事務費	1,600	50	800
449	H23	公明党	甲71	187	H 24 3 5	会派コピー機のリース代3月分	事務費	26,775	50	13,387
450	H23	公明党	甲71	188	H 24 3 5	FAX利用料平成24年2月分(会派)	事務費	6,037	50	3,018
451	H23	公明党	甲71	190	H 24 3 19	パソコン障害対応費	事務費	8,500	50	4,250
452	H23	公明党	甲71	191	H 24 3 19	新50円通常葉書 インクジェット200枚	事務費	10,000	50	5,000
453	H23	公明党	甲71	192	H 24 3 26	シャープコピー機カウンター料金2月分	事務費	12,478	50	6,239
454	H23	公明党	甲71	193	H 24 3 26	FAX利用料3月分基本料金(高山)	事務費	2,350	50	1,175
455	H23	公明党	甲71	196	H 24 3 27	FAX料金 3月分 司	事務費	2,350	50	1,175
456	H23	公明党	甲71	197	H 24 3 27	パソコン 1台	事務費	110,000	50	55,000
457	H23	公明党	甲71	198	H 24 3 27	電話代24年3月基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
458	H23	公明党	甲71	200	H 24 3 31	会派インターネット料金3月分	事務費	2,152	50	1,076
459	H23	公明党	甲71	201	H 24 4 2	FAX利用料平成24年3月分 (草尾)	事務費	1,600	50	800

用途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
事務費	1,373,153	686,592	686,561	広報費で議員らの作成したちらしを政務調査費から支出しているにもかかわらず、事務費で輪転機のリース代を支出しているが、輪転機が何のために必要なのかが、理解できない。また、コピーやFAX及びインターネット等に係る経費等は、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難であること等を総合考慮すると、調査研究活動以外にも利用されていることが推認されるというべきである。 そうすると、コピーやFAX及びインターネット等に係る経費等は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないと解するのが相当である。	いずれも、住民への議会報告や調査研究等の資料作成、議会事務局との連携等に活用している。 インターネットは、調査研究活動を含む政務調査活動に必要不可欠であり、より多くの情報をタイムリーに収集することでこれらの活動に資するものである。	

使途基準項目	政務調査費として 計上された額	違法支出額	備考
研究研修費	270,660	26,660	收支報告書(甲70の1)参照
調査旅費	226,080	113,670	
資料作成費	105,000		
資料購入費	245,550	23,060	
広報費	1,741,985	1,741,985	
会議・広聴費	14,040	7,020	
事務費	1,373,153	686,561	
合計	3,976,468	2,598,956	

番号

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
460	H23	日本共産党	甲73	1 H 23 5 2	公明新聞 4月分	資料購入費	1,835	50	917
461	H23	日本共産党	甲73	9 H 23 5 26	しんぶん赤旗他 5月分	資料購入費	6,140	50	3,070
462	H23	日本共産党	甲73	14 H 23 6 3	公明新聞 5月分	資料購入費	1,835	50	917
463	H23	日本共産党	甲73	18 H 23 6 10	民青新聞 5月~3月分	資料購入費	9,460	50	4,730
464	H23	日本共産党	甲73	19 H 23 6 10	月刊「女性&運動」5月~3月分	資料購入費	4,400	50	2,200
465	H23	日本共産党	甲73	20 H 23 6 10	福祉のひろば 5月~3月分(振込料含む)	資料購入費	5,895	50	2,947
466	H23	日本共産党	甲73	21 H 23 6 13	しんぶん赤旗他 6月分	資料購入費	6,260	50	3,130
467	H23	日本共産党	甲73	24 H 23 6 20	農民 5月~3月分	資料購入費	6,600	50	3,300
468	H23	日本共産党	甲73	27 H 23 6 29	社会新報 5、6月分(振込料含む)	資料購入費	1,840	50	920
469	H23	日本共産党	甲73	30 H 23 7 4	公明新聞 6月分	資料購入費	1,835	50	917
470	H23	日本共産党	甲73	36 H 23 7 27	公明新聞 7月分	資料購入費	1,835	50	917
471	H23	日本共産党	甲73	37 H 23 7 28	治安維持法と現代	資料購入費	1,000	50	500
472	H23	日本共産党	甲73	38 H 23 7 28	しんぶん赤旗他 7月分	資料購入費	6,140	50	3,070
473	H23	日本共産党	甲73	43 H 23 8 10	日中友好新聞 5~9月分	資料購入費	2,900	50	1,450
474	H23	日本共産党	甲73	47 H 23 8 25	しんぶん赤旗他 8月分	資料購入費	6,140	50	3,070
475	H23	日本共産党	甲73	48 H 23 8 26	公明新聞 8月分	資料購入費	1,835	50	917
476	H23	日本共産党	甲73	52 H 23 9 12	しんぶん赤旗他 9月分	資料購入費	6,750	50	3,375
477	H23	日本共産党	甲73	59 H 23 9 26	公明新聞 9月分	資料購入費	1,835	50	917
478	H23	日本共産党	甲73	61 H 23 9 27	社会新報 7~9月分(振込料含む)	資料購入費	2,700	50	1,350
479	H23	日本共産党	甲73	68 H 23 10 24	しんぶん赤旗他 10月分	資料購入費	6,640	50	3,320
480	H23	日本共産党	甲73	70 H 23 11 2	公明新聞 10月分	資料購入費	1,835	50	917
481	H23	日本共産党	甲73	80 H 23 11 28	しんぶん赤旗他 11月分	資料購入費	6,640	50	3,320
482	H23	日本共産党	甲73	81 H 23 11 30	公明新聞 11月分	資料購入費	1,835	50	917
483	H23	日本共産党	甲73	85 H 23 12 15	日中友好新聞 10~12月分	資料購入費	1,740	50	870
484	H23	日本共産党	甲73	86 H 23 12 15	国保の危機は本当か(振込料含む)	資料購入費	1,700	50	850
485	H23	日本共産党	甲73	87 H 23 12 15	月刊「保育情報」5~3月分	資料購入費	6,600	50	3,300
486	H23	日本共産党	甲73	89 H 23 12 19	社会新報 10~12月分(振込料含む)	資料購入費	2,700	50	1,350
487	H23	日本共産党	甲73	92 H 23 12 19	しんぶん赤旗他 12月分	資料購入費	6,640	50	3,320
488	H23	日本共産党	甲73	93 H 23 12 20	公明新聞 12月分	資料購入費	1,835	50	917
489	H23	日本共産党	甲73	97 H 23 12 26	保育問題資料集他	資料購入費	3,120	50	1,560
490	H23	日本共産党	甲73	98 H 23 12 27	制度のあらまし	資料購入費	3,100	50	1,550
491	H23	日本共産党	甲73	103 H 24 1 19	公明新聞 1月分	資料購入費	1,835	50	917
492	H23	日本共産党	甲73	104 H 24 1 26	しんぶん赤旗他 1月分	資料購入費	6,640	50	3,320
493	H23	日本共産党	甲73	110 H 24 2 21	月刊女性&運動 4~3月分	資料購入費	4,800	50	2,400

494	H23	日本共産党	甲73	113	H 24	2	23	公明新聞 2月分	資料購入費	1,835	50	917
495	H23	日本共産党	甲73	114	H 24	2	28	日中友好新聞 1~3月分	資料購入費	1,740	50	870
496	H23	日本共産党	甲73	116	H 24	2	28	しんぶん赤旗他 2月分	資料購入費	6,640	50	3,320
497	H23	日本共産党	甲73	125	H 24	3	21	しんぶん赤旗他 3月分	資料購入費	6,740	50	3,370
498	H23	日本共産党	甲73	128	H 24	3	26	民主と人権 5~3月分	資料購入費	2,530	50	1,265
499	H23	日本共産党	甲73	130	H 24	3	26	公明新聞 3月分	資料購入費	1,835	50	917
500	H23	日本共産党	甲73	131	H 24	3	28	社会新報 1~3月分(振込料含む)	資料購入費	2,700	50	1,350

用途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
資料購入費	218,300	138,849	79,451	富田林市議会の各会派は、政党の支持母体が発行する日本共産党の「しんぶん赤旗」や、公明党の「公明新聞」を互いに購入するか、その双方を購入することが暗黙の了解となっており、それが長年の慣行となっている。富田林監査委員から指摘され、平成27年8月以降はしんぶん赤旗を購入していない。そして、それらを購読することが政策の立案・決定・提言の機能を果たしているとはいはず、2分の1を超えての支出は認められない。	各党の政策・動向とともに、全国の自治体の取組み等の記事があり、情報源として活用している。その他、指摘されている書籍・新聞は、専門分野の団体が発行しているもので「政党」の発行ではない。各専門分野の団体の発行物は、全国の先進的な取組みについての重要な情報源で、議会での質問(提案)等で参考にしている。 支出は条例・規則、取扱要領「2(1)④」に基づくものである。	

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
501	H23 日本共産党	甲73	25	H 23 6 24	議会報告	広報費	88,200	100	88,200
502	H23 日本共産党	甲73	51	H 23 9 12	議会報告・ホームページデータ	広報費	316,050	100	316,050
503	H23 日本共産党	甲73	57	H 23 9 21	上原市政報告ニュース・ホームページ更新	広報費	94,395	100	94,395
504	H23 日本共産党	甲73	73	H 23 11 10	議会報告・ホームページデータ・予算要望書	広報費	465,500	100	465,500
505	H23 日本共産党	甲73	95	H 23 12 22	予算要望書・ホームページデータ	広報費	7,035	100	7,035
506	H23 日本共産党	甲73	107	H 24 1 31	議会報告・上原幸子市政報告ニュース他	広報費	427,635	100	427,635
507	H23 日本共産党	甲73	122	H 24 3 19	ホームページサーバーレンタル・ドメイン更新料	広報費	7,340	50	3,670
508	H23 日本共産党	甲73	133	H 24 3 29	議会報告	広報費	175,750	100	175,750

用途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額		
広報費	1,581,905	3,670	1,578,235	「予算要望書」を2000部作成(甲73支払伝票番号No.95)していることになっているが、市役所内の各課に一部しか配布しておらず、約50部しか作成していないのかという疑義が生じている。また、議会報告及びアンケート等の「ちらし」に関しては、ほとんどの市民に配布されていない。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	ホームページの更新費用は、平成23年度は1回当たり「7035円から2万1000円」で、頻度も「議会報告」ビラの発行時に合わせ最大でも年4回程度である。議会報告は、支持者等の協力を得ながら、全戸を目標に配布する体制を構築している。アンケートも同様に配布し、多くの市民から貴重な意見をいただき、「予算要望書」に反映するとともに議会質問でも活用した。 「広報費」の支出についても、取扱要領「2(1)⑤[オ]」にもとづく適切な支出である。

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
509	H23	日本共産党	甲73	4 H 23 5 20	調査研究補助 5月分	人件費	60,000	50	30,000
510	H23	日本共産党	甲73	22 H 23 6 16	調査研究補助 6月分	人件費	50,000	50	25,000
511	H23	日本共産党	甲73	29 H 23 6 30	調査研究補助 夏期一時金	人件費	50,000	50	25,000
512	H23	日本共産党	甲73	33 H 23 7 15	調査研究補助 7月分	人件費	50,000	50	25,000
513	H23	日本共産党	甲73	45 H 23 8 18	調査研究補助 8月分	人件費	50,000	50	25,000
514	H23	日本共産党	甲73	54 H 23 9 16	調査研究補助 9月分	人件費	50,000	50	25,000
515	H23	日本共産党	甲73	64 H 23 10 14	調査研究補助 10月分	人件費	50,000	50	25,000
516	H23	日本共産党	甲73	77 H 23 11 16	調査研究補助 11月分	人件費	50,000	50	25,000
517	H23	日本共産党	甲73	84 H 23 12 9	調査研究補助 冬期一時金	人件費	50,000	50	25,000
518	H23	日本共産党	甲73	88 H 23 12 16	調査研究補助 12月分	人件費	50,000	50	25,000
519	H23	日本共産党	甲73	101 H 24 1 16	調査研究補助 1月分	人件費	50,000	50	25,000
520	H23	日本共産党	甲73	109 H 24 2 16	調査研究補助 2月分	人件費	50,000	50	25,000
521	H23	日本共産党	甲73	123 H 24 3 19	調査研究補助 3月分	人件費	50,000	50	25,000

用途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張	
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
人件費	660,000	330,000	330,000	人件費は、職員が調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されていなければ、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。政務調査費で職員を雇わなくとも、現在、調査研究ができるのであるから、人件費のうち調査研究に利用されている割合が僅少ではなかったのかという疑義が生じる。 よって、会派職員の人件費は、業務内容にかかわらず、定額で交付されていることから、業務を調査研究活動の補助業務とそれ以外の業務に明確に区別することは困難であることからすれば、日本共産党が人件費として政務調査費から支出した額の2分の1は、違法な支出である。	職員の勤務は、1か月平均で10日～12日程度で、議員の調査研究を補助する各種の書類整理を行っている。その費用は条例、規則、取扱要領「2(1)⑦」に基づき支出している。 なお、「定額」支給については、富田林市役所のアルバイト賃金に合わせ、時給計算の参考とした。なお、平成28年4月末に「65歳を過ぎた」との本人の申出により、同年5月からは「政務活動費」による勤務契約を解除した。	

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
522	H23	日本共産党	甲73	2 H 23 5 13	通信費 4月分 会派分	事務費	5	50	2
523	H23	日本共産党	甲73	3 H 23 5 18	印刷機リース料 1年分	事務費	13,125	50	6,562
524	H23	日本共産党	甲73	5 H 23 5 20	通信費 4月分 会派分	事務費	6,965	50	3,482
525	H23	日本共産党	甲73	6 H 23 5 20	ファイル	事務費	850	50	425
526	H23	日本共産党	甲73	7 H 23 5 20	通信費 5月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
527	H23	日本共産党	甲73	10 H 23 5 27	パソコンソフト「ノートン360」	事務費	23,358	50	11,679
528	H23	日本共産党	甲73	11 H 23 5 27	通信費 5月分 奥田良久議員分	事務費	2,474	50	1,237
529	H23	日本共産党	甲73	12 H 23 5 31	通信費 5月分 会派分	事務費	5,932	50	2,966
530	H23	日本共産党	甲73	13 H 23 6 3	プリンター	事務費	94,500	50	47,250
531	H23	日本共産党	甲73	15 H 23 6 6	ファイル・クロス表紙・サインペン	事務費	1,680	50	840
532	H23	日本共産党	甲73	16 H 23 6 9	ホワイトボードペン	事務費	130	50	65
533	H23	日本共産党	甲73	17 H 23 6 10	通信費 年会費(振込料含む)	事務費	3,570	50	1,785
534	H23	日本共産党	甲73	23 H 23 6 20	通信費 6月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
535	H23	日本共産党	甲73	26 H 23 6 29	通信費 6月分 奥田良久議員分	事務費	2,886	50	1,443
536	H23	日本共産党	甲73	28 H 23 6 30	議員報告郵送料	事務費	10,800	100	10,800
537	H23	日本共産党	甲73	31 H 23 7 5	通信費 6月分 会派分	事務費	6,668	50	3,334
538	H23	日本共産党	甲73	32 H 23 7 11	鉛筆・糊	事務費	1,348	50	674
539	H23	日本共産党	甲73	34 H 23 7 19	テレビ(送料含む)	事務費	30,787	50	15,393
540	H23	日本共産党	甲73	35 H 23 7 21	DELLパソコン	事務費	140,175	50	70,087
541	H23	日本共産党	甲73	39 H 23 8 4	通信費 7月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
542	H23	日本共産党	甲73	40 H 23 8 4	通信費 7月分 奥田良久議員分	事務費	2,474	50	1,237
543	H23	日本共産党	甲73	41 H 23 8 4	セロテープ	事務費	560	50	280
544	H23	日本共産党	甲73	42 H 23 8 5	通信費 7月分 会派分	事務費	6,388	50	3,194
545	H23	日本共産党	甲73	44 H 23 8 10	クリスタルラック	事務費	2,592	50	1,296
546	H23	日本共産党	甲73	46 H 23 8 18	通信費 8月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
547	H23	日本共産党	甲73	49 H 23 9 1	通信費 8月分 奥田良久議員分	事務費	2,474	50	1,237
548	H23	日本共産党	甲73	50 H 23 9 5	通信費 8月分 会派分	事務費	5,995	50	2,997
549	H23	日本共産党	甲73	53 H 23 9 13	インクカートリッジ・セロテープ	事務費	2,160	50	1,080
550	H23	日本共産党	甲73	55 H 23 9 21	通信費 9月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
551	H23	日本共産党	甲73	58 H 23 9 22	議会報告郵送料	事務費	12,800	50	6,400
552	H23	日本共産党	甲73	62 H 23 9 27	通信費 9月分 会派分 奥田良久議員分	事務費	2,474	50	1,237
553	H23	日本共産党	甲73	63 H 23 10 5	通信費 9月分 会派分	事務費	5,909	50	2,954
554	H23	日本共産党	甲73	65 H 23 10 24	複写手数料 5~9月分	事務費	7,296	50	3,648

555	H23	日本共産党	甲73	66	H 23 10 24	通信費 10月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
556	H23	日本共産党	甲73	67	H 23 10 24	USBメモリ・FAX感熱記録紙他	事務費	8,683	50	4,341
557	H23	日本共産党	甲73	71	H 23 11 4	通信費 10月分 奥田良久議員分	事務費	2,474	50	1,237
558	H23	日本共産党	甲73	72	H 23 11 7	通信費 10月分 会派分	事務費	6,304	50	3,152
559	H23	日本共産党	甲73	75	H 23 11 10	コピー用紙	事務費	894	50	447
560	H23	日本共産党	甲73	76	H 23 11 10	コピー用紙	事務費	1,750	50	875
561	H23	日本共産党	甲73	78	H 23 11 22	封筒	事務費	1,000	50	500
562	H23	日本共産党	甲73	79	H 23 11 22	通信費 11月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
563	H23	日本共産党	甲73	82	H 23 11 30	通信費 11月分 奥田良久議員分	事務費	2,474	50	1,237
564	H23	日本共産党	甲73	83	H 23 12 5	通信費 11月分 会派分	事務費	6,181	50	3,090
565	H23	日本共産党	甲73	90	H 23 12 19	トナー・カートリッジ	事務費	14,700	50	7,350
566	H23	日本共産党	甲73	91	H 23 12 19	通信費 12月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
567	H23	日本共産党	甲73	94	H 23 12 21	議会報告郵送料	事務費	10,400	50	5,200
568	H23	日本共産党	甲73	99	H 23 12 30	通信費 12月分 奥田良久議員分	事務費	2,474	50	1,237
569	H23	日本共産党	甲73	100	H 24 1 5	通信費 12月分 会派分	事務費	6,664	50	3,332
570	H23	日本共産党	甲73	102	H 24 1 16	FAX	事務費	257,250	50	128,625
571	H23	日本共産党	甲73	105	H 24 1 30	通信費 1月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
572	H23	日本共産党	甲73	106	H 24 1 30	通信費 1月分 奥田良久議員分	事務費	2,472	50	1,236
573	H23	日本共産党	甲73	108	H 24 2 6	通信費 1月分 会派分	事務費	6,280	50	3,140
574	H23	日本共産党	甲73	111	H 24 2 21	通信費 2月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
575	H23	日本共産党	甲73	115	H 24 2 28	通信費 2月分 奥田良久議員分	事務費	2,472	50	1,236
576	H23	日本共産党	甲73	117	H 24 3 5	通信費 2月分 会派分	事務費	5,925	50	2,962
577	H23	日本共産党	甲73	118	H 24 3 8	インクカートリッジ他	事務費	7,250	50	3,625
578	H23	日本共産党	甲73	119	H 24 3 14	議会報告郵送料	事務費	14,400	50	7,200
579	H23	日本共産党	甲73	120	H 24 3 14	複写使用料 10~2月分	事務費	8,016	50	4,008
580	H23	日本共産党	甲73	121	H 24 3 17	電子辞書	事務費	32,980	50	16,490
581	H23	日本共産党	甲73	124	H 24 3 19	通信費 3月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
582	H23	日本共産党	甲73	126	H 24 3 23	コピー用紙・プリットのり他	事務費	14,000	50	7,000
583	H23	日本共産党	甲73	127	H 24 3 26	通信費 3月分 奥田良久議員分	事務費	2,472	50	1,236

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額		
事務費	839,872	414,541	425,331	調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されていなければ、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	条例・規則、取扱要領「2(1)⑧」に基づき適正に処理し支出している。

使途基準項目	政務調査費として計上された額	違法支出額	備考
資料購入費	218,300	79,451	収支報告書(甲72の1)参照
広報費	1,581,905	1,578,235	
人件費	660,000	330,000	
事務費	839,872	425,331	
合計	3,300,077	2,413,017	

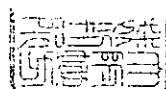
番号

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
584 H23	京谷議員	甲75	23	H 24 2 20等	福岡県久留米市・大野城市 行政視察に伴う旅費 (交通費・日当・宿泊料)	調査旅費	53,160	50	26,580

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
調査旅費	53,160	26,580	26,580	交通費や宿泊費は、領収書不要の定額支給であった。宿泊のために使った費用の明細がない。また、視察が政策の立案・決定・提言の契機とはなっていない。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	取扱要領「2(1)②」に基づく適正な行政視察であり、新幹線利用運賃としてもごく一般的なものであり、高額であるとの指摘は当たらない。 平成24年2月20日～21日の福岡県久留米市「市政パートナーアイデアソン」や大野城市「高齢者移動支援事業」に関する各施策は、議会等で取り上げ、問題提起や政策提言を行なってきた内容であり、視察が政策の立案・決定・提言の契機となっていないとの指摘は全く根拠がない。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
585 H23	京谷議員	甲75	1	H 23 5 17	京谷きよひさ議会活動報告(No. 29／50000部)	広報費	273,000	100	273,000
586 H23	京谷議員	甲75	14	H 23 10 31	議会報告のデータ作成料(上期分)	広報費	157,500	100	157,500
587 H23	京谷議員	甲75	28	H 24 3 30	京谷きよひさ議会活動報告(No. 30／50000部)	広報費	273,000	100	273,000
588 H23	京谷議員	甲75	29	H 24 3 31	議会報告のデータ作成料(下期分)	広報費	157,500	100	157,500

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張	
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
広報費	972,384	111,384	861,000	政務調査費から支出した「ちらし」は、市民に配られていない。 また、ホームページの更新が毎月行われているわけでもないのに、高額な支出をしている。したがって、政務調査費から支出することは、全額違法である。	議会報告の広報紙は、市政における調査研究の成果や議会質問の内容等を広報するために発行しているものであるが、No1、No28「三原デザイン」の費用については既に取り下げをしており、政務調査費からは支出していない。 ホームページの議会報告データー作成については、議会前からの打ち合わせ、議会質問後の要約作業、校正、掲載作業等、最低2回の打合せ、平均3回以上の事務作業が必要である。 その他、議会日程、行政視察の報告、市政活動に関する地域活動報告の掲載等に要する作業は毎月あり、その作業量の多さからして高額との指摘は全く当たらない。	



年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
589	H23	京谷議員	甲75	4 H 23 6 30	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等	会議・広聴費	2,180	50	1,090
590	H23	京谷議員	甲75	9 H 23 9 9	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等	会議・広聴費	5,910	50	2,955
591	H23	京谷議員	甲75	11 H 23 10 6	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等	会議・広聴費	1,920	50	960
592	H23	京谷議員	甲75	16 H 23 12 9	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等	会議・広聴費	3,690	50	1,845
593	H23	京谷議員	甲75	18 H 24 1 20	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等	会議・広聴費	420	50	210
594	H23	京谷議員	甲75	19 H 24 1 20	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等	会議・広聴費	2,090	50	1,045
595	H23	京谷議員	甲75	25 H 24 3 28	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等	会議・広聴費	1,890	50	945
596	H23	京谷議員	甲75	26 H 24 3 28	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等	会議・広聴費	630	50	315

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
会議・広聴費	18,730	9,365	9,365	お茶代は、誰と会議したか不明であり、また、政務調査活動として特に必要とするものでないため、2分の1を超えて支出することは許されない。	取扱要領「2(1)⑥[ウ]」において、調査研究のための会議や住民から要望、意見を聴取するための必要な経費として認められた支出である。特に住民から市政に関すること、施策に対する要望や意見を直接聞くことは政策立案に生かす契機となり、政務調査費として重要であり、必要な費用である。 なお、2000円を超える分で領収書に回数の記載がない支出については、乙51号証に明細を記載している。	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
597	H23 京谷議員	甲75	2	H 23 5 23	ファクシミリ基本料(5月分)及び通信料	事務費	2,593	50	1,296
598	H23 京谷議員	甲75	5	H 23 7 4	ファクシミリ基本料(6月分)及び通信料	事務費	3,213	50	1,606
599	H23 京谷議員	甲75	7	H 23 7 26	ファクシミリ基本料(7月分)及び通信料	事務費	2,611	50	1,305
600	H23 京谷議員	甲75	8	H 23 9 2	ファクシミリ基本料(8月分)及び通信料	事務費	2,640	50	1,320
601	H23 京谷議員	甲75	10	H 23 9 28	ファクシミリ基本料(9月分)及び通信料	事務費	2,668	50	1,334
602	H23 京谷議員	甲75	13	H 23 10 27	ファクシミリ基本料(10月分)及び通信料	事務費	2,474	50	1,237
603	H23 京谷議員	甲75	15	H 23 12 1	ファクシミリ基本料(11月分)及び通信料	事務費	2,524	50	1,262
604	H23 京谷議員	甲75	17	H 24 1 5	ファクシミリ基本料(12月分)及び通信料	事務費	2,585	50	1,292
605	H23 京谷議員	甲75	22	H 24 1 25	ファクシミリ基本料(1月分)及び通信料	事務費	3,024	50	1,512
606	H23 京谷議員	甲75	24	H 24 2 24	ファクシミリ基本料(2月分)及び通信料	事務費	2,553	50	1,276
607	H23 京谷議員	甲75	27	H 24 3 28	ファクシミリ基本料(3月分)及び通信料	事務費	2,635	50	1,317

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
事務費	29,520	14,763	14,757	電話代は、ほぼ基本料金である。その使用頻度の低さからも、政務調査活動に資するための必要とした可能性は極めて低い。 →電話代ではなく、自宅に設置された議会事務局との連絡用のファクシミリの基本料金である。調査研究のために市の施策に関する情報を提供するもので、基本料金を対象としたものであり取扱要領「2(1)⑥[力]」に基づき、事務費として計上しており、妥当なものである。 したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	電話代ではなく、自宅に設置された議会事務局との連絡用のファクシミリの基本料金である。調査研究のために市の施策に関する情報を提供するもので、基本料金を対象としたものであり取扱要領「2(1)⑥[力]」に基づき、事務費として計上しており、妥当なものである。	

使途基準項目	政務調査費として 計上された額	違法支出額	備考
研究研修費	10,000		収支報告書(甲74の1)参照
調査旅費	53,160	26,580	
資料購入費	25,440		
広報費	972,384	861,000	
会議・広聴費	18,730	9,365	
事務費	29,520	14,757	
合 計	1,109,234	911,702	

番号

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
608	H23	吉年議員	甲77	40 H 23 10 20	議員複写手数料(平成23年5月～9月分)	資料作成費	574	50	287
609	H23	吉年議員	甲77	66 H 24 3 14	議員複写手数料(平成23年10月～平成24年2月分)	資料作成費	244	50	122

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
資 料 作 成 費	818	409	409	何を複写したのか不明であるため、2分の1を超えての支出は認められない。	ほとんどが議会質問に関連する情報収集のための資料の複写、もしくは質問後、質問原稿と答弁書をまとめた小冊子の作成に要した費用である。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
610 H23	吉年議員	甲77	34	H 23 9 5	「見てある記」73号 48000部	広報費	190,000	50	95,000
611 H23	吉年議員	甲77	51	H 23 11 14	「見てある記」74号 49000部	広報費	230,000	50	115,000
612 H23	吉年議員	甲77	64	H 24 1 16	「見てある記」75号 49000部	広報費	230,000	50	115,000

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
広報費	650,000	325,000	325,000	<p>評価できる点は、政務調査費から支出した「ちらし」は、市民に配られていることである。</p> <p>しかし、市政とは関係のない記載が紙面の大半を占めていることから、2分の1を超えての支出は認められない。</p> <p>→政務調査費で発行している「ちらし」は、最小限に留めているとのことだが、費用が他社と比較して倍以上高額である。</p>	<p>「見てある記」は年に5回、48,000部を発行し、市政の情報発信と情報収集のため、市内全域に配布している。</p> <p>4回は議会後に質問内容を報告する目的で印刷費にのみ使用し、各号には自らの議会質問と答弁の内容、論説、公務の日程、研修・ボランティア活動の記録等を掲載している。残り1回は前年度の政務調査費収支報告書と後援会収支報告書、本市の歴史を紹介した内容であるので、全額を後援会から支出している。政務調査費で発行する号も、費用は最小限に留めている。</p> <p>印刷費は、印刷部数によつても単価が変わるが、1部当たり4~6円程度の印刷費は妥当なものと考える。</p>	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
613	H23	吉年議員	甲77	3 H 23 5 11	コンセントコード代	事務費	1,580	50	790
614	H23	吉年議員	甲77	4 H 23 5 11	インクナ一代	事務費	8,400	50	4,200
615	H23	吉年議員	甲77	7 H 23 5 18	インクカートリッジ・パソコン付属品	事務費	17,920	50	8,960
616	H23	吉年議員	甲77	18 H 23 6 3	パソコンソフトOfficeMac2011	事務費	17,850	50	8,925
617	H23	吉年議員	甲77	31 H 23 8 21	パソコンプリンターインク	事務費	2,200	50	1,100
618	H23	吉年議員	甲77	32 H 23 8 29	パソコンソフトADOBE ACROBAT XPRO	事務費	22,800	50	11,400
619	H23	吉年議員	甲77	35 H 23 9 13	パソコンプリンターインク	事務費	19,404	50	9,702
620	H23	吉年議員	甲77	49 H 23 11 4	パソコン備品(キーボード)	事務費	1,770	50	885
621	H23	吉年議員	甲77	54 H 23 11 28	パソコン消耗品(プリンタートナー)	事務費	13,230	50	6,615
622	H23	吉年議員	甲77	55 H 23 12 16	パソコン消耗品(プリンタートナー)	事務費	26,460	50	13,230
623	H23	吉年議員	甲77	57 H 23 12 22	iPad 3G	事務費	52,800	50	26,400
624	H23	吉年議員	甲77	58 H 23 12 22	iPad 3G用 保護カバー	事務費	9,460	50	4,730
625	H23	吉年議員	甲77	61 H 23 12 28	パソコンソフト(ノートン)	事務費	5,508	50	2,754

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額		
事務費	200,182	100,491	99,691	調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されていなければ、その2分の1を超えて政務活動費から支出することは許されないというべきである。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	調査研究活動に係る事務遂行に必要なものであり、取扱要領「2(1)⑧」によって政務調査費からの支出が認められているものである。

使途基準項目	政務調査費として 計上された額	違法支出額	備考
研究研修費	128,900		
資料作成費	818	409	
資料購入費	120,197		
広報費	650,000	325,000	
事務費	200,182	99,691	
残額		-55	
合 計	1,100,097	425,045	

収支報告書(甲76の1)参照

番号

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
626	H23	沖 議員	甲79	6 H 23 5 31	市政報告会用 室内及び街頭 垂れ幕3本	広報費	33,075	100	33,075

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額		
広報費	33,075	0	33,075	垂れ幕は、調査研究活動とは関係がない。 したがって、政務調査費から支出することは、全額違法である。	取扱要領「2(1)⑤」によって政務調査費からの支出が認められているものである。 地域の集会場及び街頭において市政報告を継続的に行う政務調査活動用備品であり、何ら違法性はない。

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
627	H23	沖 議員	甲79	1 H 23 5 18	パソコン用／エプソンインクジェット／ハイパーレーザーコピー	事務費	7,377	50	3,688
628	H23	沖 議員	甲79	2 H 23 5 24	電話及びファックス基本料金 平成23年5月分	事務費	2,495	50	1,247
629	H23	沖 議員	甲79	5 H 23 5 31	事務用品費	事務費	3,026	50	1,513
630	H23	沖 議員	甲79	7 H 23 6 18	パソコン修理代	事務費	12,500	50	6,250
631	H23	沖 議員	甲79	10 H 23 6 29	電話及びファックス基本料金 平成23年6月分	事務費	2,495	50	1,247
632	H23	沖 議員	甲79	11 H 23 7 3	パソコン用エプソンインクジェット他	事務費	10,681	50	5,340
633	H23	沖 議員	甲79	12 H 23 7 5	事務用品(ディスプレー)	事務費	4,157	50	2,078
634	H23	沖 議員	甲79	13 H 23 7 23	パソコン用(インク)	事務費	4,605	50	2,302
635	H23	沖 議員	甲79	16 H 23 7 30	電話及びファックス基本料金 平成23年7月分	事務費	2,495	50	1,247
636	H23	沖 議員	甲79	17 H 23 8 22	パソコン修理	事務費	15,300	50	7,650
637	H23	沖 議員	甲79	20 H 23 8 31	電話及びファックス基本料金 平成23年8月分	事務費	2,495	50	1,247
638	H23	沖 議員	甲79	23 H 23 10 3	電話及びファックス基本料金 平成23年9月分	事務費	2,495	50	1,247
639	H23	沖 議員	甲79	25 H 23 10 14	コピー代	事務費	1,450	50	725
640	H23	沖 議員	甲79	28 H 23 11 7	電話及びファックス基本料金 平成23年10月分	事務費	2,495	50	1,247
641	H23	沖 議員	甲79	31 H 23 11 28	電話及びファックス基本料金 平成23年11月分	事務費	2,495	50	1,247

642	H23	沖 議員	甲79	32	H 23	12	5	HPノートパソコン	事務費	153,000	50	76,500
643	H23	沖 議員	甲79	33	H 23	12	6	事務品費	事務費	1,359	50	679
644	H23	沖 議員	甲79	38	H 24	1	26	電話及びファックス基本料金 平成23年12月分	事務費	2,495	50	1,247
645	H23	沖 議員	甲79	39	H 24	1	26	電話及びファックス基本料金 平成24年1月分	事務費	2,495	50	1,247
646	H23	沖 議員	甲79	40	H 24	2	2	切手代	事務費	140	50	70
647	H23	沖 議員	甲79	41	H 24	2	2	コピー用品及び電池	事務費	858	50	429
648	H23	沖 議員	甲79	42	H 24	2	6	切手代	事務費	800	50	400
649	H23	沖 議員	甲79	43	H 24	2	6	切手代	事務費	220	50	110
650	H23	沖 議員	甲79	44	H 24	2	8	パソコン用 トナー2本	事務費	13,940	50	6,970
651	H23	沖 議員	甲79	45	H 24	2	8	パソコン用 インナーパック他	事務費	2,858	50	1,429
652	H23	沖 議員	甲79	48	H 24	3	1	電話及びファックス基本料金 平成24年2月分	事務費	2,495	50	1,247
653	H23	沖 議員	甲79	49	H 24	3	14	コピー代	事務費	1,570	50	785
654	H23	沖 議員	甲79	50	H 24	3	19	切手代	事務費	8,000	50	4,000
655	H23	沖 議員	甲79	52	H 24	3	28	電話及びファックス基本料金 平成24年3月分	事務費	2,495	50	1,247

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
事務費	307,830	134,651	134,635	調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されていなければ、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	調査研究活動に係る事務遂行に必要なものであり、取扱要領「2(1)⑧」によって政務調査費からの支出が認められているものである。	パソコン購入等について、富田林市議会ではインターネット使用のランケーブルを各会派に設置しているが、無会派議員控室には設置していない。庁内で瞬時に情報入手の為に一議員として公平且つ平等に機会を与えるべきとしてのノートパソコンであり、同時にこれに関する費用は当然の事、政務調査活動範囲内であり違法性は全くなき。 他の事務費については政務調査費手引書で議員に共通する常識範囲内での政務調査費と考え違法性はない。

使途基準項目	政務調査費として 計上された額	違法支出額	備 考
研究研修費	58,125		
広報費	768,075	33,075	
事務費	307,830	134,635	
残額		-34,006	
合 計	1,134,030	133,704	

収支報告書(甲78の1)参照

番号

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
1 H24	自由民主党	甲49	2	H 24 4 13	自然農法による農業塾参加費	研究研修費	30,000	50	15,000
2 H24	自由民主党	甲49	3	H 24 4 13	研修会参加費	研究研修費	5,000	50	2,500
3 H24	自由民主党	甲49	20	H 24 5 22	自然農法生産農家への研修	研究研修費	8,240	50	4,120
4 H24	自由民主党	甲49	94	H 24 10 23等	港区役所(愛知県名古屋市) 富士山 伊豆市役所 視察に伴う旅費(交通費)	研究研修費	67,490	50	33,745
5 H24	自由民主党	甲49	96	H 24 10 29等	徳島県名西郡石井町 若菜農園 兵庫県淡路市 自然農法根っ子の会 視察に伴う旅費(交通費)	研究研修費	30,950	50	15,475

使途基準項目	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
	政務調査費として計上された合計額	適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額		
研究研修費	238,080	167,240	70,840	自然農法に関する調査研究参加費、また防災に関する研究・視察に伴う経費である。 研究研修費は、取扱要領「2(1)①」で、研究会、研修会等に参加する場合のために必要な経費として認められている。調査旅費は、取扱要領「2(1)②」で、先進地行政視察及び現地調査のために必要な経費として認められている。 なお、旅費や宿泊費の算定は富田林市職員旅費支給条例を準用するため、「宿泊のために使った費用の明細がない」との主張は失当である。	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
6 H24	自由民主党	甲49	32	H 24 6 2	青い鳥だより郵送代	広報費	229,000	100	229,000
7 H24	自由民主党	甲49	38	H 24 6 7	議会報告紙 折込代	広報費	5,292	100	5,292
8 H24	自由民主党	甲49	39	H 24 6 8	青い鳥だより10000枚 封筒4000枚 別紙市議会だより200枚	広報費	252,000	100	252,000
9 H24	自由民主党	甲49	49	H 24 7 2	広報紙追加	広報費	158,000	100	158,000
10 H24	自由民主党	甲49	84	H 24 10 10	議会報告の為の切手代	広報費	40,000	100	40,000
11 H24	自由民主党	甲49	137	H 25 1 31	封筒3点	広報費	180,000	100	180,000
12 H24	自由民主党	甲49	145	H 25 3 1	議会報告紙 作成・印刷費 No. 10	広報費	378,000	100	378,000
13 H24	自由民主党	甲49	148	H 25 3 6	議会報告紙 送付代	広報費	87,612	100	87,612
14 H24	自由民主党	甲49	149	H 25 3 12	議会報告紙 送付代	広報費	225,290	100	225,290
15 H24	自由民主党	甲49	152	H 25 3 15	封筒 3月議会録	広報費	52,680	100	52,680
16 H24	自由民主党	甲49	157	H 25 3 26	封筒 3月議会録	広報費	128,625	100	128,625

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
広報費	1,736,499	0	1,736,499	政務調査費から支出した「ちらし」は、それぞれの議員の支援者や後援者を除き、ほとんどの市民に配られていない。したがって、政務調査費から支出することは、違法である。	広報誌は「ちらし」ではない。会派発行の広報誌は、取扱要領「2(1)⑤」に明示された使途である。新聞折込等の方法で配布しており、後援会活動や選舉活動として配布したものではない。 なお、No152「封筒 3月議会録」、157「封筒 議会録」の費用については既に取り下げをしており、政務調査費からは支出していない。	

年 度	会 派 名	号 記	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
17 H24	自由民主党	甲49	8	H 24 4 27等	会議 お茶代	会議・広聴費	4,620	50	2,310
18 H24	自由民主党	甲49	13	H 24 5 11	会議に伴う飲み物代	会議・広聴費	2,000	50	1,000
19 H24	自由民主党	甲49	17	H 24 5 15	ワコーアイスブレンド 3回分	会議・広聴費	4,663	50	2,331
20 H24	自由民主党	甲49	21	H 24 5 23	会議 お茶代	会議・広聴費	7,560	50	3,780
21 H24	自由民主党	甲49	26	H 24 5 28	会議 お茶代	会議・広聴費	2,000	50	1,000
22 H24	自由民主党	甲49	36	H 24 6 6	お茶代	会議・広聴費	1,470	50	735
23 H24	自由民主党	甲49	37	H 24 6 6	会議費	会議・広聴費	2,000	50	1,000
24 H24	自由民主党	甲49	42	H 24 6 19	会議広聴費(お茶代)	会議・広聴費	2,680	50	1,340
25 H24	自由民主党	甲49	44	H 24 6 23	会議用の飲物	会議・広聴費	2,360	50	1,180
26 H24	自由民主党	甲49	50	H 24 7 4	会議にかかるコーヒー代	会議・広聴費	2,000	50	1,000
27 H24	自由民主党	甲49	53	H 24 7 20	会議のお茶代	会議・広聴費	2,180	50	1,090
28 H24	自由民主党	甲49	66	H 24 8 28	会議のお茶代	会議・広聴費	3,220	50	1,610
29 H24	自由民主党	甲49	75	H 24 9 26	会議 お茶代	会議・広聴費	2,920	50	1,460
30 H24	自由民主党	甲49	81	H 24 10 2	会議費(コーヒー代)	会議・広聴費	2,000	50	1,000
31 H24	自由民主党	甲49	93	H 24 10 29	会議 お茶代	会議・広聴費	7,220	50	3,610
32 H24	自由民主党	甲49	99	H 24 11 14	会議用お茶代	会議・広聴費	2,000	50	1,000
33 H24	自由民主党	甲49	107	H 24 12 3	会議用お茶代	会議・広聴費	3,631	50	1,815
34 H24	自由民主党	甲49	109	H 24 12 7	議会報告紙 送付代	会議・広聴費	40,000	100	40,000
35 H24	自由民主党	甲49	110	H 24 12 11	お茶代	会議・広聴費	920	50	460
36 H24	自由民主党	甲49	114	H 24 12 19	郵便はがき 50円×500枚	会議・広聴費	25,000	50	12,500
37 H24	自由民主党	甲49	116	H 24 12 25	会議用お茶代	会議・広聴費	5,520	50	2,760
38 H24	自由民主党	甲49	118	H 24 12 25	会議費(お茶代)	会議・広聴費	900	50	450
39 H24	自由民主党	甲49	120	H 24 12 26	会議費(お茶代)	会議・広聴費	690	50	345
40 H24	自由民主党	甲49	122	H 24 12 27	印刷代	会議・広聴費	93,976	100	93,976
41 H24	自由民主党	甲49	128	H 25 1 8	お茶代	会議・広聴費	1,380	50	690
42 H24	自由民主党	甲49	131	H 25 1 16	お茶代	会議・広聴費	1,190	50	595
43 H24	自由民主党	甲49	139	H 25 2 19	会議お茶代	会議・広聴費	2,530	50	1,265
44 H24	自由民主党	甲49	142	H 25 2 25	会議お茶代	会議・広聴費	6,440	50	3,220
45 H24	自由民主党	甲49	158	H 25 3 26	中野会館使用料	会議・広聴費	10,000	50	5,000

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
会議・広聴費	603,470	414,948	188,522	<p>政務調査費という公金から支出しているのであるから、費用が発生した年月日、そしてその会議がどのような政策立案のための調査研究活動費であったかを記載しなければならない。したがって、調査研究活動に使用したかも不明であるため、2分の1を超えて支出することは許されない。</p> <p>また、議事録が市民に配られていない。したがって、政務調査費から支出することは、違法である。 →No. 109に添付されている議事録は、調査研究とは関係がない。</p>	<p>住民から市政・政策等に対する要望・意見を直接聞くために開催した会議等であり、取扱要領「2(1)⑥[ウ]」に明示された会議・広聴費である。また、金額(1人1回2,000円)も社会通念上相当な範囲内である。</p> <p>2,000円を超える分については、2,000円×会派議員数3名=6,000円以内、又は複数回のお茶代を合計した金額を支出したものであり、回数は領収書に記載されている。</p> <p>No. 109は「議事録送料代」であり、「議事録が市民に配られていない」との主張は失当である。</p> <p>なお、支払伝票に添付しているものを送付しているものではなく、その内容を整理し送付したものである。</p>	

年 度	会派名	号 記	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
46 H24	自由民主党	甲49	1	H 24 4 2	シュレッダー1台他	事務費	28,350	50	14,175
47 H24	自由民主党	甲49	4	H 24 4 16	電話代	事務費	2,735	50	1,367
48 H24	自由民主党	甲49	5	H 24 4 19	文具	事務費	7,690	50	3,845
49 H24	自由民主党	甲49	6	H 24 4 25	切手代	事務費	2,300	50	1,150
50 H24	自由民主党	甲49	7	H 24 4 25	インターネット利用料	事務費	2,415	50	1,207
51 H24	自由民主党	甲49	9	H 24 4 27	ファクシミリ使用料(左近／4月分)	事務費	2,472	50	1,236
52 H24	自由民主党	甲49	10	H 24 4 27	FAX使用料 4月分	事務費	2,472	50	1,236
53 H24	自由民主党	甲49	11	H 24 5 2	ファクシミリ(4月分)	事務費	2,616	50	1,308
54 H24	自由民主党	甲49	12	H 24 5 7	電話代	事務費	2,735	50	1,367
55 H24	自由民主党	甲49	14	H 24 5 12	プリンターインク代	事務費	7,080	50	3,540
56 H24	自由民主党	甲49	15	H 24 5 14	タックシール	事務費	19,152	50	9,576
57 H24	自由民主党	甲49	16	H 24 5 14	封筒	事務費	1,286	50	643
58 H24	自由民主党	甲49	22	H 24 5 25	ファクシミリ使用料(左近／5月分)	事務費	2,472	50	1,236
59 H24	自由民主党	甲49	23	H 24 5 25	シュレーター	事務費	10,740	50	5,370
60 H24	自由民主党	甲49	24	H 24 5 25	インターネット利用料	事務費	2,415	50	1,207
61 H24	自由民主党	甲49	25	H 24 5 26	FAX使用料 5月分	事務費	2,472	50	1,236

62	H24	自由民主党	甲49	28	H 24	5	29	ファイル 封筒	事務費	2,303	50	1,151
63	H24	自由民主党	甲49	29	H 24	5	30	第一種定形1通等	事務費	12,365	50	6,182
64	H24	自由民主党	甲49	30	H 24	5	31	ファイル・ペン代	事務費	1,486	50	743
65	H24	自由民主党	甲49	31	H 24	5	31	ハンディーライター・ハンディーテープ代 山本	事務費	17,360	50	8,680
66	H24	自由民主党	甲49	33	H 24	6	2	FAX使用料(5月分)	事務費	2,473	50	1,236
67	H24	自由民主党	甲49	35	H 24	6	5	電話代	事務費	2,735	50	1,367
68	H24	自由民主党	甲49	40	H 24	6	12	ゴム印代	事務費	700	50	350
69	H24	自由民主党	甲49	41	H 24	6	17	プリンターインク代	事務費	2,490	50	1,245
70	H24	自由民主党	甲49	45	H 24	6	25	FAX使用料 6月分	事務費	2,472	50	1,236
71	H24	自由民主党	甲49	46	H 24	6	25	インターネット利用料	事務費	2,415	50	1,207
72	H24	自由民主党	甲49	47	H 24	6	26	FAX(6月分)	事務費	2,476	50	1,238
73	H24	自由民主党	甲49	48	H 24	6	26	ファクシミリ使用料(左近／6月分)	事務費	2,472	50	1,236
74	H24	自由民主党	甲49	51	H 24	7	5	電話代	事務費	2,735	50	1,367
75	H24	自由民主党	甲49	52	H 24	7	12	パソコンのプリンタ代	事務費	16,500	50	8,250
76	H24	自由民主党	甲49	54	H 24	7	25	インターネット利用料	事務費	2,415	50	1,207
77	H24	自由民主党	甲49	55	H 24	7	28	FAX使用料 7月分	事務費	2,471	50	1,235
78	H24	自由民主党	甲49	56	H 24	7	30	ファクシミリ使用料 7月分	事務費	2,472	50	1,236
79	H24	自由民主党	甲49	57	H 24	7	31	ファクシミリ使用料(左近／7月分)	事務費	2,471	50	1,235
80	H24	自由民主党	甲49	59	H 24	8	6	電話代	事務費	2,733	50	1,366
81	H24	自由民主党	甲49	60	H 24	8	7	FAXロール紙代	事務費	2,478	50	1,239
82	H24	自由民主党	甲49	62	H 24	8	9	文具(セロテープ)	事務費	1,230	50	615
83	H24	自由民主党	甲49	65	H 24	8	27	インターネット利用料	事務費	2,415	50	1,207
84	H24	自由民主党	甲49	67	H 24	8	29	ファクシミリ使用料(左近／8月分)	事務費	2,470	50	1,235
85	H24	自由民主党	甲49	68	H 24	8	29	FAX使用料 8月分	事務費	2,471	50	1,235
86	H24	自由民主党	甲49	69	H 24	9	1	ファクシミリ使用料(8月分)	事務費	2,471	50	1,235
87	H24	自由民主党	甲49	72	H 24	9	5	電話代	事務費	2,733	50	1,366
88	H24	自由民主党	甲49	73	H 24	9	19	選挙法・政治資金法の手引 追録分 書籍料	事務費	2,750	100	2,750
89	H24	自由民主党	甲49	74	H 24	9	25	インターネット利用料 9月分	事務費	2,415	50	1,207
90	H24	自由民主党	甲49	76	H 24	9	26	ファクシミリ使用料(左近／9月分)	事務費	2,470	50	1,235
91	H24	自由民主党	甲49	77	H 24	9	26	FAX使用料 9月分	事務費	2,471	50	1,235
92	H24	自由民主党	甲49	78	H 24	9	27	FAX 9月分	事務費	2,470	50	1,235
93	H24	自由民主党	甲49	83	H 24	10	5	電話代	事務費	2,733	50	1,366
94	H24	自由民主党	甲49	86	H 24	10	12	カラーペーパーFAX用紙2本、文具一式	事務費	28,500	50	14,250
95	H24	自由民主党	甲49	88	H 24	10	15	FAX用紙代	事務費	1,144	50	572
96	H24	自由民主党	甲49	89	H 24	10	17	写真台紙代	事務費	944	50	472
97	H24	自由民主党	甲49	90	H 24	10	24	FAX使用料 10月分	事務費	2,470	50	1,235
98	H24	自由民主党	甲49	91	H 24	10	26	インターネット利用料	事務費	2,415	50	1,207

99	H24	自由民主党	甲49	92	H 24	10	26	FAX使用料	事務費	2,470	50	1,235
100	H24	自由民主党	甲49	95	H 24	10	30	ファクシミリ使用料(左近／10月分)	事務費	2,470	50	1,235
101	H24	自由民主党	甲49	97	H 24	11	2	議員複写手数料平成24年4月～9月分	事務費	1,024	50	512
102	H24	自由民主党	甲49	98	H 24	11	5	電話代	事務費	2,733	50	1,366
103	H24	自由民主党	甲49	101	H 24	11	26	インターネット利用料 11月分	事務費	2,415	50	1,207
104	H24	自由民主党	甲49	102	H 24	11	29	プリンタ一代	事務費	22,000	50	11,000
105	H24	自由民主党	甲49	103	H 24	11	30	タックシール	事務費	3,171	50	1,585
106	H24	自由民主党	甲49	104	H 24	11	30	FAX使用料 11月分	事務費	2,470	50	1,235
107	H24	自由民主党	甲49	105	H 24	12	3	FAX使用料 11月分	事務費	2,470	50	1,235
108	H24	自由民主党	甲49	106	H 24	12	3	ファクシミリ使用料(左近／11月分)	事務費	2,470	50	1,235
109	H24	自由民主党	甲49	108	H 24	12	5	電話代 11月分	事務費	2,733	50	1,366
110	H24	自由民主党	甲49	115	H 24	12	22	FAX使用料 12月分	事務費	2,470	50	1,235
111	H24	自由民主党	甲49	117	H 24	12	25	インターネット使用料 12月分	事務費	2,415	50	1,207
112	H24	自由民主党	甲49	119	H 24	12	26	ファクシミリ使用料(左近／12月分)	事務費	2,470	50	1,235
113	H24	自由民主党	甲49	123	H 24	12	28	児童虐待防止オレンジパッチ2ヶ	事務費	1,230	50	615
114	H24	自由民主党	甲49	124	H 24	12	28	タックシール、ボールペン	事務費	10,080	50	5,040
115	H24	自由民主党	甲49	125	H 24	12	28	パソコン購入代	事務費	59,330	50	29,665
116	H24	自由民主党	甲49	126	H 24	12	28	FAX使用料(12月分)	事務費	2,472	50	1,236
117	H24	自由民主党	甲49	127	H 25	1	7	電話代	事務費	2,733	50	1,366
118	H24	自由民主党	甲49	129	H 25	1	14	タックシール、CDケース代	事務費	1,940	50	970
119	H24	自由民主党	甲49	130	H 25	1	14	針なしホッチキス他	事務費	2,230	50	1,115
120	H24	自由民主党	甲49	132	H 25	1	22	ホームランドテープ代	事務費	2,079	50	1,039
121	H24	自由民主党	甲49	133	H 25	2	25	インターネット利用料 1月分	事務費	2,415	50	1,207
122	H24	自由民主党	甲49	134	H 25	1	28	FAX(1月分)使用料	事務費	2,472	50	1,236
123	H24	自由民主党	甲49	135	H 25	1	28	FAX使用料 1月分	事務費	2,470	50	1,235
124	H24	自由民主党	甲49	136	H 25	1	29	電話代 1月分	事務費	2,470	50	1,235
125	H24	自由民主党	甲49	138	H 25	2	5	電話代 2月分	事務費	2,733	50	1,366
126	H24	自由民主党	甲49	140	H 25	2	20	ファクシミリ使用料(左近／1月分)	事務費	2,470	50	1,235
127	H24	自由民主党	甲49	141	H 25	2	21	タックシール代	事務費	9,504	50	4,752
128	H24	自由民主党	甲49	143	H 25	2	25	インターネット利用料 2月分	事務費	2,415	50	1,207
129	H24	自由民主党	甲49	144	H 25	2	28	FAX使用料 2月分	事務費	2,470	50	1,235
130	H24	自由民主党	甲49	146	H 25	3	5	電話代	事務費	2,733	50	1,366
131	H24	自由民主党	甲49	147	H 25	3	5	複写手数料平成24年10月～平成25年2月分	事務費	594	50	297
132	H24	自由民主党	甲49	153	H 25	3	21	事務机	事務費	13,410	100	13,410
133	H24	自由民主党	甲49	154	H 25	3	22	メモリーカード代	事務費	612	50	306
134	H24	自由民主党	甲49	155	H 25	3	25	FAX2月分使用料	事務費	2,471	50	1,235
135	H24	自由民主党	甲49	156	H 25	3	25	インターネット利用料	事務費	2,415	50	1,207
136	H24	自由民主党	甲49	159	H 25	3	27	政務調査事務会経費(平成24年4月～平成25年3月分まで)	事務費	90,000	100	90,000

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
事務費	527,525	210,700	316,825	FAX代、電話代等は、ほぼ基本料金である。その使用頻度の低さからも、政務調査活動に資するための必要とした可能性は極めて低い。 FAX代は市から議員への緊急時の事業・業務の情報提供用のものであると主張するが、ただの連絡用であれば、調査研究とは無関係である。 パソコン等も、調査研究活動以外にも利用されていることが推認される。それゆえ、2分の1を超えての支出は認められない。 また、政務調査事務会経費は、調査研究活動に該当せず、違法な支出である。	FAX代、電話代等は、取扱要領「2(1)⑧[力]」で明示された使途である。なお、FAX代は議員の調査研究のため市から議員への市の施策に関する情報及び緊急時の事業・業務に関する情報を提供するもので、要領どおり、基本料金のみ充当したものである。 結果として使用頻度が低かったことは、政務調査費のために支出したことと覆す事情ではない。パソコン等は取扱要領「2(1)⑧」で明示された使途(上限200,000円)で会派が調査研究活動等に係る事務遂行に必要な経費である。 また、政務調査事務会経費は、調査研究の内容を住民に報告するために作成した印刷物の配布に係る経費(印刷物の作成、地域別への印刷物の仕分け、手配りにより配付するための経費)であって、取扱要領「2(1)⑧」に明示された事務費で会派の調査研究活動等に係る事務遂行に必要な経費である。「調査研究活動に該当せず、違法な支出である。」との主張は、具体的に支出が使途基準に適合していないことを示していない。	

使途基準項目	政務調査費として計上された額	違法支出額	備考
研究研修費	238,080	70,840	
調査旅費	1,720		
資料作成費	288,960		
資料購入費	44,560		
広報費	1,736,499	1,736,499	
会議・広聴費	603,470	188,522	
事務費	527,525	316,825	
合計	3,440,814	2,312,686	收支報告書(甲48の1)参照

番号

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
137	H24 とんだばやし未来	甲51	15	H 24 6 30	視察手土産代	調査旅費	6,000	50	3,000
138	H24 とんだばやし未来	甲51	17	H 24 7 3	会派視察代金	調査旅費	185,264	50	92,632
139	H24 とんだばやし未来	甲51	30	H 24 9 5	会派視察代金	調査旅費	343,880	50	171,940
140	H24 とんだばやし未来	甲51	31	H 24 9 28	視察 手土産代	調査旅費	12,000	50	6,000
141	H24 とんだばやし未来	甲51	61	H 25 2 4	会派視察代金	調査旅費	361,704	50	180,852

用途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
調査旅費	908,848	454,424	454,424	視察に伴う代金が高額であるにも拘わらず、宿泊のために使った費用の明細がない。 また、視察旅行は、親睦旅行の疑いもある。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	<p>当該行政視察は、平成24年7月3日から7月4日に静岡県地震防災センター「防災体制について」、静岡県富士市「防災体制について」視察や調査を行なったものである。また、平成24年10月1日から10月3日に福岡県古賀市「まちなか暮らし・にぎわい再生事業」、熊本県水俣市「環境モデル都市づくり及び水俣病資料館」、熊本県玉名市「玉名21の星事業 一区一輝運動」について、平成25年2月6日から2月8日に千葉県柏市「豊四季団地における長寿社会のまちづくり」、東京都荒川区「職員ビジネスカレッジ、学校パワーアップ事業」、埼玉県福祉部社会福祉課「アスポート事業(教育支援員事業)」についてそれぞれ視察や調査を行なったものである。視察の成果は、市議会で本市の課題を併せて提案している。</p> <p>調査旅費は、取扱要領「2(1)②」で、先進地行行政視察及び現地調査のために必要な経費として認められている。</p> <p>なお、旅費や宿泊費の算定は富田林市職員旅費支給条例を準用するため、「宿泊のために使った費用の明細がない」との主張は失当である。</p> <p>各議員が先進地の施設や取組を確認・体験等することで、充実した検討や議論が可能となる。複数の議員による視察は、本市の施策への提案等のために有意義且つ必要性が高い。手土産は、視察の実効性を高める目的のもと、視察への協力に対する謝礼の意味を有する。No.15(1市・1施設)・31(3市・1施設)の手土産代は視察先1か所につき3000円以内であるから、社会的儀礼として相当な範囲内の支出である。</p>	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
142	H24 とんだばやし未来	甲51	4	H 24 4 25	赤旗 4月分	資料購入費	4,200	50	2,100
143	H24 とんだばやし未来	甲51	5	H 24 4 25	公明新聞 4月分	資料購入費	1,835	50	917
144	H24 とんだばやし未来	甲51	8	H 24 5 25	赤旗 5月分	資料購入費	4,200	50	2,100
145	H24 とんだばやし未来	甲51	9	H 24 5 25	公明新聞 5月分	資料購入費	1,835	50	917
146	H24 とんだばやし未来	甲51	13	H 24 6 25	赤旗 6月分	資料購入費	4,200	50	2,100
147	H24 とんだばやし未来	甲51	14	H 24 6 28	公明新聞 6月分	資料購入費	1,835	50	917
148	H24 とんだばやし未来	甲51	19	H 24 7 31	公明新聞 7月分	資料購入費	1,835	50	917
149	H24 とんだばやし未来	甲51	20	H 24 7 31	赤旗 7月分	資料購入費	4,200	50	2,100
150	H24 とんだばやし未来	甲51	23	H 24 8 11	赤旗 8月分	資料購入費	4,200	50	2,100
151	H24 とんだばやし未来	甲51	24	H 24 8 11	公明新聞 8月分	資料購入費	1,835	50	917
152	H24 とんだばやし未来	甲51	28	H 24 9 5	公明新聞 9月分	資料購入費	1,835	50	917
153	H24 とんだばやし未来	甲51	29	H 24 9 5	赤旗 9月分	資料購入費(支払 伝票上事務費)	4,200	50	2,100
154	H24 とんだばやし未来	甲51	42	H 24 10 27	公明新聞 10月分	資料購入費	1,835	50	917
155	H24 とんだばやし未来	甲51	43	H 24 10 27	赤旗 10月分	資料購入費	4,200	50	2,100
156	H24 とんだばやし未来	甲51	48	H 24 11 25	公明新聞 11月分	資料購入費	1,835	50	917
157	H24 とんだばやし未来	甲51	49	H 24 11 25	赤旗 11月分	資料購入費	4,200	50	2,100
158	H24 とんだばやし未来	甲51	54	H 24 12 20	赤旗 12月分	資料購入費	1,835	50	917
159	H24 とんだばやし未来	甲51	55	H 24 12 20	公明新聞 12月分	資料購入費	4,200	50	2,100
160	H24 とんだばやし未来	甲51	58	H 25 1 20	赤旗 1月分	資料購入費	1,835	50	917
161	H24 とんだばやし未来	甲51	59	H 25 1 20	公明新聞 12月分	資料購入費	4,200	50	2,100
162	H24 とんだばやし未来	甲51	65	H 25 2 25	赤旗 2月分	資料購入費	1,835	50	917
163	H24 とんだばやし未来	甲51	66	H 25 2 25	公明新聞 2月分	資料購入費	4,200	50	2,100
164	H24 とんだばやし未来	甲51	70	H 25 3 6	公明新聞 3月分	資料購入費	1,835	50	917
165	H24 とんだばやし未来	甲51	71	H 25 3 9	赤旗 3月分	資料購入費	4,200	50	2,100

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
資料購入費	72,420	36,216	36,204	しんぶん赤旗や公明新聞は、いずれも各政党を助成するための購読である。 およそしんぶん赤旗や公明新聞を購読することで、政策の立案・決定・提言の機能を果たしているとはいえず、2分の1を超えての支出は認められない。	新聞購読料は、取扱要領「2(1)④」に明示されている。各政党の出版物の購入は、政策立案のための調査研究に資するものである。	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
166	H24 とんだばやし未来	甲51	50	H 24 11 29	ニュース代金	広報費(支払伝票上事務費)	234,000	100	234,000
167	H24 とんだばやし未来	甲51	74	H 25 3 26	ニュース作成 尾崎	広報費	447,258	100	447,258
168	H24 とんだばやし未来	甲51	75	H 25 3 26	折込代 尾崎	広報費	114,660	100	114,660
169	H24 とんだばやし未来	甲51	76	H 25 3 26	ニュース作成 辰巳	広報費	447,258	100	447,258
170	H24 とんだばやし未来	甲51	77	H 25 3 27	ニュース作成 折込代 南嘉	広報費	447,159	100	447,159
171	H24 とんだばやし未来	甲51	80	H 25 3 29	ニュース作成 川谷	広報費	365,800	100	365,800
172	H24 とんだばやし未来	甲51	81	H 25 3 29	折込代 川谷	広報費	126,420	100	126,420

候補 基準 項目	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
	政務調査費 として計上 された合計額	違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額		
広報費	2,182,555	0	2,182,555	政務調査費から支出した「ちらし」は、ほとんどの市民に配られていない。したがって、政務調査費から支出することは、違法である。	当該会派が発行している広報誌の掲載内容は「市政に関する調査研究」市議会発行の「議会だより」では無いきれない「市議会における審議に経過、結果」等の報告を中心としており、取扱要領「2(1)(⑤)」により政務調査費からの支出が認められるものである。広報紙は新聞折込等で市内各部に配布している。 なお、当該広報費は「広報紙」に関する支出であり、「ちらし」ではない。

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
173	H24 とんだばやし未来	甲51	1	H 24 4 3	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
174	H24 とんだばやし未来	甲51	2	H 24 4 5	NTT電話代	事務費	6,136	50	3,068
175	H24 とんだばやし未来	甲51	3	H 24 4 25	プロバイダー代	事務費	1,029	50	514
176	H24 とんだばやし未来	甲51	6	H 24 5 7	NTT電話代	事務費	6,180	50	3,090
177	H24 とんだばやし未来	甲51	7	H 24 5 7	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
178	H24 とんだばやし未来	甲51	10	H 24 6 4	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
179	H24 とんだばやし未来	甲51	11	H 24 6 5	NTT電話代	事務費	6,136	50	3,068
180	H24 とんだばやし未来	甲51	12	H 24 6 22	プロバイダー代 5月6月分	事務費	2,058	50	1,029
181	H24 とんだばやし未来	甲51	16	H 24 7 3	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
182	H24 とんだばやし未来	甲51	18	H 24 7 5	NTT電話代	事務費	6,056	50	3,028
183	H24 とんだばやし未来	甲51	21	H 24 8 3	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
184	H24 とんだばやし未来	甲51	22	H 24 8 6	NTT電話代	事務費	6,029	50	3,014

185	H24	とんだばやし未来	甲51	25	H 24 8 22	プロバイダー代 7月8月分	事務費	2,058	50		1,029
186	H24	とんだばやし未来	甲51	26	H 24 9 3	複合機リース代	事務費	17,220	50		8,610
187	H24	とんだばやし未来	甲51	27	H 24 9 5	NTT電話代	事務費	6,018	50		3,009
188	H24	とんだばやし未来	甲51	32	H 24 10 3	複合機リース代	事務費	17,220	50		8,610
189	H24	とんだばやし未来	甲51	33	H 24 10 5	NTT電話代	事務費	6,090	50		3,045
190	H24	とんだばやし未来	甲51	37	H 24 10 15	備品代	事務費	1,004	50		502
191	H24	とんだばやし未来	甲51	41	H 24 10 18	プロバイダー代 9月分	事務費	1,029	50		514
192	H24	とんだばやし未来	甲51	44	H 24 11 5	複合機リース代	事務費	17,220	50		8,610
193	H24	とんだばやし未来	甲51	45	H 24 11 5	NTT電話代	事務費	6,070	50		3,035
194	H24	とんだばやし未来	甲51	46	H 24 11 20	プロバイダー代 10月分	事務費	2,058	50		1,029
195	H24	とんだばやし未来	甲51	47	H 24 11 22	プロバイダー代 11月分	事務費	2,058	50		1,029
196	H24	とんだばやし未来	甲51	51	H 24 12 3	複合機リース代	事務費	17,220	50		8,610
197	H24	とんだばやし未来	甲51	52	H 24 12 5	NTT電話代	事務費	6,135	50		3,067
198	H24	とんだばやし未来	甲51	53	H 24 12 17	備品代	事務費	9,000	50		4,500
199	H24	とんだばやし未来	甲51	56	H 25 1 4	複合機リース代	事務費	17,220	50		8,610
200	H24	とんだばやし未来	甲51	57	H 25 1 7	NTT電話代	事務費	6,055	50		3,027
201	H24	とんだばやし未来	甲51	60	H 25 2 4	複合機リース代	事務費	17,220	50		8,610
202	H24	とんだばやし未来	甲51	62	H 25 2 5	NTT電話代	事務費	5,992	50		2,996
203	H24	とんだばやし未来	甲51	64	H 25 2 13	プロバイダー代	事務費	399	50		199
204	H24	とんだばやし未来	甲51	67	H 25 3 4	複合機リース代	事務費	17,220	50		8,610
205	H24	とんだばやし未来	甲51	68	H 25 3 4	備品代	事務費	20,521	50		10,260
206	H24	とんだばやし未来	甲51	69	H 25 3 5	NTT電話代	事務費	6,063	50		3,031
207	H24	とんだばやし未来	甲51	72	H 25 3 25	備品代	事務費	29,959	50		14,979
208	H24	とんだばやし未来	甲51	73	H 25 3 25	パソコン代ほか	事務費	148,760	50		74,380
209	H24	とんだばやし未来	甲51	78	H 25 3 28	備品代	事務費	41,611	50		20,805
210	H24	とんだばやし未来	甲51	79	H 25 3 28	プロバイダー代	事務費	1,029	50		514
211	H24	とんだばやし未来	甲51	82	H 25 3 29	折り機代	事務費	206,950	100		206,950

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	適法支出合計額			
事務費	749,123	271,092	478,031	NTT電話代は、毎月6,000円程度と金額に変化がないことから、その使用頻度の低さが伺える。また、複合機をリースしているが、トナーの購入もなく、複合機の使用頻度も低いことが伺われる。それゆえ、政務調査活動に資するための必要とした可能性は極めて低い。そもそも、支払証明書の信憑性がなく、実際に支払ったか否かも疑わしい。また、調査研究活動に使用したかも不明であるため、2分の1を超えての支出は認められない。	電話代は、取扱要領「2(1)⑧[力]」で明示された使途である。結果として使用頻度が低かったことは、政務調査活動のために支出したことを覆す事情ではない。 No.68の備品代は、ホワイトボード、マグネット、ホワイトボード用マーカーの購入代金であり、会派内における調査研究活動に使用するために購入したものである。	

使途基準項目	政務調査費として 計上された額	違法支出額	備考
研究研修費	286,200		收支報告書(甲50の1)参照
調査旅費	908,848	454,424	
資料購入費	72,420	36,204	
広報費	2,182,555	2,182,555	
事務費	749,123	476,031	
合 計	4,199,146	3,151,214	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
212	H24	市民会派	甲53	2 H 24 4 10	新聞購読料4月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,200	50	2,100
213	H24	市民会派	甲53	3 H 24 4 10	新聞購読料4月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
214	H24	市民会派	甲53	7 H 24 5 10	新聞購読料5月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,200	50	2,100
215	H24	市民会派	甲53	8 H 24 5 10	新聞購読料5月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
216	H24	市民会派	甲53	11 H 24 5 10	新聞購読料H24年5月～H25年4月(社会新報)	資料購入費	10,440	50	5,220
217	H24	市民会派	甲53	16 H 24 6 8	新聞購読料6月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,200	50	2,100
218	H24	市民会派	甲53	17 H 24 6 8	新聞購読料6月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
219	H24	市民会派	甲53	22 H 24 7 5	新聞購読料7月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,200	50	2,100
220	H24	市民会派	甲53	23 H 24 7 5	新聞購読料7月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
221	H24	市民会派	甲53	28 H 24 8 9	新聞購読料8月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,200	50	2,100
222	H24	市民会派	甲53	29 H 24 8 9	新聞購読料8月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
223	H24	市民会派	甲53	36 H 24 9 10	新聞購読料9月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,200	50	2,100
224	H24	市民会派	甲53	37 H 24 9 10	新聞購読料9月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
225	H24	市民会派	甲53	46 H 24 10 2	新聞購読料10月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,200	50	2,100
226	H24	市民会派	甲53	47 H 24 10 2	新聞購読料10月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
227	H24	市民会派	甲53	57 H 24 11 1	新聞購読料11月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,200	50	2,100
228	H24	市民会派	甲53	58 H 24 11 1	新聞購読料11月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
229	H24	市民会派	甲53	63 H 24 12 3	新聞購読料12月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,200	50	2,100
230	H24	市民会派	甲53	64 H 24 12 3	新聞購読料12月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
231	H24	市民会派	甲53	71 H 25 1 7	新聞購読料1月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,200	50	2,100
232	H24	市民会派	甲53	72 H 25 1 7	新聞購読料1月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
233	H24	市民会派	甲53	85 H 25 2 5	新聞購読料2月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,200	50	2,100
234	H24	市民会派	甲53	86 H 25 2 5	新聞購読料2月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917
235	H24	市民会派	甲53	89 H 25 2 12	ゼンリン住宅地図大阪府富田林市2013.02.2冊	資料購入費	29,800	50	14,900
236	H24	市民会派	甲53	93 H 25 3 4	新聞購読料3月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,200	50	2,100
237	H24	市民会派	甲53	94 H 25 3 4	新聞購読料3月分(公明新聞)	資料購入費	1,835	50	917

用途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
資料購入費	139,960	83,636	56,324	しんぶん赤旗や公明新聞は、いずれも各政党を助成するための購読である。およそ、これらの購読は、政策の立案・決定・提言の機能を果たしているとはいえない。2分の1を超えての支出は認められない。 なお、現在9期目の永原議員にいたっては、今まで一度も本会議で質問をしていない。購入した資料が活用されていないことは明白である。	新聞購読料は、取扱要領「2(1)④」に明示されている。各政党等の主義主張を収集することは、政策立案のための調査研究に資する支出である。 また、永原議員の所属政党は民主党であり、原告は「永原議員の所属する社民党」としているが誤りである。 一度も質問がないとの主張には根拠がない。なお、一般質問における会派代表質問は、代表者が会派の意見を集約して質問するものである。	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
238	H24 市民会派	甲53	1	H 24 4 10	市民会派議員団西川宏郎 ニュース折込代	広報費	125,832	100	125,832
239	H24 市民会派	甲53	97	H 25 3 22	市民会派議員団西川宏郎 ニュース印刷代	広報費	374,168	100	374,168
240	H24 市民会派	甲53	101	H 25 3 29	市民会派議員団西川宏郎 ニュース折込代	広報費	125,832	100	125,832

用途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
広報費	625,832	0	625,832	西川議員が富田林市の世帯数に相当する部数の「ちらし」を印刷しているが、ほとんどの市民がその「ちらし」を見ていないことから、配布されていないことが明らかである。したがって、政務調査費から支出することは、違法である。	取扱要領「2(1)⑤」に基づく支出である。当該会派所属議員の広報紙は、それぞれ新聞折込により市民に配布されており、新聞を取らない家庭に対しては、一部手配りも行っている。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
241	H24	市民会派	甲53	4 H 24 4 10	会議・打合せ等の賄い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
242	H24	市民会派	甲53	9 H 24 5 10	会議・打合せ等の賄い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
243	H24	市民会派	甲53	18 H 24 6 8	会議・打合せ等の賄い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
244	H24	市民会派	甲53	24 H 24 7 5	会議・打合せ等の賄い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
245	H24	市民会派	甲53	30 H 24 8 9	会議・打合せ等の賄い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
246	H24	市民会派	甲53	38 H 24 9 10	会議・打合せ等の賄い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
247	H24	市民会派	甲53	48 H 24 10 2	会議・打合せ等の賄い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
248	H24	市民会派	甲53	59 H 24 11 1	会議・打合せ等の賄い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
249	H24	市民会派	甲53	65 H 24 12 3	会議・打合せ等の賄い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
250	H24	市民会派	甲53	73 H 25 1 7	会議・打合せ等の賄い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
251	H24	市民会派	甲53	87 H 25 2 5	会議・打合せ等の賄い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
252	H24	市民会派	甲53	95 H 25 3 4	会議・打合せ等の賄い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額		
会議 ・ 広 聴 費	48,000	24,000	24,000	<p>領収書をみる限り、毎月4,000円支出しており、そのうえ消費税が加算されていない。不自然極まりない領収書である。また、政務調査活動として特に必要とするものでないため、2分の1を超えて支出することは許されない。</p> <p>住民や団体等からの要望・陳情などがあるなら、その日時や内容等を明らかにすべきである。</p>	<p>住民や団体等からの要望・陳情や、意見調整の場を持つ際の茶菓子代として支出したものである。飲み物はペットボトル等を事前に購入して提供する方法をとっており、購入したものは、複数回の市政相談において利用している。金額は取扱要領「2(1)⑥[ウ]」所定の1人1回2,000円に従っている。</p> <p>平成23年5月以降は毎月の支出額を4,000円の定額制とし、市政相談の際に提供するペットボトル等の購入代金に充当しており、不足額は自費で賄っている。</p> <p>なお、市政相談の日時等を明らかにした「会派日報」を保管している。</p>

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
253	H24 市民会派	甲53	6	H 24 4 27	補助職員 人件費 4月分 給料	人件費	80,000	100	80,000
254	H24 市民会派	甲53	15	H 24 5 31	補助職員 人件費 5月分 給料	人件費	80,000	100	80,000
255	H24 市民会派	甲53	21	H 24 6 29	補助職員 人件費 6月分 給料	人件費	80,000	100	80,000
256	H24 市民会派	甲53	27	H 24 7 31	補助職員 人件費 7月分 給料	人件費	80,000	100	80,000
257	H24 市民会派	甲53	35	H 24 8 31	補助職員 人件費 8月分 給料	人件費	80,000	100	80,000
258	H24 市民会派	甲53	45	H 24 9 28	補助職員 人件費 9月分 給料	人件費	80,000	100	80,000
259	H24 市民会派	甲53	55	H 24 10 30	補助職員 人件費 10月分 給料	人件費	80,000	100	80,000
260	H24 市民会派	甲53	62	H 24 11 30	補助職員 人件費 11月分 給料	人件費	80,000	100	80,000
261	H24 市民会派	甲53	70	H 24 12 27	補助職員 人件費 12月分 給料	人件費	80,000	100	80,000
262	H24 市民会派	甲53	84	H 25 1 31	補助職員 人件費 1月分 給料	人件費	80,000	100	80,000
263	H24 市民会派	甲53	92	H 25 2 28	補助職員 人件費 2月分 給料	人件費	80,000	100	80,000
264	H24 市民会派	甲53	102	H 25 3 29	補助職員 人件費 3月分 給料	人件費	80,000	100	80,000

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
人 件 費	960,000	0	960,000	単に①政務調査費収支報告書②出納簿③支払伝票を記載するためだけに雇われたアルバイトと推認される。 その根拠は、平成23年5月31日、とんだけやし未来議員団が、市民会派議員団に雇われているアルバイトに対し、1ヶ月分だけの給料を支払っていることから、その目的として、上記①政務調査費収支報告書②出納簿③支払伝票の作成方法を教わるためだけに雇用した可能性が高い。 そうだとすれば、市民会派議員団が支出する人件費は、調査研究活動には利用されておらず、全額違法となる。 もう一人の議員は、事務員を不要と主張した。政務調査活動の補助員として雇用するため不要な経費であることは、明らかである。	当該会派の政務調査活動の補助員として雇用するため必要な経費として支出したものである。 具体的な活動例は、次のとおり。 1. 市民が相談に来られたときなどの対応と議員への連絡 2. 議員不在時の電話対応 3. 議会質問、委員会質問などへの調査や資料のまとめ 4. 政務調査費等の会派の会計補助 5. その他政務調査活動の補助	

年 度	会 派 名	号 記	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
265	H24 市民会派	甲53	5	H 24 4 27	通信費(会派のFAX・インターネット4月分)	事務費	6,107	50	3,053
266	H24 市民会派	甲53	12	H 24 5 10	コピー機 機器保守点検料	事務費	63,000	50	31,500
267	H24 市民会派	甲53	13	H 24 5 23	通信費(会派のインターネット4月分)	事務費	525	50	262
268	H24 市民会派	甲53	14	H 24 5 25	通信費(会派のFAX・インターネット5月分)	事務費	6,091	50	3,045
269	H24 市民会派	甲53	19	H 24 6 25	通信費(会派のFAX・インターネット6月分)	事務費	6,107	50	3,053
270	H24 市民会派	甲53	20	H 24 6 25	通信費(会派のインターネット5月分)	事務費	525	50	262
271	H24 市民会派	甲53	25	H 24 7 26	通信費(会派のFAX・インターネット7月分)	事務費	6,158	50	3,079
272	H24 市民会派	甲53	26	H 24 7 26	通信費(会派のインターネット6月分)	事務費	525	50	262
273	H24 市民会派	甲53	31	H 24 8 29	通信費(会派のFAX・インターネット8月分)	事務費	6,326	50	3,163
274	H24 市民会派	甲53	32	H 24 8 29	通信費(会派のインターネット7月分)	事務費	525	50	262
275	H24 市民会派	甲53	33	H 24 8 30	会派パソコンプリンター用インク(カラー6色)	事務費	6,090	50	3,045
276	H24 市民会派	甲53	34	H 24 8 30	メモリースティック(4GB)	事務費	945	50	472
277	H24 市民会派	甲53	39	H 24 9 20	会派控室用パーテーション	事務費	33,000	50	16,500
278	H24 市民会派	甲53	42	H 24 9 26	製本テープ(白・黒1ヶずつ)	事務費	1,008	50	504
279	H24 市民会派	甲53	43	H 24 9 26	通信費(会派のFAX・インターネット9月分)	事務費	6,368	50	3,184
280	H24 市民会派	甲53	44	H 24 9 26	通信費(会派のインターネット8月分)	事務費	525	50	262
281	H24 市民会派	甲53	49	H 24 10 2	コピー用紙 A4 5000枚	事務費	3,150	50	1,575
282	H24 市民会派	甲53	50	H 24 10 2	写真用紙 L版 250枚	事務費	2,100	50	1,050
283	H24 市民会派	甲53	51	H 24 10 3	クリアホルダー A4 100枚	事務費	1,890	50	945
284	H24 市民会派	甲53	52	H 24 10 24	パソコンウイルス対策ソフト	事務費	3,240	50	1,620
285	H24 市民会派	甲53	53	H 24 10 26	通信費(会派のFAX・インターネット10月分)	事務費	6,275	50	3,137
286	H24 市民会派	甲53	54	H 24 10 26	通信費(会派のインターネット9月分)	事務費	525	50	262
287	H24 市民会派	甲53	55	H 24 11 1	会派控室事務機器用電池(単3電池6本)	事務費	299	50	149
288	H24 市民会派	甲53	60	H 24 11 29	通信費(会派のFAX・インターネット11月分)	事務費	6,469	50	3,234
289	H24 市民会派	甲53	61	H 24 11 29	通信費(会派のインターネット10月分)	事務費	525	50	262
290	H24 市民会派	甲53	66	H 24 12 12	会派パソコンプリンター用 インク	事務費	12,180	50	6,090
291	H24 市民会派	甲53	67	H 24 12 12	写真用紙 L版 250枚	事務費	2,100	50	1,050
292	H24 市民会派	甲53	68	H 24 12 25	通信費(会派のFAX・インターネット12月分)	事務費	6,427	50	3,213
293	H24 市民会派	甲53	69	H 24 12 25	通信費(会派のインターネット11月分)	事務費	525	50	262
294	H24 市民会派	甲53	74	H 25 1 24	通信費(会派のインターネット12月分)	事務費	525	50	262
295	H24 市民会派	甲53	75	H 25 1 25	通信費(会派のFAX・インターネット1月分)	事務費	6,334	50	3,167
296	H24 市民会派	甲53	76	H 25 1 25	政務調査費用 ファイル7冊	事務費	4,711	50	2,355
297	H24 市民会派	甲53	77	H 25 1 25	事務用品(ガムテープ等)	事務費	4,056	50	2,028
298	H24 市民会派	甲53	78	H 25 1 28	FAXロール紙 B4 6本	事務費	7,380	50	3,690
299	H24 市民会派	甲53	79	H 25 1 28	コピー用紙 A4 5000枚	事務費	3,150	50	1,575

300	H24	市民会派	甲53	80	H 25 1 28	会派パソコンプリンター用 インク	事務費	12,180	50	6,090
301	H24	市民会派	甲53	81	H 25 1 28	写真用紙(A4100枚・L判250枚)	事務費	6,200	50	3,100
302	H24	市民会派	甲53	82	H 25 1 28	クリアホルダー A4 100枚	事務費	1,890	50	945
303	H24	市民会派	甲53	83	H 25 1 28	穴あけパンチ	事務費	2,000	50	1,000
304	H24	市民会派	甲53	88	H 25 2 5	フラッシュメモリー 8GB	事務費	780	50	390
305	H24	市民会派	甲53	90	H 25 2 22	通信費(会派のFAX・インターネット2月分)	事務費	6,385	50	3,192
306	H24	市民会派	甲53	91	H 25 2 22	通信費(会派のインターネット1月分)	事務費	525	50	262
307	H24	市民会派	甲53	96	H 25 3 15	備品購入パソコン	事務費	125,000	50	62,500
308	H24	市民会派	甲53	98	H 25 3 22	通信費(会派のFAX・インターネット3月分)	事務費	6,158	50	3,079
309	H24	市民会派	甲53	99	H 25 3 26	通信費(会派のインターネット2月分)	事務費	525	50	262
310	H24	市民会派	甲53	100	H 25 3 26	通信費(会派のインターネット3月分)	事務費	525	50	262

用途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
事務費	377,854	188,938	188,916	コピー用紙やFAX及びインターネットに係る経費は、そもそも会派や議員の行う活動が極めて広範かつ多岐にわたるものであること、またその性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難であること等を総合考慮すると、調査研究活動以外にも利用されていることが推認されるべきである。 そうすると、コピー及びファックスや文具等に係る経費については、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないと解するのが相当である。	会派の控室で用いる事務機器・文房具等の購入費や情報収集に係るインターネット回線からなる支出である。住民からの要望・陳情・意見聴取や、議会に関する活動に用いている。 取扱要領「2(1)⑧」によって政務調査費からの支出が認められているものである。	

使途基準項目	政務調査費として 計上された額	違法支出額	備考
研究研修費	95,400		
資料購入費	139,960	56,324	
広報費	625,832	625,832	
会議・広聴費	48,000	24,000	
人件費	960,000	960,000	
事務費	377,854	188,916	
合 計	2,247,046	1,855,072	

收支報告書(甲52の1)参照

番号

年 度	会派名	号 記	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
311	H24	公明党	甲55	166 H 25 2 7等	愛媛県内子町～愛媛県新居浜市行政視察の旅費(日当・宿泊料) 草尾	研究研修費	21,000	50	10,500
312	H24	公明党	甲55	167 H 25 2 7等	愛媛県内子町～愛媛県新居浜市行政視察の旅費(交通費) 草尾	研究研修費	47,080	50	23,540
313	H24	公明党	甲55	168 H 25 2 7等	愛媛県内子町～愛媛県新居浜市行政視察の旅費(日当・宿泊料) 高山	研究研修費	21,000	50	10,500
314	H24	公明党	甲55	169 H 25 2 7等	愛媛県内子町～愛媛県新居浜市行政視察の旅費(交通費) 高山	研究研修費	47,080	50	23,540
315	H24	公明党	甲55	170 H 25 2 7等	愛媛県内子町～愛媛県新居浜市行政視察の旅費(日当・宿泊料) 來山	研究研修費	21,000	50	10,500
316	H24	公明党	甲55	171 H 25 2 7等	愛媛県内子町～愛媛県新居浜市行政視察の旅費(交通費) 來山	研究研修費	47,080	50	23,540

30

用途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出身額		
研究 研 修 費	204,240	102,120	102,120	当該行政視察は、平成25年2月7日から2月8日に愛媛県内子町「重要伝統的建造物保存地区の保存・活用の取組」、愛媛県新居浜市「子供と発達支援センター」について視察や調査を行なったものである。研究研修費は、取扱要領「2(1)①」で、研究会、研修会等に参加する場合のために必要な経費として、調査旅費は、取扱要領「2(1)②」で、先進地行政視察及び現地調査のために必要な経費として認められている。 なお、旅費や宿泊費の算定は富田林市職員旅費支給条例を準用するため、交通費についても鉄道運賃等ごく一般的なものであり、単に「研究研修費が高額である」との主張は失当である。	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
317	H24	公明党	甲55	11 H 24 4 20	しんぶん赤旗 4月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
318	H24	公明党	甲55	33 H 24 5 24	しんぶん赤旗 5月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
319	H24	公明党	甲55	45 H 24 6 25	しんぶん赤旗 6月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
320	H24	公明党	甲55	58 H 24 7 12	社会新報 平成24年4月号～平成24年6月号購読料	資料購入費	2,680	50	1,340
321	H24	公明党	甲55	70 H 24 8 3	しんぶん赤旗 7月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
322	H24	公明党	甲55	80 H 24 8 23	しんぶん赤旗 8月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
323	H24	公明党	甲55	92 H 24 9 26	しんぶん赤旗 9月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
324	H24	公明党	甲55	104 H 24 10 25	しんぶん赤旗 10月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
325	H24	公明党	甲55	125 H 24 11 28	しんぶん赤旗 11月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
326	H24	公明党	甲55	131 H 24 12 7	別冊女性情報 平成25年4月号～平成26年3月号購読料	資料購入費	14,200	50	7,100
327	H24	公明党	甲55	132 H 24 12 20	しんぶん赤旗 12月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
328	H24	公明党	甲55	134 H 24 12 21	社会新報 平成24年10月号～平成24年12月号購読料	資料購入費	2,680	50	1,340
329	H24	公明党	甲55	157 H 25 1 23	しんぶん赤旗 1月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
330	H24	公明党	甲55	177 H 25 2 22	しんぶん赤旗 2月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
331	H24	公明党	甲55	189 H 25 3 25	しんぶん赤旗 3月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
332	H24	公明党	甲55	192 H 25 3 25	社会新報 平成25年1月号～平成25年3月号購読料	資料購入費	2,680	50	1,340

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
資料購入費	223,955	192,435	31,520	富田林市議会の各会派は、政党の支持母体が発行する共産党の「しんぶん赤旗」や、公明党の「公明新聞」を互いに購入するか、その双方を購入することが暗黙の了解となつておる、それが長年の慣行となつてゐる。 したがつて、2分の1を超えての支出は認められない。	新聞購読料は、取扱要領「2(1)④」に明示されている。所属政党以外の出版物の購入は、政策立案のための調査研究に資するものである。	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
333	H24	公明党	甲55	10 H 24 4 20	つかさ通信No. 63 郵送料 司	広報費	12,350	100	12,350
334	H24	公明党	甲55	20 H 24 5 7	高山通信(ネットワーク21)印刷費／平成24年5月作成分	広報費	68,200	100	68,200
335	H24	公明党	甲55	25 H 24 5 14	つかさ通信 63号 12000枚(二つ折り)	広報費	84,000	100	84,000
336	H24	公明党	甲55	26 H 24 5 14	きた山通信 A4 5千枚(二つ折り)	広報費	45,150	100	45,150
337	H24	公明党	甲55	31 H 24 5 24	草尾タウンリポート 21号 3000枚(二つ折り)	広報費	44,100	100	44,100
338	H24	公明党	甲55	59 H 24 7 19	つかさ通信No. 64 郵送料	広報費	12,090	100	12,090
339	H24	公明党	甲55	76 H 24 8 22	つかさ通信A3 12000枚(二つ折り)	広報費	84,000	100	84,000
340	H24	公明党	甲55	77 H 24 8 22	きた山通信 A4 5000枚	広報費	45,150	100	45,150
341	H24	公明党	甲55	110 H 24 10 31	つかさ通信No. 65 郵送料 司	広報費	12,220	100	12,220
342	H24	公明党	甲55	118 H 24 11 15	タウンリポート 8000枚(二つ折り)	広報費	60,900	100	60,900
343	H24	公明党	甲55	119 H 24 11 15	つかさ通信A3 12000枚(二つ折り)	広報費	84,000	100	84,000
344	H24	公明党	甲55	139 H 24 12 28	高山通信(ネットワーク21)印刷費／平成25年1月作成分	広報費	68,200	100	68,200
345	H24	公明党	甲55	148 H 25 1 16	来山通信 5000枚A4(二つ折り)	広報費	45,150	100	45,150
346	H24	公明党	甲55	149 H 25 1 16	タウンリポート6000枚(二つ折り)草尾	広報費	52,500	100	52,500
347	H24	公明党	甲55	150 H 25 1 17	公明新報平成13年 第19号 5万枚(4.6万枚折込)	広報費	675,360	100	675,360
348	H24	公明党	甲55	151 H 25 1 17	つかさ通信 12000枚A3(二つ折り)	広報費	84,000	100	84,000
349	H24	公明党	甲55	152 H 25 1 18	通信No.66号 郵送料 司	広報費	11,895	100	11,895
350	H24	公明党	甲55	153 H 25 1 18	富田林市議会公明党議員団ホームページ 1月更新費	広報費	100,000	50	50,000

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
広報費	1,589,265	50,000	1,539,265	政務調査費から支出した「ちらし」は、ほとんどの市民に配られていない。 3000~12000枚の「ちらし」や公明新報を印刷しているが、それぞれの議員の支援者や後援者を除き、配られていないことは明らかである。 したがって、政務調査費から支出することは、違法である。	所属議員ごとに市内の担当エリアを設けて市内全域に配布している。広報誌等の発行費用は、取扱要領「2(1)⑤」で政務調査費からの支出が認められている。	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
351	H24	公明党	甲55	3 H 24 4 14	議会報告会 24年4月25日 開催分	会議・広聴費	16,800	50	8,400
352	H24	公明党	甲55	5 H 24 4 16	議会報告・防災セミナー 4月26日実施分(司)	会議・広聴費	3,000	50	1,500
353	H24	公明党	甲55	8 H 24 4 18	けあばる 施設使用料	会議・広聴費	4,600	50	2,300
354	H24	公明党	甲55	12 H 24 4 25	議会報告会 24年5月11日 開催分(来山)	会議・広聴費	8,000	50	4,000
355	H24	公明党	甲55	17 H 24 4 27	4月27日議会報告会(北大伴集会所)防災セミナー	会議・広聴費	10,000	50	5,000
356	H24	公明党	甲55	18 H 24 4 28	議会報告・防災セミナー 4/25実施	会議・広聴費	4,500	50	2,250
357	H24	公明党	甲55	186 H 25 3 5	3月5日 市民要望・懇談	会議・広聴費	1,610	50	805
358	H24	公明党	甲55	187 H 25 3 14	3月14日 市民要望・懇談	会議・広聴費	1,290	50	645

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
会議 ・ 広 聴 費	49,800	24,900	24,900	調査研究活動に支出したかどうか不明であるため、2分の1を超えての支出は認められない。	住民や団体等からの要望・陳情や、意見調整の場を持つ際の茶菓子代として支出したものである。金額は取扱要領「2(1)⑥〔ウ〕」所定の1人1回2,000円に従っている。	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
359	H24	公明党	甲55	1 H 24 4 9	会派輸転機のリース代4月分	事務費	62,560	50	31,280
360	H24	公明党	甲55	2 H 24 4 10	会派コピー機のリース代4月分	事務費	27,575	50	13,787
361	H24	公明党	甲55	4 H 24 4 16	FAX利用料平成24年3月分(会派)	事務費	6,069	50	3,034
362	H24	公明党	甲55	6 H 24 4 17	DVDメディア他	事務費	2,820	50	1,410
363	H24	公明党	甲55	7 H 24 4 17	インクジェットはがき50枚(高山分)	事務費	2,500	50	1,250
364	H24	公明党	甲55	9 H 24 4 20	会派インターネット料金4月分	事務費	2,152	50	1,076
365	H24	公明党	甲55	13 H 24 4 26	FAX電話代 24年4月 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
366	H24	公明党	甲55	14 H 24 4 26	シャープコピー機カウンター料金3月分	事務費	6,531	50	3,265
367	H24	公明党	甲55	16 H 24 4 27	FAX電話代 平成24年4月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
368	H24	公明党	甲55	19 H 24 5 1	FAX利用料平成24年4月分(草尾)	事務費	1,600	50	800
369	H24	公明党	甲55	21 H 24 5 7	FAX料金 4月分 司	事務費	2,350	50	1,175
370	H24	公明党	甲55	22 H 24 5 7	FAX利用料平成24年4月分(会派)	事務費	5,886	50	2,943
371	H24	公明党	甲55	23 H 24 5 7	会派輸転機のリース代5月分	事務費	62,160	50	31,080
372	H24	公明党	甲55	24 H 24 5 7	会派コピー機のリース代5月分	事務費	26,775	50	13,387
373	H24	公明党	甲55	27 H 24 5 23	司パソコンデータ移設・プリンタ設定	事務費	5,350	50	2,675
374	H24	公明党	甲55	29 H 24 5 23	FAX電話代 平成24年5月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
375	H24	公明党	甲55	30 H 24 5 23	会派インターネット料金5月分	事務費	2,152	50	1,076
376	H24	公明党	甲55	32 H 24 5 24	PC用セキュリティソフト(会派分)	事務費	2,180	50	1,090
377	H24	公明党	甲55	34 H 24 5 25	電話代 24年5月分 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
378	H24	公明党	甲55	35 H 24 5 28	シャープコピー機カウンター料金4月分	事務費	6,721	50	3,360
379	H24	公明党	甲55	36 H 24 5 29	FAX料金 5月分 司	事務費	2,350	50	1,175
380	H24	公明党	甲55	38 H 24 5 31	FAX利用料平成24年5月分(草尾)	事務費	1,600	50	800
381	H24	公明党	甲55	39 H 24 6 4	会派輸転機のリース代6月分	事務費	62,160	50	31,080
382	H24	公明党	甲55	40 H 24 6 4	会派コピー機のリース代6月分	事務費	26,775	50	13,387
383	H24	公明党	甲55	41 H 24 6 5	FAX利用料平成24年5月分(会派)	事務費	6,034	50	3,017
384	H24	公明党	甲55	42 H 24 6 5	コピー用紙	事務費	15,120	50	7,560
385	H24	公明党	甲55	43 H 24 6 5	コピー用紙	事務費	10,710	50	5,355
386	H24	公明党	甲55	44 H 24 6 19	プリンタ用インクジェット(高山分)	事務費	4,320	50	2,160
387	H24	公明党	甲55	46 H 24 6 26	シャープコピー機カウンター料金5月分	事務費	6,459	50	3,229
388	H24	公明党	甲55	50 H 24 6 29	会派インターネット料金6月分	事務費	2,152	50	1,076
389	H24	公明党	甲55	51 H 24 7 2	FAX料金 6月分 司	事務費	2,350	50	1,175
390	H24	公明党	甲55	52 H 24 7 2	電話代 24年6月分 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
391	H24	公明党	甲55	53 H 24 7 3	会派輸転機のリース代7月分	事務費	62,160	50	31,080
392	H24	公明党	甲55	54 H 24 7 3	会派コピー機のリース代7月分	事務費	26,775	50	13,387

393	H24	公明党	甲55	55	H 24 7 4	FAX インク代 司	事務費	1,140	50	570
394	H24	公明党	甲55	56	H 24 7 5	FAX利用料平成24年6月分(会派)	事務費	6,163	50	3,081
395	H24	公明党	甲55	57	H 24 7 12	RISO Xインク F ブラック 1個	事務費	35,575	50	17,787
396	H24	公明党	甲55	60	H 24 7 25	FAX電話代 平成24年6月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
397	H24	公明党	甲55	61	H 24 7 25	FAX電話代 平成24年7月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
398	H24	公明党	甲55	62	H 24 7 26	シャープコピー機カウンター料金6月分	事務費	4,625	50	2,312
399	H24	公明党	甲55	63	H 24 7 26	電話代 24年7月分 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
400	H24	公明党	甲55	64	H 24 7 30	会派インターネット料金7月分	事務費	2,152	50	1,076
401	H24	公明党	甲55	65	H 24 7 31	FAX料金 7月分 司	事務費	2,350	50	1,175
402	H24	公明党	甲55	66	H 24 7 31	FAX利用料平成24年7月分(草尾)	事務費	1,600	50	800
403	H24	公明党	甲55	68	H 24 8 3	会派輸転機のリース代8月分	事務費	62,160	50	31,080
404	H24	公明党	甲55	69	H 24 8 3	会派コピー機のリース代8月分	事務費	26,775	50	13,387
405	H24	公明党	甲55	71	H 24 8 6	FAX利用料平成24年7月分(会派)	事務費	6,035	50	3,017
406	H24	公明党	甲55	72	H 24 8 10	FAX用インク(高山分)	事務費	1,050	50	525
407	H24	公明党	甲55	73	H 24 8 20	新50円通常葉書 インクジェット200枚	事務費	10,000	50	5,000
408	H24	公明党	甲55	74	H 24 8 21	RISO Xインク F ブラック 1個	事務費	35,575	50	17,787
409	H24	公明党	甲55	75	H 24 8 21	FAX料金 8月分 司	事務費	2,350	50	1,175
410	H24	公明党	甲55	78	H 24 8 22	FAX電話代 平成24年8月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
411	H24	公明党	甲55	79	H 24 8 22	ホームページ更新料	事務費	4,400	50	2,200
412	H24	公明党	甲55	81	H 24 8 24	会派インターネット料金8月分	事務費	2,152	50	1,076
413	H24	公明党	甲55	82	H 24 8 25	電話代 24年8月 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
414	H24	公明党	甲55	83	H 24 8 27	シャープコピー機カウンター料金7月分	事務費	4,712	50	2,356
415	H24	公明党	甲55	85	H 24 8 31	FAX利用料平成24年8月分(草尾)	事務費	1,600	50	800
416	H24	公明党	甲55	86	H 24 9 3	会派輸転機のリース代9月分	事務費	62,160	50	31,080
417	H24	公明党	甲55	87	H 24 9 3	会派コピー機のリース代9月分	事務費	26,775	50	13,387
418	H24	公明党	甲55	88	H 24 9 5	FAX利用料平成24年8月分(会派)	事務費	5,935	50	2,967
419	H24	公明党	甲55	89	H 24 9 25	FAX料金 9月分 司	事務費	2,350	50	1,175
420	H24	公明党	甲55	90	H 24 9 26	シャープコピー機カウンター料金8月分	事務費	7,618	50	3,809
421	H24	公明党	甲55	91	H 24 9 26	会派インターネット料金 9月分	事務費	2,152	50	1,076
422	H24	公明党	甲55	93	H 24 9 26	FAX電話代 平成24年9月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
423	H24	公明党	甲55	95	H 24 9 30	電話代 24年9月 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
424	H24	公明党	甲55	96	H 24 10 1	FAX利用料平成24年9月分(草尾)	事務費	1,600	50	800
425	H24	公明党	甲55	97	H 24 10 3	会派輸転機のリース代10月分	事務費	62,160	50	31,080
426	H24	公明党	甲55	98	H 24 10 3	会派コピー機のリース代10月分	事務費	26,775	50	13,387
427	H24	公明党	甲55	99	H 24 10 4	社会新報 平成24年7月号～平成24年9月号購読料	事務費	2,680	50	1,340
428	H24	公明党	甲55	100	H 24 10 5	FAX利用料平成24年9月分(会派)	事務費	5,989	50	2,994
429	H24	公明党	甲55	101	H 24 10 10	パソコン修理代(高山分)	事務費	7,945	50	3,972

430	H24	公明党	甲55	102	H 24 10 23	FAX電話代 平成24年10月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
431	H24	公明党	甲55	103	H 24 10 24	電話代 24年10月 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
432	H24	公明党	甲55	105	H 24 10 25	会派インターネット料金10月分	事務費	2,152	50	1,076
433	H24	公明党	甲55	106	H 24 10 26	シャープコピー機カウンター料金9月分	事務費	7,231	50	3,615
434	H24	公明党	甲55	108	H 24 10 30	FAX料金 10月分 司	事務費	2,350	50	1,175
435	H24	公明党	甲55	109	H 24 10 30	エプソンインク	事務費	1,640	50	820
436	H24	公明党	甲55	111	H 24 10 31	FAX利用料平成24年10月分(草尾)	事務費	1,600	50	800
437	H24	公明党	甲55	112	H 24 11 5	会派輸転機のリース代11月分	事務費	62,160	50	31,080
438	H24	公明党	甲55	113	H 24 11 5	会派コピー機のリース代11月分	事務費	26,775	50	13,387
439	H24	公明党	甲55	114	H 24 11 5	FAX利用料平成24年10月分(会派)	事務費	6,788	50	3,394
440	H24	公明党	甲55	115	H 24 11 8	PRペーパー	事務費	8,662	50	4,331
441	H24	公明党	甲55	116	H 24 11 13	PRペーパー	事務費	19,530	50	9,765
442	H24	公明党	甲55	120	H 24 11 26	シャープコピー機カウンター料金10月分	事務費	5,176	50	2,588
443	H24	公明党	甲55	121	H 24 11 26	FAX電話代 平成24年11月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
444	H24	公明党	甲55	123	H 24 11 27	会派インターネット料金11月分	事務費	2,152	50	1,076
445	H24	公明党	甲55	124	H 24 11 28	電話代 24年11月 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
446	H24	公明党	甲55	126	H 24 11 29	FAX料金 11月分 司	事務費	2,350	50	1,175
447	H24	公明党	甲55	127	H 24 11 30	FAX利用料平成24年11月分(草尾)	事務費	1,600	50	800
448	H24	公明党	甲55	128	H 24 12 3	会派輸転機のリース代12月分	事務費	62,160	50	31,080
449	H24	公明党	甲55	129	H 24 12 3	会派コピー機のリース代12月分	事務費	26,775	50	13,387
450	H24	公明党	甲55	130	H 24 12 5	FAX利用料平成24年11月分(会派)	事務費	6,825	50	3,412
451	H24	公明党	甲55	135	H 24 12 21	FAX電話代 平成24年12月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
452	H24	公明党	甲55	136	H 24 12 26	シャープコピー機カウンター料金11月分	事務費	8,248	50	4,124
453	H24	公明党	甲55	137	H 24 12 26	電話代 24年12月 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
454	H24	公明党	甲55	138	H 24 12 27	会派インターネット料金12月分	事務費	2,152	50	1,076
455	H24	公明党	甲55	140	H 24 12 28	パソコン・プリンター用インク(高山分)	事務費	4,536	50	2,268
456	H24	公明党	甲55	141	H 25 1 4	会派輸転機のリース代平成25年1月分	事務費	62,160	50	31,080
457	H24	公明党	甲55	142	H 25 1 4	会派コピー機のリース代平成25年1月分	事務費	26,775	50	13,387
458	H24	公明党	甲55	143	H 25 1 4	FAX料金 12月分 司	事務費	2,350	50	1,175
459	H24	公明党	甲55	144	H 25 1 4	FAX利用料平成24年12月分(草尾)	事務費	1,600	50	800
460	H24	公明党	甲55	145	H 25 1 7	FAX利用料平成24年12月分(会派)	事務費	6,136	50	3,068
461	H24	公明党	甲55	146	H 25 1 8	パソコン用プリンターのインキ代	事務費	1,050	50	525
462	H24	公明党	甲55	154	H 25 1 21	新50円通常葉書 インクジェット200枚	事務費	10,000	50	5,000
463	H24	公明党	甲55	155	H 25 1 22	FAX電話代 平成25年1月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
464	H24	公明党	甲55	156	H 25 1 23	FAX料金 1月分 司	事務費	2,350	50	1,175
465	H24	公明党	甲55	158	H 25 1 24	電話代25年1月 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
466	H24	公明党	甲55	159	H 25 1 28	シャープコピー機カウンター料金12月分	事務費	6,910	50	3,455

467	H24	公明党	甲55	160	H 25 1 28	会派インターネット料金1月分	事務費	2,152	50	1,076
468	H24	公明党	甲55	162	H 25 1 28	FAX用インク(高山分)	事務費	2,990	50	1,495
469	H24	公明党	甲55	163	H 25 1 31	FAX利用料平成25年1月分(草尾)	事務費	1,600	50	800
470	H24	公明党	甲55	164	H 25 2 4	会派輸転機のリース代平成25年2月分	事務費	62,160	50	31,080
471	H24	公明党	甲55	165	H 25 2 4	会派コピー機のリース代平成25年2月分	事務費	26,775	50	13,387
472	H24	公明党	甲55	172	H 25 2 5	FAX利用料平成25年1月分(会派)	事務費	5,866	50	2,933
473	H24	公明党	甲55	173	H 25 2 12	PRペーパー	事務費	13,639	50	6,819
474	H24	公明党	甲55	174	H 25 2 19	新50円通常葉書 インクジェット200枚	事務費	10,000	50	5,000
475	H24	公明党	甲55	175	H 25 2 20	FAX電話代 平成25年2月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
476	H24	公明党	甲55	176	H 25 2 21	電話代25年2月 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
477	H24	公明党	甲55	178	H 25 2 26	シャープコピー機カウンター料金1月分	事務費	6,752	50	3,376
478	H24	公明党	甲55	180	H 25 2 28	会派インターネット料金 2月分	事務費	2,152	50	1,076
479	H24	公明党	甲55	181	H 25 2 28	FAX使用料 2月分 司	事務費	2,350	50	1,175
480	H24	公明党	甲55	182	H 25 2 28	FAX利用料平成25年2月分(草尾)	事務費	1,600	50	800
481	H24	公明党	甲55	183	H 25 3 4	会派輸転機のリース代平成25年3月分	事務費	62,160	50	31,080
482	H24	公明党	甲55	184	H 25 3 4	会派コピー機のリース代平成25年3月分	事務費	26,775	50	13,387
483	H24	公明党	甲55	185	H 25 3 5	FAX利用料平成25年2月分(会派)	事務費	5,887	50	2,943
484	H24	公明党	甲55	188	H 25 3 21	新50円通常葉書 インクジェット200枚	事務費	10,000	50	5,000
485	H24	公明党	甲55	190	H 25 3 25	会派インターネット料金3月分	事務費	2,152	50	1,076
486	H24	公明党	甲55	191	H 25 3 25	FAX料金 3月分 司	事務費	2,350	50	1,175
487	H24	公明党	甲55	193	H 25 3 25	リソー Xインク@1式・ブラック@1個	事務費	185,725	50	92,862
488	H24	公明党	甲55	194	H 25 3 26	シャープコピー機カウンター料金2月分	事務費	6,748	50	3,374
489	H24	公明党	甲55	195	H 25 3 25	FAX電話代 平成25年3月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
490	H24	公明党	甲55	197	H 25 3 26	電話代25年3月 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
491	H24	公明党	甲55	198	H 25 3 26	コピー用紙・文房具一式	事務費	88,933	50	44,466
492	H24	公明党	甲55	199	H 25 4 1	FAX利用料平成25年3月分(草尾)	事務費	1,600	50	800

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる限度の支出額	違法支出合計額		
事務費	1,845,858	922,944	922,914	<p>広報費で議員らの作成したちらしを政務調査費から支出しているにもかかわらず、事務費で輸転機のリース代を支出しているが、輸転機が何のために必要なのかが、理解できない。また、コピーやFAX及びインターネット等に係る経費等は、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難であること等を総合考慮すると、調査研究活動以外にも利用されていることが推認されるというべきである。</p> <p>そうすると、コピーやFAX及びインターネット等に係る経費等は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないと解するのが相当である。</p>	<p>いずれも、住民への議会報告や調査研究等の資料作成、議会事務局との連携等に活用している。</p> <p>インターネットは、調査研究活動を含む政務調査活動に必要不可欠であり、より多くの情報をタイムリーに収集することでこれらの活動に資するものである。</p>

使途基準項目	政務調査費として計上された額	違法支出額	備考
研究研修費	204,240	102,120	
資料作成費	105,000		
資料購入費	183,780	31,520	
広報費	1,589,265	1,539,265	
会議・広聴費	49,800	24,900	
事務費	1,845,858	922,914	
合計	3,977,943	2,620,719	収支報告書(甲54の1)参照

番号

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額	
493	H24	日本共産党	甲57	4	H 24 4 19	しんぶん赤旗他 4月分	資料購入費	6,640	50	3,320
494	H24	日本共産党	甲57	5	H 24 4 20	公明新聞 4月分	資料購入費	1,835	50	917
495	H24	日本共産党	甲57	11	H 24 5 15	しんぶん赤旗他 5月分	資料購入費	6,640	50	3,320
496	H24	日本共産党	甲57	14	H 24 5 24	地方財務事典追録	資料購入費	4,000	50	2,000
497	H24	日本共産党	甲57	16	H 24 5 24	公明新聞 5月分	資料購入費	1,835	50	917
498	H24	日本共産党	甲57	18	H 24 5 25	住宅地図(振込料含む)	資料購入費	15,960	50	7,980
499	H24	日本共産党	甲57	19	H 24 6 4	福祉のひろば 4~3月分	資料購入費	6,300	50	3,150
500	H24	日本共産党	甲57	20	H 24 6 4	月刊「保育情報」4~3月分	資料購入費	7,200	50	3,600
501	H24	日本共産党	甲57	26	H 24 6 21	農民 4~3月分	資料購入費	7,200	50	3,600
502	H24	日本共産党	甲57	29	H 24 6 25	日中友好新聞 4~6月分	資料購入費	1,740	50	870
503	H24	日本共産党	甲57	30	H 24 6 26	しんぶん赤旗他 6月分	資料購入費	6,640	50	3,320
504	H24	日本共産党	甲57	31	H 24 6 28	公明新聞 6月分	資料購入費	1,835	50	917
505	H24	日本共産党	甲57	33	H 24 7 3	社会新報 4~6月分(振込料含む)	資料購入費	2,700	50	1,350
506	H24	日本共産党	甲57	39	H 24 7 26	しんぶん赤旗他 7月分	資料購入費	6,640	50	3,320
507	H24	日本共産党	甲57	42	H 24 8 2	民膏新聞 4月~3月	資料購入費	8,160	50	4,080
508	H24	日本共産党	甲57	43	H 24 8 3	公明新聞 7月分	資料購入費	1,835	50	917
509	H24	日本共産党	甲57	46	H 24 8 24	公明新聞 8月分	資料購入費	1,835	50	917
510	H24	日本共産党	甲57	47	H 24 8 27	しんぶん赤旗他 8月分	資料購入費	6,640	50	3,320
511	H24	日本共産党	甲57	49	H 24 8 30	日中友好新聞 7~9月分	資料購入費	1,740	50	870
512	H24	日本共産党	甲57	60	H 24 9 27	しんぶん赤旗他 9月分	資料購入費	6,700	50	3,350
513	H24	日本共産党	甲57	62	H 24 9 27	公明新聞 9月分	資料購入費	1,835	50	917
514	H24	日本共産党	甲57	64	H 24 10 4	社会新報 7~9月分(振込料含む)	資料購入費	2,700	50	1,350
515	H24	日本共産党	甲57	65	H 24 10 4	地方財政関係質疑応答集追録	資料購入費	17,120	50	8,560
516	H24	日本共産党	甲57	66	H 24 10 4	環境キーワード事典追録	資料購入費	12,480	50	6,240
517	H24	日本共産党	甲57	70	H 24 10 16	しんぶん赤旗他 10月分	資料購入費	6,640	50	3,320
518	H24	日本共産党	甲57	76	H 24 10 29	公明新聞 10月分	資料購入費	1,835	50	917
519	H24	日本共産党	甲57	78	H 24 11 2	制度のあらまし	資料購入費	3,100	50	1,550
520	H24	日本共産党	甲57	86	H 24 11 27	公明新聞 11月分	資料購入費	1,835	50	917
521	H24	日本共産党	甲57	87	H 24 11 28	しんぶん赤旗他 11月分	資料購入費	6,640	50	3,320
522	H24	日本共産党	甲57	91	H 24 12 7	日中友好新聞 10~12月分	資料購入費	1,740	50	870
523	H24	日本共産党	甲57	94	H 24 12 19	しんぶん赤旗他 12月分	資料購入費	6,640	50	3,320
524	H24	日本共産党	甲57	98	H 24 12 27	社会新報 10~12月分(振込料含む)	資料購入費	2,700	50	1,350

525	H24	日本共産党	甲57	100	H 24 12 27	公明新聞 12月分	資料購入費	1,835	50	917
526	H24	日本共産党	甲57	108	H 25 1 22	公明新聞 1月分	資料購入費	1,835	50	917
527	H24	日本共産党	甲57	110	H 25 1 24	しんぶん赤旗他 1月分	資料購入費	6,640	50	3,320
528	H24	日本共産党	甲57	118	H 25 2 22	公明新聞 2月分	資料購入費	1,835	50	917
529	H24	日本共産党	甲57	119	H 25 2 25	しんぶん赤旗他 2月分	資料購入費	6,640	50	3,320
530	H24	日本共産党	甲57	128	H 25 3 21	民主と人権 4~3月分	資料購入費	2,760	50	1,380
531	H24	日本共産党	甲57	131	H 25 3 25	しんぶん赤旗他 3月分	資料購入費	6,640	50	3,320
532	H24	日本共産党	甲57	133	H 25 3 25	公明新聞 3月分	資料購入費	1,835	50	917
533	H24	日本共産党	甲57	134	H 25 3 28	社会新報 1~3月分(振込料含む)	資料購入費	2,700	50	1,350

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張	
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額				
資料 購入 費	240,415	139,391	101,024	日本共産党富田林市会議員団は、政党の支持母体が発行する日本共産党の「しんぶん赤旗」以外にも多くの資料を購入している。 日本共産党中央委員会が総務省に提出した平成26年の政治資金収支報告書によると、約236億7000万円の収入のうち、約82%が「機関紙誌の発行事業・新聞雑誌」によるものであり、市会議員団は、政党を助成するために購入していることは明らかである。 したがって、政務調査費からの支出は認められない。	各党の政策・動向とともに、全国の自治体の取組み等の記事があり、情報源として活用している。その他、指摘されている書籍・新聞は、専門分野の団体が発行しているもので「政党」の発行ではない。各専門分野の団体の発行物は、全国の先進的な取組みについての重要な情報源で、議会での質問(提案)等で参考にしている。 支出は条例・規則、取扱要領「2(1)④」に基づくものである。		

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
534	H24	日本共産党	甲57	10 H 24 5 10	議会報告増刷分 ホームページ更新	広報費	156,680	50	78,340
535	H24	日本共産党	甲57	24 H 24 6 20	上原幸子市政報告ニュース・ホームページ更新他	広報費	103,635	100	103,635
536	H24	日本共産党	甲57	37 H 24 7 19	議会報告	広報費	309,540	100	309,540
537	H24	日本共産党	甲57	48 H 24 8 30	議会報告ホームページ更新	広報費	21,000	100	21,000
538	H24	日本共産党	甲57	58 H 24 9 25	上原幸子市政報告ニュース・ホームページ更新	広報費	97,335	100	97,335
539	H24	日本共産党	甲57	62 H 24 9 28	議会報告折込料	広報費	117,600	100	117,600
540	H24	日本共産党	甲57	75 H 24 10 25	議会報告・ホームページ更新	広報費	243,690	100	243,690
541	H24	日本共産党	甲57	95 H 24 12 20	予算要望書・ホームページ更新	広報費	143,535	50	71,767
542	H24	日本共産党	甲57	96 H 24 12 27	議会報告折込料	広報費	117,600	100	117,600
543	H24	日本共産党	甲57	109 H 25 1 24	議会報告・ホームページ更新	広報費	246,750	100	246,750
544	H24	日本共産党	甲57	125 H 25 3 13	ドメイン更新・サーバー更新	広報費	7,340	50	3,670

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
広報費	1,564,705	153,778	1,410,927	「予算要望書」を2000部作成(甲57支払伝票番号No. 95)していることになっているが、市役所内の各課に一部しか配布しておらず、約50部しか作成していないのかという疑義が生じている。また、議会報告及びアンケート等の「ちらし」に関しては、ほとんどの市民に配布されていない。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	ホームページの更新費用は、平成24年度は1回当たり7035円から2万1000円で、頻度も「議会報告」ピラの発行時に合わせ最大でも年4回程度である。議会報告は、支持者等の協力を得ながら、全戸を目標に配布する体制を構築している。アンケートも同様に配布し、多くの市民から貴重な意見をいただき、「予算要望書」に反映するとともに議会質問でも活用した。「広報費」の支出についても、取扱要領「2(1)⑤[才]」にもとづく適切な支出である。	

年 度	会派名	号 記	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
545	H24	日本共産党	甲57	3 H 24 4 16	調査研究補助 4月分	人件費	50,000	50	25,000
546	H24	日本共産党	甲57	12 H 24 5 16	調査研究補助 5月分	人件費	50,000	50	25,000
547	H24	日本共産党	甲57	23 H 24 6 15	調査研究補助 6月分	人件費	50,000	50	25,000
548	H24	日本共産党	甲57	32 H 24 6 29	調査研究補助 夏期一時金	人件費	50,000	50	25,000
549	H24	日本共産党	甲57	35 H 24 7 17	調査研究補助 7月分	人件費	50,000	50	25,000
550	H24	日本共産党	甲57	45 H 24 8 16	調査研究補助 8月分	人件費	50,000	50	25,000
551	H24	日本共産党	甲57	55 H 24 9 18	調査研究補助 9月分	人件費	50,000	50	25,000
552	H24	日本共産党	甲57	71 H 24 10 16	調査研究補助 10月分	人件費	50,000	50	25,000
553	H24	日本共産党	甲57	81 H 24 11 16	調査研究補助 11月分	人件費	50,000	50	25,000
554	H24	日本共産党	甲57	92 H 24 12 12	調査研究補助 冬期一時金	人件費	50,000	50	25,000
555	H24	日本共産党	甲57	93 H 24 12 12	調査研究補助 12月分	人件費	50,000	50	25,000
556	H24	日本共産党	甲57	104 H 25 1 16	調査研究補助 1月分	人件費	50,000	50	25,000
557	H24	日本共産党	甲57	114 H 25 2 15	調査研究補助 2月分	人件費	50,000	50	25,000
558	H24	日本共産党	甲57	126 H 25 3 15	調査研究補助 3月分	人件費	50,000	50	25,000

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張	
		違法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
人 件 費	700,000	350,000	350,000	人件費は、職員が調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されていなければ、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。よって、会派職員の人事費は、業務内容にかかわらず、定額で交付されていることから、業務を調査研究活動の補助業務とそれ以外の業務に明確に区別することは困難であるからすれば、日本共産党が人件費として政務調査費から支出した額の2分の1に相当する金35万円は、違法な支出である。	職員の勤務は、1か月平均で10日～12日程度で、議員の調査研究を補助する各種の書類整理を行っている。その費用は条例、規則、取扱要領「2(1)⑦」に基づき支出している。なお、「定額」支給については、富田林市役所のアルバイト賃金に合わせ、時給計算の参考とした。なお、平成28年4月末に「65歳を過ぎた」との本人の申出により、同年5月からは「政務活動費」による勤務契約を解除した。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
559	H24	日本共産党	甲57	1 H 24 4 2	テープ	事務費	400	50	200
560	H24	日本共産党	甲57	2 H 24 4 16	通信費 3月分 会派分	事務費	5,908	50	2,954
561	H24	日本共産党	甲57	6 H 24 4 23	通信費 4月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
562	H24	日本共産党	甲57	7 H 24 4 26	通信費 4月分 奥田良久議員分	事務費	2,472	50	1,236
563	H24	日本共産党	甲57	8 H 24 5 7	通信費 4月分 会派分	事務費	6,401	50	3,200
564	H24	日本共産党	甲57	9 H 24 5 7	印刷機リース料 1年分	事務費	12,600	50	6,300
565	H24	日本共産党	甲57	13 H 24 5 24	通信費 5月分 奥田良久議員分	事務費	2,472	50	1,236
566	H24	日本共産党	甲57	15 H 24 5 24	通信費 5月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
567	H24	日本共産党	甲57	17 H 24 5 25	通信費 年会費(振込料含む)	事務費	3,570	50	1,785
568	H24	日本共産党	甲57	21 H 24 6 4	黒表紙	事務費	420	50	210
569	H24	日本共産党	甲57	22 H 24 6 5	通信費 5月分 会派分	事務費	6,048	50	3,024
570	H24	日本共産党	甲57	25 H 24 6 21	議会報告郵送料	事務費	15,200	100	15,200
571	H24	日本共産党	甲57	27 H 24 6 21	通信費 6月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
572	H24	日本共産党	甲57	28 H 24 6 25	通信費 6月分 奥田良久議員分	事務費	2,472	50	1,236
573	H24	日本共産党	甲57	34 H 24 7 5	通信費 6月分 会派分	事務費	5,946	50	2,973
574	H24	日本共産党	甲57	36 H 24 7 17	インクカートリッジ・ダブルクリップ	事務費	1,569	50	784
575	H24	日本共産党	甲57	38 H 24 7 23	通信費 7月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
576	H24	日本共産党	甲57	40 H 24 7 27	ホツチキス	事務費	525	50	262
577	H24	日本共産党	甲57	41 H 24 7 30	通信費 7月分 奥田良久議員分	事務費	2,471	50	1,235
578	H24	日本共産党	甲57	44 H 24 8 6	通信費 7月分 会派分	事務費	6,177	50	3,088
579	H24	日本共産党	甲57	50 H 24 8 30	通信費 8月分 奥田良久議員分	事務費	2,470	50	1,235
580	H24	日本共産党	甲57	51 H 24 8 30	通信費 8月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
581	H24	日本共産党	甲57	52 H 24 9 5	通信費 9月分 会派分	事務費	5,827	50	2,913
582	H24	日本共産党	甲57	53 H 24 9 13	議会報告郵送料	事務費	16,000	100	16,000
583	H24	日本共産党	甲57	54 H 24 9 18	ファスナー	事務費	400	50	200
584	H24	日本共産党	甲57	57 H 24 9 25	通信費 9月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
585	H24	日本共産党	甲57	59 H 24 9 25	通信費 9月分 奥田良久議員	事務費	2,470	50	1,235
586	H24	日本共産党	甲57	63 H 24 10 1	封筒	事務費	240	50	120
587	H24	日本共産党	甲57	67 H 24 10 5	通信費 9月分 会派分	事務費	5,956	50	2,978
588	H24	日本共産党	甲57	68 H 24 10 15	スキヤナ	事務費	9,980	50	4,990
589	H24	日本共産党	甲57	72 H 24 10 16	ファイル	事務費	900	50	450

590	H24	日本共産党	甲57	73	H 24 10 22	通信費 10月分 奥田良久議員分	事務費	2,470	50	1,235
591	H24	日本共産党	甲57	74	H 24 10 22	通信費 10月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
592	H24	日本共産党	甲57	77	H 24 11 2	複写手数料 4~9月分	事務費	8,180	50	4,090
593	H24	日本共産党	甲57	79	H 24 11 5	通信費 10月分 会派分	事務費	6,417	50	3,208
594	H24	日本共産党	甲57	82	H 24 11 16	インクカートリッジ	事務費	4,208	50	2,104
595	H24	日本共産党	甲57	83	H 24 11 21	通信費 11月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
596	H24	日本共産党	甲57	84	H 24 11 22	通信費 11月分 奥田良久議員分	事務費	2,470	50	1,235
597	H24	日本共産党	甲57	85	H 24 11 26	トナーカートリッジ	事務費	14,700	50	7,350
598	H24	日本共産党	甲57	88	H 24 12 3	議会報告郵送料	事務費	16,800	100	16,800
599	H24	日本共産党	甲57	89	H 24 12 5	通信費 11月分 会派分	事務費	6,142	50	3,071
600	H24	日本共産党	甲57	90	H 24 12 7	インクカートリッジ他	事務費	4,948	50	2,474
601	H24	日本共産党	甲57	99	H 24 12 27	通信費 12月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
602	H24	日本共産党	甲57	101	H 24 12 28	通信費 12月分 奥田良久議員分	事務費	2,470	50	1,235
603	H24	日本共産党	甲57	102	H 25 1 7	通信費 1月分 会派分	事務費	6,183	50	3,091
604	H24	日本共産党	甲57	103	H 25 1 10	FAX感熱記録紙・封筒	事務費	5,725	50	2,862
605	H24	日本共産党	甲57	105	H 25 1 16	テープ	事務費	400	50	200
606	H24	日本共産党	甲57	106	H 25 1 22	通信費 1月分 奥田良久議員分	事務費	2,470	50	1,235
607	H24	日本共産党	甲57	107	H 25 1 22	通信費 1月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
608	H24	日本共産党	甲57	111	H 25 1 28	ノートパソコン	事務費	115,500	50	57,750
609	H24	日本共産党	甲57	112	H 25 2 5	通信費 1月分 会派分	事務費	6,332	50	3,166
610	H24	日本共産党	甲57	113	H 25 2 13	ポット	事務費	14,240	100	14,240
611	H24	日本共産党	甲57	116	H 25 2 20	通信費 2月分 奥田良久議員分	事務費	2,470	50	1,235
612	H24	日本共産党	甲57	117	H 25 2 20	通信費 2月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
163	H24	日本共産党	甲57	120	H 25 3 5	通信費 2月分 会派分	事務費	5,936	50	2,968
164	H24	日本共産党	甲57	121	H 25 3 5	複写手数料 10~2月分	事務費	7,604	50	3,802
615	H24	日本共産党	甲57	122	H 25 3 6	プリンター	事務費	33,600	50	16,800
616	H24	日本共産党	甲57	123	H 25 3 8	コピー用紙	事務費	2,568	50	1,284
617	H24	日本共産党	甲57	124	H 25 3 11	トナーカートリッジ	事務費	10,500	50	5,250
618	H24	日本共産党	甲57	129	H 25 3 21	通信費 3月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
619	H24	日本共産党	甲57	130	H 25 3 21	議会報告郵送料	事務費	16,000	100	16,000
620	H24	日本共産党	甲57	132	H 25 3 25	通信費 3月分 奥田良久議員分	事務費	2,470	50	1,235
621	H24	日本共産党	甲57	136	H 25 3 29	コピー用紙・クリヤーブック他	事務費	4,880	50	2,440

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
事務費	915,971	650,395	265,576	調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されていなければ、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	条例・規則、取扱要領「2(1)⑧」に基づき適正に処理し支出している。	

使途基準項目	政務調査費として計上された額	違法支出額	備考
資料購入費	240,415	101,024	
広報費	1,564,705	1,410,927	
人件費	700,000	350,000	収支報告書(甲56の1)参照
事務費	915,971	265,576	
残額		-835	
合計	3,421,091	2,126,692	

番号

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
622	H24	京谷議員	甲59	3 H 24 4 27	地方自治関係の講習会費	研究研修費	10,000	50	5,000
623	H24	京谷議員	甲59	14 H 24 6 3	議員政策勉強会(支払先:竹本直一後援会)	研究研修費	2,000	100	2,000
624	H24	京谷議員	甲59	39 H 25 1 26	看護や医療福祉についての研修会参加	研究研修費	10,000	50	5,000
625	H24	京谷議員	甲59	40 H 25 1 31	研修生活活動費(ほか(キャンセル料として))	研究研修費	3,000	50	1,500
626	H24	京谷議員	甲59	44 H 25 3 21	地方自治関係の講習会費	研究研修費	10,000	50	5,000

使途基準項目	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
	政務調査費として計上された合計額	適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額		
研究研修費	35,000	16,500	18,500	竹本直一の後援会を政務調査費から支出することは、違法である。また、日本会議等の研修に参加することが政策の立案・決定・提言の契機とはなっていない。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	研究研修費の支出は、後援会に関わるものではなく、「議員の政策立案勉強会」、「看護や医療福祉研修会」に参加した経費である。研究研修費は、取扱要領「2(1)(1)」で、研究会、研修会等に参加する場合のために必要な経費として認められている。

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
627	H24	京谷議員	甲59	11 H 24 5 30等	広島県呉市、岡山県津山市 行政視察に伴う旅費(交通費・日当・宿泊料)	調査旅費	47,110	50	23,555

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
調査旅費	50,110	26,555	23,555	交通費や宿泊費は、領収書不要の定額支給であった。宿泊のために使った費用の明細がない。また、視察が政策の立案・決定・提言の契機とはなっていない。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	取扱要領「2(1)②」に基づく適正な行政視察であり、新幹線利用運賃としてもごく一般的なものである。 平成24年5月30日～31日の広島県呉市「ゆめづくり地域交付金」や岡山県津山市「公募提案型共同事業」に関わる各施策は、議会等で取り上げ、問題提起や政策提言を行なつてきた内容であり、視察が政策の立案・決定・提言の契機となっていないとの指摘は全く根拠がない。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日				内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
				年	月	日						
628 323	H24	京谷議員	甲59	8	H 24	5	19	DVD 議会の役割と議員の責務	資料購入費	28,105	50	14,052
629	H24	京谷議員	甲59	13	H 24	6	2	くらしの法律Q&A—身近なトラブル解決法—	資料購入費	3,458	50	1,729
630	H24	京谷議員	甲59	20	H 24	7	11	日本時事評論購読料	資料購入費	9,600	50	4,800
631	H24	京谷議員	甲59	41	H 25	2	14	ゼンリン住宅地図、パインダー(支払先:国際地図)	資料購入費	20,400	50	10,200

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
資料購入費	61,563	30,782	30,781	これらの資料購読は、政策の立案・決定・提言の機能を果たしているとはいはず、2分の1を超えての支出は認められない。	取扱要領「2(1)④」に基づき、市政の調査研究活動のための資料とするため、政策立案等の重要な情報源の一つとして購読したものである。	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
632	H24	京谷議員	甲59	7 H 24 5 19	京谷きよひさ議会報告(NO.30新聞折込料)	広報費	111,238	100	111,238
633	H24	京谷議員	甲59	16 H 24 6 8	議会報告のデータ作成料	広報費	52,500	100	52,500
634	H24	京谷議員	甲59	19 H 24 7 5	議会報告のデータ作成料	広報費	52,500	100	52,500
635	H24	京谷議員	甲59	22 H 24 8 6	議会報告のデータ作成料	広報費	52,500	100	52,500
636	H24	京谷議員	甲59	24 H 24 8 30	京谷きよひさ議会活動報告(NO.31/50000部)	広報費	273,000	100	273,000
637	H24	京谷議員	甲59	25 H 24 9 17	京谷きよひさ議会報告(NO.31新聞折込料)	広報費	111,384	100	111,384
638	H24	京谷議員	甲59	26 H 24 9 7	議会報告のデータ作成料	広報費	52,500	100	52,500
639	H24	京谷議員	甲59	29 H 24 10 10	議会報告のデータ作成料	広報費	52,500	100	52,500
640	H24	京谷議員	甲59	32 H 24 11 13	議会報告のデータ作成料	広報費	52,500	100	52,500
641	H24	京谷議員	甲59	35 H 24 12 11	議会報告のデータ作成料	広報費	52,500	100	52,500
642	H24	京谷議員	甲59	37 H 25 1 16	議会報告のデータ作成料	広報費	52,500	100	52,500
643	H24	京谷議員	甲59	42 H 25 2 26	議会報告のデータ作成料	広報費	52,500	100	52,500
644	H24	京谷議員	甲59	47 H 25 3 29	議会報告のデータ作成料	広報費	52,500	100	52,500

使 途 基 準 項 目	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
	政務調査費として計上された合計額	適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額		
広報費	1,020,622	0	1,020,622	議会報告の広報紙は、市政における調査研究の成果や議会質問の内容等を広報するために発行しているものであるが、No7、No25「刷新広報」、No24「三原デザイン」の費用については既に取り下げをしており、政務調査費からは支出していない。 ホームページの議会報告データ作成については、議会前からの打ち合わせ、議会質問後の要約作業、校正、掲載作業等、最低2回の打合せ、平均3回以上の事務作業が必要である。その他、議会日程、行政視察の報告、市政活動に関連する地域活動報告の掲載等に要する作業は毎月あり、その作業量の多さからして高額との指摘は全く当たらない。	

年 度	会 派 名	号 記	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
645	H24 京谷議員	甲59	2	H 24 4 27	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等	会議・広聴費	1,260	50	630
646	H24 京谷議員	甲59	18	H 24 6 26	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等	会議・広聴費	2,600	50	1,300
647	H24 京谷議員	甲59	27	H 24 9 20	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等	会議・広聴費	2,110	50	1,055
648	H24 京谷議員	甲59	30	H 24 10 13	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等	会議・広聴費	1,460	50	730
649	H24 京谷議員	甲59	33	H 24 11 16	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等	会議・広聴費	690	50	345

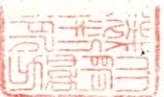
使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
会議・広聴費	8,120	4,060	4,060	お茶代は、誰と会議したか不明であり、また、政務調査活動として特に必要とするものでないため、2分の1を超えて支出することは許されない。	取扱要領「2(1)⑥〔ウ〕」において、調査研究のための会議や住民から要望、意見を聴取するための必要な経費として認められた支出である。特に住民から市政に関すること、施策に対する要望や意見を直接聞くことは政策立案に生かす契機となり、政務調査費として重要であり、必要な費用である。 なお、2000円を超える分で領収書に回数の記載がない支出については、乙51号証に明細を記載している。	

年 度	会 派 名	号 記	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
650	H24 京谷議員	甲59	1	H 24 4 27	ファクシミリ基本料(4月分)	事務費	2,586	50	1,293
651	H24 京谷議員	甲59	4	H 24 4 28	文具代(ボールペン等)	事務費	1,466	50	733
652	H24 京谷議員	甲59	5	H 24 5 19	メモリーSDカード	事務費	1,780	50	890
653	H24 京谷議員	甲59	6	H 24 5 19	文具代(ファイルスタンド6個)	事務費	630	50	315
654	H24 京谷議員	甲59	9	H 24 5 23	文具代(スタンドファイル)	事務費	525	50	262
655	H24 京谷議員	甲59	10	H 24 5 25	ファクシミリ基本料(5月分)	事務費	2,575	50	1,287
656	H24 京谷議員	甲59	15	H 24 6 8	PCメモリー増設	事務費	25,935	50	12,967
657	H24 京谷議員	甲59	17	H 24 6 25	ファクシミリ基本料(6月分)	事務費	2,637	50	1,318
658	H24 京谷議員	甲59	21	H 24 7 31	ファクシミリ基本料(7月分)	事務費	2,513	50	1,256

659	H24	京谷議員	甲59	23	H 24	8	21	ファクシミリ基本料(8月分)	事務費	2,510	50	1,255
660	H24	京谷議員	甲59	28	H 24	9	25	ファクシミリ基本料(9月分)	事務費	2,589	50	1,294
661	H24	京谷議員	甲59	31	H 24	10	26	ファクシミリ基本料(10月分)	事務費	2,625	50	1,312
662	H24	京谷議員	甲59	34	H 24	12	9	ファクシミリ基本料(11月分)	事務費	2,564	50	1,282
663	H24	京谷議員	甲59	36	H 24	12	28	ファクシミリ基本料(12月分)	事務費	2,562	50	1,281
664	H24	京谷議員	甲59	38	H 25	1	23	ファクシミリ基本料(1月分)	事務費	2,481	50	1,240
665	H24	京谷議員	甲59	43	H 25	2	27	ファクシミリ基本料(2月分)	事務費	2,530	50	1,265
666	H24	京谷議員	甲59	45	H 25	3	25	ファクシミリ基本料(3月分)	事務費	2,814	50	1,407
667	H24	京谷議員	甲59	46	H 25	3	25	ノート5冊、ファイルスタンド	事務費	878	50	439

使途基準項目	政務調査費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
事務費	62,200	31,104	31,096	電話代は、ほぼ基本料金である。その使用頻度の低さからも、政務調査活動に資するための必要とした可能性は極めて低い。 電話代ではなく、自宅に設置された議会事務局との連絡用のファクシミリであると主張するが、ただの連絡用であれば、調査研究とは無関係である。2分の1を超えての支出は認められない。	電話代ではなく、自宅に設置された議会事務局との連絡用のファクシミリの基本料金である。調査研究のために市の施策に関する情報を提供するもので、基本料金を対象としたものであり取扱要領「第2(1)8[カ]」に基づき、事務費として計上しており、妥当なものである。	

使途基準項目	政務調査費として計上された額	違法支出額	備考
研究研修費	35,000	18,500	
調査旅費	50,110	23,555	
資料購入費	61,563	30,781	
広報費	1,020,622	1,020,622	収支報告書(甲58の1)参照
会議・広聴費	8,120	4,060	
事務費	62,200	31,096	
残額		-97,585	
合計	1,237,615	1,031,029	



番号

年 度	会派名	号 記	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
668	H24 吉年議員	甲61	28	H 24 11 6	議員複写手数料 平成24年4月～平成24年9月分	資料作成費	1,318	50	659
669	H24 吉年議員	甲61	31	H 25 3 11	議員複写手数料 平成24年10月～平成25年2月分	資料作成費	674	50	337

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
資料 作 成 費	1,992	996	996	何を複写したのか不明であるため、2分 の1を超えての支出は認められない。	ほとんどが議会質問に関連する情報収集のための資料の 複写、もしくは質問後、質問原稿と答弁書をまとめた小冊子 の作成に要した費用である。	

年 度	会派名	号 記	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
670	H24 吉年議員	甲61	6	H 24 4 9	「見てある記」76号 49000部	広報費	230,000	50	115,000
671	H24 吉年議員	甲61	24	H 24 9 28	「見てある記」78号 49000部	広報費	230,000	50	115,000
672	H24 吉年議員	甲61	29	H 24 11 12	「見てある記」79号 49000部	広報費	230,000	50	115,000
673	H24 吉年議員	甲61	30	H 25 1 26	「見てある記」80号 49000部	広報費	230,000	50	115,000

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
広報費	920,000	460,000	460,000	評価できる点は、政務調査費から支出した「ちらし」は、市民に配られていることである。 しかし、市政とは関係のない記載が紙面の大半を占めていることから、2分の1を超えての支出は認められない。 →政務調査費で発行している「ちらし」は、最小限に留めているとのことだが、費用が他社と比較して倍以上高額である。	「見てある記」は年に5回、49,000部を発行し、市政の情報発信と情報収集のため、市内全域に配布している。 4回は議会後に質問内容を報告する目的で印刷費にのみ使用し、各号には自らの議会質問と答弁の内容、論説、公務の日程、研修・ボランティア活動の記録等を掲載している。残り1回は前年度の政務調査費収支報告書と後援会収支報告書、本市の歴史を紹介した内容であるので、全額を後援会から支出している。政務調査費で発行する号も、費用は最小限に留めている。 印刷費は、印刷部数によっても単価が変わるので、1部当たり4~6円程度の印刷費は妥当なものと考える。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
674	H24 吉年議員	甲61	2	H 24 4 3	パソコンディスプレイ代	事務費	25,980	50	12,990
675	H24 吉年議員	甲61	5	H 24 4 7	パソコンインク代 & パソコン付属品	事務費	14,160	50	7,080
676	H24 吉年議員	甲61	7	H 24 4 12	パソコン部品	事務費	24,480	50	12,240
677	H24 吉年議員	甲61	8	H 24 4 12	パソコン部品	事務費	12,480	50	6,240
678	H24 吉年議員	甲61	9	H 24 4 12	パソコンソフト	事務費	14,800	50	7,400
679	H24 吉年議員	甲61	11	H 24 4 28	コピー用紙 ファイル	事務費	3,626	50	1,813
680	H24 吉年議員	甲61	12	H 24 5 4	パソコンインク代	事務費	5,250	50	2,625
681	H24 吉年議員	甲61	14	H 24 6 12	パソコンソフト「ノートン」パソコンマウス代	事務費	10,062	50	5,031
682	H24 吉年議員	甲61	27	H 24 10 27	パソコンソフト代(イラストレータ)	事務費	25,800	50	12,900

使途 基準 項目	政務調査費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
事務費	136,638	68,319	68,319	調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されていなければ、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	調査研究活動に係る事務遂行に必要なものであり、取扱要領「2(1)⑧」によって政務調査費からの支出が認められているものである。	

使途基準項目	政務調査費として 計上された額	違法支出額	備考
研究研修費	10,780		
資料作成費	1,992	996	
資料購入費	70,419		収支報告書(甲60の1)参照
広報費	920,000	460,000	
事務費	136,638	68,319	
合計	1,139,829	529,315	

番号

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
1 H25	自由民主党	甲33	65	H 25 8 6等	交通費・宿泊費・日当	調査旅費	95,350	50	47,675

用途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
調査旅費	95,350	47,675	47,675	2泊3日で9万5350円と高額であるにも拘わらず、宿泊のために使った費用の明細がない。調査研究活動とは言い難い。 また、視察旅行は、とんでもやし未来との親睦旅行の疑いもある。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	当該行政視察は、平成25年8月6日から8月8日に佐賀県鳥栖市「夢プラン21事業について」、佐賀県武雄市「図書館指定管理者について」、福岡県福岡市「ふくおか未来カフェについて」それぞれ視察や調査を行ったものである。視察の成果は、市議会で本市の課題を併せて提案している。また、「親睦旅行の疑いもある」とあるが、推測の域を出ないものであり、視察の内容・目的等を踏まえたうえで、他会派の議員が共感し参加することは何ら問題がないものである。 調査旅費は、取扱要領「第2(1)2」で、先進地行政視察及び現地調査のために必要な経費として認められている。 なお、旅費や宿泊費の算定は富田林市職員旅費支給条例を準用するため、「宿泊のために使った費用の明細がない」との主張は失当である。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
2 H25	自由民主党	甲33	52	H 25 7 2	「選挙法・政治資金法の手引き」追録書籍代	資料購入費	6,900	100	6,900
3 H25	自由民主党	甲33	105	H 25 12 12	「選挙法・政治資金法の手引き」追録書籍代	資料購入費	4,050	100	4,050

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
資料購入費	46,025	35,075	10,950	選挙法・政治資金法の手引書は、調査研究活動に該当せず、違法な支出である。 →政務活動費で「選挙法・政治資金法の手引き」を購入しているが、再選した札状が自筆ではないため、公職選挙法178条に違反する等、本書が活用されていないのは明らかである。	当該支出は法令集(公職選挙法等の改正による追録)の購入費用である。市議会議員として当然に把握すべき法令であり、調査研究等に要する費用である。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
4 H25	自由民主党	甲33	31	H 25 5 20	青い鳥だより初夏号	広報費	246,330	100	246,330
5 H25	自由民主党	甲33	32	H 25 5 21	議会報告 青い鳥だより発送費	広報費	221,750	100	221,750
6 H25	自由民主党	甲33	42	H 25 6 10	青い鳥だより追加分	広報費	270,000	100	270,000
7 H25	自由民主党	甲33	79	H 25 9 26	送付代	広報費	120	100	120
8 H25	自由民主党	甲33	133	H 26 3 4	資料郵便代	広報費	82,000	100	82,000
9 H25	自由民主党	甲33	137	H 26 3 6	封筒・印刷	広報費	55,125	100	55,125
10 H25	自由民主党	甲33	138	H 26 3 7	議会報告紙 作成・印刷費 №.11	広報費	378,000	100	378,000
11 H25	自由民主党	甲33	140	H 26 3 11	議会報告紙 送付代 28050枚	広報費	82,467	100	82,467
12 H25	自由民主党	甲33	145	H 26 3 25	議会報告紙 送付代	広報費	217,880	100	217,880

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
広報費	1,553,672	0	1,553,672	政務活動費から支出した「ちらし」は、それぞれの議員の支援者や後援者を除き、ほとんどの市民に配られていない。したがって、政務活動費から支出することは、違法である。	広報誌は「ちらし」ではない。会派発行の広報誌は、取扱要領「第2(1)5」に明示された使途である。新聞折込等の方法で配布しており、後援会活動や選挙活動として配布したものではない。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
13 H25	自由民主党	甲33	1	H 25 4 3	会議用お茶代	会議・広聴費	2,000	50	1,000
14 H25	自由民主党	甲33	2	H 25 4 3	会議用お茶代	会議・広聴費	2,070	50	1,035
15 H25	自由民主党	甲33	6	H 25 4 17	会議用お茶代	会議・広聴費	2,000	50	1,000
16 H25	自由民主党	甲33	14	H 25 4 24	会議用お茶代	会議・広聴費	6,336	50	3,168
17 H25	自由民主党	甲33	27	H 25 5 8	お茶代	会議・広聴費	3,450	50	1,725
18 H25	自由民主党	甲33	34	H 25 5 24	お茶代	会議・広聴費	1,380	50	690
19 H25	自由民主党	甲33	39	H 25 5 31	会議用お茶代	会議・広聴費	2,000	50	1,000
20 H25	自由民主党	甲33	41	H 25 6 7	会議用お茶代	会議・広聴費	2,000	50	1,000
21 H25	自由民主党	甲33	44	H 25 6 27	会議お茶代 5月分	会議・広聴費	6,440	50	3,220
22 H25	自由民主党	甲33	45	H 25 6 27	会議お茶代 6月分	会議・広聴費	9,370	50	4,685
23 H25	自由民主党	甲33	59	H 25 7 25	会議お茶代	会議・広聴費	7,360	50	3,680
24 H25	自由民主党	甲33	66	H 25 8 23	会議のお茶代	会議・広聴費	5,340	50	2,670
25 H25	自由民主党	甲33	80	H 25 10 3	会議お茶代	会議・広聴費	2,995	50	1,497
26 H25	自由民主党	甲33	87	H 25 10 21	お茶代	会議・広聴費	920	50	460
27 H25	自由民主党	甲33	91	H 25 10 29	会議のお茶代	会議・広聴費	2,760	50	1,380
28 H25	自由民主党	甲33	96	H 25 11 12	お茶代	会議・広聴費	690	50	345
29 H25	自由民主党	甲33	109	H 25 12 24	議事録送料代	会議・広聴費	241,885	100	241,885
30 H25	自由民主党	甲33	111	H 25 12 25	会議お茶代	会議・広聴費	2,530	50	1,265
31 H25	自由民主党	甲33	116	H 26 1 9	会議お茶代	会議・広聴費	3,450	50	1,725
32 H25	自由民主党	甲33	121	H 26 2 3	会議におけるお茶代	会議・広聴費	2,000	50	1,000
33 H25	自由民主党	甲33	141	H 26 3 13	会議お茶代	会議・広聴費	4,320	50	2,160
34 H25	自由民主党	甲33	142	H 26 3 13	会議お茶代	会議・広聴費	2,680	50	1,340

用途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
会議・広聴費	313,976	36,046	277,930	<p>政務活動費という公金から支出しているのであるから、費用が発生した年月日、そしてその会議がどのような政策、立案のための調査研究活動費であったかを記載しなければならない。したがって、調査研究活動に使用したかも不明であるため、2分の1を超えて支出することは許されない。</p> <p>また、議事録が市民に配られていない。したがって、政務活動費から支出することは、違法である。 →No. 109の領収証は、左近議員の親戚が経営している明朗社が発行したものである。送料代であれば、郵便局やクロネコヤマト等の領収書も開示すべきである。</p>	<p>住民から市政・政策等に対する要望・意見を直接聞くために開催した会議等であり、取扱要領「第2(1)6[ウ]」に明示された会議・広聴費である。また、金額(1人1回2,000円)も社会通念上相当な範囲内である。 2000円を超える分については、いずれも複数回のお茶代を合計した金額を支出したものであり、領収書に回数が記載されている。</p> <p>No. 109は「議事録送料代」であり、「議事録が市民に配られていない」との主張は失当である。</p> <p>明朗社は印刷業を営んでおり、印刷業者に印刷物の配達を依頼することは不自然なものではない。なお、明朗社は、左近議員と同一世帯でも同一生計者でもなく独自で印刷業を営むものである。</p>	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
35 H25	自由民主党	甲33	3	H 25 4 4	ファクシミリ使用料(左近／3月分)	事務費	2,481	50	1,240
36 H25	自由民主党	甲33	4	H 25 4 12	クリップホルダー代	事務費	716	50	358
37 H25	自由民主党	甲33	5	H 25 4 16	シュレーター代	事務費	3,180	50	1,590
38 H25	自由民主党	甲33	7	H 25 4 18	インクカートリッジ代	事務費	4,900	50	2,450
39 H25	自由民主党	甲33	8	H 25 4 19	両面テープ代	事務費	712	50	356
40 H25	自由民主党	甲33	9	H 25 4 21	バインダー代	事務費	2,238	50	1,119
41 H25	自由民主党	甲33	10	H 25 4 21	ロータリーカッター代	事務費	1,960	50	980
42 H25	自由民主党	甲33	11	H 25 4 21	ハンドカータ一代	事務費	336	50	168
43 H25	自由民主党	甲33	12	H 25 4 22	電話代 3月分	事務費	2,733	50	1,366

44	H25	自由民主党	甲33	13	H 25	4	23	写真用台紙代	事務費	1,360	50	680
45	H25	自由民主党	甲33	15	H 25	4	24	ボールペン代	事務費	598	50	299
46	H25	自由民主党	甲33	16	H 25	4	25	インターネット利用料 3月分	事務費	2,415	50	1,207
47	H25	自由民主党	甲33	17	H 25	4	25	筆ペン代	事務費	498	50	249
48	H25	自由民主党	甲33	18	H 25	4	25	FAX使用料 4月分	事務費	2,470	50	1,235
49	H25	自由民主党	甲33	19	H 25	4	25	ファクシミリ使用料(左近／4月分)	事務費	2,470	50	1,235
50	H25	自由民主党	甲33	20	H 25	4	26	ファクシミリ使用料(4月分)	事務費	2,472	50	1,236
51	H25	自由民主党	甲33	22	H 25	5	2	インクジェットマルチパック8E	事務費	25,504	50	12,752
52	H25	自由民主党	甲33	23	H 25	5	5	文具ボールペン	事務費	596	50	298
53	H25	自由民主党	甲33	24	H 25	5	7	電話代 4月分	事務費	2,733	50	1,366
54	H25	自由民主党	甲33	25	H 25	5	8	エーワンプリンター	事務費	9,660	50	4,830
55	H25	自由民主党	甲33	26	H 25	5	8	ファクシミリ使用料(3月分)	事務費	2,471	50	1,235
56	H25	自由民主党	甲33	28	H 25	5	9	マジックテープ代	事務費	2,836	50	1,418
57	H25	自由民主党	甲33	29	H 25	5	10	文具ボード	事務費	2,478	50	1,239
58	H25	自由民主党	甲33	30	H 25	5	10	コピーデ	事務費	28,000	50	14,000
59	H25	自由民主党	甲33	33	H 25	5	23	FAX使用料 5月分	事務費	2,470	50	1,235
60	H25	自由民主党	甲33	35	H 25	5	25	FAX代(5月分)	事務費	2,470	50	1,235
61	H25	自由民主党	甲33	36	H 25	5	25	ファクシミリ使用料(左近／5月分)	事務費	2,470	50	1,235
62	H25	自由民主党	甲33	37	H 25	5	27	インターネット利用料 4月分	事務費	2,415	50	1,207
63	H25	自由民主党	甲33	38	H 25	5	28	ファックス用紙代	事務費	1,144	50	572
64	H25	自由民主党	甲33	40	H 25	6	5	電話代 5月分	事務費	2,733	50	1,366
65	H25	自由民主党	甲33	43	H 25	6	25	インターネット利用料	事務費	2,415	50	1,207
66	H25	自由民主党	甲33	47	H 25	6	30	ファクシミリ使用料(左近／6月分)	事務費	2,470	50	1,235
67	H25	自由民主党	甲33	48	H 25	6	30	プリンターインク代	事務費	6,282	50	3,141
68	H25	自由民主党	甲33	49	H 25	7	2	FAX使用料 6月分	事務費	2,470	50	1,235
69	H25	自由民主党	甲33	51	H 25	7	2	FAX使用料(6月分)	事務費	2,472	50	1,236
70	H25	自由民主党	甲33	53	H 25	7	5	電話代 6月分	事務費	2,733	50	1,366
71	H25	自由民主党	甲33	54	H 25	7	8	文具	事務費	1,000	50	500
72	H25	自由民主党	甲33	55	H 25	7	17	FAXロール紙	事務費	1,380	50	690
73	H25	自由民主党	甲33	58	H 25	7	25	インターネット利用料	事務費	2,415	50	1,207
74	H25	自由民主党	甲33	60	H 25	7	26	ファクシミリ使用料(左近／7月分)	事務費	2,470	50	1,235
75	H25	自由民主党	甲33	61	H 25	7	27	FAX使用料 7月分	事務費	2,470	50	1,235
76	H25	自由民主党	甲33	62	H 25	7	29	FAX使用料(7月分)	事務費	2,472	50	1,236
77	H25	自由民主党	甲33	64	H 25	8	5	電話代	事務費	2,733	50	1,366
78	H25	自由民主党	甲33	67	H 25	8	26	ファクシミリ使用料(左近／8月分)	事務費	2,470	50	1,235
79	H25	自由民主党	甲33	68	H 25	8	26	インターネット代 7月分	事務費	2,415	50	1,207
80	H25	自由民主党	甲33	69	H 25	8	28	FAX使用料 8月分	事務費	2,470	50	1,235
81	H25	自由民主党	甲33	72	H 25	9	5	電話代	事務費	2,733	50	1,366

82	H25	自由民主党	甲33	73	H 25	9	6	FAX 8月分	事務費	2,471	50	1,235
83	H25	自由民主党	甲33	75	H 25	9	12	文具・ボールペン	事務費	980	50	490
84	H25	自由民主党	甲33	76	H 25	9	21	文具・マジック類	事務費	2,024	50	1,012
85	H25	自由民主党	甲33	77	H 25	9	25	インターネット使用料	事務費	2,415	50	1,207
86	H25	自由民主党	甲33	78	H 25	9	25	FAX使用料 9月分	事務費	2,470	50	1,235
87	H25	自由民主党	甲33	81	H 25	10	4	ファクシミリ使用料(左近／9月分)	事務費	2,470	50	1,235
88	H25	自由民主党	甲33	82	H 25	10	4	FAX使用料(9月分)	事務費	2,472	50	1,236
89	H25	自由民主党	甲33	84	H 25	10	7	電話代	事務費	2,733	50	1,366
90	H25	自由民主党	甲33	88	H 25	10	25	インターネット代 9月分	事務費	2,415	50	1,207
91	H25	自由民主党	甲33	90	H 25	10	25	FAX使用料 10月分	事務費	2,470	50	1,235
92	H25	自由民主党	甲33	92	H 25	10	30	ファクシミリ使用料(左近／10月分)	事務費	2,479	50	1,239
93	H25	自由民主党	甲33	93	H 25	11	5	FAX使用料 10月分	事務費	2,471	50	1,235
94	H25	自由民主党	甲33	94	H 25	11	5	電話代	事務費	2,733	50	1,366
95	H25	自由民主党	甲33	95	H 25	11	11	広報活動のコピー使用料	事務費	3,552	50	1,776
96	H25	自由民主党	甲33	97	H 25	11	13	FAX用紙代	事務費	2,238	50	1,119
97	H25	自由民主党	甲33	98	H 25	11	19	プリンターインク代	事務費	4,662	50	2,331
98	H25	自由民主党	甲33	99	H 25	11	21	FAX使用料 11月分	事務費	2,470	50	1,235
99	H25	自由民主党	甲33	100	H 25	11	25	インターネット使用料 10月分	事務費	2,415	50	1,207
100	H25	自由民主党	甲33	101	H 25	12	2	FAX使用料(11月分)	事務費	2,472	50	1,236
101	H25	自由民主党	甲33	102	H 25	12	2	ファクシミリ使用料(左近／11月分)	事務費	2,470	50	1,235
102	H25	自由民主党	甲33	103	H 25	12	5	電話代 11月分	事務費	2,733	50	1,366
103	H25	自由民主党	甲33	106	H 25	12	18	FAX機代	事務費	26,800	50	13,400
104	H25	自由民主党	甲33	108	H 25	12	24	事務機送料費	事務費	10,296	50	5,148
105	H25	自由民主党	甲33	110	H 25	12	25	インターネット使用料	事務費	2,415	50	1,207
106	H25	自由民主党	甲33	112	H 25	12	26	ファクシミリ使用料(左近／12月分)	事務費	2,470	50	1,235
107	H25	自由民主党	甲33	113	H 25	12	27	FAX使用料 12月分	事務費	2,470	50	1,235
108	H25	自由民主党	甲33	114	H 25	12	30	FAX使用料 12月分	事務費	2,472	50	1,236
109	H25	自由民主党	甲33	115	H 26	1	7	電話代 12月分	事務費	2,733	50	1,366
110	H25	自由民主党	甲33	117	H 26	1	9	コピー用紙他	事務費	2,088	50	1,044
111	H25	自由民主党	甲33	119	H 26	1	27	インターネット使用料	事務費	2,415	50	1,207
112	H25	自由民主党	甲33	120	H 26	1	28	色鉛筆	事務費	156	50	78
113	H25	自由民主党	甲33	122	H 26	2	4	ファクシミリ使用料(左近／1月分)	事務費	2,470	50	1,235
114	H25	自由民主党	甲33	123	H 26	2	5	電話代 1月分	事務費	2,733	50	1,366
115	H25	自由民主党	甲33	124	H 26	2	9	SDカード・写真台紙代	事務費	3,744	50	1,872
116	H25	自由民主党	甲33	125	H 26	2	12	FAX使用料 1月分	事務費	2,350	50	1,175
117	H25	自由民主党	甲33	126	H 26	2	25	インターネット使用料 1月分	事務費	2,415	50	1,207
118	H25	自由民主党	甲33	127	H 26	2	25	FAX使用料 1月分	事務費	2,471	50	1,235
119	H25	自由民主党	甲33	128	H 26	2	25	FAX2月分使用料	事務費	2,472	50	1,236

120	H25	自由民主党	甲33	129	H 26	2	26	FAX使用料 2月分	事務費	2,350	50	1,175
121	H25	自由民主党	甲33	130	H 26	2	28	FAX使用料	事務費	2,481	50	1,240
122	H25	自由民主党	甲33	131	H 26	3	4	議員複写手数料	事務費	1,158	50	579
123	H25	自由民主党	甲33	132	H 26	3	4	USBメモリ代	事務費	2,304	50	1,152
124	H25	自由民主党	甲33	134	H 26	3	4	タックシール／他文具	事務費	27,930	50	13,965
125	H25	自由民主党	甲33	135	H 26	3	4	文具	事務費	1,206	50	603
126	H25	自由民主党	甲33	136	H 26	3	5	電話代 2月分	事務費	2,733	50	1,366
127	H25	自由民主党	甲33	139	H 26	3	10	ノートパソコン・セキュリティソフト代	事務費	149,520	50	74,760
128	H25	自由民主党	甲33	143	H 26	3	22	ステイック糊他	事務費	4,020	50	2,010
129	H25	自由民主党	甲33	144	H 26	3	25	インターネット使用料	事務費	2,415	50	1,207
130	H25	自由民主党	甲33	146	H 26	3	25	FAX使用料 3月分	事務費	2,350	50	1,175
131	H25	自由民主党	甲33	147	H 26	3	26	ファクシミリ使用料(左近／3月分)	事務費	2,491	50	1,245
132	H25	自由民主党	甲33	148	H 26	3	27	政務調査事務会計費	事務費	80,000	100	80,000

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
事務費	570,932	245,482	325,450	<p>FAX代、電話代等は、ほぼ基本料金である。FAX代は市から議員への緊急時の事業・業務の情報提供用のものであると主張するが、ただの連絡用であれば、調査研究とは無関係である。</p> <p>ノートパソコン等も、調査研究活動以外にも利用されていることが推認される。それゆえ、2分の1を超えての支出は認められない。</p> <p>また、政務調査事務会経費は、調査研究活動に該当せず、違法な支出である。</p>	<p>FAX代、電話代等は、取扱要領「第2(1)8[力]」で明示された使途である。</p> <p>FAX代は議員の調査研究のため市から議員への市の施策に関する情報及び緊急時の事業・業務に関する情報を提供するもので、取扱要領どおり、基本料金のみ充当している。結果として使用頻度が低かったことは、政務活動費のために支出したことを覆す事情ではない。</p> <p>パソコン等は取扱要領「第2(1)8」で明示された使途(上限200,000円)で会派の調査研究活動等に係る事務遂行に必要な経費である。</p> <p>また、政務調査事務会経費は、調査研究の内容を住民に報告するために作成した印刷物の配布に係る経費(印刷物の作成、地域別への印刷物の仕分け、手配りにより配付するための経費)であって、取扱要領「第2(1)8」に明示された事務費で会派の調査研究活動等に係る事務遂行に必要な経費である。「調査研究活動に該当せず、違法な支出である。」との主張は、具体的に支出が使途基準に適合していないことを示していない。</p>	

使途基準項目	政務活動費として 計上された額	違法支出額	備 考
研究研修費	150,000		収支報告書(甲32の1)参照
調査旅費	95,350	47,675	
資料購入費	46,025	10,950	
広報費	1,553,672	1,553,672	
会議・広聴費	313,976	277,930	
事務費	570,932	325,450	
合 計	2,729,955	2,215,677	

番号

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
133	H25 とんだばやし未来	甲35	21	H 25 8 5	視察手土産代	調査旅費	8,400	50	4,200
134	H25 とんだばやし未来	甲35	22	H 25 8 6	会派視察代金	調査旅費	381,400	50	190,700
135	H25 とんだばやし未来	甲35	30	H 25 9 30	会派視察代金	調査旅費	528,800	50	264,400
136	H25 とんだばやし未来	甲35	51	H 26 1 27	視察お土産代	調査旅費	8,550	50	4,275
137	H25 とんだばやし未来	甲35	53	H 26 1 29	会派視察代金	調査旅費	186,060	50	93,030

使途基 準項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張	
		適法と認められ る限度の支出額	違法支出合計額				
調査旅費	1,113,210	556,605	556,605	視察に伴う代金が高額であるにも拘わらず、宿泊のため に使った費用の明細がない。 また、視察旅行は、観覧旅行の疑いもある。したがって、 2分の1を超えての支出は認められない。	当該行政視察は、平成25年8月6日から8月8日に佐賀県鳥栖市「夢 プラン21事業について」、佐賀県武雄市「図書館指定管理者につい て」、福岡県福岡市「ふくおか未来カフェについて」それぞれ視察や調 査を行ったものである。また、平成25年9月30日から10月2日に、北海 道石狩市「いしかり市民力レッジ運営事業」、北海道江別市「顔づくり 事業」、北海道札幌市「養生館小学校」、平成26年1月29日から1月31 日に、広島県広島市「平和記念資料館」、広島県吳市「ゆめづくり地 域交付金」、広島県廿日市市「小中一貫教育」についてそれぞれ視 察や調査を行ったものである。視察の成果は、市議会で本市の課題 を併せて提案している。 調査旅費は、取扱要領「第2(1)2」で、先進地行政視察及び現地調 査のために必要な経費として認められている。 なお、旅費や宿泊旅費の算定は富田林市議員旅費支給条例を準用す るため、「宿泊のために使った費用の明細がない」との主張は失当で ある。 各議員が先進地の施設や取組を確認・体験等することで、充実した 検討や議論が可能となる。複数の議員による視察は、本市の施策への 提案等のために有意義且つ必要性が高い。 手土産は、視察の実効性を高める目的のもと、視察への協力に対する 謝礼の意味を有する。No.51の手土産代は合計3市に対するもの で、視察先1か所につき3000円以内であるから、社会的儀礼として相 当な範囲内の支出である。		

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額	
138	H25	とんだばやし未来	甲35	3 H 25 4 30	赤旗4月分	資料購入費		4,200	50	2,100
139	H25	とんだばやし未来	甲35	4 H 25 4 30	公明新聞4月分	資料購入費		1,835	50	917
140	H25	とんだばやし未来	甲35	7 H 25 5 31	赤旗5月分	資料購入費		4,200	50	2,100
141	H25	とんだばやし未来	甲35	8 H 25 5 31	公明新聞5月分	資料購入費		1,835	50	917
142	H25	とんだばやし未来	甲35	12 H 25 6 28	赤旗6月分	資料購入費		4,200	50	2,100
143	H25	とんだばやし未来	甲35	13 H 25 6 28	公明新聞6月分	資料購入費		1,835	50	917
144	H25	とんだばやし未来	甲35	17 H 25 7 31	公明新聞7月分	資料購入費		1,835	50	917
145	H25	とんだばやし未来	甲35	18 H 25 7 31	赤旗7月分	資料購入費		4,200	50	2,100
146	H25	とんだばやし未来	甲35	25 H 25 8 30	公明新聞8月分	資料購入費		1,835	50	917
147	H25	とんだばやし未来	甲35	26 H 25 8 30	赤旗8月分	資料購入費		4,200	50	2,100
148	H25	とんだばやし未来	甲35	31 H 25 9 27	公明新聞9月分	資料購入費		1,835	50	917
149	H25	とんだばやし未来	甲35	32 H 25 9 30	赤旗9月分	資料購入費		4,200	50	2,100
150	H25	とんだばやし未来	甲35	37 H 25 10 31	公明新聞10月分	資料購入費		1,835	50	917
151	H25	とんだばやし未来	甲35	38 H 25 10 31	赤旗10月分	資料購入費		4,200	50	2,100
152	H25	とんだばやし未来	甲35	41 H 25 11 29	公明新聞11月分	資料購入費		1,835	50	917
153	H25	とんだばやし未来	甲35	42 H 25 11 29	赤旗11月分	資料購入費		4,200	50	2,100
154	H25	とんだばやし未来	甲35	46 H 25 12 25	赤旗12月分	資料購入費		1,835	50	917
155	H25	とんだばやし未来	甲35	47 H 25 12 25	公明新聞	資料購入費		4,200	50	2,100
156	H25	とんだばやし未来	甲35	54 H 26 1 31	赤旗1月分	資料購入費		1,835	50	917
157	H25	とんだばやし未来	甲35	55 H 26 1 28	公明新聞1月分	資料購入費		4,200	50	2,100
158	H25	とんだばやし未来	甲35	59 H 26 2 28	赤旗2月分	資料購入費		1,835	50	917
159	H25	とんだばやし未来	甲35	60 H 26 2 28	公明新聞2月分	資料購入費		4,200	50	2,100
160	H25	とんだばやし未来	甲35	81 H 26 3 31	地図購入費	資料購入費		1,835	50	917
161	H25	とんだばやし未来	甲35	82 H 26 3 31	公明新聞3月分	資料購入費		101,325	50	50,662
162	H25	とんだばやし未来	甲35	83 H 26 3 31	赤旗3月分	資料購入費		1,835	50	917
						資料購入費		4,200	50	2,100

使途基 準項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められ る限度の支出額	違法支出合計額			
資料購入費	177,319	90,453	86,866	富田林市議会の各会派は、政党の支持母体が発行する共産党の「しんぶん赤旗」や、公明党的「公明新聞」を互いに購入するか、その双方を購入することが暗黙の了解となっており、それが長年の慣行となっている。 およそしんぶん赤旗や公明新聞を購読することで、政策の立案・決定・提言の機能を果たしているとはいはず、2分の1を超えての支出は認められない。	新聞購読料は、取扱要領「第2(1)4」に明示されている。各政党の出版物の購入は、政策立案のための調査研究に資するものである。政党の新聞等は政治経済等に関する情報が記載されており、それらの情報は、市政に関する調査研究活動に資するものであり、原告の主張は失当である。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額	
163	H25	とんだばやし未来	甲35	63	H 26 3 26	ニュース印刷代	広報費	463,050	100	463,050
164	H25	とんだばやし未来	甲35	65	H 26 3 26	市政報告ニュース	広報費	466,095	100	466,095
165	H25	とんだばやし未来	甲35	67	H 26 3 26	市政報告ニュース 折込代	広報費	114,660	100	114,660
166	H25	とんだばやし未来	甲35	68	H 26 3 26	市政報告ニュース	広報費	463,680	100	463,680
167	H25	とんだばやし未来	甲35	70	H 26 3 27	ニュース折込代	広報費	139,320	100	139,320
168	H25	とんだばやし未来	甲35	75	H 26 3 28	ニュース作成印刷代	広報費	496,000	100	496,000
169	H25	とんだばやし未来	甲35	80	H 26 3 31	ニュース折込代	広報費	126,420	100	126,420

使途基 準項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められ る限度の支出額	違法支出合計額			
広報費	2,269,225	0	2,269,225	政務活動費から支出した「ちらし」は、ほとんどの市民に配られていない。したがって、政務活動費から支出することは、違法である。	当該会派が発行している広報誌の掲載内容は「市政に関する調査研究」、市議会発行の「議会だより」では構成しない「市議会における審議の経過、結果」等の報告を中心としており、取扱要領「第2(1)5」により政務活動費からの支出が認められるものである。広報紙は新聞折込で市内各部に配布している。 なお、当該広報費は「広報紙」に関する支出であり、「ちらし」ではない。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額	
170	H25	とんだばやし未来	甲35	77	H 26 3 28	会議用資料	会議・広聴費	5,040	50	2,520

使途基 準項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められ る限度の支出額	違法支出合計額			
会 議・広聴費	5,040	2,520	2,520	調査研究活動に支出したかどうか不明であるため、2分の1を超えての支出は認められない。	当該会派が調査研究活動のための会議及び住民の要望・意見を聴取するために開催した会議等の経費であり、取扱要領「第2(1)6」で政務活動費からの支出が認められている。 お茶代ではなく、会議用資料の支出である。	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
171	H25	とんだばやし未来	甲35	1 H 25 4 3	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
172	H25	とんだばやし未来	甲35	2 H 25 4 5	NTT電話代	事務費	6,010	50	3,005
173	H25	とんだばやし未来	甲35	5 H 25 5 7	NTT電話代	事務費	6,214	50	3,107
174	H25	とんだばやし未来	甲35	6 H 25 5 7	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
175	H25	とんだばやし未来	甲35	9 H 25 6 3	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
176	H25	とんだばやし未来	甲35	10 H 25 6 5	NTT電話代	事務費	5,982	50	2,991
177	H25	とんだばやし未来	甲35	11 H 25 6 27	プロバイダー代金 4月・5月分	事務費	2,058	50	1,029
178	H25	とんだばやし未来	甲35	14 H 25 7 3	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
179	H25	とんだばやし未来	甲35	15 H 25 7 5	NTT電話代	事務費	5,955	50	2,977
180	H25	とんだばやし未来	甲35	16 H 25 7 30	プロバイダー代 6月 7月分	事務費	1,743	50	871
181	H25	とんだばやし未来	甲35	19 H 25 8 5	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
182	H25	とんだばやし未来	甲35	20 H 25 8 5	NTT電話代	事務費	5,987	50	2,993
183	H25	とんだばやし未来	甲35	24 H 25 8 28	プロバイダー代	事務費	1,029	50	514
184	H25	とんだばやし未来	甲35	27 H 25 9 3	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
185	H25	とんだばやし未来	甲35	28 H 25 9 5	NTT電話代	事務費	5,887	50	2,943
186	H25	とんだばやし未来	甲35	33 H 25 10 3	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
187	H25	とんだばやし未来	甲35	35 H 25 10 7	NTT電話代	事務費	5,897	50	2,948
188	H25	とんだばやし未来	甲35	36 H 25 10 25	プロバイダー代 9月 10月分	事務費	2,058	50	1,029
189	H25	とんだばやし未来	甲35	39 H 25 11 5	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
190	H25	とんだばやし未来	甲35	40 H 25 11 5	NTT電話代	事務費	5,833	50	2,916
191	H25	とんだばやし未来	甲35	43 H 25 12 3	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
192	H25	とんだばやし未来	甲35	44 H 25 12 5	NTT電話代	事務費	5,851	50	2,925
193	H25	とんだばやし未来	甲35	45 H 25 12 5	プロバイダー代	事務費	1,029	50	514
194	H25	とんだばやし未来	甲35	48 H 26 1 6	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
195	H25	とんだばやし未来	甲35	49 H 26 1 7	NTT電話代	事務費	5,905	50	2,952
196	H25	とんだばやし未来	甲35	50 H 26 1 10	プロバイダー代	事務費	1,029	50	514
197	H25	とんだばやし未来	甲35	56 H 26 2 3	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
198	H25	とんだばやし未来	甲35	57 H 26 2 5	NTT電話代	事務費	5,842	50	2,921
199	H25	とんだばやし未来	甲35	58 H 26 2 14	プロバイダー代	事務費	2,058	50	1,029
200	H25	とんだばやし未来	甲35	61 H 26 3 3	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
201	H25	とんだばやし未来	甲35	62 H 26 3 5	NTT電話代	事務費	5,908	50	2,954
202	H25	とんだばやし未来	甲35	64 H 26 3 26	振込手数料	事務費	400	100	400
203	H25	とんだばやし未来	甲35	66 H 26 3 26	振込手数料	事務費	100	100	100
204	H25	とんだばやし未来	甲35	69 H 26 3 26	パソコン代	事務費	100,000	50	50,000
205	H25	とんだばやし未来	甲35	71 H 26 3 27	パソコン代	事務費	100,000	50	50,000

206	H25	とんだばやし未来	甲35	72	H 26	3	27	パソコン代	事務費		93,350	50	46,675
207	H25	とんだばやし未来	甲35	73	H 26	3	27	パソコン代	事務費		99,800	50	49,900
208	H25	とんだばやし未来	甲35	74	H 26	3	27	文具代	事務費		57,930	50	28,965
209	H25	とんだばやし未来	甲35	76	H 26	3	28	振り込み手数料	事務費		100	100	100
210	H25	とんだばやし未来	甲35	78	H 26	3	28	振り込み手数料	事務費		100	100	100
211	H25	とんだばやし未来	甲35	79	H 26	3	31	プロバイダー代	事務費		1,029	50	514

使途基 準項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められ る限度の支出額	違法支出合計額			
事務費	741,724	370,518	371,206	NTT電話代は、毎月6,000円程度と金額に変化がないことから、その使用頻度の低さが伺える。また、複合機をリースしているが、トナーの購入もなく、複合機の使用頻度も低いことが伺われる。それゆえ、政務活動に資するための必要とした可能性は極めて低い。そもそも、支払証明書の信憑性がなく、実際に支払ったか否かも疑わしい。また、調査研究活動に使用したかも不明であるため、2分の1を超えての支出は認められない。	電話代は、取扱要領「第2(1)8[力]」で明示された使途である。結果として使用頻度が低かったことは、政務活動のために支出したことを覆す事情ではない。	

使途基準項目	政務活動費として 計上された額	違法支出額	備考
研究研修費	207,000		収支報告書(甲34の1) 参照
調査旅費	1,113,210	556,605	
資料購入費	177,319	86,866	
広報費	2,269,225	2,269,225	
会議・広聴費	5,040	2,520	
事務費	741,724	371,206	
合計	4,513,518	3,286,422	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
212	H25	市民会派	甲37	1 H 25 4 10	新聞購読料 4月分(しんぶん赤旗)	資料購入費		4,200 50	2,100
213	H25	市民会派	甲37	2 H 25 4 10	新聞購読料 4月分(公明新聞)	資料購入費		1,835 50	917
214	H25	市民会派	甲37	7 H 25 5 2	新聞購読料 5月分(しんぶん赤旗)	資料購入費		4,200 50	2,100
215	H25	市民会派	甲37	8 H 25 5 2	新聞購読料 5月分(公明新聞)	資料購入費		1,835 50	917
216	H25	市民会派	甲37	11 H 25 5 2	新聞購読料 H25年5月～H26年4月(公明新聞)	資料購入費		10,440 50	5,220
217	H25	市民会派	甲37	17 H 25 6 3	新聞購読料 6月分(しんぶん赤旗)	資料購入費		4,200 50	2,100
218	H25	市民会派	甲37	18 H 25 6 3	新聞購読料 6月分(公明新聞)	資料購入費		1,835 50	917
219	H25	市民会派	甲37	23 H 25 7 2	新聞購読料 7月分(しんぶん赤旗)	資料購入費		4,200 50	2,100
220	H25	市民会派	甲37	24 H 25 7 2	新聞購読料 7月分(公明新聞)	資料購入費		1,835 50	917
221	H25	市民会派	甲37	30 H 25 8 2	新聞購読料 8月分(しんぶん赤旗)	資料購入費		4,200 50	2,100
222	H25	市民会派	甲37	31 H 25 8 2	新聞購読料 8月分(公明新聞)	資料購入費		1,835 50	917
223	H25	市民会派	甲37	35 H 25 9 2	新聞購読料 9月分(しんぶん赤旗)	資料購入費		4,200 50	2,100
224	H25	市民会派	甲37	37 H 25 9 2	新聞購読料 9月分(公明新聞)	資料購入費		1,835 50	917
225	H25	市民会派	甲37	45 H 25 10 3	新聞購読料 10月分(しんぶん赤旗)	資料購入費		4,200 50	2,100
226	H25	市民会派	甲37	46 H 25 10 3	新聞購読料 10月分(公明新聞)	資料購入費		1,835 50	917
227	H25	市民会派	甲37	52 H 25 11 1	新聞購読料 11月分(しんぶん赤旗)	資料購入費		4,200 50	2,100
228	H25	市民会派	甲37	53 H 25 11 1	新聞購読料 11月分(公明新聞)	資料購入費		1,835 50	917
229	H25	市民会派	甲37	59 H 25 12 2	新聞購読料 12月分(しんぶん赤旗)	資料購入費		4,200 50	2,100
230	H25	市民会派	甲37	60 H 25 12 2	新聞購読料 12月分(公明新聞)	資料購入費		1,835 50	917
231	H25	市民会派	甲37	65 H 26 1 6	新聞購読料 1月分(しんぶん赤旗)	資料購入費		4,200 50	2,100
232	H25	市民会派	甲37	66 H 26 1 6	新聞購読料 1月分(公明新聞)	資料購入費		1,835 50	917
233	H25	市民会派	甲37	79 H 26 2 3	新聞購読料 2月分(しんぶん赤旗)	資料購入費		4,200 50	2,100
234	H25	市民会派	甲37	80 H 26 2 3	新聞購読料 2月分(公明新聞)	資料購入費		1,835 50	917
235	H25	市民会派	甲37	85 H 26 3 4	新聞購読料 3月分(しんぶん赤旗)	資料購入費		4,200 50	2,100
236	H25	市民会派	甲37	86 H 26 3 4	新聞購読料 3月分(公明新聞)	資料購入費		1,835 50	917

検査基準項目	政務活動費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		過法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
資料購入費	110,160	68,736	41,424	富田林市議会の各会派は、政党の支持母体が発行する共産党の「しんぶん赤旗」や、公明党の「公明新聞」を互いに購入するか、その双方を購入することが暗黙の了解となっており、それが長年の慣行となっている。 およそ、これらの購読は、政策の立案・決定・提言の機能を果たしているとはいはず、2分の1を超えての支出は認められない。 なお、現在9期目の永原議員にいたっては、今まで一度も本会議で質問をしていない。購入した資料が活用されていないことは明白である。	新聞購読料は、取扱要領「第2(1)4」に明示されている。各政党等の主義主張を収集することは、政策立案のための調査研究に資する支出である。 政党の新聞等は政治経済等に関する情報が記載されており、それらの情報は、市政に関する調査研究活動に資するものであり、原告の主張は失当である。 一度も質問がないとの主張には根拠がない。なお、一般質問における会派代表質問は、代表者が会派の意見を集約して質問するものである。	

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
237	H25	市民会派	甲37	89	H 26 3 26 市民会派議員団西川宏郎 ニュース印刷代	広報費	456,750	100	456,750
238	H25	市民会派	甲37	94	H 26 3 31 市民会派議員団西川宏郎 ニュース折込代	広報費	142,178	100	142,178

使途基準項目	政務活動費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		過法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
広報費	598,928	0	598,928	西川議員が5万部と、富田林市の世帯数に相当する部数の「ちらし」を印刷しているが、ほとんどの市民がその「ちらし」を見ていないことから、配布されていないことが明らかである。したがって、政務活動費から支出することは、違法である。	取扱要領「第2(1)5」に基づく支出である。当該会派所属議員の広報紙は、それぞれ新聞折込により市民に配布されており、新聞を取らない家庭に対しては、一部手配りも行っている。	

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
239	H25	市民会派	甲37	3	H 25 4 10 会議・打合せ等の賄い用お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
240	H25	市民会派	甲37	9	H 25 5 2 会議・打合せ等の賄い用お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
241	H25	市民会派	甲37	19	H 25 6 3 会議・打合せ等の賄い用お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
242	H25	市民会派	甲37	25	H 25 7 2 会議・打合せ等の賄い用お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
243	H25	市民会派	甲37	32	H 25 8 2 会議・打合せ等の賄い用お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
244	H25	市民会派	甲37	38	H 25 9 2 会議・打合せ等の賄い用お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
245	H25	市民会派	甲37	47	H 25 10 3 会議・打合せ等の賄い用お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
246	H25	市民会派	甲37	54	H 25 11 1 会議・打合せ等の賄い用お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
247	H25	市民会派	甲37	61	H 25 12 2 会議・打合せ等の賄い用お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
248	H25	市民会派	甲37	67	H 26 1 6 会議・打合せ等の賄い用お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
249	H25	市民会派	甲37	81	H 26 2 3 会議・打合せ等の賄い用お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
250	H25	市民会派	甲37	87	H 26 3 4 会議・打合せ等の賄い用お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000

使途基準項目	政務活動費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		過法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
会議・広聴費	48,000	24,000	24,000	領収書をみる限り、毎月4,000円支出しており、そのうえ消費税が加算されていない。不自然極まりない領収書である。また、政務活動として特に必要とするものでないため、2分の1を超えて支払ることは許されない。 住民や団体等からの要望・陳情などがあるなら、その日時や内容等を明らかにすべきである。	住民や団体等からの要望・陳情や、意見調整の場を持つ際の茶菓子代として支出したものである。飲み物はペットボトル等を事前に購入して提供する方法をとっており、購入したものは、複数回の市政相談において利用している。金額は取扱要領「第2(1)6【ウ】」所定の1人1回2,000円に従っている。 平成23年5月以降は毎月の支出額を4,000円の定額制とし、市政相談の際に提供するペットボトル等の購入代金に充当しており、不足額は自費で精算している。 なお、市政相談の日時等を明らかにした「会派日報」を保管している。	

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項 目	支出額	按分率	違法支出額
251	H25	市民会派	甲37	6	H 25 4 30 補助職員 人件費 4月分 給料	人件費	80,000	100	80,000
252	H25	市民会派	甲37	15	H 25 5 30 補助職員 人件費 5月分 給料	人件費	80,000	100	80,000
253	H25	市民会派	甲37	22	H 25 6 27 補助職員 人件費 6月分 給料	人件費	80,000	100	80,000
254	H25	市民会派	甲37	29	H 25 7 30 補助職員 人件費 7月分 給料	人件費	80,000	100	80,000
255	H25	市民会派	甲37	35	H 25 8 29 補助職員 人件費 8月分 給料	人件費	80,000	100	80,000
256	H25	市民会派	甲37	43	H 25 9 27 補助職員 人件費 9月分 給料	人件費	80,000	100	80,000
257	H25	市民会派	甲37	51	H 25 10 29 補助職員 人件費 10月分 給料	人件費	80,000	100	80,000
258	H25	市民会派	甲37	58	H 25 11 27 補助職員 人件費 11月分 給料	人件費	80,000	100	80,000
259	H25	市民会派	甲37	64	H 25 12 26 補助職員 人件費 12月分 給料	人件費	80,000	100	80,000
260	H25	市民会派	甲37	78	H 26 1 29 補助職員 人件費 1月分 給料	人件費	80,000	100	80,000
261	H25	市民会派	甲37	84	H 26 2 26 補助職員 人件費 2月分 給料	人件費	80,000	100	80,000
262	H25	市民会派	甲37	95	H 26 3 31 補助職員 人件費 3月分 給料	人件費	80,000	100	80,000

便用基準項目	政務活動費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		過法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
人件費	960,000	0	960,000	<p>単に①政務活動費収支報告書②出納簿③支払伝票を記載するためだけに雇われたアルバイトと推認される。</p> <p>その根拠は、平成23年5月31日、どんだばやし未来議員団が、市民会派議員団に雇われているアルバイトに対し、1ヶ月分だけの給料を支払っていることから、その目的として、上記①政務活動費収支報告書②出納簿③支払伝票の作成方法を教わるためだけに雇用した可能性が高い。</p> <p>そうだとすれば、市民会派議員団が支出する人件費は、調査研究活動には利用されておらず、全額違法となる。</p> <p>もう一人の議員は、事務員を不要と主張した。政務調査活動の補助員として雇用するため不要な経費であることは、明らかである。</p>	<p>当該会派の政務調査活動の補助員として雇用するため必要な経費として支出したものである。</p> <p>具体的な活動例は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民が相談に来られたときなどの対応と議員への連絡 2. 議員不在時の電話対応 3. 議会質問、委員会質問などへの調査や資料のまとめ 4. 政務活動費等の会派の会計補助 5. その他政務活動の補助 	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
263	H25	市民会派	甲37	4 H 25 4 17	メモリー	事務費	4,490	50	2,245
264	H25	市民会派	甲37	5 H 25 4 22	通信費(会派のFAX・インターネット 4月分)	事務費	6,267	50	3,133
265	H25	市民会派	甲37	12 H 25 5 2	コピー機 機器保守点検料	事務費	63,000	50	31,500
266	H25	市民会派	甲37	13 H 25 5 23	通信費(会派のFAX・インターネット 5月分)	事務費	6,301	50	3,150
267	H25	市民会派	甲37	14 H 25 5 23	通信費(会派のインターネット 4月分)	事務費	525	50	262
268	H25	市民会派	甲37	16 H 25 5 30	プリンター USBケーブル	事務費	702	50	351
269	H25	市民会派	甲37	20 H 25 6 24	通信費(会派のFAX・インターネット 6月分)	事務費	6,410	50	3,205
270	H25	市民会派	甲37	21 H 25 6 25	通信費(会派のインターネット 5月分)	事務費	525	50	262
271	H25	市民会派	甲37	26 H 25 7 26	通信費(会派のFAX・インターネット 7月分)	事務費	6,309	50	3,154
272	H25	市民会派	甲37	27 H 25 7 26	通信費(会派のインターネット 6月分)	事務費	525	50	262
273	H25	市民会派	甲37	28 H 25 7 27	新品購入 デジタルカメラ	事務費	27,574	50	13,787
274	H25	市民会派	甲37	33 H 25 8 28	通信費(会派のFAX・インターネット 8月分)	事務費	7,174	50	3,587
275	H25	市民会派	甲37	34 H 25 8 28	通信費(会派のインターネット 7月分)	事務費	525	50	262
276	H25	市民会派	甲37	41 H 25 9 27	通信費(会派のFAX・インターネット 9月分)	事務費	7,132	50	3,566
277	H25	市民会派	甲37	42 H 25 9 27	通信費(会派のインターネット 8月分)	事務費	525	50	262
278	H25	市民会派	甲37	44 H 25 10 1	クリアファイル A4 200枚	事務費	3,760	50	1,890
279	H25	市民会派	甲37	48 H 25 10 21	パソコンウィルス対策ソフト(ノートンセキュリティ)	事務費	4,500	50	2,250
280	H25	市民会派	甲37	49 H 25 10 28	通信費(会派のFAX・インターネット 10月分)	事務費	7,082	50	3,541
281	H25	市民会派	甲37	50 H 25 10 28	通信費(会派のインターネット 9月分)	事務費	525	50	262
282	H25	市民会派	甲37	55 H 25 11 6	会派パソコンプリンター用インク・写真用紙他	事務費	8,442	50	4,221
283	H25	市民会派	甲37	56 H 25 11 27	通信費(会派のFAX・インターネット 11月分)	事務費	7,048	50	3,524
284	H25	市民会派	甲37	57 H 25 11 27	通信費(会派のインターネット 10月分)	事務費	525	50	262
285	H25	市民会派	甲37	62 H 25 12 26	通信費(会派のFAX・インターネット 12月分)	事務費	7,099	50	3,549
286	H25	市民会派	甲37	63 H 25 12 26	通信費(会派のインターネット 11月分)	事務費	525	50	262
287	H25	市民会派	甲37	68 H 26 1 14	政務活動費用 ファイル7冊	事務費	4,711	100	4,711
288	H25	市民会派	甲37	69 H 26 1 14	FAXロール紙 B4 6本	事務費	7,380	50	3,690
289	H25	市民会派	甲37	70 H 26 1 14	コピー用紙 A4 5000枚	事務費	3,150	50	1,575
290	H25	市民会派	甲37	71 H 26 1 14	会派パソコン プリンター用インク(カラー6色) 2箱	事務費	12,180	50	6,090
291	H25	市民会派	甲37	72 H 26 1 14	写真用紙(A4 100枚・L判 250枚)	事務費	6,200	50	3,100
292	H25	市民会派	甲37	73 H 26 1 14	クリアホルダー A4 100枚	事務費	1,890	50	945
293	H25	市民会派	甲37	74 H 26 1 14	事務用品(ガムテープ他)	事務費	4,171	50	2,085
294	H25	市民会派	甲37	75 H 26 1 14	USBメモリー 2ヶ	事務費	1,994	50	997
295	H25	市民会派	甲37	76 H 26 1 29	通信費(会派のFAX・インターネット 1月分)	事務費	7,006	50	3,503
296	H25	市民会派	甲37	77 H 26 1 29	通信費(会派のインターネット 12月分)	事務費	525	50	262
297	H25	市民会派	甲37	82 H 26 2 26	通信費(会派のFAX・インターネット 2月分)	事務費	6,981	50	3,490
298	H25	市民会派	甲37	83 H 26 2 26	通信費(会派のインターネット 1月分)	事務費	525	50	262
299	H25	市民会派	甲37	88 H 26 3 19	iPad32G/S アイパッド購入	事務費	75,600	50	37,800
300	H25	市民会派	甲37	90 H 26 3 26	通信費(会派のFAX・インターネット 3月分)	事務費	6,973	50	3,486
301	H25	市民会派	甲37	91 H 26 3 26	通信費(会派のインターネット 2月分)	事務費	525	50	262
302	H25	市民会派	甲37	92 H 26 3 26	通信費(会派のインターネット 3月分)	事務費	525	50	262
303	H25	市民会派	甲37	93 H 26 3 28	iPad Air32G/s アイパッド購入	事務費	75,600	50	37,800

使途基準項目	政務活動費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
事務費	393,446	194,377	199,069	コピー用紙やFAX及びiPad等のインターネットに係る経費は、そもそも会派や議員の行う活動が極めて広範かつ多岐にわたるものであること、またその性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的での程度を使用したかを正確に把握することは困難であること等を総合考慮すると、調査研究活動以外にも利用されていることが推認されるというべきである。 そうすると、コピー及びファックスや文房具等に係る経費については、その2分の1を超えて政務活動費から支出することは許されないと解するのが相当である。	会派の控室で用いる事務機器・文房具等の購入費や情報収集に係るインターネット回線からなる支出である。住民からの要望・陳情・意見聴取や、議会に関する活動に用いている。 取扱要領「第2(1)8」によって政務活動費からの支出が認められているものである。	

使途基準項目	政務活動費として計上された額	違法支出額	備考
研究研修費	69,000		収支報告書(甲36の1)参照
資料購入費	110,160	41,424	
広報費	598,928	598,928	
会議・広聴費	48,000	24,000	
人件費	960,000	960,000	
事務費	393,446	199,069	
合 計	2,179,534	1,823,421	

番号

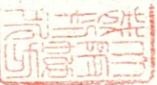
年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
304	H25	日本共産党	甲41	2 H 25 4 8	月刊 女性&運動 4~3月分	資料購入費	4,800	50	2,400
305	H25	日本共産党	甲41	3 H 25 4 8	月刊「保育情報」4~3月分	資料購入費	7,200	50	3,600
306	H25	日本共産党	甲41	4 H 25 4 8	福祉のひろば 4~3月分	資料購入費	6,300	50	3,150
307	H25	日本共産党	甲41	5 H 25 4 8	2012大阪の保育問題資料集(振込料含む)	資料購入費	2,620	50	1,310
308	H25	日本共産党	甲41	8 H 25 4 18	食べもの通信 4~3月号(振込料含む)	資料購入費	7,020	50	3,510
309	H25	日本共産党	甲41	10 H 25 4 25	しんぶん赤旗他	資料購入費	7,680	50	3,840
310	H25	日本共産党	甲41	13 H 25 5 2	公明新聞 4月分	資料購入費	1,835	50	917
311	H25	日本共産党	甲41	21 H 25 5 27	しんぶん赤旗他	資料購入費	6,640	50	3,320
312	H25	日本共産党	甲41	22 H 25 5 29	公明新聞 5月分	資料購入費	1,835	50	917
313	H25	日本共産党	甲41	25 H 25 5 30	地方財務事典追録	資料購入費	4,000	50	2,000
314	H25	日本共産党	甲41	34 H 25 6 21	日中友好新聞 1~6月分	資料購入費	3,480	50	1,740
315	H25	日本共産党	甲41	37 H 25 6 28	社会新報 4~6月分(振込料含む)	資料購入費	2,700	50	1,350
316	H25	日本共産党	甲41	39 H 25 6 28	しんぶん赤旗他	資料購入費	6,640	50	3,320
317	H25	日本共産党	甲41	40 H 25 6 28	公明新聞 6月分	資料購入費	1,835	50	917
318	H25	日本共産党	甲41	47 H 25 7 26	公明新聞 7月分	資料購入費	1,835	50	917
319	H25	日本共産党	甲41	50 H 25 8 1	しんぶん赤旗他	資料購入費	6,640	50	917
320	H25	日本共産党	甲41	53 H 25 8 15	農民 4~3月分	資料購入費	7,200	50	3,600
321	H25	日本共産党	甲41	55 H 25 8 15	民青新聞 4~3月分	資料購入費	8,160	50	4,080
322	H25	日本共産党	甲41	59 H 25 8 26	公明新聞 8月分	資料購入費	1,835	50	917
323	H25	日本共産党	甲41	60 H 25 8 27	しんぶん赤旗他	資料購入費	6,640	50	3,320
324	H25	日本共産党	甲41	64 H 25 9 5	日中友好新聞 7~3月分	資料購入費	5,220	50	2,610
325	H25	日本共産党	甲41	68 H 25 9 26	公明新聞 9月分	資料購入費	1,835	50	917
326	H25	日本共産党	甲41	72 H 25 9 30	しんぶん赤旗他	資料購入費	6,640	50	3,320
327	H25	日本共産党	甲41	81 H 25 10 24	しんぶん赤旗他	資料購入費	6,640	50	3,320
328	H25	日本共産党	甲41	82 H 25 10 25	公明新聞 10月分	資料購入費	1,835	50	917
329	H25	日本共産党	甲41	89 H 25 11 15	しんぶん赤旗他	資料購入費	7,540	50	3,770
330	H25	日本共産党	甲41	91 H 25 11 18	「大阪の学童保育」資料集(振込料含む)	資料購入費	2,120	50	1,060
331	H25	日本共産党	甲41	93 H 25 11 25	公明新聞 11月分	資料購入費	1,835	50	917
332	H25	日本共産党	甲41	95 H 25 12 2	制度のあらまし	資料購入費	3,100	50	1,550
333	H25	日本共産党	甲41	97 H 25 12 4	「人権教育」Q&A(振込み料含む)	資料購入費	320	50	160
334	H25	日本共産党	甲41	104 H 25 12 18	しんぶん赤旗他	資料購入費	6,640	50	3,320
335	H25	日本共産党	甲41	105 H 25 12 20	社会新報 10~12月分(振込料含む)	資料購入費	2,700	50	1,350
336	H25	日本共産党	甲41	108 H 25 12 25	公明新聞 12月分	資料購入費	1,835	50	917
337	H25	日本共産党	甲41	113 H 26 1 23	公明新聞 1月分	資料購入費	1,835	50	917
338	H25	日本共産党	甲41	116 H 26 1 30	民主と人権 4~3月分	資料購入費	2,760	50	1,380

339	H25	日本共産党	甲41	117	H 26	1	30	しんぶん赤旗他	資料購入費	6,640	50	3,320
340	H25	日本共産党	甲41	122	H 26	2	24	しんぶん赤旗他	資料購入費	6,780	50	3,390
341	H25	日本共産党	甲41	124	H 26	2	26	公明新聞 2月分	資料購入費	1,835	50	917
342	H25	日本共産党	甲41	136	H 26	3	25	公明新聞 3月分	資料購入費	1,835	50	917
343	H25	日本共産党	甲41	137	H 26	3	25	しんぶん赤旗他	資料購入費	7,540	50	3,770
344	H25	日本共産党	甲41	139	H 26	3	27	社会新報 1~3月分(振込料含む)	資料購入費	2,700	50	1,350

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張	
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額				
資料購入費	231,560	143,026	88,534	日本共産党富田林市会議員団は、政党の支持母体が発行する日本共産党の「しんぶん赤旗」以外にも多くの資料を購入している。 日本共産党中央委員会が総務省に提出した平成26年の政治資金収支報告書によると、約236億7000万円の収入のうち、約82%が「機関紙誌の発行事業・新聞雑誌」によるものであり、市会議員団は、政党を助成するために購入していることは明らかである。 したがって、政務活動費からの支出は認められない。	各党の政策・動向とともに、全国の自治体の取組み等の記事があり、情報源として活用している。 その他、指摘されている書籍・新聞は、専門分野の団体が発行しているもので「政党」の発行ではない。各専門分野の団体の発行物は、全国の先進的な取組みについての重要な情報源で、議会での質問(提案)等で参考にしている。 支出は条例・規則、取扱要領「第2(1)4」に基づくものである。		

年 度	会 派 名	号 記	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
345	H25	日本共産党	甲41	19 H 25 5 20	議会報告・上原市政報告ニュース他	広報費	427,875	100	427,875
346	H25	日本共産党	甲41	30 H 25 6 13	ホームページ更新	広報費	9,450	50	4,725
347	H25	日本共産党	甲41	41 H 25 7 2	議会報告折込料	広報費	176,400	100	176,400
348	H25	日本共産党	甲41	58 H 25 8 22	議会報告・ホームページ更新	広報費	324,408	100	324,408
349	H25	日本共産党	甲41	73 H 25 10 2	議会報告折込料	広報費	176,400	100	176,400
350	H25	日本共産党	甲41	88 H 25 11 8	議会報告・上原幸子市政報告ニュース他	広報費	432,285	100	432,285
351	H25	日本共産党	甲41	110 H 26 1 14	議会報告・ホームページ更新	広報費	327,422	100	327,422

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額		
広報費	2,012,525	143,010	1,869,515	議会報告及びアンケート等の「ちらし」に関しては、ほとんどの市民に配布されていない。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	ホームページの更新費用は、平成25年度は1回当たり2万1000円で、頻度も「議会報告」ピラの発行時に合わせ最大でも年4回程度である。 議会報告は、支持者等の協力を得ながら、全戸を目標に配布する体制を構築している。アンケートも同様に配布し、多くの市民から貴重な意見をいただき、「予算要望書」に反映するとともに議会質問でも活用した。「広報費」の支出についても、取扱要領「第2(1)5〔オ〕」にもとづく適切な支出である。



年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
352	H25 日本共産党	甲41	7	H 25 4 16	調査研究補助 4月分	人件費	50,000	50	25,000
353	H25 日本共産党	甲41	18	H 25 5 17	調査研究補助 5月分	人件費	50,000	50	25,000
354	H25 日本共産党	甲41	32	H 25 6 14	調査研究補助 6月分	人件費	50,000	50	25,000
355	H25 日本共産党	甲41	38	H 25 6 28	調査研究補助 夏期一時金	人件費	50,000	50	25,000
356	H25 日本共産党	甲41	44	H 25 7 16	調査研究補助 7月分	人件費	50,000	50	25,000
357	H25 日本共産党	甲41	56	H 25 8 16	調査研究補助 8月分	人件費	50,000	50	25,000
358	H25 日本共産党	甲41	65	H 25 9 13	調査研究補助 9月分	人件費	50,000	50	25,000
359	H25 日本共産党	甲41	79	H 25 10 16	調査研究補助 10月分	人件費	50,000	50	25,000
360	H25 日本共産党	甲41	90	H 25 11 15	調査研究補助 11月分	人件費	50,000	50	25,000
361	H25 日本共産党	甲41	100	H 25 12 10	調査研究補助 冬期一時金	人件費	50,000	50	25,000
362	H25 日本共産党	甲41	101	H 25 12 16	調査研究補助 12月分	人件費	50,000	50	25,000
363	H25 日本共産党	甲41	112	H 26 1 16	調査研究補助 1月分	人件費	50,000	50	25,000
364	H25 日本共産党	甲41	121	H 26 2 17	調査研究補助 2月分	人件費	50,000	50	25,000
365	H25 日本共産党	甲41	130	H 26 3 14	調査研究補助 3月分	人件費	50,000	50	25,000

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
人 件 費	700,000	350,000	350,000	人件費は、職員が調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されていなければ、その2分の1を超えて政務活動費から支出することは許されないというべきである。政務活動費で職員を雇わなくとも、現在、調査研究ができるのであるから、人件費のうち調査研究に利用されている割合が僅少ではなかったのかという疑義が生じる。 よって、会派職員の人件費は、業務内容にかかわらず、定額で交付されていることから、業務を調査研究活動の補助業務とそれ以外の業務に明確に区別することは困難であることからすれば、日本共産党が人件費として政務活動費から支出した額の2分の1に相当する金35万円は、違法な支出である。	職員の勤務は、1か月平均で10日～12日程度で、議員の調査研究を補助する各種の書類整理を行っている。その費用は条例、規則、取扱要領「第2(1)7」に基づき支出したものである。 なお、「定額」支給については、平成27年度に富田林市役所のアルバイト賃金改定に合わせ、時給計算に改めた。また、平成28年4月末に「65歳を過ぎた」との本人の申出により、5月からは「政務活動費」による勤務契約を解除した。	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
366	H25	日本共産党	甲41	1 H 25 4 8	インクカートリッジ	事務費	5,627	50	2,813
367	H25	日本共産党	甲41	6 H 25 4 15	カードケース・電池	事務費	2,958	50	1,479
368	H25	日本共産党	甲41	9 H 25 4 22	通信費 3月分 会派分	事務費	5,906	50	2,953
369	H25	日本共産党	甲41	11 H 25 4 30	通信費 4月分 奥田良久議員分	事務費	2,470	50	1,235
370	H25	日本共産党	甲41	12 H 25 4 30	通信費 4月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
371	H25	日本共産党	甲41	14 H 25 5 5	FAXインクリボン	事務費	2,160	50	1,080
372	H25	日本共産党	甲41	15 H 25 5 7	印刷機再リース料	事務費	12,600	50	6,300
373	H25	日本共産党	甲41	16 H 25 5 7	通信費 4月分 会派分	事務費	6,477	50	3,238
374	H25	日本共産党	甲41	17 H 25 5 13	インクカートリッジ他	事務費	4,926	50	2,463
375	H25	日本共産党	甲41	20 H 25 5 24	通信費 年会費(振込料含む)	事務費	3,570	50	1,785
376	H25	日本共産党	甲41	23 H 25 5 30	通信費 5月分 奥田良久議員分	事務費	2,470	50	1,235
377	H25	日本共産党	甲41	24 H 25 5 30	通信費 5月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
378	H25	日本共産党	甲41	26 H 25 5 30	黒表紙	事務費	420	50	210
379	H25	日本共産党	甲41	27 H 25 6 3	両面テープ・ひも	事務費	1,000	50	500
380	H25	日本共産党	甲41	28 H 25 6 5	通信費 5月分 会派分	事務費	6,293	50	3,146
381	H25	日本共産党	甲41	29 H 25 6 12	クリアホルダー	事務費	350	50	175
382	H25	日本共産党	甲41	31 H 25 6 13	議会報告郵送料	事務費	12,000	100	12,000
383	H25	日本共産党	甲41	33 H 25 6 21	通信費 6月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
384	H25	日本共産党	甲41	36 H 25 6 24	通信費 6月分 奥田良久議員分	事務費	2,470	50	1,235
385	H25	日本共産党	甲41	42 H 25 7 5	通信費 6月分 会派分	事務費	5,996	50	2,998
386	H25	日本共産党	甲41	43 H 25 7 10	鉛筆・クリアホルダー・インクカートリッジ	事務費	1,942	50	971
387	H25	日本共産党	甲41	45 H 25 7 16	パソコン用外付ハードディスク	事務費	10,800	50	5,400
388	H25	日本共産党	甲41	46 H 25 7 22	コピー用紙	事務費	350	50	175
389	H25	日本共産党	甲41	48 H 25 7 29	通信費 7月分 奥田良久議員分	事務費	2,470	50	1,235
390	H25	日本共産党	甲41	49 H 25 7 29	通信費 7月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
391	H25	日本共産党	甲41	51 H 25 8 5	通信費 7月分 会派分	事務費	6,246	50	3,123
392	H25	日本共産党	甲41	52 H 25 8 12	ノート	事務費	350	50	175
393	H25	日本共産党	甲41	53 H 25 8 15	クリアーファイル・コピー用紙・のり	事務費	6,116	50	3,058
394	H25	日本共産党	甲41	57 H 25 8 20	通信費 8月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
395	H25	日本共産党	甲41	61 H 25 8 27	通信費 8月分 奥田良久議員分	事務費	2,470	50	1,235
396	H25	日本共産党	甲41	62 H 25 9 5	通信費 8月分 会派分	事務費	6,048	50	3,024
397	H25	日本共産党	甲41	63 H 25 9 5	議会報告郵送料	事務費	13,600	100	13,600
398	H25	日本共産党	甲41	66 H 25 9 17	ラッシュョンペン	事務費	350	50	175
399	H25	日本共産党	甲41	67 H 25 9 20	パソコン修理代(振込料含む)	事務費	12,810	50	6,405
400	H25	日本共産党	甲41	69 H 25 9 30	通信費 9月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181

401	H25	日本共産党	甲41	70	H 25 9 30	通信費 9月分 奥田良久議員分	事務費	2,470	50	1,235
402	H25	日本共産党	甲41	76	H 25 10 7	通信費 9月分 会派分	事務費	5,876	50	2,938
403	H25	日本共産党	甲41	78	H 25 10 10	インクカートリッジ	事務費	3,072	50	1,536
404	H25	日本共産党	甲41	80	H 25 10 21	レポート用紙	事務費	1,400	50	700
405	H25	日本共産党	甲41	83	H 25 10 28	通信費 10月分 奥田良久議員分	事務費	2,470	50	1,235
406	H25	日本共産党	甲41	84	H 25 10 28	通信費 10月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
407	H25	日本共産党	甲41	85	H 25 10 28	FAXインク	事務費	2,700	50	1,350
408	H25	日本共産党	甲41	86	H 25 11 5	通信費 10月分 会派分	事務費	6,028	50	3,014
409	H25	日本共産党	甲41	87	H 25 11 8	複写手数料 4~9月分	事務費	14,218	50	7,109
410	H25	日本共産党	甲41	92	H 25 11 21	通信費 11月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
411	H25	日本共産党	甲41	94	H 25 11 28	通信費 11月分 奥田良久議員分	事務費	2,470	50	1,235
412	H25	日本共産党	甲41	96	H 25 12 4	トナーカートリッジ	事務費	14,700	50	7,350
413	H25	日本共産党	甲41	98	H 25 12 5	通信費 11月分 会派分	事務費	5,873	50	2,936
414	H25	日本共産党	甲41	99	H 25 12 10	議会報告郵送料	事務費	16,000	100	16,000
415	H25	日本共産党	甲41	106	H 25 12 24	通信費 12月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
416	H25	日本共産党	甲41	107	H 25 12 24	通信費 12月分 奥田良久議員分	事務費	2,470	50	1,235
417	H25	日本共産党	甲41	109	H 26 1 7	通信費 12月分 会派分	事務費	5,848	50	2,924
418	H25	日本共産党	甲41	111	H 26 1 14	ノートパソコン	事務費	110,250	50	55,125
419	H25	日本共産党	甲41	114	H 26 1 27	通信費 1月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
420	H25	日本共産党	甲41	115	H 26 1 27	通信費 1月分 奥田良久議員分	事務費	2,470	50	1,235
421	H25	日本共産党	甲41	118	H 26 2 5	水性ペン	事務費	750	50	375
422	H25	日本共産党	甲41	119	H 26 2 5	通信費 1月分 会派分	事務費	6,065	50	3,032
423	H25	日本共産党	甲41	120	H 26 2 17	インクカートリッジ・クリスタルラック・コピー用紙	事務費	5,166	50	2,583
424	H25	日本共産党	甲41	123	H 26 2 26	通信費 2月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
425	H25	日本共産党	甲41	125	H 26 2 26	トナーカートリッジ	事務費	14,700	50	7,350
426	H25	日本共産党	甲41	126	H 26 2 26	通信費 2月分 奥田良久議員分	事務費	2,470	50	1,235
427	H25	日本共産党	甲41	127	H 26 3 4	複写手数料 10~2月分	事務費	7,764	50	3,882
428	H25	日本共産党	甲41	128	H 26 3 5	通信費 2月分 会派分	事務費	5,969	50	2,984
429	H25	日本共産党	甲41	129	H 26 3 14	インクカートリッジ・コピー用紙他	事務費	13,024	50	6,512
430	H25	日本共産党	甲41	131	H 26 3 17	議会報告郵送料	事務費	17,220	100	17,220
431	H25	日本共産党	甲41	132	H 26 3 17	パソコンウイルス対策ソフト	事務費	15,939	50	7,969
432	H25	日本共産党	甲41	133	H 26 3 19	通信費 3月分 会派分	事務費	2,362	50	1,181
433	H25	日本共産党	甲41	138	H 26 3 27	通信費 3月分 奥田良久議員分	事務費	2,470	50	1,235

使途基準項目	政務活動費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
事務費	482,751	223,624	259,127	調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されていなければ、その2分の1を超えて政務活動費から支出することは許されないというべきである。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	条例・規則、取扱要領「第2(1)8」に基づき適正に処理し支出している。	

使途基準項目	政務活動費として計上された額	違法支出額	備考
資料購入費	231,560	88,534	収支報告書(甲40の1)参照
広報費	2,012,525	1,869,515	
人件費	700,000	350,000	
事務費	482,751	259,127	
残額		-6,603	
合計	3,426,836	2,560,573	

番号

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日			内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額	
434	H25	公明党	甲39	196	H 26	1	27等	熊本県宇土市・鹿児島県霧島市への行政視察の旅費(日当・宿泊費)	調査旅費	21,000	50	10,500
435	H25	公明党	甲39	196	H 26	1	27等	熊本県宇土市・鹿児島県霧島市への行政視察の旅費(交通費)	調査旅費	59,710	50	29,855
436	H25	公明党	甲39	197	H 26	1	27等	熊本県宇土市・鹿児島県霧島市への行政視察の旅費(日当・宿泊費)	調査旅費	21,000	50	10,500
437	H25	公明党	甲39	197	H 26	1	27等	熊本県宇土市・鹿児島県霧島市への行政視察の旅費(交通費)	調査旅費	59,710	50	29,855
438	H25	公明党	甲39	198	H 26	1	27等	熊本県宇土市・鹿児島県霧島市への行政視察の旅費(日当・宿泊費)	調査旅費	21,000	50	10,500
439	H25	公明党	甲39	198	H 26	1	27等	熊本県宇土市・鹿児島県霧島市への行政視察の旅費(交通費)	調査旅費	59,710	50	29,855

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
調査旅費	249,490	128,425	121,065	交通費や宿泊費は、実費が原則であるにもかかわらず、領収書不要の定額支給であった。それゆえ、調査旅費が高額である。また、視察が政策の立案・決定・提言の契機とはなっていない。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	当該行政視察は、平成26年1月27日から1月28日に熊本県宇土市「中1ギャップの解消に向けた教育立市プラン」、鹿児島県霧島市「広報に無料掲載の地元応援クーポン券」について、それぞれ視察や調査を行ったものである。視察の成果は、市議会で本市の課題を併せて提案している。 調査旅費は、取扱要領「第2(1)2」で、先進地行政視察及び現地調査のために必要な経費として認められている。 なお、旅費や宿泊費の算定は富田林市職員旅費支給条例を準用するため、交通費についても鉄道運賃等ごく一般的なものであり、単に「調査旅費が高額である」との主張は失当である。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
440	H25	公明党	甲39	9 H 25 4 23	しんぶん赤旗 4月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
441	H25	公明党	甲39	29 H 25 5 29	しんぶん赤旗 5月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
442	H25	公明党	甲39	43 H 25 6 27	富田林市住宅地図201302 バインダータイプ・バインダー デジタル富田林市201302	資料購入費	44,815	50	22,407
443	H25	公明党	甲39	44 H 25 6 28	しんぶん赤旗 6月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
444	H25	公明党	甲39	47 H 25 7 1	社会新報 平成25年4月号～平成25年6月号購読料	資料購入費	2,680	50	1,340
445	H25	公明党	甲39	61 H 25 7 29	しんぶん赤旗 7月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
446	H25	公明党	甲39	79 H 25 8 27	しんぶん赤旗 8月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
447	H25	公明党	甲39	102 H 25 9 30	しんぶん赤旗 9月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
448	H25	公明党	甲39	119 H 25 10 24	しんぶん赤旗 10月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
449	H25	公明党	甲39	158 H 25 11 28	しんぶん赤旗 11月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
450	H25	公明党	甲39	165 H 25 12 16	社会新報 平成25年10月号～平成25年12月号購読料	資料購入費	2,680	50	1,340
451	H25	公明党	甲39	166 H 25 12 18	しんぶん赤旗 12月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
452	H25	公明党	甲39	206 H 26 1 29	しんぶん赤旗 1月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
453	H25	公明党	甲39	218 H 26 2 24	しんぶん赤旗 2月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700
454	H25	公明党	甲39	234 H 26 3 24	しんぶん赤旗 3月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,700

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
資料購入費	239,038	193,551	45,487	富田林市議会の各会派は、政党の支持母体が発行する共産党的「しんぶん赤旗」や、公明党的「公明新聞」を互いに購入するか、その双方を購入することが暗黙の了解となっており、それが長年の慣行となっている。 また、H25.6.27に地図を購入しているが、翌年度のH27.3.24にも住宅地図を5冊、デジタウンを1枚購入している。たくさんの地図がいる必要性はなく、2分の1を超えての支出は認められない。	新聞購読料は、取扱要領「第2(1)4」に明示されている。所属政党以外の出版物の購入は、政策立案のための調査研究に資するものである。 住宅地図は、調査研究活動に使用している。各議員が持ち出して使用することがあるため、複数購入しており、具体的な用途は、市民要望等の資料作成やそれぞれの地域の課題解決策の立案などである。	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
455	H25	公明党	甲39	6	H 25 4 19 つかさ通信No.67 郵送料	広報費	11,895	100	11,895
456	H25	公明党	甲39	17	H 25 5 9 高山通信(ネットワーク21)印刷費／平成25年4月作成分	広報費	68,200	100	68,200
457	H25	公明党	甲39	18	H 25 5 13 つかさ通信 12000枚A3(二つ折り)	広報費	84,000	100	84,000
458	H25	公明党	甲39	19	H 25 5 13 きた山通信 5000枚A4(二つ折り)	広報費	45,150	100	45,150
459	H25	公明党	甲39	20	H 25 5 13 タウンリポート 8000枚B4(二つ折り)	広報費	60,900	100	60,900
460	H25	公明党	甲39	113	H 25 10 16 高山通信(ネットワーク21)印刷費／平成25年10月作成分	広報費	63,000	100	63,000
461	H25	公明党	甲39	120	H 25 10 25 郵送料金 つかさ通信・No. 69 司	広報費	11,960	100	11,960
462	H25	公明党	甲39	139	H 25 11 6 くさお通信(タウンリポート)8000枚B4(二つ折り)	広報費	60,900	100	60,900
463	H25	公明党	甲39	140	H 25 11 6 つかさ通信 12000枚A3(二つ折り)	広報費	84,000	100	84,000
464	H25	公明党	甲39	141	H 25 11 6 きた山通信 5000枚A4(二つ折り)	広報費	45,150	100	45,150
465	H25	公明党	甲39	179	H 26 1 6 高山通信(ネットワーク21)印刷費／平成25年12月作成分	広報費	68,200	100	68,200
466	H25	公明党	甲39	185	H 26 1 16 公明新報平成26年 第20号 5万枚(4.6万枚折込)	広報費	675,360	100	675,360
467	H25	公明党	甲39	186	H 26 1 16 きた山通信 5000枚A4(二つ折り)	広報費	45,150	100	45,150
468	H25	公明党	甲39	187	H 26 1 16 つかさ通信 12000枚A3(二つ折り)	広報費	84,000	100	84,000
469	H25	公明党	甲39	188	H 26 1 16 くさお通信(タウンリポート)6000枚B4(二つ折り)	広報費	52,500	100	52,500
470	H25	公明党	甲39	190	H 26 1 17 郵送料 つかさ通信No. 70	広報費	12,350	100	12,350

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
広報費	1,472,715	0	1,472,715	政務活動費から支出した「ちらし」は、ほとんどの市民に配られていない。 5000~12000枚の「ちらし」や公明新報を印刷しているが、それぞれの議員の支援者や後援者を除き、配られていっていないことは明らかである。 したがって、政務活動費から支出することは、違法である。	所属議員ごとに市内の担当エリアを設けて市内全域に配布している。広報誌等の発行費用は、取扱要領「第2(1)5」で政務活動費からの支出が認められている。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
471	H25	公明党	甲39	1 H 25 4 3	会派輪転機のリース代平成25年4月分	事務費	62,160	50	31,080
472	H25	公明党	甲39	2 H 25 4 3	会派コピー機のリース代平成25年4月分	事務費	26,775	50	13,387
473	H25	公明党	甲39	3 H 25 4 5	FAX利用料平成25年3月分(会派)	事務費	5,859	50	2,929
474	H25	公明党	甲39	4 H 25 4 3	ホッチキス2個他文具	事務費	4,218	50	2,109
475	H25	公明党	甲39	5 H 25 4 17	新50円通常葉書 インクジェット200枚 議会報告会のご案内	事務費	10,000	50	5,000
476	H25	公明党	甲39	7 H 25 4 23	FAX電話代 平成25年4月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
477	H25	公明党	甲39	8 H 25 4 23	FAX料金 4月分 司	事務費	2,350	50	1,175
478	H25	公明党	甲39	10 H 25 4 24	電話代 25年4月 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
479	H25	公明党	甲39	11 H 25 4 26	シャープコピー機カウンター料金3月分	事務費	7,576	50	3,788
480	H25	公明党	甲39	12 H 25 4 26	会派インターネット料金4月分	事務費	2,152	50	1,076
481	H25	公明党	甲39	13 H 25 5 7	FAX利用料平成25年4月分(会派)	事務費	6,380	50	3,190
482	H25	公明党	甲39	14 H 25 5 7	会派輪転機のリース代平成25年5月分	事務費	62,160	50	31,080
483	H25	公明党	甲39	15 H 25 5 7	会派コピー機のリース代平成25年5月分	事務費	26,775	50	13,387
484	H25	公明党	甲39	21 H 25 5 21	FAX電話代 平成25年5月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
485	H25	公明党	甲39	22 H 25 5 24	FAX料金 5月分 司	事務費	2,350	50	1,175
486	H25	公明党	甲39	23 H 25 5 27	シャープコピー機カウンター料金4月分	事務費	12,586	50	6,293
487	H25	公明党	甲39	24 H 25 5 27	FAX代 25年5月 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
488	H25	公明党	甲39	30 H 25 5 30	会派インターネット料金5月分	事務費	2,152	50	1,076
489	H25	公明党	甲39	31 H 25 5 31	FAX利用料平成25年5月請求分(草尾)	事務費	1,600	50	800
490	H25	公明党	甲39	32 H 25 6 3	会派輪転機のリース代平成25年6月分	事務費	62,160	50	31,080
491	H25	公明党	甲39	33 H 25 6 3	会派コピー機のリース代平成25年6月分	事務費	26,775	50	13,387
492	H25	公明党	甲39	35 H 25 6 5	FAX利用料平成25年5月分(会派)	事務費	5,981	50	2,990
493	H25	公明党	甲39	36 H 25 6 22	FAX電話代 平成25年6月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
494	H25	公明党	甲39	39 H 25 6 26	FAX基本料 6月分 司	事務費	2,350	50	1,175
495	H25	公明党	甲39	40 H 25 6 26	シャープコピー機カウンター料金5月分	事務費	4,992	50	2,496
496	H25	公明党	甲39	45 H 25 6 28	会派インターネット料金6月分	事務費	2,152	50	1,076
497	H25	公明党	甲39	46 H 25 6 28	FAX代 25年6月 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
498	H25	公明党	甲39	48 H 25 7 1	FAX利用料平成25年6月請求分(草尾)	事務費	1,600	50	800
499	H25	公明党	甲39	49 H 25 7 3	会派輪転機のリース代平成25年7月分	事務費	62,160	50	31,080
500	H25	公明党	甲39	50 H 25 7 3	会派コピー機のリース代平成25年7月分	事務費	26,775	50	13,387
501	H25	公明党	甲39	52 H 25 7 5	FAX利用料平成25年6月分(会派)	事務費	6,167	50	3,083
502	H25	公明党	甲39	53 H 25 7 5	PRペーパーA4@1万枚	事務費	7,770	50	3,885
503	H25	公明党	甲39	54 H 25 7 23	FAX電話代 平成25年7月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
504	H25	公明党	甲39	55 H 25 7 25	FAX代 25年7月 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
505	H25	公明党	甲39	60 H 25 7 26	シャープコピー機カウンター料金6月分	事務費	7,980	50	3,990
506	H25	公明党	甲39	62 H 25 7 29	会派インターネット料金7月分	事務費	2,152	50	1,076
507	H25	公明党	甲39	63 H 25 7 29	FAX料金 7月分 司	事務費	2,350	50	1,175
508	H25	公明党	甲39	65 H 25 7 31	FAX利用料平成25年7月請求分(草尾)	事務費	1,600	50	800

509	H25	公明党	甲39	66	H 25 8 5	会派輪転機のリース代平成25年8月分	事務費	62,160	50	31,080
510	H25	公明党	甲39	67	H 25 8 5	会派コピー機のリース代平成25年8月分	事務費	26,775	50	13,387
511	H25	公明党	甲39	68	H 25 8 5	FAX利用料平成25年7月分(会派)	事務費	6,040	50	3,020
512	H25	公明党	甲39	70	H 25 8 20等	ホームページ更新料 ロリホップ・レンタルサーバー料金他	事務費	4,400	50	2,200
513	H25	公明党	甲39	71	H 25 8 21	FAX電話代 平成25年8月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
514	H25	公明党	甲39	72	H 25 8 23	FAX代 平成25年8月 基本料金(来山分)	事務費	2,350	50	1,175
515	H25	公明党	甲39	73	H 25 8 26	シャープコピー機カウンター料金7月分	事務費	7,472	50	3,736
516	H25	公明党	甲39	74	H 25 8 26	FAX料金 8月分 司	事務費	2,350	50	1,175
517	H25	公明党	甲39	80	H 25 8 29	会派インターネット料金8月分	事務費	2,152	50	1,076
518	H25	公明党	甲39	83	H 25 9 2	FAX利用料平成25年8月請求分(草尾)	事務費	1,600	50	800
519	H25	公明党	甲39	84	H 25 9 3	会派輪転機のリース代平成25年9月分	事務費	62,160	50	31,080
520	H25	公明党	甲39	85	H 25 9 3	会派コピー機のリース代平成25年9月分	事務費	26,775	50	13,387
521	H25	公明党	甲39	86	H 25 9 5	FAX利用料平成25年8月分(会派)	事務費	6,156	50	3,078
522	H25	公明党	甲39	87	H 25 9 17	新50円通常葉書 インクジェット200枚 議会報告会へのご案内	事務費	10,000	50	5,000
523	H25	公明党	甲39	88	H 25 9 20	FAX電話代 平成25年9月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
524	H25	公明党	甲39	89	H 25 9 24	会派インターネット料金9月分	事務費	2,152	50	1,076
525	H25	公明党	甲39	90	H 25 9 25	FAX料金 9月分 司	事務費	2,350	50	1,175
526	H25	公明党	甲39	91	H 25 9 25	FAX代 平成25年9月 基本料金(来山分)	事務費	2,350	50	1,175
527	H25	公明党	甲39	96	H 25 9 26	シャープコピー機カウンター料金8月分	事務費	8,737	50	4,368
528	H25	公明党	甲39	103	H 25 9 30	FAX利用料平成25年9月請求分(草尾)	事務費	1,600	50	800
529	H25	公明党	甲39	104	H 25 10 3	会派輪転機のリース代平成25年10月分	事務費	62,160	50	31,080
530	H25	公明党	甲39	105	H 25 10 3	会派コピー機のリース代平成25年10月分	事務費	26,775	50	13,387
531	H25	公明党	甲39	106	H 25 10 7	FAX利用料平成25年9月分(会派)	事務費	6,285	50	3,142
532	H25	公明党	甲39	114	H 25 10 18	パソコン・プリンター用インク(高山分)	事務費	5,340	50	2,670
533	H25	公明党	甲39	115	H 25 10 20	FAXリボン・インク代	事務費	2,060	50	1,030
534	H25	公明党	甲39	116	H 25 10 22	新50円通常葉書 インクジェット200枚 議会報告へのご案内	事務費	10,000	50	5,000
535	H25	公明党	甲39	117	H 25 10 23	会派インターネット料金10月分	事務費	2,152	50	1,076
536	H25	公明党	甲39	118	H 25 10 22	FAX電話代 平成25年10月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
537	H25	公明党	甲39	121	H 25 10 25	FAX料金 10月分 司	事務費	2,350	50	1,175
538	H25	公明党	甲39	126	H 25 10 27	FAX代 平成25年10月 基本料金(来山分)	事務費	2,350	50	1,175
539	H25	公明党	甲39	127	H 25 10 28	シャープコピー機カウンター料金9月分	事務費	7,999	50	3,999
540	H25	公明党	甲39	130	H 25 10 31	CD-R50枚・A4写真用紙100枚	事務費	3,500	50	1,750
541	H25	公明党	甲39	131	H 25 10 31	FAX利用料平成25年10月請求分(草尾)	事務費	1,600	50	800
542	H25	公明党	甲39	132	H 25 11 1	パソコン・プリンター用インク(会派分)	事務費	2,060	50	1,030
543	H25	公明党	甲39	133	H 25 11 1	富士通FMV-W77MB	事務費	190,000	50	95,000
544	H25	公明党	甲39	134	H 25 11 1	エプソンプリンターインク代	事務費	5,980	50	2,990
545	H25	公明党	甲39	135	H 25 11 5	FAX利用料平成25年10月分(会派)	事務費	6,072	50	3,036
546	H25	公明党	甲39	136	H 25 11 5	会派輪転機のリース代平成25年11月分	事務費	62,160	50	31,080
547	H25	公明党	甲39	137	H 25 11 5	会派コピー機のリース代平成25年11月分	事務費	26,775	50	13,387
548	H25	公明党	甲39	142	H 25 11 7	PCサポート代(富士通FMV-W77MB)	事務費	37,300	50	18,650
549	H25	公明党	甲39	147	H 25 11 20	新50円通常葉書 インクジェット200枚 議会報告会へのご案内	事務費	10,000	50	5,000
550	H25	公明党	甲39	148	H 25 11 21	FAX電話代 平成25年11月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
551	H25	公明党	甲39	149	H 25 11 25	会派インターネット料金11月分	事務費	2,152	50	1,076

552	H25	公明党	甲39	154	H 25 11 26	シャープコピー機カウンター料金10月分	事務費	6,822	50	3,411
553	H25	公明党	甲39	156	H 25 11 28	FAX料金 11月分 司	事務費	2,350	50	1,175
554	H25	公明党	甲39	157	H 25 11 28	FAX代 25年11月 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
555	H25	公明党	甲39	159	H 25 12 2	FAX利用料平成25年11月請求分(草尾)	事務費	1,600	50	800
556	H25	公明党	甲39	160	H 25 12 3	会派輪転機のリース代平成25年12月分	事務費	62,160	50	31,080
557	H25	公明党	甲39	161	H 25 12 3	会派コピー機のリース代平成25年12月分	事務費	26,775	50	13,387
558	H25	公明党	甲39	162	H 25 12 5	FAX利用料平成25年11月分(会派)	事務費	6,182	50	3,091
559	H25	公明党	甲39	163	H 25 12 6	PC用ソフト(会派分)	事務費	3,402	50	1,701
560	H25	公明党	甲39	164	H 25 12 13	新50円通常葉書 インクジェット100枚 議会報告会へのご案内	事務費	5,000	50	2,500
561	H25	公明党	甲39	167	H 25 12 23	プリンターアイント 司	事務費	4,980	50	2,490
562	H25	公明党	甲39	173	H 25 12 25	FAX電話代 平成25年12月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
563	H25	公明党	甲39	174	H 25 12 26	シャープコピー機カウンター料金11月分	事務費	6,426	50	3,213
564	H25	公明党	甲39	175	H 25 12 27	会派インターネット料金12月請求分	事務費	2,152	50	1,076
565	H25	公明党	甲39	176	H 26 1 5	FAX代 25年12月分基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
566	H25	公明党	甲39	177	H 26 1 6	会派輪転機のリース代平成26年1月分	事務費	62,160	50	31,080
567	H25	公明党	甲39	178	H 26 1 6	会派コピー機のリース代平成26年1月分	事務費	26,775	50	13,387
568	H25	公明党	甲39	180	H 26 1 6	FAX利用料平成25年12月請求分(草尾)	事務費	1,600	50	800
569	H25	公明党	甲39	181	H 26 1 7	FAX料金 司 12月分	事務費	2,350	50	1,175
570	H25	公明党	甲39	182	H 26 1 7	FAX利用料平成25年12月分(会派)	事務費	6,064	50	3,032
571	H25	公明党	甲39	183	H 26 1 10	PCソフトJUSTPDF	事務費	4,780	50	2,390
572	H25	公明党	甲39	184	H 26 1 10	無線LANルーター	事務費	14,260	50	7,130
573	H25	公明党	甲39	191	H 26 1 21	新50円通常葉書 インクジェット200枚 議会報告会のご案内	事務費	10,000	50	5,000
574	H25	公明党	甲39	192	H 26 1 22	会派インターネット料金1月請求分	事務費	2,152	50	1,076
575	H25	公明党	甲39	193	H 26 1 22	会派インターネット料金1月請求分(フレッツ光ネクストF隼)	事務費	8,050	50	4,025
576	H25	公明党	甲39	194	H 26 1 22	FAX電話代 平成26年1月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
577	H25	公明党	甲39	195	H 26 1 23	FAX料金 1月分 司	事務費	2,350	50	1,175
578	H25	公明党	甲39	199	H 26 1 27	シャープコピー機カウンター料金12月分	事務費	10,126	50	5,063
579	H25	公明党	甲39	204	H 26 1 29	FAX代 26年1月 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
580	H25	公明党	甲39	207	H 26 1 31	FAX利用料平成26年1月請求分(草尾)	事務費	1,600	50	800
581	H25	公明党	甲39	208	H 26 2 3	会派輪転機のリース代平成26年2月分	事務費	62,160	50	31,080
582	H25	公明党	甲39	209	H 26 2 3	会派コピー機のリース代平成26年2月分	事務費	26,775	50	13,387
583	H25	公明党	甲39	210	H 26 2 5	FAX利用料平成26年1月分(会派)	事務費	5,947	50	2,973
584	H25	公明党	甲39	211	H 26 2 6	RISOオルフィスX保守契約料金+振込手数料	事務費	73,900	50	36,950
585	H25	公明党	甲39	213	H 26 2 7	A4コピー用紙PRペーパー2箱(10000枚)	事務費	7,770	50	3,885
586	H25	公明党	甲39	214	H 26 2 20	FAX代 26年2月 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
587	H25	公明党	甲39	215	H 26 2 20	FAX電話代 平成26年2月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
588	H25	公明党	甲39	216	H 26 2 21	FAX料金 2月分 司	事務費	2,350	50	1,175

589	H25	公明党	甲39	217	H 26 2 24	会派インターネット料金2月請求分	事務費	-2,152	50	1,076
590	H25	公明党	甲39	223	H 26 2 26	シャープコピー機カウンター料金1月分	事務費	7,485	50	3,742
591	H25	公明党	甲39	224	H 26 2 26	新50円通常葉書 インクジェット200枚 議会報告会のご案内	事務費	10,000	50	5,000
592	H25	公明党	甲39	226	H 26 2 28	会派インターネット料金2月請求分(フレッツ光ネクストF集)	事務費	4,903	50	2,451
593	H25	公明党	甲39	227	H 26 2 28	FAX利用料平成26年2月請求分(草尾)	事務費	1,600	50	800
594	H25	公明党	甲39	228	H 26 3 3	会派輪転機のリース代平成26年3月分	事務費	62,180	50	31,090
595	H25	公明党	甲39	229	H 26 3 3	会派コピー機のリース代平成26年3月分	事務費	26,775	50	13,387
596	H25	公明党	甲39	230	H 26 3 5	FAX利用料平成26年2月分(会派)	事務費	6,077	50	3,038
597	H25	公明党	甲39	231	H 26 3 17	パソコン・プリンター用インク(高山分)	事務費	5,832	50	2,916
598	H25	公明党	甲39	233	H 26 3 24	会派インターネット料金3月請求分	事務費	2,152	50	1,076
599	H25	公明党	甲39	235	H 26 3 25	FAX料金 3月分 司	事務費	2,350	50	1,175
600	H25	公明党	甲39	236	H 26 3 25	FAX電話代 平成26年3月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
601	H25	公明党	甲39	237	H 26 3 25	FAX代 26年3月分 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
602	H25	公明党	甲39	242	H 26 3 26	シャープコピー機カウンター料金2月分	事務費	10,430	50	5,215
603	H25	公明党	甲39	243	H 26 3 26	iPadミニ×2台(來山・司)	事務費	83,800	50	41,900
604	H25	公明党	甲39	245	H 26 3 31	会派インターネット料金3月請求分(フレッツ光ネクストF集)	事務費	4,945	50	2,472
605	H25	公明党	甲39	246	H 26 3 31	コピー用紙	事務費	13,440	50	6,720
606	H25	公明党	甲39	247	H 26 3 31	FAX用インク(高山分)	事務費	4,920	50	2,460
607	H25	公明党	甲39	248	H 26 3 31	FAX利用料平成26年3月請求分(草尾)	事務費	1,600	50	800

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
事務費	2,114,200	1,149,354	964,846	広報費で議員らの作成したちらしを政務活動費から支出しているにもかかわらず、事務費で輪転機のリース代を支出しているが、輪転機が何のために必要なのかが、理解できない。また、コピーやFAX及びインターネット等に係る経費、iPadミニの購入、PCの長期修理保証代は、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難であること等を総合考慮すると、調査研究活動以外にも利用されていることが推認されるというべきである。なお、翌年度は、ipadAirを購入している。 そうすると、コピーやFAX及びインターネット等に係る経費、iPadミニの購入、PCの長期修理保証代については、その2分の1を超えて政務活動費から支出することは許されないと解するのが相当である。	いずれも、住民への議会報告や調査研究等の資料作成、議会事務局との連携等に活用している。 インターネットは、調査研究活動を含む政務活動に必要不可欠であり、より多くの情報をタイムリーに収集することでこれらの活動に資するものである。 PCの活用は政務活動に必要であり、故障に備えた保障は必要な費用である。	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
608 H25	公明党	甲39	34	H 25 6 3	6月3日 市民要望・懇談	会議・広聴費	760	50	380

使途基準項目	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
	政務活動費として計上された合計額	違法と認められる限度の支出額	違法支出合計額		
会議・広聴費	760	380	380	お茶代は、誰と会議したか不明であり、また、政務活動として特に必要とするものでないため、2分の1を超えて支出することは許されない。また、コーヒーの金額が400円であるところ、本当に市民と懇談していたのかも疑わしい。	住民から市政・政策等に対する要望・意見を直接聞くために開催した会議等であり、取扱要領「第2(1)6(ウ)」に明示された会議・広聴費である。また、金額(1人1回2,000円)も社会通念上相当な範囲内である。

使途基準項目	政務活動費として計上された額	違法支出額	備 考
研究研修費	207,000		收支報告書(甲38の1)参照
調査旅費	249,490	121,065	
資料作成費	105,000		
資料購入費	239,038	45,487	
広報費	1,472,715	1,472,715	
会議・広聴費	760	380	
事務費	2,114,200	964,846	
合 計	4,388,203	2,604,493	

番号

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
609	H25	京谷議員	甲43	40 H 26 2 12等	宮崎県西都市・日南市 行政視察に伴う旅費	調査旅費	74,580	50	37,290

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張	
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
調査旅費	74,580	37,290	37,290	交通費や宿泊費は、領収書不要の定額支給であった。2泊3日で7万4580円と高額であるにも拘わらず、宿泊のために使った費用の明細がない。また、視察が政策の立案・決定・提言の契機とはなっていない。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	取扱要領「第2(1)2」に基づく適正な行政視察であり、新幹線や航空利用運賃としてもごく一般的なものであり、高額であるとの指摘は当たらない。 平成26年2月12日～13日の宮崎県西都市「西都市いきいき情報マガジン発行事業」や日南市「幼小中一貫教育推進事業」に関わる各施策は、議会等で取り上げ、問題提起や政策提言を行なってきた内容であり、視察が政策の立案・決定・提言の契機となっていないとの指摘は全く根拠がない。	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按分率	違法支出額
610	H25	京谷議員	甲43	4 H 25 4 26	議会報告のデータ作成料	広報費	52,500	100	52,500
611	H25	京谷議員	甲43	5 H 25 5 30	議会報告のデータ作成料	広報費	31,500	100	31,500
612	H25	京谷議員	甲43	10 H 25 7 1	議会報告のデータ作成料	広報費	31,500	100	31,500
613	H25	京谷議員	甲43	15 H 25 7 29	議会報告のデータ作成料	広報費	31,800	100	31,800
614	H25	京谷議員	甲43	19 H 25 8 29	議会報告のデータ作成料	広報費	31,500	100	31,500
615	H25	京谷議員	甲43	23 H 25 9 27	議会報告のデータ作成料	広報費	31,500	100	31,500
616	H25	京谷議員	甲43	26 H 25 10 30	議会報告のデータ作成料	広報費	31,800	100	31,800
617	H25	京谷議員	甲43	29 H 25 11 29	議会報告のデータ作成料	広報費	31,800	100	31,800
618	H25	京谷議員	甲43	34 H 25 12 27	議会報告のデータ作成料	広報費	31,800	100	31,800
619	H25	京谷議員	甲43	39 H 26 1 30	議会報告のデータ作成料	広報費	31,800	100	31,800
620	H25	京谷議員	甲43	42 H 26 2 28	議会報告のデータ作成料	広報費	31,500	100	31,500
621	H25	京谷議員	甲43	45 H 26 3 28	京谷きよひさ議会活動報告(No. 33 新聞折込料)	広報費	122,212	100	122,212
622	H25	京谷議員	甲43	46 H 26 3 31	議会報告のデータ作成料	広報費	31,500	100	31,500

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
広報費	522,712	0	522,712	政務活動費から支出した「ちらし」は、市民に配られていない。 また、ホームページの更新が毎月行われているわけでもないのに、高額な支出をしている。 したがって、政務活動費から支出することは、全額違法である。	議会報告の広報紙は、市政における調査研究の成果や議会質問の内容等を広報するものである。No.45「株新広社 33号」の支出は、議会報告の広報紙33号に係る新聞折込費用であり、市民に配られていないとの指摘は根拠がない。なお、この費用は、すでに取下げており、政務活動費からは支出していない。 ホームページの議会報告データ作成は、議会前からの打合せ、議会質問後の要約作業、校正、掲載作業等、最低2回の打合せ、平均3回以上の事務作業が必要である。 その他、議会日程、行政視察の報告、市政活動に関する地域活動報告の掲載等に要する作業は毎月あり、その作業量の多さから、高額との指摘は全く当たらない。	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
623	H25	京谷議員	甲43	3 H 25 4 25	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等 4/16(火)・4/22(月)	会議・広聴費	2,570	50	1,285
624	H25	京谷議員	甲43	7 H 25 6 6	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等 5月分	会議・広聴費	2,340	50	1,170
625	H25	京谷議員	甲43	11 H 25 7 11	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等	会議・広聴費	1,880	50	940
626	H25	京谷議員	甲43	16 H 25 8 9	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等	会議・広聴費	1,610	50	805
627	H25	京谷議員	甲43	30 H 25 12 10	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等	会議・広聴費	4,030	50	2,015
628	H25	京谷議員	甲43	38 H 26 1 28	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒー等	会議・広聴費	2,690	50	1,345

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額		
会議 ・ 広 聴 費	15,120	7,560	7,560	お茶代は、誰と会議したか不明であり、また、政務活動として特に必要とするものでないため、2分の1を超えて支出することは許されない。	取扱要領「第2(1)6[ウ]」において、調査研究のための会議や住民から要望、意見を聴取するための必要な経費として認められた支出である。特に住民から市政に関すること、施策に対する要望や意見を直接聞くことは政策立案に生かす契機となり、政務活動費として重要であり、必要な費用である。 なお、2000円を超える分で領収書に回数の記載がない支出については、乙51号証に明細を記載している。

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
629	H25 京谷議員	甲43	1	H 25 4 24	文具代(丸形リングファイル、クリアブック)	事務費	1,444	50	722
630	H25 京谷議員	甲43	2	H 25 4 25	ファクシミリ基本料(4月分)	事務費	2,606	50	1,303
631	H25 京谷議員	甲43	6	H 25 6 3	ファクシミリ基本料(5月分)	事務費	2,603	50	1,301
632	H25 京谷議員	甲43	8	H 25 6 18	文具代(クリアブック等)	事務費	2,628	50	1,314
633	H25 京谷議員	甲43	9	H 25 7 1	ファクシミリ基本料(6月分)	事務費	2,603	50	1,301
634	H25 京谷議員	甲43	12	H 25 7 16	文具代(クリアブック2冊)	事務費	1,196	50	598
635	H25 京谷議員	甲43	14	H 25 7 29	ファクシミリ基本料(7月分)	事務費	2,633	50	1,316
636	H25 京谷議員	甲43	17	H 25 8 21	文具代(クリアブック等)	事務費	1,074	50	537
637	H25 京谷議員	甲43	18	H 25 8 27	ファクシミリ基本料(8月分)	事務費	2,558	50	1,279
638	H25 京谷議員	甲43	22	H 25 9 26	ファクシミリ基本料(9月分)	事務費	2,538	50	1,269
639	H25 京谷議員	甲43	27	H 25 11 18	ファクシミリ基本料(10月分)	事務費	2,562	50	1,281
640	H25 京谷議員	甲43	28	H 25 11 21	ファクシミリ基本料(11月分)	事務費	2,491	50	1,245
641	H25 京谷議員	甲43	32	H 25 12 24	文具代(クリアブック等)	事務費	2,238	50	1,119
642	H25 京谷議員	甲43	33	H 25 12 27	ファクシミリ基本料(12月分)	事務費	2,510	50	1,255
643	H25 京谷議員	甲43	35	H 26 1 20	文具代(コヨファイル等)	事務費	1,940	50	970
644	H25 京谷議員	甲43	37	H 26 1 28	ファクシミリ基本料(1月分)	事務費	2,562	50	1,281
645	H25 京谷議員	甲43	41	H 26 2 24	ファクシミリ基本料(2月分)	事務費	2,491	50	1,245
646	H25 京谷議員	甲43	43	H 26 3 25	ファクシミリ基本料(3月分)	事務費	2,541	50	1,270

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
事務費	42,128	21,522	20,606	電話代は、ほぼ基本料金である。その使用頻度の低さからも、政務活動に資するための必要とした可能性は極めて低い。 電話代ではなく、自宅に設置された議会事務局との連絡用のファクシミリであると主張するが、ただの連絡用であれば、調査研究とは無関係である。2分の1を超えての支出は認められない。	電話代ではなく、自宅に設置された議会事務局との連絡用のファクシミリの基本料金である。調査研究のために市の施策に関する情報を提供するもので、基本料金を対象としたものであり取扱要領「第2(1)8 [カ]」に基づき、事務費として計上しており、妥当なものである。	

使途基準項目	政務活動費として 計上された額	違法支出額	備考
研究研修費	89,000		收支報告書(甲42の1)参照
調査旅費	74,580	37,290	
資料購入費	4,800		
広報費	522,712	522,712	
会議・広聴費	15,120	7,560	
事務費	41,218	20,606	
合 計	747,430	588,168	

番号

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
647	H25 吉年議員	甲45	23	H 25 11 14	議員用複写機使用料平成25年4月～9月分	資料作成費	648	50	324
648	H25 吉年議員	甲45	32	H 26 3 4	議員用複写機使用料平成25年10月～平成26年2月分	資料作成費	332	50	166

使途基準項目	政務活動費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
資料作成費	980	490	490	何を複写したのか不明であるため、2分の1を超えての支出は認められない。	ほとんどが議会質問に関連する情報収集のための資料の複写、もしくは質問後、質問原稿と答弁書をまとめた小冊子の作成に要した費用である。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
649 H25	吉年議員	甲45	3	H 25 4 8	「見てある記」81号 49000部	広報費	240,000	50	120,000
650 H25	吉年議員	甲45	16	H 25 9 9	「見てある記」83号 49000部	広報費	230,000	50	115,000
651 H25	吉年議員	甲45	26	H 25 11 14	「見てある記」84号 49000部	広報費	260,000	50	130,000
652 H25	吉年議員	甲45	30	H 26 1 17	「見てある記」85号 49000部	広報費	230,000	50	115,000

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額		
広報費	960,000	480,000	480,000	「見てある記」は年に5回、49,000部を発行し、市政の情報発信と情報収集のため、市内全域に配布している。 4回は議会後に質問内容を報告する目的で印刷費にのみ使用し、各号には自らの議会質問と答弁の内容、論説、公務の日程、研修・ボランティア活動の記録等を掲載している。残り1回は前年度の政務活動費收支報告書と後援会收支報告書、本市の歴史を紹介した内容であるので、全額を後援会から支出している。政務活動費で発行する号も、費用は最小限に留めている。 印刷費は、印刷部数によっても単価が変わるが、1部当たり4~6円程度の印刷費は妥当なものと考える。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
653	H25 吉年議員	甲45	2	H 25 4 2	パソコンソフト代(フォトショップ)	事務費	26,180	50	13,090
654	H25 吉年議員	甲45	8	H 25 5 25	パソコン部品(ハードディスク等)	事務費	22,450	50	11,225
655	H25 吉年議員	甲45	9	H 25 5 25	パソコン消耗品(インク・PC用紙)	事務費	14,980	50	7,490
656	H25 吉年議員	甲45	15	H 25 9 3	パソコン部品代(タブレット・マウス)	事務費	22,280	50	11,140
657	H25 吉年議員	甲45	17	H 25 9 14	文具代(FAXインクリボン・電卓)	事務費	3,818	50	1,909
658	H25 吉年議員	甲45	18	H 25 9 21	パソコン消耗品代(名刺用紙等)	事務費	2,502	50	1,251
659	H25 吉年議員	甲45	24	H 25 11 13	プリンタートナー リサイクル品	事務費	6,930	50	3,465

使途基準項目	政務活動費として計上された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる限度の支出額	違法支出合計額		
事務費	99,140	49,570	49,570	調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されていなければ、その2分の1を超えて政務活動費から支出することは許されないというべきである。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	調査研究活動に係る事務遂行に必要なものであり、取扱要領「第2(1)8」によって政務活動費からの支出が認められているものである。

使途基準項目	政務活動費として計上された額	違法支出額	備 考
研究研修費	35,760		収支報告書(甲44の1)参照
資料作成費	980	490	
資料購入費	44,589		
広報費	960,000	480,000	
事務費	99,140	49,570	
残額		-432	
合 計	1,140,469	529,628	

番号

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
1 H26	自由民主党	甲9	94	H 27 1 20	掲示用パネル等作成、各地区集会資料	資料作成費	129,600	100	129,600

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
資料 作成 費	129,600	0	129,600	パネルの作成そのものが、調査研究活動とは無関係である。H25.8.29に支出したパネル代に関しては、左近議員が全額返還していることから、H27.1.30に支出した掲示用パネル代も同様に全額返還すべきである。	府道美原太子線の栗ヶ池鉄道高架事業について、地元町会及び住民からの要望・意見を聴取するための会議等において、住民にわかりやすく説明するためにパネルを作成した費用である。よって、政務活動費として支出できる費用である。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
2 H26	自由民主党	甲9	52	H 26 9 18	選挙法・政治資金法の手引(追録分)	資料購入費	4,802	100	4,802

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
資料 購入 費	36,131	31,329	4,802	H26.9.18に山本議員が購入した書籍は、選挙法手引書であり、調査研究活動に該当せず、違法な支出である。 →政務活動費で『選挙法・政治資金法の手引』を購入しているが、再選した礼状が自筆ではないため、公職選挙法178条に違反する等、本書が活用されていないのは明らかである。	当該支出は法令集(公職選挙法等の改正による追録)の購入費用であり、調査研究等に要する費用である。「選挙法」の文言を理由に違法というのは失当である。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
3 H26	自由民主党	甲9	2	H 26 4 8	葉書代	広報費	10,400	100	10,400
4 H26	自由民主党	甲9	7	H 26 4 22	広報用の写真	広報費	456	100	456
5 H26	自由民主党	甲9	18	H 26 5 20	林議員 住宅地図	広報費	23,976	100	23,976
6 H26	自由民主党	甲9	19	H 26 5 23	議会広報の郵送料	広報費	290,640	100	290,640
7 H26	自由民主党	甲9	24	H 26 6 2	青い鳥だより	広報費	400,000	100	400,000
8 H26	自由民主党	甲9	47	H 26 8 29	区内特別基(定)2678通、第一種定形20通	広報費	181,066	100	181,066
9 H26	自由民主党	甲9	50	H 26 9 9	市政報告、会場費	広報費	3,500	50	1,750
10 H26	自由民主党	甲9	57	H 26 9 29	市政報告 ワイヤレスマイク代	広報費	2,560	50	1,280
11 H26	自由民主党	甲9	96	H 27 2 9	チラシ配布	広報費	150,000	100	150,000
12 H26	自由民主党	甲9	109	H 27 3 20	市政報告各地区ニュース	広報費	241,900	100	241,900
13 H26	自由民主党	甲9	110	H 27 3 20	憲聞録・市政報告	広報費	547,950	100	547,950
14 H26	自由民主党	甲9	116	H 27 3 27	議会報告紙No.12送料	広報費	224,115	100	224,115
15 H26	自由民主党	甲9	117	H 27 3 28	議会報告紙編集印刷代No.12、37,000部	広報費	389,000	100	389,000
16 H26	自由民主党	甲9	118	H 27 3 30	No.12議会報告紙折込代	広報費	95,526	100	95,526

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張	
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
広報費	2,561,089	3,030	2,558,059	<p>はがきは、政務活動費に充当できない後援会活動に使用(甲139の1)し、また、選挙活動に使用(甲139の2)されており、当該支出は違法である。加えて、再選した礼状が自筆ではないため、公職選挙法178条に違反する。</p> <p>林議員がH26.5.20に住宅地図を既に購入しているにもかかわらず、H27.1.19にも、住宅地図を購入している。同じものを2冊も必要であることは認められず、違法な支出である。</p> <p>H26.5.23、H26.6.2、H26.8.29、H27.2.9、H27.3.20、H27.3.27、H27.3.30に、政務活動費から支出した「ちらし」は、それぞれの議員の支援者や後援者を除き、ほとんどの市民に配られていない。したがって、政務活動費から支出することは、違法である。</p> <p>一会派が発行しているチラシを作成している印刷会社は、明朗社である。明朗社の代表である左近正夫氏は、左近憲一議員の親戚である。この点につき、「親族が経営する会社に発注することは、議員活動とはいはず、論外」である。これは、公金による資産形成を禁ずる当然の条理に基づくものである。</p> <p>H26.9.9、H26.9.29に左近議員が支出した市政報告会場費及びマイク代は、調査研究活動といえるのか、それとも後援会活動や選挙活動なのか不明である。調査研究活動の為に支出したというのであれば、その立証責任は、自民党会派が負う(按分50%)。</p>	<p>はがき代は、取扱要領「第2(1)8[キ]」に例示されているとおり、政務活動費として支出できるものであり、目的外使用をしたこともない。</p> <p>No.2のはがきは、富田林市の北部地域の交通渋滞緩和のために進められている、近畿日本鉄道を含む国・府・市の各道の整備進捗状況について、適切な情報を住民に提供するために使用したものである。後援会活動や選挙活動に使用したとの主張は、根拠のない憶測である。</p> <p>富田林市内の地図は調査研究に必要な資料である。H26.5.20に購入したのは紙媒体の持ち出し用地図、H27.1.19に購入したのは会派控室で使用するCDデータであるから、不必要的支出ではない。</p> <p>会派発行の広報誌は、取扱要領「第2(1)5」に明示された使途である。新聞折込等の方法で全戸配布しており、後援会活動や選挙活動として配布したものではない。</p>	<p>本市の行政改革等に関する報告、住民からの要望・意見を聴取のために富田林市民会館で実施した報告会の経費である。具体的には、左近憲一氏の「15周年市政報告会」であり、第1部は左近氏がこれまで取り組んできた市政に関する調査研究及び市議会における審議の経過・結果等の報告、住民の要望・意見を聴取することを目的として実施されたもの、第2部は左近氏のこれまでの上記取組等を交えた桂文福氏の市政講談を内容とするものであり、取扱要領「第2(1)6」により政務活動費として支出できる費用である。</p>

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
17 H26	自由民主党	甲9	1	H 26 4 4	会議お茶代	会議・広聴費	6,740	50	3,370
18 H26	自由民主党	甲9	3	H 26 4 10	市政報告会会場使用料	会議・広聴費	15,900	50	7,950
19 H26	自由民主党	甲9	14	H 26 5 14	会議費・お茶代	会議・広聴費	1,270	50	635
20 H26	自由民主党	甲9	29	H 26 6 26	会議お茶代	会議・広聴費	9,260	50	4,630
21 H26	自由民主党	甲9	35	H 26 7 24	会議お茶代	会議・広聴費	4,880	50	2,440
22 H26	自由民主党	甲9	39	H 26 7 31	お茶代	会議・広聴費	890	50	445
23 H26	自由民主党	甲9	45	H 26 8 27	お茶代	会議・広聴費	5,770	50	2,885
24 H26	自由民主党	甲9	65	H 26 10 27	会議お茶代 9月分5回分	会議・広聴費	3,860	50	1,930
25 H26	自由民主党	甲9	66	H 26 10 27	会議お茶代10月分4回分	会議・広聴費	1,410	50	705
26 H26	自由民主党	甲9	91	H 27 1 23	お茶代	会議・広聴費	1,180	50	590

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張	
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
会議・広聴費	51,160	25,580	25,580	政務活動費という公金から支出しているのであるから、費用が発生した年月日、そしてその会議がどのような政策、立案のための調査研究活動費であったかを記載しなければならない。したがって、調査研究活動に使用したかも不明であるため、2分の1を超えて支出することは許されない。 →市政報告会の会場使用料に添付されている「富田林市市民会館 利用許可書」の行事情報には「左近憲一 15周年記念」と記載されている。また、伝票番号47に添付された「15周年市政報告会のご案内」には、「市政講談 桂 文福」と記載されている。市政報告会に落語家を招く必要性があるとはおよそ考えられない。本件市政報告会は、後援会である。加えて、その市政報告会と称する後援会の案内状を区内特別規定で2678通、定型で20通の合計2698通出しており、この郵送代もまた違法な支出となる。	住民から市政・政策等に対する要望・意見を直接聞くために開催した会議等であり、取扱要領「第2(1)6〔ウ〕」に明示された広報・広聴費である。また、金額(1回2000円)も社会通念上相当な範囲内である。 2000円を超える分については、いずれも複数回のお茶代を合計した金額を支出したものであり、領収書に回数が記載されている。	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
27	H26	自由民主党	甲9	4 H 26 4 12	ボールペン替芯 クリアポケットファイル代	事務費	6,114	50	3,057
28	H26	自由民主党	甲9	6 H 26 4 21	電話代	事務費	2,733	50	1,366
29	H26	自由民主党	甲9	8 H 26 4 23	タックシール及び文具、OA用紙、OA用品	事務費	39,835	50	19,917
30	H26	自由民主党	甲9	9 H 26 4 24	ファクシミリ使用料(左近／4月分)	事務費	2,470	50	1,235
31	H26	自由民主党	甲9	10 H 26 4 25	インターネット代	事務費	2,415	50	1,207
32	H26	自由民主党	甲9	11 H 26 5 4	FAX使用料 4月分	事務費	2,470	50	1,235
33	H26	自由民主党	甲9	12 H 26 5 7	電話代	事務費	2,733	50	1,366
34	H26	自由民主党	甲9	13 H 26 5 14	パソコン用インク代	事務費	13,946	50	6,973
35	H26	自由民主党	甲9	15 H 26 5 14	書類整理の為のファイル	事務費	432	50	216
36	H26	自由民主党	甲9	16 H 26 5 18	4月分(FAX)代金	事務費	2,472	50	1,236
37	H26	自由民主党	甲9	17 H 26 5 19	切手代	事務費	4,140	50	2,070
38	H26	自由民主党	甲9	20 H 26 5 26	FAX使用料 5月分	事務費	2,470	50	1,235
39	H26	自由民主党	甲9	21 H 26 5 26	インターネット代	事務費	2,484	50	242
40	H26	自由民主党	甲9	22 H 26 5 27	FAX(5月分)使用料	事務費	2,543	50	1,271
41	H26	自由民主党	甲9	23 H 26 5 31	ファクシミリ使用料(左近／5月分)	事務費	2,568	50	1,284
42	H26	自由民主党	甲9	25 H 26 6 5	電話代	事務費	2,811	50	1,405
43	H26	自由民主党	甲9	26 H 26 6 24	FAX使用料 6月分	事務費	2,470	50	1,235
44	H26	自由民主党	甲9	28 H 26 6 25	インターネット代(支払伝票上はFAX代)	事務費	2,484	50	1,242
45	H26	自由民主党	甲9	30 H 26 6 28	ファクシミリ使用料(左近／6月分)	事務費	2,549	50	1,274
46	H26	自由民主党	甲9	31 H 26 7 3	コピー用紙トナーデ	事務費	26,500	50	13,250
47	H26	自由民主党	甲9	32 H 26 7 5	FAX(6月分)	事務費	2,546	50	1,273
48	H26	自由民主党	甲9	33 H 26 7 7	電話代	事務費	2,811	50	1,405
49	H26	自由民主党	甲9	34 H 26 7 24	FAX使用料 7月分	事務費	2,470	50	1,235
50	H26	自由民主党	甲9	37 H 26 7 25	インターネット代(支払伝票上はFAX代)	事務費	2,484	50	1,242
51	H26	自由民主党	甲9	36 H 26 7 26	ファクシミリ使用料(左近／7月分)	事務費	2,559	50	1,279
52	H26	自由民主党	甲9	38 H 26 7 28	FAX(7月分)	事務費	2,470	50	1,235
53	H26	自由民主党	甲9	41 H 26 8 5	電話代 7月分	事務費	2,811	50	1,405
54	H26	自由民主党	甲9	- H 26 8 25	インターネット使用料 7月分	事務費	2,484	50	1,242
55	H26	自由民主党	甲9	- H 26 8 25	FAX使用料 8月分	事務費	2,470	50	1,235
56	H26	自由民主党	甲9	43 H 26 8 26	プリンターインク代	事務費	2,470	50	1,235
57	H26	自由民主党	甲9	46 H 26 8 28	ファクシミリ使用料(左近／8月分)	事務費	2,541	50	1,270
58	H26	自由民主党	甲9	49 H 26 9 5	電話代 8月分	事務費	2,811	50	1,405
59	H26	自由民主党	甲9	51 H 26 9 18	8月分(FAX代)	事務費	2,536	50	1,268

60	H26	自由民主党	甲9	53	H 26	9	19	FAX感熱紙2本	事務費	2,505	50	1,252
61	H26	自由民主党	甲9	54	H 26	9	24	プリンターインク代	事務費	7,106	50	3,553
62	H26	自由民主党	甲9	55	H 26	9	25	インターネット使用料	事務費	2,484	50	1,242
63	H26	自由民主党	甲9	56	H 26	9	26	ファクシミリ使用料(左近／9月分)	事務費	2,549	50	1,274
64	H26	自由民主党	甲9	58	H 26	9	30	FAX(9月分)	事務費	2,542	50	1,271
65	H26	自由民主党	甲9	59	H 26	10	1	FAX用紙代 山本	事務費	828	50	414
66	H26	自由民主党	甲9	60	H 26	10	2	FAX使用料 9月分	事務費	2,470	50	1,235
67	H26	自由民主党	甲9	61	H 26	10	6	電話代	事務費	2,811	50	1,405
68	H26	自由民主党	甲9	63	H 26	10	16	広報活動のコピー使用料	事務費	5,192	50	2,596
69	H26	自由民主党	甲9	64	H 26	10	27	インターネット使用料 9月分	事務費	2,484	50	1,242
70	H26	自由民主党	甲9	67	H 26	10	28	ファクシミリ使用料(左近／10月分)	事務費	2,549	50	1,274
71	H26	自由民主党	甲9	68	H 26	10	31	FAX使用料 10月分	事務費	2,470	50	1,235
72	H26	自由民主党	甲9	69	H 26	11	5	電話代	事務費	2,811	50	1,405
73	H26	自由民主党	甲9	70	H 26	11	6	FAX使用料(株)10月分	事務費	2,552	50	1,276
74	H26	自由民主党	甲9	71	H 26	11	11	修正テープ代	事務費	950	50	475
75	H26	自由民主党	甲9	72	H 26	11	19	コピー用紙、インクカートリッジ等	事務費	2,976	50	1,488
76	H26	自由民主党	甲9	73	H 26	11	24	筆記具等	事務費	1,337	50	668
77	H26	自由民主党	甲9	74	H 26	11	25	インターネット代	事務費	2,484	50	1,242
78	H26	自由民主党	甲9	75	H 26	11	27	FAX使用料 11月分	事務費	2,470	50	1,235
79	H26	自由民主党	甲9	76	H 26	11	27	ファクシミリ使用料(左近／11月分)	事務費	2,541	50	1,270
80	H26	自由民主党	甲9	77	H 26	12	2	FAX使用料(11月分)	事務費	2,562	50	1,281
81	H26	自由民主党	甲9	78	H 26	12	5	電話代(11月分)	事務費	2,811	50	1,405
82	H26	自由民主党	甲9	80	H 26	12	18	インクカートリッジ	事務費	3,646	50	1,823
83	H26	自由民主党	甲9	81	H 26	12	22	FAX使用料 12月分	事務費	2,470	50	1,235
84	H26	自由民主党	甲9	82	H 26	12	23	ファクシミリ使用料(左近／12月分)	事務費	2,541	50	1,270
85	H26	自由民主党	甲9	83	H 26	12	25	インターネット使用料(11月分)	事務費	2,484	50	1,242
86	H26	自由民主党	甲9	84	H 26	12	27	コピー用紙・インクカートリッジ	事務費	3,482	50	1,741
87	H26	自由民主党	甲9	86	H 27	1	6	電話代(12月分)	事務費	2,811	50	1,405
88	H26	自由民主党	甲9	88	H 27	1	19	林議員 住宅地図	事務費	22,680	50	11,340
89	H26	自由民主党	甲9	89	H 27	1	19	FAX使用料(12月分)	事務費	2,570	50	1,285
90	H26	自由民主党	甲9	90	H 27	1	23	FAX使用料 1月分	事務費	2,469	50	1,234
91	H26	自由民主党	甲9	92	H 27	1	26	インターネット使用料(12月分)	事務費	2,484	50	1,242
92	H26	自由民主党	甲9	93	H 27	1	28	ファクシミリ使用料(左近／1月分)	事務費	2,540	50	1,270
93	H26	自由民主党	甲9	95	H 27	2	5	電話代(1月分)	事務費	2,810	50	1,405
94	H26	自由民主党	甲9	97	H 27	2	24	ファクシミリ使用料(左近／2月分)	事務費	2,567	50	1,283

95	H26	自由民主党	甲9	98	H 27	2	25	インターネット使用料(1月分)	事務費	2,484	50	1,242
96	H26	自由民主党	甲9	99	H 27	2	25	FAX使用料 2月分	事務費	2,469	50	1,234
97	H26	自由民主党	甲9	100	H 27	3	5	電話代(2月分)	事務費	2,810	50	1,405
98	H26	自由民主党	甲9	101	H 27	3	5	FAX使用料(2月分)	事務費	2,540	50	1,270
99	H26	自由民主党	甲9	102	H 27	3	6	印判・スタンプ類	事務費	1,275	50	637
100	H26	自由民主党	甲9	103	H 27	3	7	コピー代	事務費	6,480	50	3,240
101	H26	自由民主党	甲9	104	H 27	3	8	FAX使用料(1月分)	事務費	2,583	50	1,291
102	H26	自由民主党	甲9	106	H 27	3	12	プリンターインク代	事務費	7,106	50	3,553
103	H26	自由民主党	甲9	107	H 27	3	19	コピー代	事務費	1,620	50	810
104	H26	自由民主党	甲9	108	H 27	3	20	FAX使用料 3月分	事務費	2,469	50	1,234
105	H26	自由民主党	甲9	112	H 27	3	21	ファクシミリ使用料(左近／3月分)	事務費	2,576	50	1,288
106	H26	自由民主党	甲9	114	H 27	3	21	コピー代	事務費	800	50	400
107	H26	自由民主党	甲9	115	H 27	3	22	マジック代	事務費	1,072	50	536
108	H26	自由民主党	甲9	-	H 27	3	25	インターネット使用料	事務費	2,484	50	1,242

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
事務費	313,908	157,968	155,940	FAX代、電話代等は、ほぼ基本料金である。その使用頻度の低さからも、政務活動に資するための必要とした可能性は極めて低い。また、調査研究活動に使用したかも不明であるため、2分の1を超えての支出は認められない。	FAX代、電話代等は、取扱要領「第2(1)8[力]」で明示された使途である。なお、FAX代は市から議員への緊急時の事業・業務の情報提供用のものであり、基本料金のみ充当したものである。 結果として使用頻度が低かったことは、政務活動のために支出したことを覆す事情ではない。	

使途基準項目	政務活動費として 計上された額	違法支出額	備 考
研究研修費	22,000		収支報告書(甲8の1)参照
資料作成費	129,600	129,600	
資料購入費	36,131	4,802	
広報費	2,561,089	2,558,059	
会議・広聴費	51,160	25,580	
事務費	313,908	155,940	
合 計	3,113,888	2,873,981	

番号

年・度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
109	H26 とんだばやし未来	甲12	9	H 26 5 17	視察手土産代	調査旅費	9,000	50	4,500
110	H26 とんだばやし未来	甲12	10	H 26 5 19	視察代金	調査旅費	367,640	50	183,820
111	H26 とんだばやし未来	甲12	22	H 26 7 24	行政視察旅費	調査旅費	224,120	50	112,060
112	H26 とんだばやし未来	甲12	23	H 26 7 25	視察手土産代	調査旅費	5,400	50	2,700

用途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額		
調査旅費	645,162	342,082	303,080	<p>当該行政視察は、平成26年5月19日から5月21日に埼玉県川越市「中心市街化事業」、千葉県船橋市「避難所運営想定訓練」、東京都江戸川区「子ども未来館」、平成26年7月28日から7月30日に、岩手県大槌町「復興の進捗状況と派遣職員の状況」、宮城県仙台市「発達相談支援センター」、福島県南相馬市「復興の課題と就労支援・まちづくり等の取り組み」について、それぞれ視察や調査を行ったものである。視察の成果は、市議会で本市の課題を併せて提案している。</p> <p>調査旅費は、取扱要領「第2(1)2」で、先進地行政視察及び現地調査のために必要な経費として認められている。</p> <p>なお、旅費や宿泊費の算定は富田林市職員旅費支給条例を準用するため、「宿泊のために使った費用の明細がない」との主張は失当である。</p> <p>各議員が先進地の施設や取組を確認・体験等することで、充実した検討や議論が可能となる。複数の議員による視察は、本市の施策への提案等のために有意義且つ必要性が高い。</p> <p>手土産は、視察の実効性を高める目的のもと、視察への協力に対する謝礼の意味を有する。No.23の手土産代は合計3か所(2市と1施設)に対するもので、視察先1か所につき3000円以内であるから、社会的儀礼として相当な範囲内の支出である。</p>	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
113	H26 とんだばやし未来	甲12	3	H 26 4 25	公明新聞 4月分	資料購入費	1,887	50	943
114	H26 とんだばやし未来	甲12	4	H 26 4 29	赤旗 4月分	資料購入費	4,200	50	2,100
115	H26 とんだばやし未来	甲12	13	H 26 5 28	公明新聞 5月分	資料購入費	1,887	50	943
116	H26 とんだばやし未来	甲12	14	H 26 5 28	赤旗 5月～12月分	資料購入費	34,560	50	17,280
117	H26 とんだばやし未来	甲12	18	H 26 6 27	公明新聞 6月分	資料購入費	1,887	50	943
118	H26 とんだばやし未来	甲12	25	H 26 7 28	公明新聞 7月分	資料購入費	1,887	50	943
119	H26 とんだばやし未来	甲12	31	H 26 8 27	公明新聞 8月から8ヶ月分	資料購入費	15,096	50	7,548
120	H26 とんだばやし未来	甲12	59	H 27 1 28	赤旗 1月分	資料購入費	4,320	50	2,160
121	H26 とんだばやし未来	甲12	63	H 27 2 27	赤旗 2月分	資料購入費	4,320	50	2,160
122	H26 とんだばやし未来	甲12	77	H 27 3 27	赤旗 3月分	資料購入費	4,320	50	2,160

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額		
資料購入費	74,364	37,184	37,180	しんぶん赤旗や公明新聞は、いずれも各政党を助成するための購読である。それは、甲12号証の支払伝票番号3の領収証の振出人が「富田林市議会 公明党」であることから、公明党の市会議員から購読を要請されたものであり、およそしんぶん赤旗や公明新聞を購読することで、政策の立案・決定・提言の機能を果たしているとはいえず、2分の1を超えての支出は認められない。	新聞購読料は、取扱要領「第2(1)4」に明示されている。所属政党以外の出版物の購入は、政策立案のための調査研究に資するものである。

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
123	H26 とんだばやし未来	甲12	46	H 26 11 20	市政報告ニュース折込代(南齋議員)	広報費	136,080	100	136,080
124	H26 とんだばやし未来	甲12	47	H 26 11 26	市政報告ニュース作成印刷代(南齋議員)	広報費	263,520	100	263,520
125	H26 とんだばやし未来	甲12	55	H 27 1 26	市政報告ニュース印刷代(尾崎議員)	広報費	323,849	100	323,849
126	H26 とんだばやし未来	甲12	56	H 27 1 26	市政報告ニュース折込代(尾崎議員)	広報費	126,360	100	126,360
127	H26 とんだばやし未来	甲12	67	H 27 3 24	尾崎哲也ニュース代	広報費	343,440	100	343,440
128	H26 とんだばやし未来	甲12	69	H 27 3 25	辰巳真司ニュース代	広報費	332,338	100	332,338
129	H26 とんだばやし未来	甲12	71	H 27 3 25	辰巳真司折り込み代	広報費	136,080	100	136,080
130	H26 とんだばやし未来	甲12	72	H 27 3 26	尾崎哲也折り込み代	広報費	126,360	100	126,360
131	H26 とんだばやし未来	甲12	74	H 27 3 27	川谷洋史折り込み代	広報費	136,080	100	136,080
132	H26 とんだばやし未来	甲12	75	H 27 3 27	川谷洋史ニュース代	広報費	756,000	100	756,000
133	H26 とんだばやし未来	甲12	79	H 27 3 31	南齋哲平折り込み代	広報費	136,080	100	136,080
134	H26 とんだばやし未来	甲12	80	H 27 3 31	南齋哲平ニュース代	広報費	293,760	100	293,760

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出身額		
広報費	3,109,947	0	3,109,947	政務活動費から支出した「ちらし」は、ほとんどの市民に配られていない。したがって、政務活動費から支出することは、違法である。	当該会派が発行している広報紙の掲載内容は「市政に関する調査研究」、市議会発行の「議会だより」では補いきれない「市議会における審議の経過、結果」等の報告を中心としており、取扱要領「第2(1)5」により政務活動費からの支出が認められるものである。広報紙は新聞折込で市内各部に配布している。なお、当該広報費は「広報紙」に関する支出であり、「ちらし」ではない。

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
135	H26 とんだばやし未来	甲12	7	H 26 5 7	お茶代	会議・広聴費	10,880	50	5,440
136	H26 とんだばやし未来	甲12	8	H 26 5 8	お茶代	会議・広聴費	4,640	50	2,320
137	H26 とんだばやし未来	甲12	21	H 26 7 22	お茶代	会議・広聴費	18,720	50	9,360
138	H26 とんだばやし未来	甲12	51	H 26 12 26	お茶代	会議・広聴費	10,000	50	5,000

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額		
会議 ・ 広聴 費	44,240	22,120	22,120	お茶代は、誰と会議したか不明であり、また、政務活動として特に必要とするものでないため、2分の1を超えて支出することは許されない。	当該会派が調査研究活動のための会議及び住民の要望・意見を聴取するために開催した会議等の経費であり、取扱要領「第2(1)6」で政務活動費からの支出が認められている。 飲み物は、ペットボトル等を事前に購入して提供する方法をとっており、購入したものは、複数回の市政相談において利用している(乙64)。

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
139	H26 とんだばやし未来	甲12	1	H 26 4 3	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
140	H26 とんだばやし未来	甲12	2	H 26 4 7	NTT電話代(FAX)	事務費	6,013	50	3,006
141	H26 とんだばやし未来	甲12	5	H 26 5 7	NTT電話代(FAX)	事務費	6,040	50	3,020
142	H26 とんだばやし未来	甲12	6	H 26 5 7	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
143	H26 とんだばやし未来	甲12	12	H 26 5 26	プロバイダー代金 4月分, 5月分	事務費	2,116	50	1,058
144	H26 とんだばやし未来	甲12	15	H 26 6 3	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
145	H26 とんだばやし未来	甲12	16	H 26 6 5	NTT電話代(FAX)	事務費	6,148	50	3,074
146	H26 とんだばやし未来	甲12	17	H 26 6 27	プロバイダー代金6月分	事務費	734	50	367
147	H26 とんだばやし未来	甲12	19	H 26 7 3	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
148	H26 とんだばやし未来	甲12	20	H 26 7 7	NTT電話代(FAX)	事務費	6,245	50	3,122
149	H26 とんだばやし未来	甲12	24	H 26 7 28	プロバイダー代金7月分	事務費	734	50	367
150	H26 とんだばやし未来	甲12	28	H 26 8 4	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
151	H26 とんだばやし未来	甲12	29	H 26 8 5	NTT電話代(FAX)	事務費	6,285	50	3,142
152	H26 とんだばやし未来	甲12	30	H 26 8 27	プロバイダー代金 8月分	事務費	734	50	367
153	H26 とんだばやし未来	甲12	32	H 26 9 3	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
154	H26 とんだばやし未来	甲12	33	H 26 9 5	NTT電話代(FAX)	事務費	6,084	50	3,042
155	H26 とんだばやし未来	甲12	34	H 26 9 5	消費税増税に伴う複合機リース代金値上げ分	事務費	2,100	50	1,050
156	H26 とんだばやし未来	甲12	36	H 26 9 29	プロバイダー代金 9月分	事務費	734	50	367
157	H26 とんだばやし未来	甲12	37	H 26 10 3	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
158	H26 とんだばやし未来	甲12	38	H 26 10 6	NTT電話代(FAX)	事務費	6,238	50	3,119
159	H26 とんだばやし未来	甲12	43	H 26 10 27	プロバイダー代金 10月分	事務費	734	50	367
160	H26 とんだばやし未来	甲12	44	H 26 11 4	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
161	H26 とんだばやし未来	甲12	45	H 26 11 5	NTT電話代(FAX)	事務費	6,037	50	3,018
162	H26 とんだばやし未来	甲12	48	H 26 11 27	プロバイダー代金 11月分	事務費	734	50	367
163	H26 とんだばやし未来	甲12	49	H 26 12 3	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
164	H26 とんだばやし未来	甲12	50	H 26 12 5	NTT電話代(FAX)11月分	事務費	6,389	50	3,194
165	H26 とんだばやし未来	甲12	52	H 26 12 29	プロバイダー代金 12月分	事務費	734	50	367
166	H26 とんだばやし未来	甲12	53	H 27 1 5	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
167	H26 とんだばやし未来	甲12	54	H 27 1 6	NTT電話代(FAX)	事務費	6,257	50	3,128
168	H26 とんだばやし未来	甲12	57	H 27 1 27	市政報告ニュース折込代 振込手数料	事務費	108	100	108
169	H26 とんだばやし未来	甲12	58	H 27 1 27	プロバイダー代金 1月分	事務費	734	50	367
170	H26 とんだばやし未来	甲12	60	H 27 2 3	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
171	H26 とんだばやし未来	甲12	61	H 27 2 5	NTT電話代(FAX)	事務費	6,127	50	3,063
172	H26 とんだばやし未来	甲12	62	H 27 2 27	プロバイダー代金 2月分	事務費	734	50	367
173	H26 とんだばやし未来	甲12	64	H 27 3 3	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
174	H26 とんだばやし未来	甲12	65	H 27 3 5	NTT FAX代	事務費	6,429	50	3,214
175	H26 とんだばやし未来	甲12	66	H 27 3 11	事務用品代	事務費	40,348	50	20,174

176	H26	とんだばやし未来	甲12	68	H 27 3 24	尾崎ニュース代 振込手数料	事務費	108	100	108
177	H26	とんだばやし未来	甲12	70	H 27 3 25	振込手数料	事務費	108	100	108
178	H26	とんだばやし未来	甲12	73	H 27 3 27	プロバイダー代	事務費	734	50	367
179	H26	とんだばやし未来	甲12	76	H 27 3 27	振込手数料	事務費	432	100	432
180	H26	とんだばやし未来	甲12	78	H 27 3 31	トナ一代金	事務費	27,540	50	13,770

使途基準項目	政務活動費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張	
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額				
事務費	361,132	180,192	180,940	FAX代は、毎月6,000円程度と金額に変化がないことから、その使用頻度の低さが伺える。また、複合機をリースしているが、トナーの購入は、H27.3.31のみであることからも、複合機の使用頻度も低いことが伺われる。それゆえ、政務活動に資するための必要とした可能性は極めて低い。 そもそも、支払証明書の信憑性がなく、実際に支払ったか否かも疑わしい。また、調査研究活動に使用したかも不明であるため、2分の1を超えての支出は認められない。	FAX代は、取扱要領「第2(1)8[力]」で明示された使途である。結果として使用頻度が低かったことは、政務活動のために支出したことを覆す事情ではない。		

使途基準項目	政務活動費として計上された額	違法支出額	備考
調査旅費	645,162	303,080	
資料作成費			
資料購入費	74,364	37,180	
広報費	3,109,947	3,109,947	
会議・広聴費	44,240	22,120	
事務費	361,132	180,940	收支報告書(甲11の1)には、資料作成費欄に「383,457円」と記載されているが、出納簿(甲11の2)を見る限り、資料作成費の支出はない。
合計	4,234,845	3,653,267	

番号

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
181	H26	市民会派	甲15	1 H 26 4 9	新聞購読料 4月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,200	50	2,100
182	H26	市民会派	甲15	2 H 26 4 9	新聞購読料 4月分(公明新聞)	資料購入費	1,887	50	943
183	H26	市民会派	甲15	6 H 26 5 8	新聞購読料 5月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,320	50	2,160
184	H26	市民会派	甲15	7 H 26 5 8	新聞購読料 5月分(公明新聞)	資料購入費	1,887	50	943
185	H26	市民会派	甲15	18 H 26 6 10	新聞購読料 6月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,320	50	2,160
186	H26	市民会派	甲15	19 H 26 6 10	新聞購読料 6月分(公明新聞)	資料購入費	1,887	50	943
187	H26	市民会派	甲15	24 H 26 7 10	新聞購読料 7月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,320	50	2,160
188	H26	市民会派	甲15	25 H 26 7 10	新聞購読料 7月分(公明新聞)	資料購入費	1,887	50	943
189	H26	市民会派	甲15	30 H 26 8 5	新聞購読料 8月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,320	50	2,160
190	H26	市民会派	甲15	31 H 26 8 5	新聞購読料 8月分(公明新聞)	資料購入費	1,887	50	943
191	H26	市民会派	甲15	36 H 26 9 3	新聞購読料 9月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,320	50	2,160
192	H26	市民会派	甲15	37 H 26 9 3	新聞購読料 9月分(公明新聞)	資料購入費	1,887	50	943
193	H26	市民会派	甲15	49 H 26 10 2	新聞購読料 10月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,320	50	2,160
194	H26	市民会派	甲15	50 H 26 10 2	新聞購読料 10月分(公明新聞)	資料購入費	1,887	50	943
195	H26	市民会派	甲15	57 H 26 11 5	新聞購読料 11月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,320	50	2,160
196	H26	市民会派	甲15	58 H 26 11 5	新聞購読料 11月分(公明新聞)	資料購入費	1,887	50	943
197	H26	市民会派	甲15	65 H 26 12 4	新聞購読料 12月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,320	50	2,160
198	H26	市民会派	甲15	66 H 26 12 4	新聞購読料 12月分(公明新聞)	資料購入費	1,887	50	943
199	H26	市民会派	甲15	72 H 27 1 13	新聞購読料 1月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,320	50	2,160
200	H26	市民会派	甲15	73 H 27 1 13	新聞購読料 1月分(公明新聞)	資料購入費	1,887	50	943
201	H26	市民会派	甲15	78 H 27 2 6	新聞購読料 2月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,320	50	2,160
202	H26	市民会派	甲15	79 H 27 2 6	新聞購読料 2月分(公明新聞)	資料購入費	1,887	50	943
203	H26	市民会派	甲15	81 H 27 2 17	ゼンリン住宅地図 大阪府富田林市1冊	資料購入費	15,500	50	7,750
204	H26	市民会派	甲15	85 H 27 3 4	新聞購読料 3月分(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,320	50	2,160
205	H26	市民会派	甲15	86 H 27 3 4	新聞購読料 3月分(公明新聞)	資料購入費	1,887	50	943

用途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
資料購入費	127,666	82,740	44,926	しんぶん赤旗や公明新聞は、いずれも各政党を助成するための購読である。それは、甲12号証の支払伝票番号3の領收証の振出人が「富田林市議会 公明党」であることから、公明党の市会議員から購読を要請されたものであり、およそしんぶん赤旗や公明新聞を購読することで、政策の立案・決定・提言の機能を果たしているとはいえず、2分の1を超えての支出は認められない。なお、現在9期目の永原議員にいたっては、今まで一度も本会議で質問をしていない。購入した資料が活用されていないことは明白である。	新聞購読料は、取扱要領「第2(1)4」に明示されている。各政党等の主義主張を収集することは、政策立案のための調査研究に資する支出である。 一度も質問がないとの主張には根拠がない。なお、一般質問における会派代表質問は、代表者が会派の意見を集約して質問するものである。	

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
206 H26	市民会派	甲15	60	H 26 11 5	市民会派議員団 永原康臣 ニュース印刷費	広報費	325,080	100	325,080
207 H26	市民会派	甲15	61	H 26 11 5	市民会派議員団 永原康臣 ニュース折込代	広報費	126,360	100	126,360
208 H26	市民会派	甲15	88	H 27 3 25	市民会派議員団 西川宏郎 ニュース印刷代	広報費	486,000	100	486,000
209 H26	市民会派	甲15	92	H 27 3 26	市民会派議員団 西川宏郎 ニュース折込代	広報費	138,672	100	138,672

用途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
広報費	1,076,112	0	1,076,112	永原議員が4万3000部、西川議員が5万部と、富田林市の世帯数に相当する部数の「ちらし」を印刷しているが、ほとんどの市民がその「ちらし」を見ていないことから、配布されていないことが明らかである。したがって、政務活動費から支出することは、違法である。	取扱要領「第2(1)5」に基づく支出である。当該会派所属議員の広報紙は、それぞれ新聞折込により市民に配布されており、新聞を取らない家庭に対しては、一部手配りも行っている。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
210	H26 市民会派	甲15	3	H 26 4 9	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
211	H26 市民会派	甲15	8	H 26 5 8	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
212	H26 市民会派	甲15	20	H 26 6 10	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
213	H26 市民会派	甲15	26	H 26 7 10	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
214	H26 市民会派	甲15	32	H 26 8 5	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
215	H26 市民会派	甲15	38	H 26 9 3	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
216	H26 市民会派	甲15	51	H 26 10 2	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
217	H26 市民会派	甲15	59	H 26 11 5	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
218	H26 市民会派	甲15	67	H 26 12 4	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
219	H26 市民会派	甲15	74	H 27 1 13	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
220	H26 市民会派	甲15	80	H 27 2 6	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000
221	H26 市民会派	甲15	87	H 27 3 4	会議・打合せ等の贿い用 お茶・お水代	会議・広聴費	4,000	50	2,000

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額		
会議・広聴費	48,000	24,000	24,000	<p>領収書をみる限り、毎月4,000円支出しており、そのうえ消費税が加算されていない。不自然極まりない領収書である。また、政務活動として特に必要とするものでないため、2分の1を超えて支出することは許されない。</p> <p>住民や団体等からの要望・陳情などがあるなら、その日時や内容等を明らかにすべきである。</p>	<p>住民や団体等からの要望・陳情や、意見調整の場を持つ際の茶菓子代として支出したものである。飲み物はペットボトル等を事前に購入して提供する方法をとっており、購入したものは、複数回の市政相談において利用している。金額は取扱要領「第2(1)6[ウ]」所定の1回2,000円に従っている。</p> <p>平成23年5月以降は毎月の支出額を4000円の定額制とし、市政相談の際に提供するペットボトル等の購入代金に充当しており、不足額は自費で賄っている。</p> <p>なお、市政相談の日時等を明らかにした「会派日報」を保管している。</p>

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
222	H26 市民会派	甲15	5	H 26 4 25	補助職員 人件費 4月分 給料	人件費	50,000	100	50,000
223	H26 市民会派	甲15	16	H 26 5 27	補助職員 人件費 5月分 給料	人件費	45,000	100	45,000
224	H26 市民会派	甲15	23	H 26 6 26	補助職員 人件費 6月分 給料	人件費	65,000	100	65,000
225	H26 市民会派	甲15	29	H 26 7 30	補助職員 人件費 7月分 給料	人件費	56,000	100	56,000
226	H26 市民会派	甲15	35	H 26 8 28	補助職員 人件費 8月分 給料	人件費	43,000	100	43,000
227	H26 市民会派	甲15	48	H 26 9 29	補助職員 人件費 9月分 給料	人件費	72,000	100	72,000
228	H26 市民会派	甲15	56	H 26 10 30	補助職員 人件費 10月分 給料	人件費	56,000	100	56,000
229	H26 市民会派	甲15	64	H 26 11 26	補助職員 人件費 11月分 給料	人件費	71,000	100	71,000
230	H26 市民会派	甲15	70	H 26 12 24	補助職員 人件費 12月分 給料	人件費	65,000	100	65,000
231	H26 市民会派	甲15	77	H 27 1 28	補助職員 人件費 1月分 給料	人件費	68,000	100	68,000
232	H26 市民会派	甲15	84	H 27 2 25	補助職員 人件費 2月分 給料	人件費	53,000	100	53,000
233	H26 市民会派	甲15	93	H 27 3 27	補助職員 人件費 3月分 給料	人件費	60,000	100	60,000

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
人 件 費	704,000	0	704,000	単に①政務活動費收支報告書②出納簿③支払伝票を記載するためだけに雇われたアルバイトと推認される。その根拠は、平成23年5月31日、とんでもやし未来議員団が、市民会派議員団に雇われているアルバイトに対し、1ヶ月分だけの給料を支払っていることから、その目的として、上記①政務活動費收支報告書②出納簿③支払伝票の作成方法を教わるためだけに雇用した可能性が高い。 そうだとすれば、市民会派議員団が支出する人件費は、調査研究活動には利用されておらず、全額違法となる。 事務員を不要と主張した議員がいる。政務調査活動の補助員として雇用するため不要な経費であることは、明らかである。	当該会派の政務調査活動の補助員として雇用するため必要な経費として支出したものである。平成23年5月の1か月分の給料支払いから、1年間継続雇用されている職員の雇用目的を推認することには無理がある。なお、平成23年の雇用契約は、改選により会派構成の変更があったことに伴うものである。 具体的な活動例は、次のとおり。 1 市民が相談に来られたときなどの対応と議員への連絡 2 議員不在時の電話応対 3 議会質問、委員会質問などへの調査や資料のまとめ 4 政務活動費等の会派の会計補助 5 その他政務活動の補助	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
234	H26	市民会派	甲15	4 H 26 4 25	通信費(会派のFAX・インターネット4月分)	事務費	6,830	50	3,415
235	H26	市民会派	甲15	11 H 26 5 8	コピー機 機器保守点検料	事務費	64,800	50	32,400
236	H26	市民会派	甲15	12 H 26 5 14	コピー機 機器保守点検料 消費税差額分	事務費	300	50	150
237	H26	市民会派	甲15	13 H 26 5 20	USBメモリー 2ヶ	事務費	1,998	50	999
238	H26	市民会派	甲15	14 H 26 5 26	通信費(会派のFAX・インターネット5月分)	事務費	6,956	50	3,478
239	H26	市民会派	甲15	15 H 26 5 26	通信費(会派のインターネット4月分)	事務費	540	50	270
240	H26	市民会派	甲15	17 H 26 5 31	会派控室用無線ルーター	事務費	4,838	50	2,419
241	H26	市民会派	甲15	21 H 26 6 26	通信費(会派のインターネット・FAX6月分)	事務費	7,275	50	3,637
242	H26	市民会派	甲15	22 H 26 6 26	通信費(会派のインターネット5月分)	事務費	540	50	270
243	H26	市民会派	甲15	27 H 26 7 30	通信費(会派のFAX・インターネット7月分)	事務費	7,146	50	3,573
244	H26	市民会派	甲15	28 H 26 7 30	通信費(会派のインターネット6月分)	事務費	540	50	270
245	H26	市民会派	甲15	33 H 26 8 28	通信費(会派のFAX・インターネット8月分)	事務費	6,964	50	3,482
246	H26	市民会派	甲15	34 H 26 8 28	通信費(会派のインターネット7月分)	事務費	540	50	270
247	H26	市民会派	甲15	39 H 26 9 12	会派パソコン プリンター用インク	事務費	7,560	50	3,780
248	H26	市民会派	甲15	40 H 26 9 12	会派控室 事務機器用単3電池6本	事務費	300	50	150
249	H26	市民会派	甲15	41 H 26 9 12	コピー用紙 A4 5,000枚	事務費	3,150	50	1,575
250	H26	市民会派	甲15	42 H 26 9 12	クリアホルダー A4 100枚	事務費	1,944	50	972
251	H26	市民会派	甲15	43 H 26 9 12	政務活動用ファイル 7冊	事務費	4,826	50	2,413
252	H26	市民会派	甲15	46 H 26 9 29	通信費(会派のFAX・インターネット9月分)	事務費	6,939	50	3,469
253	H26	市民会派	甲15	47 H 26 9 29	通信費(会派のインターネット8月分)	事務費	540	50	270
254	H26	市民会派	甲15	53 H 26 10 22	パソコンウィルス対策ソフト	事務費	6,103	50	3,051
255	H26	市民会派	甲15	54 H 26 10 30	通信費(会派のインターネット・FAX10月分)	事務費	6,973	50	3,486
256	H26	市民会派	甲15	55 H 26 10 30	通信費(会派のインターネット9月分)	事務費	540	50	270
257	H26	市民会派	甲15	62 H 26 11 26	通信費(会派のFAX・インターネット11月分)	事務費	7,016	50	3,508
258	H26	市民会派	甲15	63 H 26 11 26	通信費(会派のインターネット10月分)	事務費	540	50	270
259	H26	市民会派	甲15	68 H 26 12 19	通信費(会派のインターネット11月分)	事務費	540	50	270
260	H26	市民会派	甲15	69 H 26 12 24	通信費(会派のFAX・インターネット12月分)	事務費	6,990	50	3,495
261	H26	市民会派	甲15	71 H 27 1 13	封筒 長3 100枚	事務費	699	50	349
262	H26	市民会派	甲15	75 H 27 1 28	通信費(会派のインターネット・FAX1月分)	事務費	7,034	50	3,517
263	H26	市民会派	甲15	76 H 27 1 28	通信費(会派のインターネット12月分)	事務費	540	50	270
264	H26	市民会派	甲15	82 H 27 2 25	通信費(会派のFAX・インターネット2月分)	事務費	6,998	50	3,499
265	H26	市民会派	甲15	83 H 27 2 25	通信費(会派のインターネット1月分)	事務費	540	50	270
266	H26	市民会派	甲15	89 H 27 3 26	通信費(会派のFAX・インターネット3月分)	事務費	7,076	50	3,538
267	H26	市民会派	甲15	90 H 27 3 26	通信費(会派のインターネット2月分)	事務費	540	50	270
268	H26	市民会派	甲15	91 H 27 3 26	通信費(会派のインターネット3月分)	事務費	540	50	270

使途基準項目	政務活動費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
事務費	187,195	93,600	93,595	コピー用紙やFAX及びインターネット等に係る経費は、そもそも会派や議員の行う活動が極めて広範かつ多岐にわたるものであること、またその性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難であること等を総合考慮すると、調査研究活動以外にも利用されていることが推認されるというべきである。 そうすると、コピー及びファックスや文具等に係る経費については、その2分の1を超えて政務活動費から支出することは許されないと解するのが相当である。	会派の控室で用いる事務機器・文房具等の購入費や情報収集に係るインターネット回線からなる支出である。住民からの要望・陳情・意見聴取や、議会に関する活動に用いている。 取扱要領「第2(1)8」によって政務活動費からの支出が認められているものである。	

391

使途基準項目	政務活動費として計上された額	違法支出額	備考
研究研修費	112,825		
資料購入費	127,666	44,926	
広報費	1,076,112	1,076,112	
会議・広聴費	48,000	24,000	
人件費	704,000	704,000	
事務費	187,195	93,595	
合計	2,255,798	1,942,633	収支報告書(甲14の1)参照

番号

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
269	公明党	甲18	15	H 26 4 28	しんぶん赤旗4月分購読料	資料購入費	3,400	50	1,740
270	公明党	甲18	31	H 26 5 26	しんぶん赤旗5月分購読料	資料購入費	3,497	50	1,748
271	公明党	甲18	48	H 26 6 23	しんぶん赤旗6月分購読料	資料購入費	3,497	50	1,748
272	公明党	甲18	79	H 26 7 29	しんぶん赤旗7月分購読料	資料購入費	3,497	50	1,748
273	公明党	甲18	98	H 26 9 2	しんぶん赤旗8月分購読料	資料購入費	3,497	50	1,748
274	公明党	甲18	113	H 26 9 26	しんぶん赤旗9月分購読料	資料購入費	3,497	50	1,748
275	公明党	甲18	140	H 26 10 28	しんぶん赤旗10月分購読料	資料購入費	3,497	50	1,748
276	公明党	甲18	158	H 26 11 28	しんぶん赤旗11月分購読料	資料購入費	3,497	50	1,748
277	公明党	甲18	167	H 26 12 18	しんぶん赤旗12月分購読料	資料購入費	3,497	50	1,748
278	公明党	甲18	186	H 26 1 30	しんぶん赤旗1月分購読料	資料購入費	3,497	50	1,748
279	公明党	甲18	200	H 27 2 25	しんぶん赤旗2月分購読料	資料購入費	3,497	50	1,748
280	公明党	甲18	214	H 27 3 24	富田林市住宅地図4冊 会派、富田林市バインダータイプ住宅地図1冊、専用バインダー1個	資料購入費	88,020	50	44,010
281	公明党	甲18	215	H 27 3 24	富田林市デジタウン1枚 会派	資料購入費	22,572	50	11,286
282	公明党	甲18	216	H 27 3 24	しんぶん赤旗3月分購読料	資料購入費	3,497	50	1,748

392

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張	
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
資料購入費	277,372	201,148	76,224	しんぶん赤旗の購入は、政策の立案・決定・提言の機能を果たすためのものではなく、単に、共産党を助成するための購読である。 →どのように政策立案のために使われたかを主張・立証する必要がある。 また、H27.3.24に住宅地図を5冊、デジタウンを1枚購入しているが、たくさんの地図がいる必要性はなく、2分の1を超えての支出は認められない。 →議員数を上回る住宅地図の購入であり、選挙活動の疑いがある。	新聞購読料は、取扱要領「第2(1)4」に明示されている。所属政党以外の出版物の購入は、政策立案のための調査研究に資するものである。 住宅地図は、調査研究活動に使用している。複数部購入したのは、各議員が持ち出して使用することがあるためである。 具体的な用途は、市民要望等の資料作成やそれぞれの地域の課題解決策の立案などである。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
283	H26	公明党	甲18	23	H 26 5 7 つかさ通信No. 72 郵送料	広報費	12,395	100	12,395
284	H26	公明党	甲18	24	H 26 5 8 つかさ通信 5000枚A4	広報費	41,040	100	41,040
285	H26	公明党	甲18	25	H 26 5 8 タウンリポート草尾 6000枚B4(二つ折り)	広報費	54,000	100	54,000
286	H26	公明党	甲18	45	H 26 6 9 高山通信 5000枚B4 二つ折り ネットワーク21	広報費	50,760	100	50,760
287	H26	公明党	甲18	46	H 26 6 9 きた通信 5000枚A4 二つ折り	広報費	46,440	100	46,440
288	H26	公明党	甲18	68	H 26 7 22 つかさ通信 郵送料 No. 72	広報費	12,395	100	12,395
289	H26	公明党	甲18	85	H 26 8 19 富田林市議会公明党議員団ホームページ ドメイン更新料	広報費	1,155	100	1,155
290	H26	公明党	甲18	86	H 26 8 19 富田林市議会公明党議員団ホームページ レンタルサーバー更新料	広報費	3,402	100	3,402
291	H26	公明党	甲18	129	H 26 10 22 つかさ通信No. 73 郵送料	広報費	12,194	100	12,194
292	H26	公明党	甲18	148	H 26 11 6 來山通信 5000枚A4 二つ折り	広報費	46,440	100	46,440
293	H26	公明党	甲18	149	H 26 11 6 つかさ通信 12000枚A4	広報費	59,400	100	59,400
294	H26	公明党	甲18	150	H 26 11 6 高山通信(ネットワーク21)印刷費／平成26年10月発行分	広報費	73,440	100	73,440
295	H26	公明党	甲18	151	H 26 11 6 タウンリポート 8000枚B4 二つ折り	広報費	62,640	100	62,640
296	H26	公明党	甲18	182	H 27 1 14 公明新報平成27年 第21号 4. 5万枚	広報費	719,280	100	719,280
297	H26	公明党	甲18	194	H 27 2 9 タウンリポート B4二つ折り8000枚(草尾)	広報費	62,640	100	62,640
298	H26	公明党	甲18	195	H 27 2 9 ネットワーク21 B4二つ折り8000枚(高山)	広報費	62,640	100	62,640
299	H26	公明党	甲18	196	H 27 2 9 つかさ通信 12000枚A4	広報費	54,000	100	54,000
300	H26	公明党	甲18	223	H 27 3 31 公明新報A4特別号4万枚	広報費	151,200	100	151,200

用途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
広報費	1,525,461	0	1,525,461	政務活動費から支出した「ちらし」は、ほとんどの市民に配されていない。 5000～12000枚の「ちらし」を印刷しているが、それぞれの議員の支援者や後援者を除き、配られていないことは明らかである。 したがって、政務活動費から支出することは、違法である。 →輸転機をリースしているのであれば、ちらしを業者に発注する必要がない。	所属議員ごとに市内の担当エリアを設けて市内全域に配付している。広報紙等の発行費用は、取扱要領「第2(1)5」で政務活動費からの支出が認められている。	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
301	H26	公明党	甲18	1	H 26 4 3 会派輸転機のリース代平成26年4月分	事務費	62,160	50	31,080
302	H26	公明党	甲18	2	H 26 4 3 会派コピー機のリース代平成26年4月分	事務費	26,775	50	13,387
303	H26	公明党	甲18	3	H 26 4 7 FAX利用料平成26年3月分(会派)	事務費	6,178	50	3,089
304	H26	公明党	甲18	4	H 26 4 7 単三電池(4本入り)	事務費	607	50	303
305	H26	公明党	甲18	5	H 26 4 11 エプソンプリンターインク代	事務費	7,629	50	3,814
306	H26	公明党	甲18	6	H 26 4 11 新52円通常葉書 インクジェット200枚	事務費	10,400	50	5,200
307	H26	公明党	甲18	7	H 26 4 22 FAX料金 4月分 司	事務費	2,350	50	1,175
308	H26	公明党	甲18	8	H 26 4 22 FAX電話代 平成26年4月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
309	H26	公明党	甲18	9	H 26 4 25 会派インターネット料金4月請求分	事務費	2,155	50	1,077
310	H26	公明党	甲18	14	H 26 4 28 シャープコピー機カウンタ料金3月分	事務費	15,103	50	7,551
311	H26	公明党	甲18	16	H 26 4 30 会派インターネット料金4月請求分(フレッツ光ネクストF隼)	事務費	6,835	50	3,417
312	H26	公明党	甲18	17	H 26 4 30 電話代26年4月分 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
313	H26	公明党	甲18	18	H 26 4 30 FAX利用料平成26年4月請求分(草尾)	事務費	1,600	50	800
314	H26	公明党	甲18	19	H 26 5 7 会派輸転機のリース代平成26年5月分	事務費	62,160	50	31,080
315	H26	公明党	甲18	20	H 26 5 7 会派コピー機のリース代平成26年5月分	事務費	26,775	50	13,387
316	H26	公明党	甲18	21	H 26 5 7 FAX利用料平成26年4月分(会派)	事務費	2,722	50	1,361
317	H26	公明党	甲18	26	H 26 5 12 iPad Air×2台(高山・草尾)	事務費	105,408	50	52,704

318	H26	公明党	甲18	27	H 26 5 22	FAX電話代 平成26年5月分(高山分)	事務費	2,350	50		1,175
319	H26	公明党	甲18	28	H 26 5 23	FAX料金 5月分 司	事務費	2,350	50		1,175
320	H26	公明党	甲18	29	H 26 5 23	電話代26年5月分 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50		1,175
321	H26	公明党	甲18	30	H 26 5 26	シャープコピー機カウンター料金4月分	事務費	10,505	50		5,252
322	H26	公明党	甲18	36	H 26 5 27	会派インターネット料金5月請求分	事務費	2,214	50		1,107
323	H26	公明党	甲18	37	H 26 5 29	新52円通常葉書 インクジェット200枚	事務費	10,400	50		5,200
324	H26	公明党	甲18	39	H 26 6 2	会派インターネット料金5月請求分(フレッツ光ネクストF集)	事務費	9,655	50		4,827
325	H26	公明党	甲18	40	H 26 6 2	FAX利用料平成26年5月請求分(草尾)	事務費	1,600	50		800
326	H26	公明党	甲18	41	H 26 6 3	会派輸転機のリース代平成26年6月分	事務費	62,160	50		31,080
327	H26	公明党	甲18	42	H 26 6 3	会派コピー機のリース代平成26年6月分	事務費	26,775	50		13,387
328	H26	公明党	甲18	43	H 26 6 5	FAX利用料平成26年5月分(会派)	事務費	3,421	50		1,710
329	H26	公明党	甲18	44	H 26 6 5	富士通FMV-A56MB パソコン 長期修理保証	事務費	150,000	50		75,000
330	H26	公明党	甲18	47	H 26 6 12	PC用インク(高山分) ブラザー:LC12-YK	事務費	972	50		486
331	H26	公明党	甲18	49	H 26 6 23	FAX料金 6月分 司	事務費	2,350	50		1,175
332	H26	公明党	甲18	50	H 26 6 23	FAX電話代26年6月分 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50		1,175
333	H26	公明党	甲18	52	H 26 6 24	FAX電話代平成26年6月分(高山分)	事務費	2,350	50		1,175
334	H26	公明党	甲18	53	H 26 6 25	会派インターネット料金6月請求分	事務費	2,214	50		1,107
335	H26	公明党	甲18	58	H 26 6 26	シャープコピー機カウンター料金5月分	事務費	7,853	50		3,926
336	H26	公明党	甲18	60	H 26 6 30	会派インターネット料金6月請求分(フレッツ光ネクストF集)	事務費	9,730	50		4,865
337	H26	公明党	甲18	61	H 26 6 30	FAX利用料平成26年6月請求分(草尾)	事務費	1,600	50		800
338	H26	公明党	甲18	62	H 26 7 3	会派輸転機のリース代平成26年7月分	事務費	62,160	50		31,080
339	H26	公明党	甲18	63	H 26 7 3	会派コピー機のリース代平成26年7月分	事務費	26,775	50		13,387
340	H26	公明党	甲18	64	H 26 7 7	FAX利用料平成26年6月分(会派)	事務費	3,095	50		1,547
341	H26	公明党	甲18	66	H 26 7 15	新52円通常葉書 インクジェット200枚	事務費	10,400	50		5,200
342	H26	公明党	甲18	67	H 26 7 17	A3コピー紙PRペーパー3箱(4500枚)	事務費	8,262	50		4,131
343	H26	公明党	甲18	69	H 26 7 25	FAX電話代平成26年7月分(高山分)	事務費	2,350	50		1,175
344	H26	公明党	甲18	74	H 26 7 26	電話代26年7月分 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50		1,175
345	H26	公明党	甲18	75	H 26 7 28	シャープコピー機カウンター料金6月分	事務費	10,429	50		5,214
346	H26	公明党	甲18	77	H 26 7 28	FAX料金 7月分 司	事務費	2,350	50		1,175
347	H26	公明党	甲18	78	H 26 7 28	会派インターネット料金7月請求分	事務費	2,214	50		1,107
348	H26	公明党	甲18	80	H 26 7 31	FAX利用料平成26年7月請求分(草尾)	事務費	1,600	50		800
349	H26	公明党	甲18	81	H 26 7 31	会派インターネット料金7月請求分(フレッツ光ネクストF集)	事務費	9,730	50		4,865
350	H26	公明党	甲18	82	H 26 8 4	会派輪転機のリース代平成26年8月分	事務費	62,160	50		31,080

351	H26	公明党	甲18	83	H 26 8 4	会派コピー機のリース代平成26年8月分	事務費	26,775	50		13,387
352	H26	公明党	甲18	84	H 26 8 5	FAX利用料平成26年7月分(会派)	事務費	3,011	50		1,505
353	H26	公明党	甲18	87	H 26 8 25	FAX電話代平成26年8月分(高山分)	事務費	2,350	50		1,175
354	H26	公明党	甲18	92	H 26 8 26	シャープコピー機カウンタ料金7月分	事務費	12,162	50		6,081
355	H26	公明党	甲18	93	H 26 8 26	電話代26年8月分 基本料金(来山分)	事務費	2,350	50		1,175
356	H26	公明党	甲18	94	H 26 8 28	FAX料金 8月分 司	事務費	2,350	50		1,175
357	H26	公明党	甲18	96	H 26 9 1	会派インターネット料金8月請求分(フレッツ光ネクストF隼)	事務費	9,730	50		4,865
358	H26	公明党	甲18	97	H 26 9 1	FAX利用料平成26年8月請求分(草尾)	事務費	1,600	50		800
359	H26	公明党	甲18	99	H 26 9 3	会派輸転機のリース代平成26年9月分	事務費	62,160	50		31,080
360	H26	公明党	甲18	100	H 26 9 3	会派コピー機のリース代平成26年9月分	事務費	26,775	50		13,387
361	H26	公明党	甲18	101	H 26 9 3	A3コピー紙PW3箱(4500枚)等	事務費	41,945	50		20,972
362	H26	公明党	甲18	102	H 26 9 5	FAX利用料平成26年8月分(会派)	事務費	3,332	50		1,666
363	H26	公明党	甲18	103	H 26 9 17	新52円通常葉書 インクジェット200枚	事務費	10,400	50		5,200
364	H26	公明党	甲18	104	H 26 9 22	FAX電話代平成26年9月分(高山分)	事務費	2,350	50		1,175
365	H26	公明党	甲18	105	H 26 9 25	電話代26年9月分 基本料金(来山分)	事務費	2,350	50		1,175
366	H26	公明党	甲18	106	H 26 9 25	FAX料金 9月分 司	事務費	2,350	50		1,175
367	H26	公明党	甲18	107	H 26 9 25	プリンターインク代 司	事務費	5,054	50		2,527
368	H26	公明党	甲18	112	H 26 9 26	シャープコピー機カウンタ料金8月分	事務費	7,138	50		3,569
369	H26	公明党	甲18	115	H 26 9 29	FAXインク代 2個分 司	事務費	7,348	50		3,674
370	H26	公明党	甲18	116	H 26 9 30	会派インターネット料金9月請求分(フレッツ光ネクストF隼)	事務費	9,730	50		4,865
371	H26	公明党	甲18	118	H 26 9 30	FAX利用料平成26年9月請求分(草尾)	事務費	1,600	50		800
372	H26	公明党	甲18	119	H 26 10 3	会派輸転機のリース代平成26年10月分	事務費	62,160	50		31,080
373	H26	公明党	甲18	120	H 26 10 3	会派コピー機のリース代平成26年10月分	事務費	26,775	50		13,387
374	H26	公明党	甲18	121	H 26 10 6	FAX電話料金 平成26年9月分(会派)	事務費	3,335	50		1,667
375	H26	公明党	甲18	128	H 26 10 21	プリンター用インクジェット(会派分)	事務費	1,944	50		972
376	H26	公明党	甲18	130	H 26 10 23	新52円通常葉書 インクジェット200枚	事務費	10,400	50		5,200
377	H26	公明党	甲18	131	H 26 10 23	FAX電話代平成26年10月分(高山分)	事務費	2,350	50		1,175
378	H26	公明党	甲18	132	H 26 10 24	電話代26年10月分 基本料金(来山分)	事務費	2,350	50		1,175
379	H26	公明党	甲18	138	H 26 10 27	シャープコピー機カウンタ料金9月分	事務費	4,444	50		2,222
380	H26	公明党	甲18	139	H 26 10 28	FAX基本料金 司 10月分	事務費	2,350	50		1,175
381	H26	公明党	甲18	141	H 26 10 31	会派インターネット料金10月請求分(フレッツ光ネクストF隼)	事務費	9,730	50		4,865
382	H26	公明党	甲18	142	H 26 10 31	FAX利用料平成26年10月請求分(草尾)	事務費	1,600	50		800
383	H26	公明党	甲18	143	H 26 11 4	会派輸転機のリース代平成26年11月分	事務費	62,160	50		31,080
384	H26	公明党	甲18	144	H 26 11 4	会派コピー機のリース代平成26年11月分	事務費	26,775	50		13,387

385	H26	公明党	甲18	145	H 26 11 5	FAX電話料金 平成26年10月分(会派)	事務費	3,035	50	1,517
386	H26	公明党	甲18	146	H 26 11 5	A4コピー用紙2箱(10000枚)	事務費	7,992	50	3,996
387	H26	公明党	甲18	152	H 26 11 17	FAXインク代(草尾分)KX-FAN190W	事務費	2,052	50	1,026
388	H26	公明党	甲18	153	H 26 11 26	シャープコピー機カウンター料金10月分	事務費	4,353	50	2,176
389	H26	公明党	甲18	154	H 26 11 26	FAX電話代平成26年11月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
390	H26	公明党	甲18	155	H 26 11 26	FAX料金 司 11月分	事務費	2,350	50	1,175
391	H26	公明党	甲18	157	H 26 11 27	電話代26年11月分 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
392	H26	公明党	甲18	159	H 26 12 1	会派インターネット料金11月請求分(フレッツ光ネクストF集)	事務費	9,730	50	4,865
393	H26	公明党	甲18	160	H 26 12 1	FAX利用料平成26年11月請求分(草尾)	事務費	1,600	50	800
394	H26	公明党	甲18	161	H 26 12 3	会派輪転機のリース代平成26年12月分	事務費	62,160	50	31,080
395	H26	公明党	甲18	162	H 26 12 3	会派コピー機のリース代平成26年12月分	事務費	26,775	50	13,387
396	H26	公明党	甲18	163	H 26 12 4	RISO A3コピー用紙(13500枚)等	事務費	52,707	50	26,353
397	H26	公明党	甲18	164	H 26 12 5	FAX電話料金 平成26年11月分(会派)	事務費	3,000	50	1,500
398	H26	公明党	甲18	165	H 26 12 11	新52円通常葉書 インクジェット170枚	事務費	8,840	50	4,420
399	H26	公明党	甲18	166	H 26 12 13	パソコン用プリンターのインキ代	事務費	1,705	50	853
400	H26	公明党	甲18	169	H 26 12 22	FAX電話代平成26年12月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
401	H26	公明党	甲18	170	H 26 12 23	プリンター用インクジェット(高山分)	事務費	4,662	50	2,331
402	H26	公明党	甲18	172	H 26 12 24	プリンターインク代(草尾分)(黄・黒・6色BOX)	事務費	8,311	50	4,155
403	H26	公明党	甲18	173	H 26 12 25	FAX電話代26年12月分 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
404	H26	公明党	甲18	174	H 26 12 25	FAX利用料金 平成26年12月分(司)	事務費	2,350	50	1,175
405	H26	公明党	甲18	175	H 26 12 26	シャープコピー機カウンター料金11月分	事務費	7,332	50	3,666
406	H26	公明党	甲18	176	H 27 1 5	会派輪転機のリース代平成27年1月分	事務費	62,160	50	31,080
407	H26	公明党	甲18	177	H 27 1 5	会派コピー機のリース代平成27年1月分	事務費	26,775	50	13,387
408	H26	公明党	甲18	178	H 27 1 5	FAX利用料平成26年12月請求分(草尾)	事務費	1,600	50	800
409	H26	公明党	甲18	179	H 27 1 5	会派インターネット料金12月請求分(フレッツ光ネクストF集)	事務費	9,838	50	4,919
410	H26	公明党	甲18	180	H 27 1 6	FAX電話料金 平成26年12月分(会派)	事務費	3,491	50	1,745
411	H26	公明党	甲18	183	H 27 1 26	シャープコピー機カウンター料金12月分	事務費	7,814	50	3,907
412	H26	公明党	甲18	185	H 27 1 26	FAX電話代 平成27年1月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
413	H26	公明党	甲18	187	H 27 1 30	電話代27年1月分 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
414	H26	公明党	甲18	188	H 27 1 30	FAX料金 1月 司	事務費	2,350	50	1,175
415	H26	公明党	甲18	189	H 27 2 2	会派インターネット料金1月請求分(フレッツ光ネクストF集)	事務費	10,054	50	5,027
416	H26	公明党	甲18	190	H 27 2 2	FAX利用料平成27年1月請求分(草尾)	事務費	1,600	50	800
417	H26	公明党	甲18	191	H 27 2 3	会派輪転機のリース代平成27年2月分	事務費	62,160	50	31,080
418	H26	公明党	甲18	192	H 27 2 3	会派コピー機のリース代平成27年2月分	事務費	26,775	50	13,387

419	H26	公明党	甲18	193	H 27 2 5	FAX電話料金 平成27年1月分(会派)	事務費	4,158	50	2,079
420	H26	公明党	甲18	197	H 27 2 10	RISOオルフィスX保守契約料金+振込手数料	事務費	76,032	50	38,016
421	H26	公明党	甲18	198	H 27 2 23	FAX電話代 平成27年2月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
422	H26	公明党	甲18	199	H 27 2 24	FAX料金 2月分 司	事務費	2,350	50	1,175
423	H26	公明党	甲18	201	H 27 2 26	シャープコピー機カウンター料金1月分	事務費	10,588	50	5,294
424	H26	公明党	甲18	203	H 27 3 2	会派インターネット料金2月請求分(フレッツ光ネクストF隼)	事務費	10,054	50	5,027
425	H26	公明党	甲18	204	H 27 3 2	FAXインクフィルム代(草尾分)	事務費	1,111	50	555
426	H26	公明党	甲18	205	H 27 3 2	FAX利用料平成27年2月請求分(草尾)	事務費	1,600	50	800
427	H26	公明党	甲18	206	H 27 3 3	会派輪転機のリース代平成27年3月分	事務費	62,160	50	31,080
428	H26	公明党	甲18	207	H 27 3 3	会派コピー機のリース代平成27年3月分	事務費	26,775	50	13,387
429	H26	公明党	甲18	208	H 27 3 4	電話代27年2月分 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
430	H26	公明党	甲18	209	H 27 3 5	FAX電話料金 平成27年2月分(会派)	事務費	3,051	50	1,525
431	H26	公明党	甲18	210	H 27 3 8	プリンター用インクジェット(高山分)	事務費	4,937	50	2,468
432	H26	公明党	甲18	212	H 27 3 23	FAX料金 3月分 司	事務費	2,350	50	1,175
433	H26	公明党	甲18	213	H 27 3 23	FAX電話代 平成27年3月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
434	H26	公明党	甲18	217	H 27 3 24	電話代27年3月分 基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175
435	H26	公明党	甲18	218	H 27 3 26	シャープコピー機カウンター料金2月分	事務費	7,705	50	3,852
436	H26	公明党	甲18	220	H 27 3 30	コピー用紙PRホワイトペーパーA4 5000枚	事務費	3,996	50	1,998
437	H26	公明党	甲18	221	H 27 3 31	会派インターネット料金3月請求分(フレッツ光ネクストF隼)	事務費	10,054	50	5,027
438	H26	公明党	甲18	222	H 27 3 31	FAX利用料平成27年3月請求分(草尾)	事務費	1,600	50	800

398

用途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
事務費	2,119,081	1,121,370	997,711	広報費で議員らの作成したちらしを政務活動費から支出しているにもかかわらず、事務費で輪転機のリース代を支出しているが、輪転機が何のために必要なのかが、理解できない。また、コピーやFAX及びインターネット等に係る経費、ipadAirの購入、PCの長期修理保証代は、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難であること等を総合考慮すると、調査研究活動以外にも利用されていることが推認されるというべきである。 そうすると、コピーやFAX及びインターネット等に係る経費、ipadAirの購入、PCの長期修理保証代については、その2分の1を超えて政務活動費から支出することは許されないと解するのが相当である。	いずれも、住民への議会報告や議員活動等の資料作成、議会事務局との連携等に活用している。 インターネットは、調査研究活動を含む政務活動に必要不可欠であり、より多くの情報をタイムリーに収集することでこれらの活動に資するものである。 ITの進展や今後の動向を踏まえていち早く導入・活用している。ペーパーレス、タイムリーな情報収集など様々な効用が期待できる。 PCの活用は政務活動に必須であり、故障に備えた保障は必要な費用である。	

使途基準項目	政務活動費として 計上された額	違法支出額	備考
研究研修費	210,000		收支報告書(甲17の1)参照
資料作成費	108,000		
資料購入費	277,372	76,224	
広報費	1,525,461	1,525,461	
事務費	2,119,081	997,711	
合 計	4,239,914	2,599,396	

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
439	H26	日本共産党	甲21	1 H 26 4 10	月刊女性&運動 4~3月分	資料購入費	4,800	50	2,400
440	H26	日本共産党	甲21	2 H 26 4 10	福祉のひろば 4~3月分	資料購入費	6,480	50	3,240
441	H26	日本共産党	甲21	3 H 26 4 10	大阪の保育問題資料集(振込料を含む)	資料購入費	2,630	50	1,315
442	H26	日本共産党	甲21	5 H 26 4 10	月刊「保育情報」4月~3月号	資料購入費	7,200	50	3,600
443	H26	日本共産党	甲21	10 H 26 4 24	公明新聞 4月分	資料購入費	1,887	50	943
444	H26	日本共産党	甲21	11 H 26 4 28	しんぶん赤旗他 4月分	資料購入費	6,690	50	3,345
445	H26	日本共産党	甲21	19 H 26 5 21	公明新聞 5月分	資料購入費	1,887	50	943
446	H26	日本共産党	甲21	22 H 26 5 29	しんぶん赤旗他 5月分	資料購入費	6,827	50	3,413
447	H26	日本共産党	甲21	26 H 26 6 16	地方財務事典追録	資料購入費	4,115	50	2,057
448	H26	日本共産党	甲21	32 H 26 6 23	しんぶん赤旗他 6月分	資料購入費	6,827	50	3,413
449	H26	日本共産党	甲21	33 H 26 6 26	公明新聞 6月分	資料購入費	1,887	50	943
450	H26	日本共産党	甲21	34 H 26 6 27	社会新報 4~6月分(振込料を含む)	資料購入費	2,722	50	1,361
451	H26	日本共産党	甲21	35 H 26 7 1	学校給食通信 6回分	資料購入費	5,000	50	2,500
452	H26	日本共産党	甲21	46 H 26 7 30	公明新聞 7月分	資料購入費	1,887	50	943
453	H26	日本共産党	甲21	47 H 26 7 30	しんぶん赤旗他 7月分	資料購入費	6,827	50	3,413
454	H26	日本共産党	甲21	52 H 26 8 15	環境キーワード事典追録	資料購入費	10,195	50	5,097
455	H26	日本共産党	甲21	53 H 26 8 15	農民 4~3月分	資料購入費	7,200	50	3,600
456	H26	日本共産党	甲21	56 H 26 8 27	民青新聞 4~3月分	資料購入費	8,160	50	4,080
457	H26	日本共産党	甲21	59 H 26 8 28	公明新聞 8月分	資料購入費	1,887	50	943
458	H26	日本共産党	甲21	60 H 26 9 1	しんぶん赤旗他 8月分	資料購入費	6,827	50	3,413
459	H26	日本共産党	甲21	65 H 26 9 22	日中友好新聞 4~3月分	資料購入費	6,960	50	3,480
460	H26	日本共産党	甲21	67 H 26 9 25	公明新聞 9月分	資料購入費	1,887	50	943
461	H26	日本共産党	甲21	68 H 26 9 26	しんぶん赤旗他 9月分	資料購入費	6,827	50	3,413
462	H26	日本共産党	甲21	69 H 26 9 29	社会新報 7~9月分(振込料を含む)	資料購入費	2,722	50	1,361
463	H26	日本共産党	甲21	74 H 26 10 30	公明新聞 10月分	資料購入費	1,887	50	943
464	H26	日本共産党	甲21	75 H 26 10 30	しんぶん赤旗他 10月分	資料購入費	6,827	50	3,413
465	H26	日本共産党	甲21	76 H 26 10 30	「大阪の学童保育」資料集(振込料を含む)	資料購入費	2,130	50	1,065
466	H26	日本共産党	甲21	77 H 26 10 30	地方自治法質疑応答集追録	資料購入費	3,262	50	1,631
467	H26	日本共産党	甲21	86 H 26 11 27	公明新聞 11月分	資料購入費	1,887	50	943

468	H26	日本共産党	甲21	87	H 26 11 27	しんぶん赤旗他 11月分	資料購入費	6,827	50	3,413
469	H26	日本共産党	甲21	95	H 26 12 22	社会新報 10~12月分(振込料を含む)	資料購入費	2,722	50	1,361
470	H26	日本共産党	甲21	96	H 26 12 22	しんぶん赤旗他 12月分	資料購入費	6,827	50	3,413
471	H26	日本共産党	甲21	100	H 27 1 8	公明新聞 12月分	資料購入費	1,887	50	943
472	H26	日本共産党	甲21	105	H 27 1 16	2015改正介護保険 要支援外し新総合事業に立ち向かう	資料購入費	1,490	50	745
473	H26	日本共産党	甲21	106	H 27 1 16	議会人が知りたい危機管理術	資料購入費	2,600	50	1,300
474	H26	日本共産党	甲21	107	H 27 1 22	しんぶん赤旗他 1月分	資料購入費	6,827	50	3,413
475	H26	日本共産党	甲21	108	H 27 1 22	公明新聞 1月分	資料購入費	1,887	50	943
476	H26	日本共産党	甲21	118	H 27 2 26	しんぶん赤旗他 2月分	資料購入費	6,827	50	3,413
477	H26	日本共産党	甲21	120	H 27 3 2	公明新聞 2月分	資料購入費	1,887	50	943
478	H26	日本共産党	甲21	126	H 27 3 23	地方自治法追録	資料購入費	14,760	50	7,380
479	H26	日本共産党	甲21	127	H 27 3 23	大阪の保育問題資料集(振込料を含む)	資料購入費	2,630	50	1,315
480	H26	日本共産党	甲21	129	H 27 3 23	社会新報 1~3月分(振込料を含む)	資料購入費	2,722	50	1,361
481	H26	日本共産党	甲21	130	H 27 3 23	公明新聞 3月分	資料購入費	1,887	50	943
482	H26	日本共産党	甲21	132	H 27 3 24	しんぶん赤旗他 3月分	資料購入費	7,747	50	3,873

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
資料購入費	205,851	102,938	102,913	富田林市議会の各会派は、政党的支持母体が発行する日本共産党の「しんぶん赤旗」や、公明党の「公明新聞」を互いに購入するか、その双方を購入することが暗黙の了解となっており、それが長年の慣習となっている。富田林監査委員から指摘され、平成27年8月以降はしんぶん赤旗を購入していない。そして、それらを購読することが政策の立案・決定・提言の機能を果たしているとはいはず、2分の1を超えての支出は認められない。	各党の政策・動向とともに、全国の自治体の取組み等の記事があり、情報源として活用している。その他、指摘されている書籍・新聞は、専門分野の団体が発行しているもので「政党」の発行ではない。各専門分野の団体の発行物は、全国の先進的な取組みについての重要な情報源で、議会での質問(提案)等で参考にしている。 支出は条例・規則、取扱要領「第2(1)4」に基づくものである。	

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
483	H26	日本共産党	甲21	8 H 26 4 17	議会報告・ドメイン更新他	広報費	334,762	50	167,381
484	H26	日本共産党	甲21	16 H 26 5 14	上原幸子市政報告ニュース・ホームページ更新	広報費	100,116	50	50,058
485	H26	日本共産党	甲21	27 H 26 6 16	議会報告郵送料	広報費	16,400	50	8,200
486	H26	日本共産党	甲21	29. H 26 6 17	ホームページ更新	広報費	6,480	50	3,240
487	H26	日本共産党	甲21	58 H 26 8 28	議会報告・ホームページ更新	広報費	336,802	50	168,401
488	H26	日本共産党	甲21	64 H 26 9 16	議会報告郵送料	広報費	17,220	50	8,610
489	H26	日本共産党	甲21	82 H 26 11 13	議会報告・ホームページ更新他	広報費	674,760	50	337,380
490	H26	日本共産党	甲21	93 H 26 12 22	2015年度予算要望書・ホームページ更新	広報費	142,236	50	71,118

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額		
広報費	1,628,776	814,388	814,388	「予算要望書」を2000部作成(甲21・No. 93)していることになっているが、市役所内の各課に一部しか配布しておらず、約50部しか作成していないのかという疑義が生じている。また、議会報告及びアンケート等の「ちらし」に関しては、ほとんどの市民に配布されていない。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	ホームページの更新費用は、1回当たり1万800円から2万1600円で、頻度も「議会報告」ビラの発行時に合わせ毎年4回程度である。議会報告は、支持者等の協力を得ながら、全戸を目標に配布する体制を構築している。アンケートも同様に配布し、多くの市民から貴重な意見をいただき、「予算要望書」に反映するとともに議会質問でも活用した。「広報費」の支出についても、取扱要領「第2(1)5」にもとづく適切な支出である。

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
491	H26	日本共産党	甲21	7 H 26 4 16	調査研究補助 4月分	人件費	50,000	50	25,000
492	H26	日本共産党	甲21	18 H 26 5 16	調査研究補助 5月分	人件費	50,000	50	25,000
493	H26	日本共産党	甲21	28 H 26 6 16	調査研究補助 6月分	人件費	50,000	50	25,000
494	H26	日本共産党	甲21	36 H 26 7 1	調査研究補助 夏期一時金	人件費	50,000	50	25,000
495	H26	日本共産党	甲21	42 H 26 7 16	調査研究補助 7月分	人件費	50,000	50	25,000
496	H26	日本共産党	甲21	54 H 26 8 15	調査研究補助 8月分	人件費	50,000	50	25,000
497	H26	日本共産党	甲21	63 H 26 9 16	調査研究補助 9月分	人件費	50,000	50	25,000
498	H26	日本共産党	甲21	73 H 26 10 16	調査研究補助 10月分	人件費	50,000	50	25,000
499	H26	日本共産党	甲21	84 H 26 11 14	調査研究補助 11月分	人件費	50,000	50	25,000
500	H26	日本共産党	甲21	90 H 26 12 15	調査研究補助 冬期一時金	人件費	50,000	50	25,000
501	H26	日本共産党	甲21	102 H 27 1 16	調査研究補助 1月分	人件費	50,000	50	25,000
502	H26	日本共産党	甲21	115 H 27 2 16	調査研究補助 2月分	人件費	50,000	50	25,000
503	H26	日本共産党	甲21	125 H 27 3 16	調査研究補助 3月分	人件費	50,000	50	25,000

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額		
人 件 費	650,000	325,000	325,000	人件費は、職員が調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されていなければ、その2分の1を超えて政務活動費から支出することは許されないというべきである。政務活動費で職員を雇わなくとも、現在、調査研究ができているのであるから、人件費のうち調査研究に利用されている割合が僅少ではなかったのかという疑義が生じる。 よって、会派職員の人件費は、業務内容にかかわらず、定額で交付されていることから、業務を調査研究活動の補助業務とそれ以外の業務に明確に区別することは困難であることからすれば、日本共産党が人件費として政務活動費から支出した額の2分の1に相当する金32万5000円は、違法な支出である。	職員の勤務は、1か月平均で10日～12日程度で、議員の調査研究を補助する各種の書類整理を行っている。その費用は条例、規則、取扱要領「第2(1)7」に基づき支出している。 なお、「定額」支給については、2015年度に富田林市役所のアルバイト賃金改定に合わせ、時給計算に改めた。また、2016年4月末に「65歳を過ぎた」との本人の申出により、5月からは「政務活動費」による勤務契約を解除した。

年 度	会派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
504	H26	日本共産党	甲21	4 H 26 4 10	クリスタルラック・ブックエンド	事務費	2,776	50	1,388
505	H26	日本共産党	甲21	6 H 26 4 11	ICレコーダー	事務費	4,480	50	2,240
506	H26	日本共産党	甲21	9 H 26 4 21	通信費 3月分 会派分	事務費	5,893	50	2,946
507	H26	日本共産党	甲21	12 H 26 4 30	通信費 4月分 奥田良久議員分	事務費	2,470	50	1,235
508	H26	日本共産党	甲21	13 H 26 4 30	通信費 4月分 会派分	事務費	2,365	50	1,182
509	H26	日本共産党	甲21	14 H 26 5 7	通信費 4月分 会派分	事務費	6,474	50	3,237
510	H26	日本共産党	甲21	15 H 26 5 7	印刷機再リース料	事務費	12,960	50	6,480
511	H26	日本共産党	甲21	17 H 26 5 15	インクカートリッジ	事務費	3,146	50	1,573
512	H26	日本共産党	甲21	20 H 26 5 22	通信費 5月分 奥田良久議員分	事務費	2,541	50	1,270
513	H26	日本共産党	甲21	21 H 26 5 22	通信費 5月分 会派分	事務費	2,430	50	1,215
514	H26	日本共産党	甲21	23 H 26 6 4	FAXインク	事務費	4,360	50	2,180
515	H26	日本共産党	甲21	24 H 26 6 5	通信費 5月分 会派分	事務費	6,216	50	3,108
516	H26	日本共産党	甲21	25 H 26 6 6	黒表紙・ボール紙・修正液	事務費	880	50	440
517	H26	日本共産党	甲21	30 H 26 6 23	通信費 6月分 奥田良久議員分	事務費	2,541	50	1,270
518	H26	日本共産党	甲21	31 H 26 6 23	通信費 6月分 会派分	事務費	2,430	50	1,215
519	H26	日本共産党	甲21	37 H 26 7 4	プリンターインク	事務費	5,238	50	2,619
520	H26	日本共産党	甲21	38 H 26 7 4	模造紙・画用紙	事務費	280	50	140
521	H26	日本共産党	甲21	39 H 26 7 7	通信費 6月分 会派分	事務費	6,189	50	3,094
522	H26	日本共産党	甲21	41 H 26 7 16	インクカートリッジ	事務費	2,097	50	1,048
523	H26	日本共産党	甲21	43 H 26 7 22	電池	事務費	513	50	256
524	H26	日本共産党	甲21	44 H 26 7 24	通信費 7月分 奥田良久議員分	事務費	2,541	50	1,270
525	H26	日本共産党	甲21	45 H 26 7 24	通信費 7月分 会派分	事務費	2,430	50	1,215
526	H26	日本共産党	甲21	48 H 26 8 5	通信費 7月分 会派分	事務費	6,552	50	3,276
527	H26	日本共産党	甲21	49 H 26 8 11	トナー・カートリッジ	事務費	10,800	50	5,400
528	H26	日本共産党	甲21	50 H 26 8 11	コピー用紙・マジックインキ他	事務費	9,816	50	4,908
529	H26	日本共産党	甲21	51 H 26 8 11	黒表紙	事務費	1,200	50	600
530	H26	日本共産党	甲21	55 H 26 8 27	通信費 8月分 奥田良久議員分	事務費	2,541	50	1,270
531	H26	日本共産党	甲21	57 H 26 8 27	通信費 8月分 会派分	事務費	2,430	50	1,215
532	H26	日本共産党	甲21	61 H 26 9 5	通信費 8月分 会派分	事務費	6,121	50	3,060
533	H26	日本共産党	甲21	62 H 26 9 8	水耕	事務費	357	50	178

534	H26	日本共産党	甲21	66	H 26 9 22	通信費 9月分 会派分	事務費	2,430	50	1,215
535	H26	日本共産党	甲21	70	H 26 9 29	通信費 9月分 奥田良久議員分	事務費	2,541	50	1,270
536	H26	日本共産党	甲21	71	H 26 10 6	通信費 9月分 会派分	事務費	6,461	50	3,230
537	H26	日本共産党	甲21	72	H 26 10 10	複写手数料 4~9月分	事務費	17,962	50	8,981
538	H26	日本共産党	甲21	78	H 26 10 30	通信費 10月分 奥田良久議員分	事務費	2,541	50	1,270
539	H26	日本共産党	甲21	79	H 26 10 30	通信費 10月分 会派分	事務費	2,430	50	1,215
540	H26	日本共産党	甲21	80	H 26 11 5	通信費 10月分 会派分	事務費	6,670	50	3,335
541	H26	日本共産党	甲21	81	H 26 11 10	ダブルクリップ・インクカートリッジ他	事務費	5,259	50	2,629
542	H26	日本共産党	甲21	83	H 26 11 14	アンケート料金受取人払 10月分	事務費	34,338	50	17,169
543	H26	日本共産党	甲21	85	H 26 11 25	通信費 11月分 会派分	事務費	2,430	50	1,215
544	H26	日本共産党	甲21	88	H 26 11 28	通信費 11月分 奥田良久議員分	事務費	2,541	50	1,270
545	H26	日本共産党	甲21	89	H 26 12 5	通信費 11月分 会派分	事務費	6,384	50	3,192
546	H26	日本共産党	甲21	91	H 26 12 17	アンケート料金受取人払 11月分	事務費	19,303	50	9,651
547	H26	日本共産党	甲21	92	H 26 12 17	コピー用紙・インクカートリッジ他	事務費	6,796	50	3,398
548	H26	日本共産党	甲21	94	H 26 12 22	通信費 12月分 会派分	事務費	2,430	50	1,215
549	H26	日本共産党	甲21	97	H 26 12 26	通信費 12月分 奥田良久議員分	事務費	2,541	50	1,270
550	H26	日本共産党	甲21	98	H 26 12 26	クリヤーファイル	事務費	680	50	340
551	H26	日本共産党	甲21	99	H 27 1 6	通信費 12月分 会派分	事務費	6,912	50	3,456
552	H26	日本共産党	甲21	101	H 27 1 13	コピー用紙・インクカートリッジ・付箋	事務費	10,412	50	5,206
553	H26	日本共産党	甲21	103	H 27 1 16	アンケート料金受取人払 12月分	事務費	2,522	50	1,261
554	H26	日本共産党	甲21	104	H 27 1 16	トナーカートリッジ	事務費	15,120	50	7,560
555	H26	日本共産党	甲21	109	H 27 1 26	通信費 1月分 奥田良久議員分	事務費	2,539	50	1,269
556	H26	日本共産党	甲21	110	H 27 1 26	通信費 1月分 会派分	事務費	2,430	50	1,215
557	H26	日本共産党	甲21	111	H 27 2 5	通信費 1月分 会派分	事務費	6,744	50	3,372
558	H26	日本共産党	甲21	112	H 27 2 9	テープ・鉛筆・修正テープ	事務費	9,639	50	4,819
559	H26	日本共産党	甲21	113	H 27 2 12	シュレッダー	事務費	218,160	50	109,080
560	H26	日本共産党	甲21	114	H 27 2 16	アンケート料金受取人払 1月分	事務費	485	50	242
561	H26	日本共産党	甲21	116	H 27 2 17	ファスナー・サインペン	事務費	3,100	50	1,550
562	H26	日本共産党	甲21	117	H 27 2 20	通信費 2月分 会派分	事務費	2,430	50	1,215
563	H26	日本共産党	甲21	119	H 27 2 26	通信費 2月分 奥田良久議員分	事務費	2,540	50	1,270
564	H26	日本共産党	甲21	121	H 27 3 5	通信費 2月分 会派分	事務費	6,461	50	3,230
565	H26	日本共産党	甲21	122	H 27 3 5	複写手数料 10月~2月分	事務費	8,246	50	4,123
566	H26	日本共産党	甲21	123	H 27 3 10	アンケート料金受取人払 2月分	事務費	204	50	102
567	H26	日本共産党	甲21	124	H 27 3 10	テープ紐・朱肉・レポート用紙他	事務費	5,108	50	2,554
568	H26	日本共産党	甲21	128	H 27 3 23	通信費 3月分 奥田良久議員分	事務費	2,540	50	1,270
569	H26	日本共産党	甲21	131	H 27 3 24	通信費 3月分 会派分	事務費	2,430	50	1,215

使途基準項目	政務活動費として計上された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額		
事務費	552,826	276,424	276,402	調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されていなければ、その2分の1を超えて政務活動費から支出することは許されないというべきである。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	条例・規則、取扱要領「第2(1)8」に基づき適正に処理し支出している。

使途基準項目	政務活動費として計上された額	違法支出額	備考
研究研修費	10,000		
資料購入費	205,851	102,913	
広報費	1,628,776	814,388	
人件費	650,000	325,000	
事務費	552,826	276,402	
合計	3,047,453	1,518,703	収支報告書(甲20の1)参照

番号

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
570	H26 京谷議員	甲24	3	H 26 5 20等	静岡県富士市・菊川市 行政視察に伴う旅費	調査旅費	54,100	50	27,050
571	H26 京谷議員	甲24	7	H 26 7 2等	北海道余市町・千歳市 行政視察に伴う旅費	調査旅費	123,160	50	61,580

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
調査旅費	177,260	88,630	88,630	交通費や宿泊費は、実費弁償で領収書ありが原則であるにもかかわらず、富田林市議会の場合は、領収書不要の定額支給であった。要するに、宿泊で1万5000円が支給されるが、5000円ぐらいのビジネスホテルに泊まれば、残りが浮いてくるし、また、格安チケットや交通費と宿泊費が一休となったプランでなければ、これもまた残りが浮いてくる。本件の場合、一人での視察であったとしても高額である。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	取扱要領「第2(1)2」に基づく適正な行政視察であり、新幹線や航空利用運賃としてもごく一般的なものであり、高額であるとの指摘は当たらない。 5月20日～21日の静岡県富士市・菊川市におけるワンストップ総合窓口事業や家庭医療センター運営事業、7月2日～3日の北海道余市町・千歳市における6次産業推進事業や子育て総合支援センター運営事業などの行財政改革、地域振興策、医療・子育て支援に問われる各施策は、議会質問で取り上げ、問題提起や政策提言を行なってきた内容であり、視察が政策の立案・決定・提言の契機となっていないとの指摘は全く根拠がない。	

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
572	H26 京谷議員	甲24	10	H 26 7 8	日本時事評論講読料	資料購入費	4,800	50	2,400
573	H26 京谷議員	甲24	34	H 27 2 16	日4製本版ゼンリン住宅地図1冊(富田林市)	資料購入費	15,216	50	7,608

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
資料購入費	20,016	10,008	10,008	調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されていなければ、その2分の1を超えて政務活動費から支出することは許されないというべきである。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	取扱要領「第2(1)4」に基づき、市政の調査研究活動のための資料とするため、政策立案等の重要な情報源の一つとして「日本時事評論」を購読したものであり、それ以外の活動に利用されるとの指摘は当たらない。	

年 度	会・派名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
574	H26	京谷議員	甲24	2 H 26 4 30	議会報告のデータ作成料	広報費	32,700	100	32,700
575	H26	京谷議員	甲24	5 H 26 5 27	議会報告のデータ作成料	広報費	32,400	100	32,400
576	H26	京谷議員	甲24	6 H 26 6 30	議会報告のデータ作成料	広報費	32,400	100	32,400
577	H26	京谷議員	甲24	12 H 26 7 31	議会報告のデータ作成料	広報費	32,400	100	32,400
578	H26	京谷議員	甲24	17 H 26 8 30	議会報告のデータ作成料	広報費	32,400	100	32,400
579	H26	京谷議員	甲24	21 H 26 9 30	議会報告のデータ作成料	広報費	32,400	100	32,400
580	H26	京谷議員	甲24	23 H 26 10 28	京谷きよひさ議会活動報告(No.34 新聞折込料)	広報費	119,395	100	119,395
581	H26	京谷議員	甲24	24 H 26 10 29	議会報告のデータ作成料	広報費	32,400	100	32,400
582	H26	京谷議員	甲24	25 H 26 11 6	京谷きよひさ議会活動報告(No.34／45000部)	広報費	330,400	100	330,400
583	H26	京谷議員	甲24	28 H 26 12 3	議会報告のデータ作成料	広報費	33,048	100	33,048
584	H26	京谷議員	甲24	30 H 26 12 30	議会報告のデータ作成料	広報費	32,832	100	32,832
585	H26	京谷議員	甲24	32 H 27 1 30	議会報告のデータ作成料	広報費	32,832	100	32,832
586	H26	京谷議員	甲24	33 H 27 2 16	京谷きよひさ議会活動報告(No.35／10000部)	広報費	127,400	100	127,400
587	H26	京谷議員	甲24	35 H 27 2 28	議会報告のデータ作成料	広報費	32,400	100	32,400
588	H26	京谷議員	甲24	37 H 27 3 31	議会報告のデータ作成料	広報費	32,400	100	32,400

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額		
広報費	967,807	0	967,807	議会報告の広報紙は、市政における調査研究の成果や議会質問の内容等を広報するために発行している。議会報告No34やNo35は手配り等で配布し、No34は新聞折込も行った。 政務活動費から支出した「ちらし」は、市民に配られていない。 また、ホームページの更新が毎月行われているわけでもないのに、高額な支出をしている。 したがって、政務活動費から支出することは、全額違法である。	ホームページの議会報告データ作成については、議会前からの打合せ、議会質問後の要約作業、校正、掲載作業等、最低2回の打合せ、平均3回以上の事務作業が必要である。 その他、議会日程、行政視察の報告、市政活動に関する地域活動報告の掲載等に要する作業は毎月あり、その作業量の多さからして高額との指摘は全く当たらない。

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
589	H26 京谷議員	甲24	11	H 26 7 16	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒービー等	会議・広聴費	4,810	50	2,405
590	H26 京谷議員	甲24	15	H 26 8 22	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒービー等	会議・広聴費	2,900	50	1,450
591	H26 京谷議員	甲24	18	H 26 9 12	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒービー等	会議・広聴費	3,760	50	1,880
592	H26 京谷議員	甲24	26	H 26 11 18	市民の市政要望及び意見聴取のための会議の際のコーヒービー等	会議・広聴費	2,360	50	1,180

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額		
会議・広聴費	13,830	6,915	6,915	お茶代は、誰と会議したか不明であり、また、政務活動として特に必要とするものでないため、2分の1を超えて支出することは許されない。	取扱要領「第2(1)6[ウ]」において、調査研究のための会議や住民から要望、意見を聴取するための必要な経費として認められた支出である。特に住民から市政に関すること、施策に対する要望や意見を直接聞くことは政策立案に生かす契機となり、政務活動として重要であり、必要な費用である。なお、2000円を超える分で領収書に回数の記載がない支出については、乙51号証に明細を記載している。

年 度	会 派 名	号 記	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
593	H26	京谷議員	甲24	1 H 26 4 22	ファクシミリ基本料(4月分)	事務費	2,531	50	1,265
594	H26	京谷議員	甲24	4 H 26 5 27	ファクシミリ基本料(5月分)	事務費	2,678	50	1,339
595	H26	京谷議員	甲24	8 H 26 7 7	ファクシミリ基本料(6月分)	事務費	2,646	50	1,323
596	H26	京谷議員	甲24	9 H 26 7 8	文具代	事務費	1,472	50	736
597	H26	京谷議員	甲24	13 H 26 8 7	ファクシミリ基本料(7月分)	事務費	2,667	50	1,333
598	H26	京谷議員	甲24	14 H 26 8 21	文具代	事務費	1,230	50	615
599	H26	京谷議員	甲24	16 H 26 8 22	ファクシミリ基本料(8月分)	事務費	2,570	50	1,285
600	H26	京谷議員	甲24	19 H 26 9 27	文具代	事務費	1,042	50	521
601	H26	京谷議員	甲24	20 H 26 9 27	ファクシミリ基本料(9月分)	事務費	2,653	50	1,326
602	H26	京谷議員	甲24	22 H 26 10 24	ファクシミリ基本料(10月分)	事務費	2,631	50	1,315
603	H26	京谷議員	甲24	27 H 26 11 23	ファクシミリ基本料(11月分)	事務費	2,670	50	1,335
604	H26	京谷議員	甲24	29 H 26 12 29	ファクシミリ基本料(12月分)	事務費	2,552	50	1,276
605	H26	京谷議員	甲24	31 H 27 1 22	ファクシミリ基本料(1月分)	事務費	2,660	50	1,330
606	H26	京谷議員	甲24	36 H 27 3 27	ファクシミリ基本料(3月分)	事務費	2,643	50	1,321

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額		
事務費	32,654	16,334	16,320	電話代は、ほぼ基本料金である。その使用頻度の低さからも、政務活動に資するための必要とした可能性は極めて低い。 →電話代ではなく、自宅に設置された議会事務局との連絡用のファクシミリの基本料金である。調査研究のために市の施策に関する情報を提供するもので、基本料金を対象としたものであり取扱要領「第2(1)8[力]」に基づき、事務費として計上しており、妥当なものである。 したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	

使途基準項目	政務活動費として 計上された額	違法支出額	備、考
調査旅費	177,260	88,630	収支報告書(甲23の1)参照
資料購入費	20,016	10,008	
広報費	967,807	967,807	
会議・広聴費	13,830	6,915	
事務費	32,654	16,320	
残額		-71,539	
合 計	1,211,567	1,018,141	

番号

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
607	H26 吉年議員	甲27	5	H 26 10 16	議員用複写機使用料	資料作成費	2,170	50	1,085
608	H26 吉年議員	甲27	10	H 27 3 5	議員用複写機使用料	資料作成費	1,988	50	994

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額		
資料 作 成 費	4,158	2,079	2,079	何を複写したのか不明であるため、2分 の1を超えての支出は認められない。	ほとんどが議会質問に関連する情報収集の ための資料の複写、もしくは質問後、質問原 稿と答弁書をまとめた小冊子の作成に要し た費用である。

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
609	H26 吉年議員	甲27	1	H 26 4 10	「見てある記」86号 49000部	広報費	240,000	50	120,000
610	H26 吉年議員	甲27	4	H 26 9 8	「見てある記」88号 49000部	広報費	230,000	50	115,000
611	H26 吉年議員	甲27	6	H 26 11 10	「見てある記」89号 49000部	広報費	260,000	50	130,000
612	H26 吉年議員	甲27	7	H 27 1 5	「見てある記」90号 49000部	広報費	230,000	50	115,000
613	H26 吉年議員	甲27	8	H 27 2 16	「見てある記」91号 31000部	広報費	164,920	50	82,460

検査 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額		
広報費	1,124,920	562,460	562,460	評価できる点は、政務活動費から支出した「ちらし」は、市民に配られていることである。 しかし、市政とは関係のない記載が紙面の大半を占めていることから、2分の1を超えての支出は認められない。 →政務活動費で発行している「ちらし」は、最小限に留めていることだが、費用が他社と比較して倍以上高額である。	「見てある記」は年に5回、49 000部を発行し、市政の情報発信と情報収集のため、市内全域に配布している。 4回は議会後に質問内容を報告する目的で印刷費にのみ使用し、各号には自らの議会質問と答弁の内容、論説、公務の日程、研修・ボランティア活動の記録等を掲載している。残り1回は前年度の政務活動費收支報告書と後援会收支報告書、本市の歴史を紹介した内容であるので、全額を後援会から支出している。政務活動費で発行する号も、費用は最小限に留めている。 印刷費は、印刷部数によっても単価が変わるが、1部当たり4~6円程度の印刷費は妥当なものと考える。

使途基準項目	政務活動費として 計上された額	違法支出額	備考
資料作成費	4,158	2,079	収支報告書(甲26の1)参照
資料購入費	11,144		
広報費	1,124,920	562,460	
残額		-172	
合 計	1,140,222	564,367	

番号

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
1 H27.4	自由民主党	甲10	4	H 27 4 15	自由民主党議会報告 林みつ子と青い鳥の会	広報費	80,000	100	80,000

使途基準項目	政務活動費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
広報費	80,000	0	80,000	政務活動費から支出した「ちらし」は、それぞれの議員の支援者や後援者を除き、ほとんどの市民に配られていない。したがって、政務活動費から支出することは、違法である。	会派発行の広報紙は、取扱要領「第2(1)5」に明示された使途であり、適正に処理し、支出している。	

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
2 H27.4	自由民主党	甲10	1	H 27 4 6	電話代	事務費	2,810	50	1,405
3 H27.4	自由民主党	甲10	2	H 27 4 7	FAX(3月分)	事務費	2,540	50	1,270
4 H27.4	自由民主党	甲10	3	H 27 4 14	タックシール クリップピンリング	事務費	20,304	50	10,152
5 H27.4	自由民主党	甲10	5	H 27 4 27	インターネット代	事務費	2,484	50	1,242
6 H27.4	自由民主党	甲10	6	H 27 4 28	FAX代4月分	事務費	2,540	50	1,270
7 H27.4	自由民主党	甲10	7	H 27 4 30	FAX代金	事務費	2,540	50	1,270

使途基準項目	政務活動費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
事務費	33,218	16,609	16,609	調査研究活動に使用したかも不明であるため、2分の1を超えての支出は認められない。なお、FAX代は市から議員への緊急時の事業・業務の情報提供用は、調査研究と無関係である。	FAX代、電話代等は、取扱要領「第2(1)8[力]」で明示された使途である。なお、FAX代は市から議員への緊急時の事業・業務の情報提供用のものであり、基本料金のみ充当したものである。	

使途基準項目	政務活動費として 計上された額	違法支出額	備 考
広報費	80,000	80,000	
事務費	33,218	16,609	収支報告書(甲8の3)参照
合 計	113,218	96,609	

番号

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
8 H27.4	とんだばやし未来	甲13	1	H 27 4 3	複合機リース代	事務費	17,220	50	8,610
9 H27.4	とんだばやし未来	甲13	2	H 27 4 5	NTT電話代	事務費	6,081	50	3,040
10 H27.4	とんだばやし未来	甲13	3	H 27 4 27	プロバイダ一代金	事務費	734	50	367

使途基準項目	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
	政務活動費として計上された合計額	適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額		
事務費	24,035	12,018	12,017	複合機をリースしているが、トナーの購入は、H27.3.31のみでありことからも、複合機の使用頻度も低いことが伺われる。それゆえ、政務活動に資するための必要とした可能性は極めて低い。そもそも、支払証明書の信憑性がなく、実際に支払ったか否かも疑わしい。また、調査研究活動に使用したかも不明であるため、2分の1を超えての支出は認められない。	取扱要領「第2(1)8」に基づく支出である。結果として使用頻度が低かったことは、政務活動のために支出したことを覆す事情ではない。

使途基準項目	政務活動費として計上された額	違法支出額	備 考
事務費	24,035	12,017	収支報告書(甲11の3)参照
合 計	24,035	12,017	

番号

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
11 H27.4	市民会派	甲16	1	H 27 4 8	新聞購読料(しんぶん赤旗)	資料購入費	4,320	50	2,160

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張	
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額				
資料 購 入 費	4,320	2,160	2,160	しんぶん赤旗は、政党を助成するための 購読である。 なお、現在9期目の永原議員にいたって は、今まで一度も本会議で質問をしてい ない。購入した資料が活用されていない ことは明白である。	新聞購読料は、取扱要領「第2(1)4」に明示さ れている。各政党等の主義主張を収集するこ とは、政策立案のための調査研究に資する支 出である。		

年 度	会 派 名	号 証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
12 H27.4	市民会派	甲16	2	H 27 4 28	通信費(会派のFAX・インターネット4月分)	事務費	7,067	50	3,533
13 H27.4	市民会派	甲16	3	H 27 4 28	通信費(会派のインターネット4月分)	事務費	540	50	270

使途基準項目	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張	
	適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
事務費	7,607	3,804	3,803	FAX及びインターネット等に係る経費は、そもそも会派や議員の行う活動が極めて広範かつ多岐にわたるものであること、またその性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難であること等を総合考慮すると、調査研究活動以外にも利用されていることが推認されるというべきである。そうすると、これらの経費については、その2分の1を超えて政務活動費から支出することは許されないと解するのが相当である。	取扱要領「第2(1)8[カ]」に基づいて政務活動費からの支出が認められる。インターネット(会派控室で利用)は、住民からの要望・陳情・意見聴取や、議会に関する活動に用いている。

使途基準項目	政務活動費として計上された額	違法支出額	備 考
資料購入費	4,320	2,160	
事務費	7,607	3,803	収支報告書(甲14の3)参照
合 計	11,927	5,963	

番号

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
14 H27.4	公明党	甲19	9	H 27 4 30	しんぶん赤旗購読料 4月分	資料購入費	3,497	50	1,748

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる 限度の支出額	違法支出合計額			
資料購入費	7,534	5,786	1,748	富田林市議会の各会派は、政党の支持母体が発行する共産党の「しんぶん赤旗」や、公明党の「公明新聞」を互いに購入するか、その双方を購入することが暗黙の了解となっており、それが長年の慣行となっている。 したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	新聞購読料は、取扱要領「第2(1)4」に明示されている。所属政党以外の出版物の購入は、政策立案のための調査研究に資するものである。	

420

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
15 H27.4	公明党	甲19	1	H 27 4 3	会派輸転機のリース代 平成27年4月分	事務費	62,160	50	31,080
16 H27.4	公明党	甲19	2	H 27 4 3	会派コピー機のリース代 平成27年4月分	事務費	26,775	50	13,387
17 H27.4	公明党	甲19	3	H 27 4 6	FAX電話料金 平成27年3月分	事務費	3,006	50	1,503
18 H27.4	公明党	甲19	4	H 27 4 27	シャープコピー機カウンター料金3月分	事務費	10,688	50	5,344
19 H27.4	公明党	甲19	5	H 27 4 28	FAX電話代 平成27年4月分(高山分)	事務費	2,350	50	1,175
20 H27.4	公明党	甲19	6	H 27 4 30	会派インターネット料金3月請求分(フレッツ光ネクストF集)	事務費	10,054	50	5,027
21 H27.4	公明党	甲19	7	H 27 4 30	FAX利用料4月分基本料金(司分)	事務費	2,350	50	1,175
22 H27.4	公明党	甲19	8	H 27 4 30	FAX電話代平成27年4月分基本料金(來山分)	事務費	2,350	50	1,175

使途基準項目	政務活動費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
事務費	119,733	59,867	59,866	コピーやFAX及びインターネット等に係る経費は、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難であること等を総合考慮すると、調査研究活動以外にも利用されていることが推認されるというべきである。 そうすると、コピーやFAX及びインターネット等に係る経費については、その2分の1を超えて政務活動費から支出することは許されないと解するのが相当である。	いずれも、住民への議会報告や議員活動等の資料作成、議会事務局との連携等に活用している。 インターネットは、調査研究活動を含む政務活動に必要不可欠であり、より多くの情報をタイムリーに収集することでこれらの活動に資するものである。	

使途基準項目	政務活動費として計上された額	違法支出額	備 考
資料購入費	7,534	1,748	
事務費	119,733	59,866	収支報告書(甲17の3)参照
合 計	127,267	61,614	

番号

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
23	H27.4 日本共産党	甲22	4	H 27 4 16	民青新聞 4月分	資料購入費	680	50	340
24	H27.4 日本共産党	甲22	5	H 27 4 16	日中友好新聞 4月分	資料購入費	580	50	290
25	H27.4 日本共産党	甲22	6	H 27 4 16	農民 4月分	資料購入費	600	50	300
26	H27.4 日本共産党	甲22	7	H 27 4 16	月刊「保育情報」4月分	資料購入費	650	50	325
27	H27.4 日本共産党	甲22	8	H 27 4 16	月刊女性&運動 4月分	資料購入費	300	50	150
28	H27.4 日本共産党	甲22	9	H 27 4 16	福祉のひろば 4月分(振込料含む)	資料購入費	670	50	335
29	H27.4 日本共産党	甲22	10	H 27 4 16	社会新報 4月分(振込料含む)	資料購入費	994	50	497
30	H27.4 日本共産党	甲22	12	H 27 4 27	しんぶん赤旗他 4月分	資料購入費	6,827	50	3,413

使途 基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張	
		適法と認められる 限度の支出額	違法支出去合計額			
資料購入費	11,301	5,651	5,650	日本共産党富田林市会議員団は、政党の支持母体が発行する日本共産党の「しんぶん赤旗」以外にも多くの資料を購入している。 日本共産党中央委員会が総務省に提出した平成26年の政治資金収支報告書によると、約236億7000万円の収入のうち、約82%が「機関紙誌の発行事業・新聞雑誌」によるものであり、市会議員団は、政党を助成するために購入していることは明らかである。 したがって、政務活動費からの支出は認められない。	原告らの主張は、資料購入費としての支出について何を違法と主張しているのか不明確である。	

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
31 H27.4	日本共産党	甲22	2	H 27 4 16	ドメイン更新料・サーバーレンタル更新料・ホームページ更新	広報費	18,349	50	9,174

用途基準項目	政務活動費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
広報費	18,349	9,175	9,174	調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されていなければ、その2分の1を超えて政務活動費から支出することは許されないというべきである。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	条例・規則、取扱要領「第2(1)5[才]」に基づき適正に処理し支出している。	

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
32 H27.4	日本共産党	甲22	3	H 27 4 16	調査研究補助 4月分	人件費	50,000	50	25,000

用途基準項目	政務活動費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
人件費	50,000	25,000	25,000	人件費は、職員が調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されていなければ、その2分の1を超えて政務活動費から支出することは許されないというべきである。よって、会派職員の人件費は、業務内容にかかわらず、定額で交付されていることから、業務を調査研究活動の補助業務とそれ以外の業務に明確に区別することは困難であることからすれば、日本共産党が人件費として政務活動費から支出した額の2分の1は、違法な支出である。	職員の勤務は、1か月平均で10日～12日程度で、議員の調査研究を補助する各種の書類整理を行っている。その費用は条例・規則、取扱要領「第2(1)7」に基づき支出している。 なお、「定額」支給については、2015年度に富田林市役所のアルバイト賃金改定に合わせ、時給計算に改めた。また、2016年4月末に「65歳を過ぎた」との本人の申出により、5月からは「政務活動費」による勤務契約を解除した。	

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
33 H27.4	日本共産党	甲22	1	H 27 4 6	通信費 3月分 会派分	事務費	6,539	50	3,269
34 H27.4	日本共産党	甲22	11	H 27 4 27	通信費 4月分 奥田良久議員分	事務費	2,540	50	1,270
35 H27.4	日本共産党	甲22	13	H 27 4 27	通信費 4月分 会派分	事務費	2,430	50	1,215

使途基準項目	政務活動費として計上された合計額	原告らの主張		被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認められる限度の支出額	違法支出合計額		
事務費	11,509	5,755	5,754	調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されていなければ、その2分の1を超えて政務活動費から支出することは許されないというべきである。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。	条例・規則、取扱要領「第2(1)8」に基づき適正に処理し支出している。

使途基準項目	政務活動費として計上された額	違法支出額	備 考
資料購入費	11,301	5,650	
広報費	18,349	9,174	
人件費	50,000	25,000	収支報告書(甲20の3)参照
事務費	11,509	5,754	
合 計	91,159	45,578	

番号

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
36 H27.4	京谷議員	甲25	2	H 27 4 30	議会報告のデータ作成料	広報費	32,400	100	32,400

使途基準項目	政務活動費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
広報費	32,400	0	32,400	ホームページの更新が毎月行われているわけでもないのに、高額な支出をしている。 したがって、政務活動費から支出することは、全額違法である。	ホームページの議会報告データ作成については、議会前からの打合せ、議会質問後の要約作業、校正、掲載作業等、最低2回の打合せ、平均3回以上の事務作業が必要である。 その他、議会日程、行政視察の報告、市政活動に関連する地域活動報告の掲載等に要する作業は毎月あり、その作業量の多さからして高額との指摘は全く当たらない。	

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
37 H27.4	京谷議員	甲25	1	H 27 4 27	ファクシミリ基本料(4月分)	事務費	2,558	50	1,279

使途基準項目	政務活動費として計上された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
事務費	2,558	1,279	1,279	自宅に設置された議会事務局との連絡用のファクシミリの基本料金であると主張するが、ただの連絡用であれば、調査研究とは無関係である。 また、調査研究活動に使用したかも不明であるため、2分の1を超えての支出は認められない。	電話代ではなく、自宅に設置された議会事務局との連絡用のファクシミリある。調査研究のために市の施策に関する情報を提供するもので、基本料金を対象としたものであり取扱要領「第2(1)8[力]」に基づき、事務費として計上しており、妥当なものである。	

使途基準項目	政務活動費として 計上された額	違法支出額	備 考
広報費	32,400	32,400	
事務費	2,558	1,279	
合 計	34,958	33,679	收支報告書(甲23の3)参照

番号

年 度	会派名	号証	No.	年 月 日	内 容	項 目	支 出 額	按 分 率	違 法 支 出 額
38 H27.4	吉年議員	甲28	1	H 27 4 9	「見てある記」91号 18,000部	広報費	95,760	50	47,880

使途基準項目	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張	
	政務活動費として計上された合計額	適法と認められる限度の支出額	違法支出合計額			
広報費	95,760	47,880	47,880	評価できる点は、政務活動費から支出した「ちらし」は、市民に配られていることである。 しかし、市政とは関係のない記載が紙面の大半を占めていることから、2分の1を超えての支出は認められない。 →政務活動費で発行している「ちらし」は、最小限に留めているとのことだが、費用が他社と比較して倍以上高額である。	「見てある記」は年に5回、49,000部を発行し、市政の情報発信と情報収集のため、市内全域に配布している。 4回は議会後に質問内容を報告する目的で印刷費にのみ使用し、各号には自らの議会質問と答弁の内容、論説、公務の日程、研修・ボランティア活動の記録等を掲載している。残り1回は前年度の政務活動費收支報告書と後援会収支報告書、本市の歴史を紹介した内容であるので、全額を後援会から支出している。政務活動費で発行する号も、費用は最小限に留めている。 印刷費は、印刷部数によつても単価が変わるが、1部当たり4~6円程度の印刷費は妥当なものと考える。	

使途基準項目	政務活動費として計上された額	違法支出額	備 考
広報費	95,760	47,880	
残額		-15,760	収支報告書(甲26の3)参照
合 計	95,760	32,120	

番号

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
39	H27.4 沖議員	甲31	2	H 27 4 15	おきニュース43号	広報費	81,000	50	40,500

使途基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認めら れる限度の支 出額	違法支出合計額			
広報費	81,000	40,500	40,500	政務活動費から支出した「ちらし」は、ごく一部の市民にしか配られていない。したがって、政務活動費から支出することは、違法である。したがって、2分の1を超えての支出は認められない。 一政務活動費で発行している「ちらし」は、校正及び編集を含んでいるとしても、費用が高額(5000部で81,000円)である。	議会報告の広報紙は、市政における調査研究の成果や議会質問の内容等を広報するために発行しているもので、取扱要領「第2(1)5」に基づき計上しており、妥当なものである。	おきニュース43号は平成27年3月議会での質問等の新聞であり、証拠説明書「丙A-2号証」で分かる様に、毎議会質問に立ち政策立案及び提言を行い新聞発行し、自ら戸別配布し市民に訴え違法性は全くない。

年度	会派名	号証	No.	年月日	内 容	項目	支出額	按分率	違法支出額
40	H27.4 沖議員	甲31	1	H 27 4 27	電話料及びファックス基本料 金平成27年3月分	事務費	2,350	50	1,175

使途基準 項目	政務活動費 として計上 された合計額	原告らの主張			被告の主張	補助参加人の主張
		違法と認めら れる限度の支 出額	違法支出合計額			
事務費	2,350	1,175	1,175	電話代は、基本料金である。 議会事務局との緊急用連絡FAXであると主張するが、ただの連絡用であれば、調査研究とは無関係である。 また、調査研究活動に使用したかも不明であるため、2分の1を超えての支出は認められない。	電話代ではなく、自宅に設置された議会事務局との連絡用のファクシミリ代であり、調査研究のために市の施策に関する情報を提供するもので、基本料金を対象としたものである。取扱要領「第2(1)8 [力]」に基づき、事務費として計上しており、妥当なものである。	電話代は議会事務局との緊急用連絡FAXの基本料金であり、違法性はない。

使途基準項目	政務活動費として 計上された額	違法支出額	備 考
広報費	81,000	40,500	
事務費	2,350	1,175	収支報告書(甲29の3)参照
残額		-3,350	
合 計	83,350	38,325	

これは正本である。

令和元年5月16日

大阪地方裁判所第7民事部

裁判所書記官 宇 藤 寿和子

